

は じ め に

昨今、少子高齢化や地域社会におけるつながりの希薄化に伴い、福祉や健康を取り巻く環境は大きく変化しています。福祉のニーズは一層複雑化しており、こども・高齢者・障がい者といった属性を超え、一人ひとりに寄り添う切れ目ない支援と、地域全体で支え合う体制の構築が不可欠となっております。

令和3年度に策定しました「第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画」をもとに、計画の基本理念であります「チュイシージーの心で創る 人と人がつながるやさしい都市（まち）ぎのわん」を実現するため、各関係機関と連携を進めております。

また、令和5年度には「第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。高齢者の尊厳と自立した生活を支援し可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営めるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に、引き続き取り組んでおります。

令和6年度には、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることを目的に「宜野湾市こども計画」を策定いたしました。「こども大綱」「県こども計画」を勘案し、すべてのこども・若者と保護者にとって暮らしやすく、いきる喜びを実感できるまちの実現に取り組んでまいります。

本冊子が、行政関係者はもとより、地域で福祉活動に携わる皆様、さらには広く市民の皆様に活用され、本市の福祉保健行政へのご理解とご協力をいただくための一助となれば幸いです。

令和8年8月

宜野湾市福祉推進部	部 長	香月 直子
宜野湾市こども部	部 長	伊佐 真
宜野湾市健康推進部	部 長	真鳥 かおり

< 目 次 >

第1章 宜野湾市の概況

1. 市の発展と福祉保健行政のあゆみ・・・・・・・・・・ 1-1
2. 福祉推進部・こども部・健康推進部の組織・・・・・・・・ 1-9
3. 宜野湾市内の福祉保健関係施設等配置図・・・・・・・・ 1-12
4. 宜野湾市の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-13
5. 令和8年度一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-17
6. 令和7年度一般会計決算・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-20

第2章 生活保護

1. 被保護世帯・被保護者の動向・・・・・・・・・・ 2-1
2. 保護の相談・申請・開始・廃止の動向・・・・・・・・ 2-3
3. 生活保護の扶助別推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6
4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-8
5. 生活保護の課題と今後の展望・・・・・・・・・・ 2-9

第3章 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援制度・・・・・・・・・・ 3-1
2. 生活困窮者自立支援の課題と今後の展望・・・・・・・・ 3-2

第4章 障がい者（児）福祉

1. 障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
2. 自立支援給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3
3. 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10
4. 特別障害者手当等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-14
5. 福祉関連団体への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-15
6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-16
7. 障がい者（児）福祉の現状と今後の展望・・・・・・・・ 4-19

第5章 地域福祉・援護

1. 宜野湾市の民生委員児童委員・・・・・・・・・・ 5-1
2. 社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会・・・・・・・・ 5-7
3. 福祉サービス利用援助事業・・・・・・・・・・ 5-11
4. 災害時要支援者避難支援・・・・・・・・・・ 5-12
5. 被災者支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-13
6. 福祉施設の苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-13
7. 福祉振興基金補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-14
8. 戦傷病者戦没者援護・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-15
9. 地域福祉の現状と今後の展望・・・・・・・・・・ 5-16

第6章 ひとり親支援・児童福祉・こどもの貧困対策・母子保健

1. ひとり親家庭の支援施策・・・・・・・・・・ 6-1
2. 女性の福祉・・・・・・・・・・ 6-6
3. 児童の福祉・・・・・・・・・・ 6-7
4. こどもの貧困緊急対策事業・・・・・・・・・・ 6-15
5. 母子保健事業・・・・・・・・・・ 6-17
6. 現状と今後の展望・・・・・・・・・・ 6-26

第7章 保育所・児童センター等

1. 保育施設・・・・・・・・・・ 7-1
2. 児童センター・・・・・・・・・・ 7-6
3. 児童健全育成巡回事業(移動児童館じゃんけんぽん) 7-6
4. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・・・ 7-7
5. 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)・・・ 7-8
6. こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)・・・ 7-8
7. 病児・病後児保育事業・・・・・・・・・・ 7-8
8. ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・ 7-9
9. 保育所・児童センター等の現状と今後の展望・・・ 7-10

第8章 高齢者福祉

1. 高齢者福祉政策について・・・・・・・・・・ 8-1
2. 高齢者福祉在宅事業・・・・・・・・・・ 8-2
3. 福祉施設への入所措置・・・・・・・・・・ 8-4
4. クラブ助成事業・・・・・・・・・・ 8-5
5. 福祉センターについて・・・・・・・・・・ 8-5
6. 高齢者福祉の現状と今後の展望・・・・・・・・・・ 8-9

第9章 介護保険

1. 介護保険制度・・・・・・・・・・ 9-1
2. 第1号被保険者の現状・・・・・・・・・・ 9-1
3. 要介護認定者の現状・・・・・・・・・・ 9-2
4. 介護保険料・・・・・・・・・・ 9-10
5. 介護保険特別会計経理状況・・・・・・・・・・ 9-13
6. 地域支援事業・・・・・・・・・・ 9-14
7. 福祉事業・・・・・・・・・・ 9-22
8. 介護保険の現状と今後の展望・・・・・・・・・・ 9-23

第10章 健康増進

1. 健康増進事業・・・・・・・・・・ 10-1
2. がん患者アピアランスケア支援事業・・・・・・・・ 10-8
3. 特定健診・保健指導事業・・・・・・・・ 10-9
4. 健康・食育ぎのわん21について・・・・・・・・ 10-13
5. 地域健康づくり支援事業・・・・・・・・ 10-14
6. 予防接種事業・・・・・・・・ 10-16
7. 地域保健の現状と今後の展望・・・・・・・・ 10-21

第11章 国民健康保険

1. 国民健康保険のしくみ・・・・・・・・ 11-1
2. 国民健康保険給付状況など・・・・・・・・ 11-1
3. 国民健康保険税・・・・・・・・ 11-4
4. 財政状況・1人あたりのデータなど・・・・・・・・ 11-5
5. 国民健康保険の現状と今後の展望・・・・・・・・ 11-7

第12章 後期高齢者医療制度

1. 後期高齢者医療制度・・・・・・・・ 12-1
2. 後期高齢者医療保険料・・・・・・・・ 12-4
3. 者医療の現状と今後の展望・・・・・・・・ 12-5

資料

第 1 章 宜野湾市の概況

1. 市の発展と福祉保健行政のあゆみ

(1) 市発展のあゆみ

本市の母体である宜野湾間切りは、1671年に浦添や中城及び北谷の各間切りから分割や新設した14か村をもって設立され、間切番所（現役所）を置くことで始まりました。

1879年（明治12年）の廃藩置県後、沖縄県庁の支庁として中頭郡役所、中頭郡教育事務所、中頭農学校が設置されるなど本島中南部の政治、経済、教育の中心地の様相を呈してきました。また、交通面では1902年（明治35年）に首里・浦添を経て普天間にいたる普天間街道の開通、1922年（大正11年）の県営鉄道嘉手納線の開通により交通の利便性も高まりました。

しかし第二次世界大戦においては本市も激戦地のひとつとなり、特に1945年（昭和20年）4月に始まった日米両軍の戦闘は嘉数高台から浦添の丘陵にかけて行なわれ、多くの尊い人命が失われるとともに、さまざまな社会基盤も甚大な被害を被りました。戦争により市域の大半が焼けましたが、奇跡的に残った野嵩地域は難民収容所となり、他の市町村に先んじて戦後処理作業が行われました。

その後、市域の主要な部分が米軍基地として接収されることで、集落移動と再編、人口の流入や普天間一帯の市街化など産業構造、地域構造が激変しました。普天間を中心に都市化が進展し、1962年（昭和37年）7月1日市制を施行し、都市としての発展を目指しました。

近年は沖縄国際大学や琉球大学の設立により学園都市として位置づけられています。さらには沖縄コンベンションセンターを中心とする西海岸一帯は、大型ホテルやマリンレジャー施設及びスポーツ施設などの整備によりコンベンションリゾートゾーンとして大きく変貌し、本市は県内の高次都市機能の一部を担う重要な地域となっています。また、1996年には日米特別行動委員会（SACO）で普天間飛行場全面返還とキャンプ瑞慶覧の一部返還が決定され、2015年3月には西普天間地区が返還、2017年7月から基地返還後の跡地利用に向け普天間未来基金が創設されるなど、新たな宜野湾市の街づくりがはじまっています。

(2) 福祉事務所の沿革

本市の福祉事務所は、沖縄の復帰に伴う特別措置により昭和48年4月1日に福祉行政の実施機関として設置されました。発足当時は市民の要求に即応したサービスの提供をするセンターとするため、福祉六法の業務はもとより、援護業務の拡充や相談業務の内容の総合充実を図り5係（庶務・保護・援護・社会・家庭児童）が設けられました。

昭和49年には、業務内容の拡充強化や迅速な市民福祉サービスを提供するため、組織の機構改革が行なわれ、社会課と分離されました。

平成4年に福祉事務所は福祉総務課、生涯福祉課、母子福祉課の3課が設けられました。また、援護業務、保育所、児童館業務は福祉事務所に統合されました。

平成12年4月に生活保護業務の強化のため、福祉総務課から保護係が分離し保護課が設けられました。

平成14年4月には、福祉部から福祉保健部（7課1園）に名称変更しました。

平成20年4月には、児童家庭課から保育児童係・3保育所・4児童センターが分離し、保育課が設けられ、6課で福祉事務所の業務が行われました。

平成25年4月、福祉保健部は、福祉推進部（5課）と健康推進部（4課1園）の二部に分かれ、福祉保健行政の強化を図りました。

平成27年4月、子ども子育て新制度の開始により、こども企画課が新設されるとともに、保健指導の効果的な実施のため、健康支援課と健康増進課が統合。また、宜野湾市外部委託等推進方針の考え方に基づき、民間の持つ柔軟性や効率性を生かし、福寿園が民営化となりました。

平成28年4月には、伊利原老人福祉センターが開所し、赤道老人福祉センターと併せて指定管理者制度を導入。また、宜野湾市公立保育所民営化基本方針に基づき、民間の活力により効率的かつ効果的な保育所運営を進めるため、野嵩保育所が民営化しました。

令和4年4月、生活福祉課が保護課、こども企画課がこども政策課に名称変更しました。

令和7年4月、福祉推進部と健康推進部からこどもに係る事務を分離し、業務の一部統合、課名等の変更を行い、こども部（3課）を設置しました。

(3) 福祉保健行政関連年表

1962年(昭和37年)	7月1日市制の施行 宜野湾市となる
1964年(昭和39年)	健康都市宣言
1966年(昭和41年)	市立野嵩保育所落成
1967年(昭和42年)	市老人クラブ連合会結成 市立大山保育所落成 特別児童扶養手当制度開始
1969年(昭和44年)	児童扶養手当制度開始
1972年(昭和47年)	福祉事務所準備室設置 宜野湾市社会福祉協議会設立(法人化) 敬老祝い金支給事業開始 児童手当制度開始
1973年(昭和48年)	国民健康保険制度開始 社会福祉事務所開所(庶務係、保護係、援護係、社会係、家庭児)
1974年(昭和49年)	市立宜野湾保育所落成 家庭児童相談室の設置 機構改革により社会課と分離し福祉事務所となる
1975年(昭和50年)	寝たきり老人等福祉手当支給事業開始 独居老人家庭インターホン設置事業開始 重度心身障害者日常生活用具給付開始 補装具交付、更生医療給付事業開始
1977年(昭和52年)	特別養護老人ホーム福寿園落成 緊急通報システム設置事業開始
1978年(昭和53年)	社会福祉センター落成 老人・身体障害者福祉電話サービス事業開始 移送(外出支援)サービス事業開始
1979年(昭和54年)	愛育園通園事業を社協へ委託 第1回福祉展開催
1981年(昭和56年)	ひとり暮らし老人等保健飲料給付事業開始
1983年(昭和58年)	大謝名児童センター落成 障害児保育実施
1984年(昭和59年)	宜野湾市保健相談センター落成 母子家庭児童入学激励金支給制度開始
1985年(昭和60年)	父子家庭児童入学激励金支給制度開始
1986年(昭和61年)	市立保育行政20周年記念誌作成及び合同運動会
1987年(昭和62年)	身体障害者かりゆし大会炬火採火式(森の川) 市民福祉まつり開催
1988年(昭和63年)	第1回ぎのわん車いすマラソン大会開催(社協)
1989年(平成元年)	デイサービス福寿園落成 市立うなばら保育所落成(大山・伊佐保育所統合) 老人福祉センター落成
1990年(平成2年)	市立野嵩保育所全面改築落成 赤道児童センター落成 視覚障害者ガイドヘルパー事業開始
1991年(平成3年)	身体障害者ホームヘルプ事業開始 重度心身障害者(児)医療費助成事業開始
1992年(平成4年)	福祉事務所が3課体制(福祉総務課、生涯福祉課、母子福祉課) 市在宅介護支援センター開所(愛誠園) 身体障害者ショートステイ事業開始
1993年(平成5年)	市社会福祉振興基金補助事業開始 大山児童センター落成(放課後児童対策事業、学童クラブ実施)
1994年(平成6年)	福祉システム電算導入稼動 乳幼児医療費助成事業開始
1995年(平成7年)	新城児童センター落成(放課後児童対策・学童クラブ実施) 健康福祉都市づくりフェア開催 母子父子家庭等医療費助成事業開始
1996年(平成8年)	新城区ミニデイサービス開所
1997年(平成9年)	野嵩3区ミニデイサービス開所 夜間保育開始(仲原保育所) 市立野嵩保育所創立30周年記念合同運動会 国民健康保険課保健事業開始(生き生き健康移動教室、水中運動)
1998年(平成10年)	乳幼児健康支援一時預かり事業(小児デイケア)を海邦病院へ委託 大謝名、大謝名団地、普天間3区、真志喜区ミニデイサービス開所 市在宅介護支援センター開所(宜野湾記念病院) 世界エイズデーヤングフェスティバルIN宜野湾開催

- 海外研修生受け入れ開始
わかばプラン（母子保健計画）策定
- 1999年（平成11年）介護保険対策課を新設
重度身体障害者住宅改造費助成事業開始
真栄原区、長田区、19区、宇地泊区、普天間1区ミニデーサービス開所
乳幼児医療費助成事業を3歳未満まで拡大
子育て応援ポケットを作成
- 2000年（平成12年）介護保険制度開始（介護保険対策課から介護長寿課に名称変更）
保護課を新設
宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
市立うなばら保育所で延長保育実施
障害者社会参加促進事業開始
軽度生活援助事業、配食サービス事業開始（高齢者）
生活訓練事業開始
スポーツ教室開始
進行性筋萎縮症者療養等給付事業開始
嘉数区、中原区、普天間2区、伊佐区、大山区、宜野湾区、
上大謝名区、嘉数ハイツミニデイサービス開所
- 2001年（平成13年）ミニデイサービスが生きがい対応型デイサービス（あしび村やー）へ
野嵩1区、我如古区あしび村やーデイサービス開所
社会を明るくする大会（宜野湾市開催）
- 2002年（平成14年）福祉部が福祉保健部に名称変更（7課1園）
生涯福祉課を障害福祉課に名称を変更
老人福祉係を高齡福祉係に名称変更し介護長寿課へ統合
母子福祉課を児童家庭課へ名称変更
精神障害者福祉業務開始（障害福祉課に知的精神福祉係を新設）
福寿園全面改築落成
子育て支援センターをマーシー保育園に委託
寝具類丸洗い仕上げ事業（在宅高齢者及び重度身体障害者）開始
家族介護慰労金支給事業開始
共同作業所イルカ小規模作業所補助金交付開始
喜友名区、野嵩2区あしび村やーデイサービス開所
- 2003年（平成15年）子育て支援センターをしのめ保育園に委託
市立宜野湾保育所で延長保育実施
第2期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
措置制度から支援費制度へ（身体障害者、知的障害者、障害児）
はごろも福祉作業室小規模作業所補助金交付開始
精神障害者小規模作業所への補助金開始
障害者生活支援事業開始
健康ぎのわん21策定
児童虐待防止ネットワーク会議の設置
宜野湾市バリアフリーのまちづくり基本計画策定
- 2004年（平成16年）県看護協会より海外研修生受入れに対する感謝状贈呈
家族介護用品支給事業開始
宜野湾市基幹型在宅介護支援センター開所
- 2005年（平成17年）乳がん検診にマンモグラフィー検診導入
次世代育成支援行動計画策定
市立野嵩保育所の延長保育実施
育児支援家庭訪問事業開始
DV・女性保護対策事業開始
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業開始
- 2006年（平成18年）宜野湾市地域福祉計画策定
第3期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
障害者自立支援法施行による地域生活支援事業スタート
第二次宜野湾市障害者福祉計画策定
宜野湾市基幹型在宅介護支援センター閉鎖
宜野湾市地域包括支援センター（直営）開所
地域密着型サービス事業開始
健康増進課市民健康係が健康さぼーと係と健康増進係に分離
保健事業（生き生き健康移動教室、水中運動教室、スポレクday）を
国民健康保険課から健康増進課へ業務移管し健康ぎのわん21一次
予防事業として実施

- 生活機能評価事業を開始
 児童健全育成巡回モデル事業を開始
 住民健診のもし健診、結果説明会開催を1回増やし年5回実施
 保健相談センター、沖縄県より敷地内完全禁煙施設認定を受ける
 2007年（平成19年）障害者相談支援事業開始（（福）ハイジ福祉会、（社）沖縄県精神障害者
 地域包括支援センターかいほう、地域包括支援センターぎのわん開所
 シルバーパスポート事業開始
 生き生き健康移動教室をリニューアルし、HELIUMS教室（The
 healthy life by a meal and sports）を実施
 宜野湾市オリジナル健康体操「美らがんじゅう体操～ちょっと待って！
 メタボリック！気をつけ隊～」DVD・CDを製作し、体操普及開始
 はごろもウォーキング大会開催
 児童の医療費助成事業の対象を通院は4歳児、入院は中学校卒業まで拡大
 自立生活センター・イルカ、はごろも福祉作業室、ひまわり共同作業所、
 あかとうんちが小規模作業所から地域活動支援センターへ移行
 市立野嵩保育所創立40周年記念合同運動会
 要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）の設置
 母子家庭高等技能訓練促進事業開始
 2008年（平成20年）宜野湾保育所改築工事
 老人保健医療制度廃止
 前期高齢者医療制度・後期高齢者医療制度開始
 （前期高齢者医療制度開始により退職者医療制度が廃止）
 児童の医療費助成事業の自動償還払い方式を導入
 宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画を策定
 保育課を新設（児童家庭課より分課）
 宜野湾市地域包括支援センター（直営）廃止
 障害福祉課を障がい福祉課へ課名変更
 身体福祉係を給付係、知的精神福祉係を自立支援係へ名称変更難病患者等
 居宅生活支援事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業を開始
 第二期宜野湾市障害福祉計画策定
 地域健康づくり支援事業を開始
 特定健診・特定保健指導事業を開始
 「健康ぎのわん21」中間評価実施
 第4期宜野湾市保健福祉計画・介護保険事業計画策定
 2009年（平成21年）健康支援課健診指導係を新設（健康増進課より、分課）
 保護課管理係を新設
 女性特有のがん検診推進事業を開始
 国民健康保険課滞納整理係を新設
 民生委員児童委員連絡協議会事務局を市から社会福祉協議会へ移管
 老人福祉センターが介護長寿課管理係へ統合
 新型インフルエンザ対策本部設置
 宜野湾市住宅手当緊急措置事業開始
 新型インフルエンザプロジェクトチーム発足
 宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）策定
 こんにちは赤ちゃん事業を開始
 母子自立支援員を児童家庭課に配置
 2010年（平成22年）保護課保護係を2係体制に再編
 児童家庭課手当係を新設
 保育課こども育成係を新設
 我如古児童センター落成（放課後児童対策事業 学童クラブ実施）
 ファミリーサポートセンターが市民経済部から保育課へ移管
 市内保育所の気になる子に対する巡回相談開始（臨床心理士1名配置）
 子ども手当制度開始
 児童扶養手当の父子家庭への支給開始
 福寿園厨房業務委託
 沖縄県国民健康保険広域化等支援方針策定（普通調整交付金減額措置適用除却）
 宜野湾市オリジナル健康体操「美らがんじゅう体操」の「らくらく編」を考案し、
 DVDPart2（らくらく編&体操普及映像付）と体操リード付CDを制作
 2011年（平成23年）第二次宜野湾市地域福祉計画策定
 老人保健医療特別会計の廃止
 福寿園居宅介護支援事業所の廃止
 介護長寿課保険料係を新設
 日本赤十字社に関する事務を健康増進課から福祉総務課へ移管

- 任意予防接種費用助成事業開始（水痘・おたふくかぜ）
子宮頸がん等ワクチン接種事業開始
高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業を開始
地域包括支援センターふてんま、地域包括支援センターふれあい開所
市町村新任保健師等育成事業（平成23年4月～平成26年3月）
- 2012年（平成24年）第5期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
第三期宜野湾市障がい福祉計画策定
第三次宜野湾市障がい者福祉計画策定
子ども手当にかわり、児童手当が拡充し復活する
災害弔慰金支給、災害援護資金貸付を市民防災室から福祉総務課へ移管
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料コンビニ収納開始
DV被害者緊急一時避難支援事業開始
障害者虐待防止法の施行
- 2013年（平成25年）チュイシージーセンターさんさん開所
デイサービスセンター福寿園の廃止
第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定
母子父子家庭児童入学激励金支給事業終了
第2期宜野湾市特定健康診査等実施計画策定
宜野湾市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
福祉保健部が福祉推進部と健康推進部の2部に再編される
保護課保護係が3係体制（保護一係、二係、三係）
介護長寿課管理係が事業管理係へ名称変更
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
県より育成医療支給認定業務の権限移譲
県より社会福祉法人の定款変更及び設立認可等の権限移譲
子ども子育て新制度の移行準備開始（主幹1名配置）
各中学校区域に家庭児童相談員を配置
沖縄県より未熟児養育医療に係る権限移譲を受ける
宜野湾市権利擁護支援センターうるる開所
宜野湾市子ども・子育て会議を設置
子ども医療費助成事業の対象を通院で小学校就学前まで拡大
子ども医療費助成事業の県内自動償還払い方式を導入
宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
健康ぎのわん21策定（第2次）
宜野湾市食育推進計画策定
宜野湾市新任保健師育成マニュアル策定
こんにちは赤ちゃん事業を児童家庭課から健康増進課へ移管
子ども医療費助成事業を健康増進課から児童家庭課へ業務移管
保育課が2係（保育児童係、こども育成係）から3係（保育児童係、こども育成係、企画管理係）へ
ひとり親家庭こどもの生活・学習支援事業開始
母子及び父子並びに寡婦福祉法へ法律名を改称し、父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。貸付等の支援施策の対象を父子家庭に拡大
児童扶養手当と公的年金との併給制限の見直し
- 2015年（平成27年）宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定
第6期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
第四期障がい福祉計画策定
健康支援課を健康増進課へ統合
福寿園の民営化
保護課を生活福祉課に名称変更し、生活支援係を新設
生活困窮者自立支援制度開始（生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金事業、一時生活支援事業、こどもの学習支援事業）
地域活動支援センターI型はびわん開所
子ども医療費助成、県補助通院年齢対象児を3歳児から就学児に拡大
「介護予防・日常生活支援総合事業」開始
- 2016年（平成28年）第三次宜野湾市地域福祉計画策定
野嵩保育所の民営化
子ども医療費助成事業の対象を通院で小学校6年生まで拡大
ひとり親家庭生活支援事業開始～令和2年3月終了
宜野湾市伊利原老人福祉センター開所
第1期宜野湾市老人福祉センターの指定管理者による管理運営開始（医療法人アガベ会）
DTの予防接種が集団接種から個別接種へ移行
沖縄子どもの貧困緊急対策事業にて各中学校区に子ども支援員配置
ひとり親情報交換事業開始～令和元年12月終了
沖縄子どもの貧困緊急対策事業にて子どもの居場所（普天間3区我如古区）を開所
児童扶養手当の第2子目以降の加算額増額
定期予防接種としてB型肝炎ワクチン接種を開始
非課税世帯などを対象とした子ども医療費助成等貸付事業を開始

2017年（平成29年）	長田児童館落成 生活困窮者自立支援制度拡充に伴い就労準備支援事業、家計相談支援事業を開始 母子及び父子家庭等医療費助成の県内自動償還払い方式を導入 特定防衛施設周辺整備調整交付金[普天間飛行場関連特定事業（医療に関する事業：予防接種事業）]を活用 利用者支援事業（母子保健型）を開始 沖縄子どもの貧困緊急対策事業にて子どもの居場所運営支援事業補助事業開始
2018年（平成30年）	公立保育所調理業務の民間委託 第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定 第4次宜野湾市障がい者基本計画策定 宜野湾市第5期障がい福祉計画及び宜野湾市第1期障がい児福祉計画策定 第2期保健事業実施計画策定（データヘルス計画） 第7期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 幼保事務一元化に伴う組織の見直し 保育課から子育て支援課へ名称変更に伴い、幼稚園係、管理係を新設し、こども育成係（ファミリーサポートセンター含む）をこども企画課へ移管 生活保護世帯を対象とした実費徴収に係る補足給付事業を開始 児童手当からの保育料特別徴収を開始 生活福祉課保護係が4係体制に再編（保護四係を新設） 沖縄子どもの貧困緊急対策事業で子どもの居場所（宇地泊区）開所 宜野湾市国民健康保険財政健全化計画の策定 こども医療費助成事業の入通院時の未就学児対象の現物給付を導入 沖縄県が国保財政の責任主体となり、県内市町村とともに国保運営を担う
2019年（令和元年）	宜野湾市子ども未来応援計画策定 子宮頸がん乳がん検診無料クーポン券廃止 成人男性風しん抗体検査・予防接種クーポン事業（国における風しん追加的対策）を開始（令和3年度までの時限措置） 特定防衛施設周辺整備調整交付金[普天間飛行場関連特定事業（医療に関する事業：こども医療費助成事業）]を活用 特定防衛施設周辺整備調整交付金[普天間飛行場関連特定事業（医療に関する事業：妊婦健康診査事業）]を活用 宜野湾市子ども家庭総合支援拠点を設置 児童扶養手当の支払回数が年3回より年6回へ変更 退職者医療制度の経過措置が終了
2020年（令和2年）	シルバーパスポートクーポン券の発行休止 国民健康保険税率の改定 ロタウイルスワクチン予防接種の定期化 宜野湾市新生児子育て応援給付金事業 宜野湾市子どもの居場所連絡会運営事業を開始
2021年（令和3年）	新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム発足 児童扶養手当額と障害年金の子の加算額との差額支給へ見直し 宜野湾市第6期障がい福祉計画及び宜野湾市第2期障がい児福祉計画策定 第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 第2期宜野湾市老人福祉センター指定管理を開始（医療法人アガペ会） 第2期宜野湾市国民健康保険財政健全化計画の策定 宜野湾市子育て世代包括支援センターの設置 産婦健康診査1回分の公費助成 産後ケア事業の開始 マイナ保険証の本格運用開始
2022年（令和4年）	第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画策定 こども企画課からこども政策課へ名称変更 生活福祉課が保護課へ名称変更し生活支援係を福祉総務課へ福祉推進部次長1名から2名体制へ 子宮頸がん（HPV）ワクチンの積極的接種勧奨を再開 ※平成25年6月から通知等による積極的接種勧奨の差し控え 成人男性風しん抗体検査・予防接種クーポン事業（国における風しん追加的対策）の延長（令和6年度まで） 国保特定健診受診率向上事業開始（受診者への商品券交付事業：GO!GO!とくとく特定健診キャンペーン） こども医療費助成事業の通院分の対象年齢を中学校卒業まで拡大し自己負担1000円廃止。入通院分を現物給付方式対象年齢を中学校卒業まで拡大 国民健康保険税率の改定 後期高齢者医療制度における窓口負担割合「2割」の導入 産婦健康診査2回分の公費助成 ちゅうらパーキング利用証制度における利用証交付開始 母子保健事業の一部予約制導入

2023年（令和5年）	宜野湾市避難行動要支援者支援計画を作成 地域活動支援センターⅠ型はびわん閉所 宜野湾市医療的ケア児とその家族の生活実態に関する調査 DPT-IPV（4種混合）接種開始時期が生後2か月に変更 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン9価ワクチンが定期接種化 親子伴走型相談・経済的支援事業を開始 母子保健事業（乳幼児健診・教室・妊娠届出・ギフト申請）の予約制 宜野湾市地域活動支援センターTAPIC（Ⅰ型）開所 障がい福祉課に審査管理係設置 電子母子手帳アプリの導入 宜野湾市短期入所生活援助（ショートステイ）事業開始
2024年（令和6年）	宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画策定 第3期宜野湾市国民健康保険財政健全化計画の策定 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定 第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 第5次宜野湾市障がい者基本計画策定 宜野湾市第7期障がい福祉計画及び宜野湾市第3期障がい児福祉計画策定 こども家庭センター設置 子育て支援課管理係を施設給付係へ、幼稚園係を幼保支援係へ名称変更 DPT-IPV-Hib（5種混合）の定期接種化 国民健康保険証の新規発行終了によりマイナ保険証利用を基本とする仕組みへと変更 宜野湾市拠点型こどもの居場所運営事業（委託事業）開始
2025年（令和7年）	宜野湾市こども計画の策定 組織改編により福祉推進部と健康推進部からこどもに係る事務を分離しこども部として設置 児童家庭課をこども家庭課、子育て支援課を保育こども園課へ名称変更 市立大山幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行 带状疱疹ワクチンの定期接種化 国民健康保険税率の改定 宜野湾市学習・就労支援体制強化事業開始 養育費に関する公正証書等作成費補助開始 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の試行的運用開始 宜野湾市包括的支援体制推進会議設置 子育て世帯訪問支援事業開始 こども医療費助成事業の対象を高校生年代まで拡大 医療的ケア児の併行通園事業の開始（令和6年12月1日より適用） うなばら保育所閉所 「リエイブルメント型介護予防教室（サービスC）」の事業開始
2026年（令和8年）	第3期宜野湾市老人福祉センターを株式会社フォスタに指定管理開始 市立はごろも幼稚園を公立幼保連携型認定こども園へ移行 子ども・子育て支援金制度開始 重度訪問介護利用者の大学就学支援事業の開始 市立嘉数幼稚園、普天間第二幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行 保育こども園課に教保支援係を新設し、幼保支援係を入所認定係へ統合 こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付）本格運用開始 健康・食育ぎのわん21策定

2. 福祉推進部・こども部・健康推進部の組織

(1) 福祉推進部・こども部・健康推進部と福祉事務所の組織

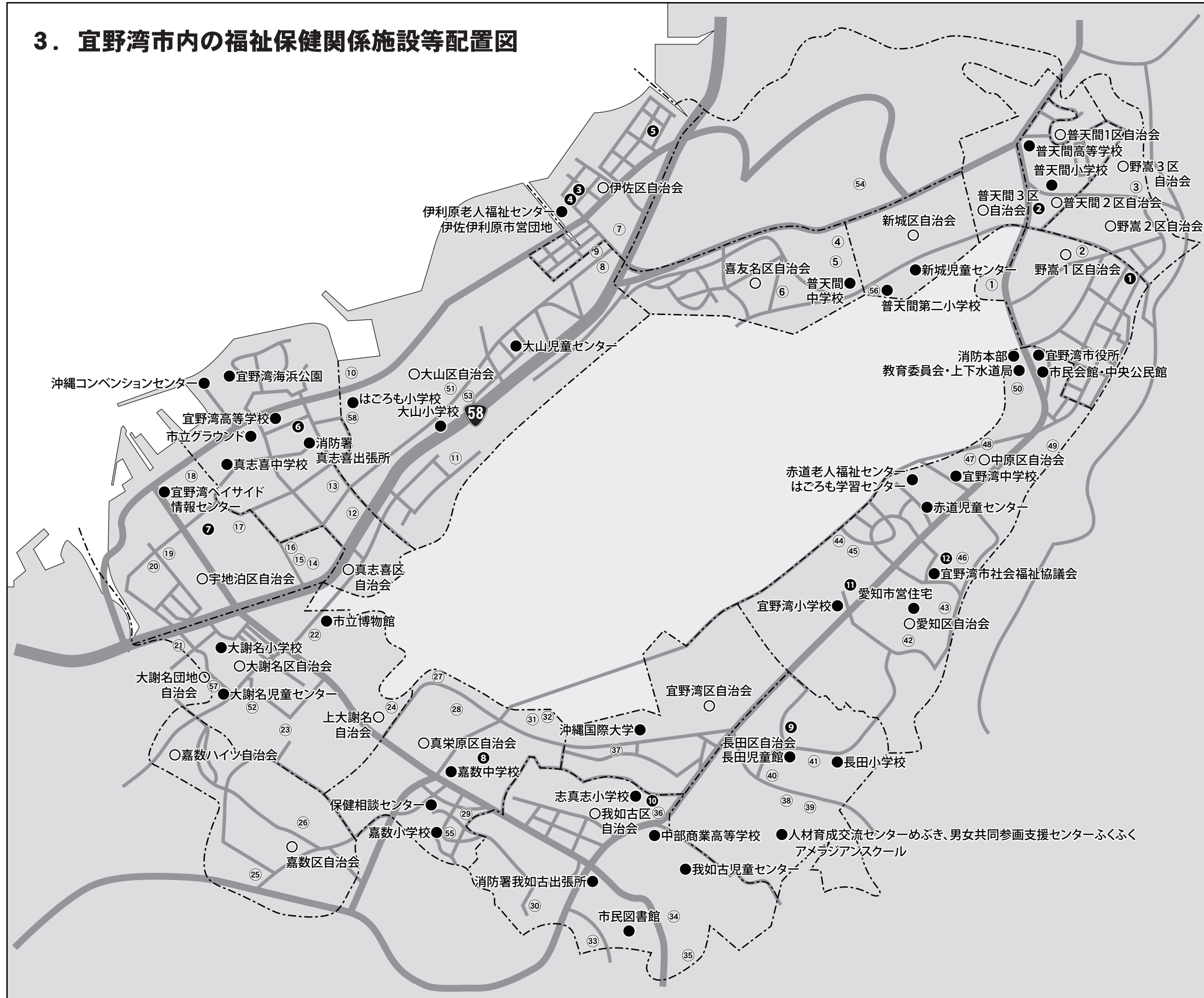


(2) 福祉推進部・こども部・健康推進部と福祉事務所の所轄事務(令和8年4月1日現在)

福祉推進部	福祉事務所	福祉総務課	1 部内の事業管理担当課としての事務 2 福祉振興基金に関する事。 3 福祉事務所の文書収発及び所内公印の管守に関する事。 4 部内及び福祉事務所内の総括業務 5 福祉保健分野における表彰に関する事。 6 民生委員児童委員に関する事。 7 国民生活基礎調査等福祉に係わる調査に関する事。 8 福祉事務所に係る研修生受入に関する事。 9 福祉施設苦情解決委員に関する事。 10 福祉保健概要の発刊に関する事。 11 地域福祉計画の推進に関する事。 12 避難行動要支援者に関する事 13 県及び市町村福祉業務連絡協議会に関する事。 14 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び慰霊祭等遺族等援護に関する事。 15 遺族会、原爆協の助成に関する事。 16 日本赤十字社の事務に関する事。 17 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 18 宜野湾市社会福祉協議会に関する事。 19 社会福祉法第30条に定める所轄庁としての事務に関する事。 20 生活困窮者自立支援法に関する事。 21 他課に属さない福祉に関する事。 22 部内複数課にまたがる事務又は部内他課に属さない事務に関する事。
		障がい福祉課	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事。 2 身体障害者福祉法に関する事。 3 知的障害者福祉法に関する事。 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく福祉事業に関する事。 5 児童福祉法に基づく障害児福祉事業に関する事。 6 特別障害者福祉手当等の支給に関する事。 7 関係団体への補助及び助成金に関する事。 8 障害児に対する補装具及び日常生活用具の給付に関する事。 9 社会福祉法人の定款変更及び設立認可等に関する事。 10 その他障害者福祉に関する事。
		保護課	1 生活保護法に基づく保護の決定及び実施に関する事。 2 生活保護費の支給及び保護統計に関する事。 3 面接相談に関する事。 4 就労自立給付金に関する事。 5 進学準備給付金に関する事。 6 被保護者就労支援事業に関する事。 7 被保護者健康管理支援事業に関する事。 8 中国残留邦人等に対する支援給付に関する事。 9 生活に困窮する外国人の保護に関する事。 10 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
こども部		こども政策課	1 部内の事業管理担当課としての事務 2 子ども・子育て支援に関する施策の企画及び調整に関する事。 3 子ども・子育て支援に関する計画の策定及び進行管理に関する事。 4 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び指導に関する事。 5 家庭的保育事業等の認可及び指導に関する事。 6 特定乳児等通園支援事業の認可及び指導に関する事。 7 認可外保育施設に関する事。 8 保育施設を運営する社会福祉法人の設立認可等、定款変更、指導監督等に関する事。 9 児童センターの管理・運営に関する事。 10 関係団体への補助及び助成に関する事。 11 放課後児童健全育成事業に関する事。 12 ファミリーサポートセンターに関する事。 13 子ども・子育て支援交付金に関する事。 14 こどもの食を支える基金に関する事。 15 部内複数課にまたがる事務又は部内他課に属さない事務に関する事。
		保育こども園課	1 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付に関する事。 2 児童福祉法に基づく保育の利用調整に関する事。 3 市立保育所の管理・運営に関する事。 4 市立子育て支援センターの管理・運営に関する事。 5 関係団体等への補助及び助成に関する事。

こども部	福祉事務所	保育 こども園課	6 特定教育・保育施設の保育料等に関すること。 7 特別支援保育事業に関すること。 8 子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び給付に関すること。 9 市立幼稚園の通園区域に基づく指定園変更及び区域外就園に関すること。 10 市立幼稚園の入退園等に関すること。 11 市立幼稚園預かり保育の許可に関すること。 12 市立幼稚園保育料及び預かり保育料に関すること。 13 認可外保育施設に対する補助金に関すること 14 利用者支援事業に関すること 15 延長保育事業に関すること。 16 実費徴収に係る補足給付を行う事業に関すること。 17 多様な事業者の参入促進・能力活用事業に関すること。 18 地域子育て支援拠点事業に関すること。 19 一時預かり事業に関すること。 20 病児保育事業に関すること。
		こども 家庭課	1 児童手当に関すること。 2 こども医療費助成事業に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 母子・父子家庭等医療費助成事業に関すること。 5 特別児童扶養手当に関すること。 6 関係団体等への補助及び助成金に関すること。 7 家庭児童相談に関すること。 8 要保護児童に関すること。 9 DV・女性保護対策に関すること。 10 児童福祉法（障害児を除く）、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。 11 児童福祉法に基づく助産施設への入所措置に関すること。 12 子育て短期支援事業に関すること。 13 こども家庭センターに関すること。 14 母子保健法に基づく事業に関すること。 15 母子保健推進員事務に関すること。 16 児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業に関すること。 17 発達障害者支援法に基づく児童の発達障害の早期発見等に関すること。 18 こどもの貧困対策に関すること。
健康推進部		介護長寿課	1 部内の事業管理担当課としての事務 2 高齢化対策に関すること。 3 老人福祉法に基づく措置に関すること。 4 宜野湾市老人福祉センターに関すること。 5 その他老人福祉法等に関すること。 6 第1号保険料の賦課、徴収に関すること。 7 介護保険法の諸届及び諸給付に関すること。 8 認定審査に関すること。 9 認定審査委員に関すること。 10 社会福祉法人の定款変更及び設立認可等に関すること。 11 その他介護保険法等に関すること。 12 部内複数課にまたがる事務または部内他課に属さない事務に関すること。
		国民健康 保険課	1 国民健康保険事業の企画運営に関すること。 2 国民健康保険の諸届け及び諸給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、徴収及び調査に関すること。 4 後期高齢者医療に関すること。
		健康 増進課	1 予防接種法に基づく事業に関すること。 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく事業に関すること。 3 薬物乱用防止に関すること。 4 予防接種健康被害調査委員会事務に関すること。 5 保健相談センターの管理運営に関すること。 6 献血推進協議会事務に関すること。 7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健事業に関すること。 8 健康増進法に関すること。 9 健康・食育ぎのわん21推進協議会事務に関すること。 10 特定健康診査及び特定保健指導の事務に関すること。 11 食育基本法に関すること。

3. 宜野湾市内の福祉保健関係施設等配置図



福祉保健関係施設

- ①相談支援事業所ケアステーションpont
- ②地域包括支援センターふてんま
- ③ピアセンターイルカ
- ④障がい福祉サービス事業所はごろも
- ⑤特別養護老人ホーム愛誠園
- ⑥地域包括支援センターかいほう
- ⑦特別養護老人ホーム白浜の里愛誠園
- ⑧地域包括支援センターふれあい
- ⑨蒼生学園
- ⑩地域包括支援センターぎのわん
- ⑪蒼生学園分場 美ら風
- ⑫特別養護老人ホーム福寿園

認可保育所等

- ①認定こども園はごろも保育園分園
- ②ここわ認定こども園
- ③ゆうわ認定こども園
- ④しのめこども園
- ⑤ほいくえん そーれ!
- ⑥きゆな保育園
- ⑦キュート・チャイルド・ケア宜野湾保育園
- ⑧リトルマーシー
- ⑨大山せせらぎ保育園
- ⑩ヤクルトわくわく大山保育園
- ⑪認定こども園はごろも保育園
- ⑫ばいかじ保育園
- ⑬ちきーと保育園真志喜園
- ⑭認定こども園森川保育園
- ⑮認定こども園まなぶ保育園
- ⑯うさぎ保育園
- ⑰ラポール育成保育園
- ⑱そらうみ保育園
- ⑲マーシー保育園
- ⑳もりのなかま保育園宇地泊園
- ㉑ちきーと保育園
- ㉒花の子保育園
- ㉓こがねの森保育園
- ㉔第2さつき認定こども園分園
- ㉕ねたて保育園
- ㉖ピノキオ認定こども園
- ㉗第2さつき認定こども園
- ㉘さつき認定こども園
- ㉙認定きららこども園
- ㊱可愛保育園
- ㊲ちゅらさん保育園
- ㊳おひさま認定こども園
- ㊴ポケット保育園
- ㊵認定こども園しいの実保育園
- ㊶認定こども園しいの実保育園(分園)
- ㊷クッピー乳児園
- ㊸宜野湾保育所
- ㊹志真志まごころ保育園
- ㊺らいむ保育園
- ㊻秋津保育園
- ㊼どんぐりの里保育園
- ㊽つみき保育園
- ㊾愛善認定こども園
- ㊿あいのもり保育園
- ㊽あいのもり保育園分園
- ㊾赤道あおぞら保育園
- ㊿認定こども園ミライエ
- ㊽認定こども園ミライエ(分園)
- ㊿認定こども園ちゃいるどはうすエンジェル
- ㊽認定こども園ミライエ(第2分園)
- ㊿あつる保育園
- ㊽びっころ保育園
- ㊿大山こども園
- ㊽琉球大学病院保育園ミライエ
- ㊿嘉数こども園
- ㊽ととのこ普天間第二こども園
- ㊿大謝名小規模保育園
- ㊽はごろもねたてこども園

4. 宜野湾市の人口

(1) 行政区別人口の推移

各年12月末日現在 (単位：人・世帯)

行政区別	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			令和7年		
	総数	男	女	世帯数	総数	男	女	世帯数	総数	男	女	世帯数	総数	男	女
総数	100,317	48,766	51,551	46,347	100,289	48,740	51,529	46,030	100,322	48,754	51,568	47,485	100,443	48,793	51,650
野嵩一区	5,769	2,810	2,959	2,521	5,724	2,793	2,931	2,496	5,724	2,806	2,918	2,552	5,836	2,871	2,965
野嵩二区	816	407	409	422	808	401	407	407	806	400	406	429	768	385	383
野嵩三区	1,187	612	575	577	1,166	607	559	565	1,140	586	554	567	1,084	546	538
普天間一区	1,023	485	538	540	978	460	518	505	957	453	504	532	955	454	501
普天間二区	623	303	320	323	600	292	308	312	584	280	304	307	559	263	296
普天間三区	1,993	964	1,029	995	1,983	972	1,011	989	1,945	951	994	995	1,882	925	957
新城区	3,835	1,837	1,998	1,824	3,809	1,827	1,982	1,796	3,723	1,783	1,940	1,821	3,741	1,819	1,922
喜友名区	3,533	1,702	1,831	1,600	3,494	1,686	1,808	1,602	3,491	1,663	1,828	1,635	3,450	1,633	1,817
伊佐区	4,136	1,961	2,175	2,147	4,179	1,988	2,191	2,093	4,201	2,005	2,196	2,211	4,196	1,983	2,213
大山区	7,561	3,649	3,912	3,436	7,661	3,680	3,981	3,411	7,789	3,743	4,046	3,638	7,878	3,789	4,089
真志喜区	7,662	3,699	3,963	3,265	7,690	3,712	3,978	3,232	7,700	3,688	4,012	3,372	7,682	3,677	4,005
宇地泊区	4,454	2,111	2,343	2,003	4,513	2,154	2,359	2,043	4,515	2,168	2,347	2,087	4,553	2,187	2,366
大謝名区	5,778	2,703	3,075	2,765	5,677	2,653	3,024	2,736	5,613	2,649	2,964	2,753	5,650	2,691	2,959
嘉数区	5,316	2,629	2,687	2,397	5,324	2,624	2,700	2,414	5,277	2,599	2,678	2,440	5,304	2,596	2,708
真栄原区	9,657	4,685	4,972	4,282	9,804	4,765	5,039	4,307	9,793	4,753	5,040	4,458	9,839	4,784	5,055
我如古区	8,748	4,389	4,359	4,313	8,605	4,303	4,302	4,214	8,712	4,366	4,346	4,387	8,751	4,362	4,389
長田区	9,980	5,026	4,954	4,659	9,999	5,021	4,978	4,625	10,103	5,060	5,043	4,808	10,177	5,100	5,077
宜野湾区	6,316	3,133	3,183	3,062	6,369	3,187	3,182	3,058	6,351	3,182	3,169	3,161	6,360	3,192	3,168
愛知区	6,499	3,089	3,410	2,763	6,473	3,046	3,427	2,773	6,436	3,029	3,407	2,812	6,378	2,989	3,389
中原区	5,431	2,572	2,859	2,453	5,409	2,567	2,842	2,451	5,458	2,588	2,870	2,519	5,400	2,547	2,853
基地内	0	0	0	0	4	2	2	1	4	2	2	1	0	0	0

※外国人も含む。

資料：市民課

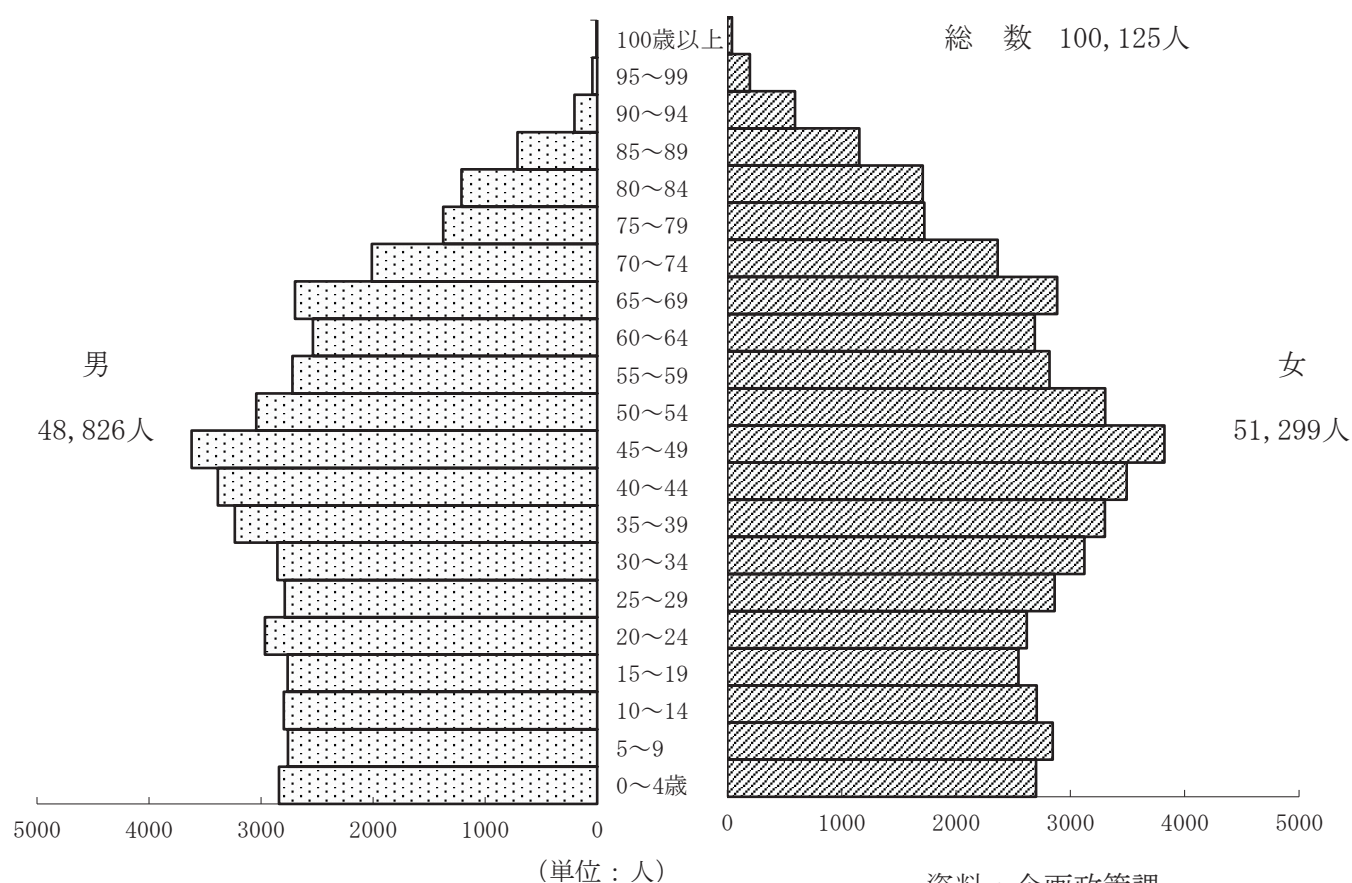
(2) 年齢・男女別人口

令和2年10月1日現在 (単位：人)

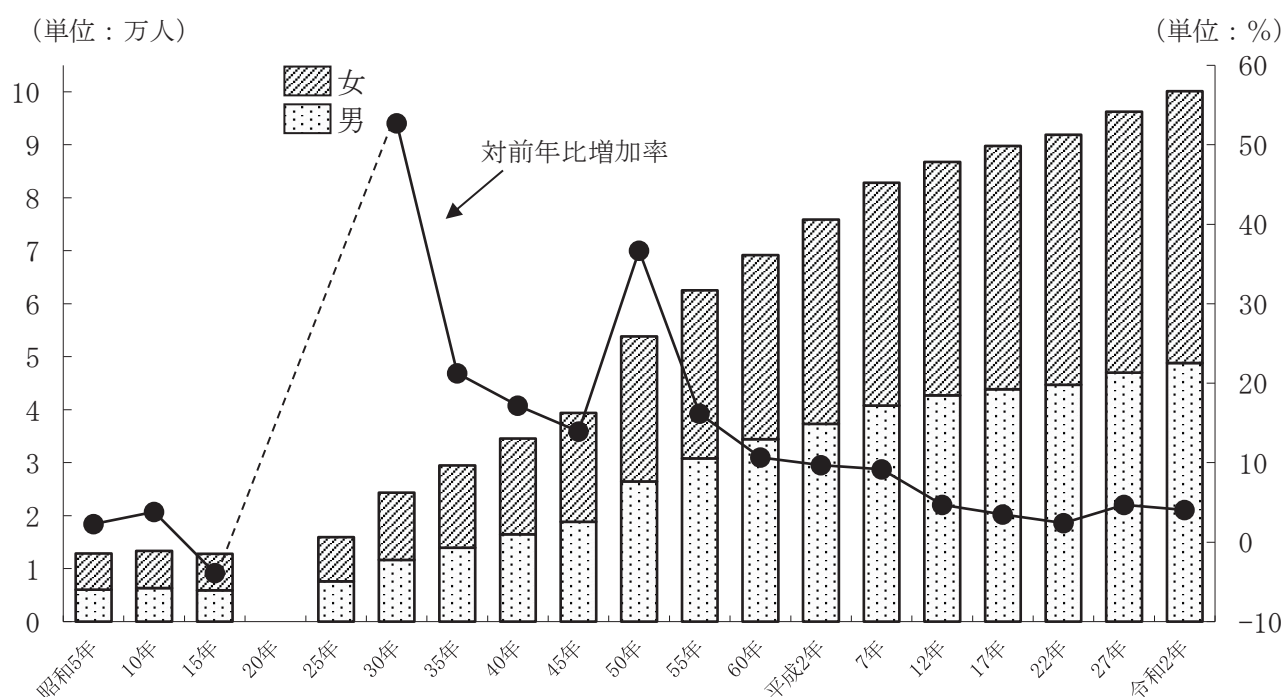
年齢 (歳)	総数	男	女	年齢 (歳)	総数	男	女	年齢 (歳)	総数	男	女	年齢 (歳)	総数	男	女
総数	100,125	48,826	51,299												
0～4歳	5,540	2,841	2,699	30～34	5,977	2,854	3,123	60～64	5,224	2,536	2,688	90～94	794	203	591
0	1,145	586	559	30	1,086	524	562	60	1,032	500	532	90	237	76	161
1	1,048	571	477	31	1,073	524	549	61	1,072	512	560	91	190	49	141
2	1,100	550	550	32	1,225	567	658	62	1,059	541	518	92	155	45	110
3	1,080	510	570	33	1,317	617	700	63	1,044	495	549	93	114	21	93
4	1,167	624	543	34	1,276	622	654	64	1,017	488	529	94	98	12	86
5～9	5,607	2,760	2,847	35～39	6,538	3,235	3,303	65～69	5,581	2,696	2,885	95～99	241	42	199
5	1,114	570	544	35	1,312	649	663	65	1,080	538	542	95	70	13	57
6	1,086	522	564	36	1,303	652	651	66	1,135	574	561	96	65	14	51
7	1,153	564	589	37	1,386	672	714	67	1,188	557	631	97	49	10	39
8	1,111	561	550	38	1,279	630	649	68	1,076	520	556	98	29	3	26
9	1,143	543	600	39	1,258	632	626	69	1,102	507	595	99	28	2	26
10～14	5,504	2,797	2,707	40～44	6,879	3,386	3,493	70～74	4,375	2,011	2,364	100歳以上	48	6	42
10	1,140	598	542	40	1,338	663	675	70	1,108	499	609	不詳	4,057	2,256	1,801
11	1,140	559	581	41	1,333	648	685	71	966	446	520				
12	1,079	533	546	42	1,320	658	662	72	1,030	485	545				
13	1,077	568	509	43	1,430	720	710	73	853	390	463				
14	1,068	539	529	44	1,458	697	761	74	418	191	227				
15～19	5,311	2,764	2,547	45～49	7,445	3,621	3,824	75～79	3,097	1,375	1,722	(再掲)	16,651	8,398	8,253
15	1,008	512	496	45	1,437	687	750	75	479	207	272				
16	1,071	552	519	46	1,514	750	764	76	613	272	341				
17	1,013	520	493	47	1,557	771	786	77	662	297	365	15歳未満	60,492	29,913	30,579
18	1,114	601	513	48	1,498	743	755	78	675	294	381				
19	1,105	579	526	49	1,439	670	769	79	668	305	363				
20～24	5,583	2,965	2,618	50～54	6,347	3,043	3,304	80～84	2,921	1,213	1,708	15～64歳	60,492	29,913	30,579
20	1,111	594	517	50	1,377	644	733	80	594	248	346				
21	1,173	609	564	51	1,368	642	726	81	613	267	346				
22	1,096	600	496	52	1,310	641	669	82	628	264	364	65歳以上	22,982	10,515	12,467
23	1,088	579	509	53	1,222	596	626	83	552	223	329				
24	1,115	583	532	54	1,070	520	550	84	534	211	323				
25～29	5,652	2,790	2,862	55～59	5,536	2,719	2,817	85～89	1,868	713	1,155	15歳未満	16.6%	17.2%	16.1%
25	1,149	581	568	55	1,180	548	632	85	544	230	314				
26	1,120	544	576	56	1,096	548	548	86	411	168	243				
27	1,084	535	549	57	1,134	561	573	87	366	130	236	15～64歳	60.4%	61.3%	59.6%
28	1,130	578	552	58	1,032	500	532	88	292	109	183				
29	1,169	552	617	59	1,094	562	532	89	255	76	179				
												平均年齢(歳)	41.6	40.3	42.9
												年齢中位数(歳)	41.7	40.4	43.0

資料：国勢調査報告（企画政策課）

(3) 年齢別（5歳階級）男女別人口（国勢調査）（令和2年10月1日現在）



(4) 国勢調査人口の推移（各年10月1日現在）



資料：企画政策課

(5) 人口動態

各年12月末日現在 (単位：人・件)

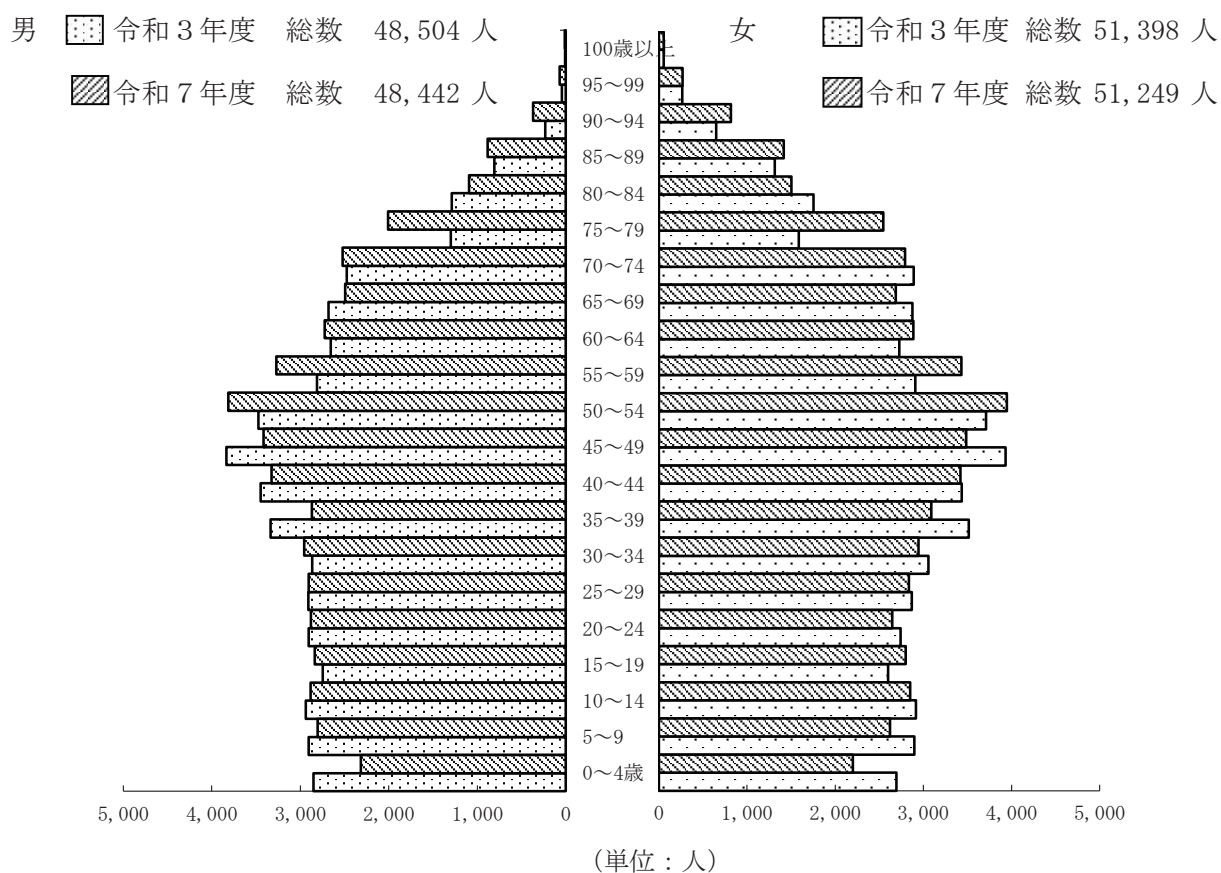
年次	人口 総数	自然動態			社会動態			人口増減	婚姻 件数 (件)	離婚 件数 (件)
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
令和3年	100,317	1,161	780	381	5,133	5,659	-526	-145	634	210
令和4年	100,269	1,039	828	211	5,241	5,478	-237	-26	597	238
令和5年	100,322	975	848	127	5,241	5,315	-74	53	509	234
令和6年	100,443	912	852	60	5,593	5,532	61	121	601	216
令和7年	100,253	859	843	16	5,005	5,210	-205	-189	598	222

※外国人も含む

資料：市民課

(6) 年齢別（5歳階級）男女別人口（住民基本台帳）

(各年3月末現在)



※外国人も含む

資料：市民課

5. 令和8年度 一般会計予算

(1) 一般会計当初予算額

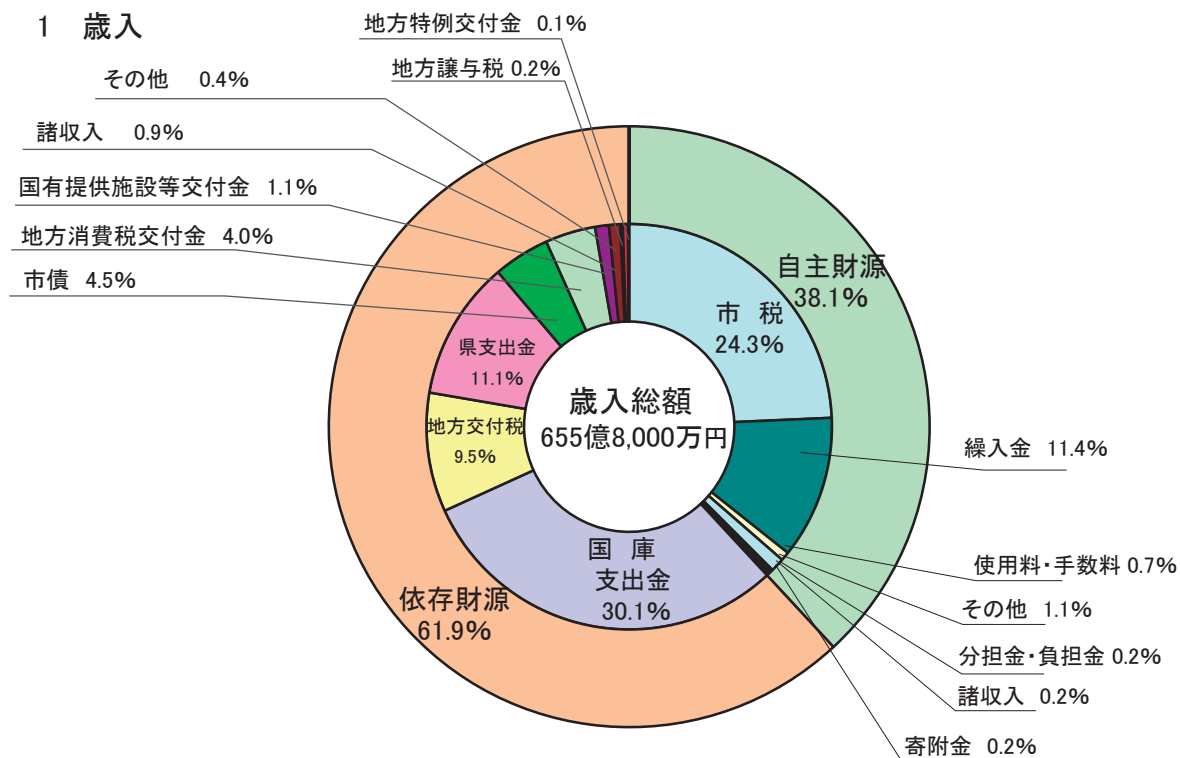
(単位：千円)

歳 入			歳 出		
区 分	金額	構成比(%)	区 分	金額	構成比(%)
1. 市 税	15,931,552	24.3	1. 議 会 費	312,028	0.5
(1) 市 民 税	6,063,864	9.3	2. 総 務 費	15,170,983	23.1
(2) 固 定 資 産 税	6,880,639	10.5	(1) 総 務 管 理 費	14,107,732	21.5
(3) 軽 自 動 車 税	395,094	0.6	(2) 徴 税 費	489,059	0.7
(4) た ば こ 税	2,581,844	3.9	(3) そ の 他	574,192	0.9
(5) 特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	3. 民 生 費	27,907,173	42.6
(6) 入 湯 税	10,111	0.0	4. 衛 生 費	4,461,458	6.8
2. 地 方 譲 与 税	162,868	0.2	5. 労 働 費	105,204	0.2
3. 利 子 割 交 付 金	17,373	0.0	6. 農 林 水 産 業 費	69,582	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	52,210	0.1	7. 商 工 費	240,142	0.4
5. 株式等譲渡所得割交付金	75,012	0.1	8. 土 木 費	4,546,128	6.9
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	184,959	0.2	9. 消 防 費	1,647,720	2.5
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,607,196	4.0	10. 教 育 費	7,163,590	10.9
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	2,547	0.0	11. 災 害 復 旧 費	18	0.0
9. 国 有 提 供 施 設 等 交 付 金	703,905	1.1	12. 公 債 費	2,678,615	4.0
10. 地 方 特 例 交 付 金	97,655	0.1	13. 諸 支 出 金	1,217,359	1.9
11. 地 方 交 付 税	6,225,600	9.5	14. 予 備 費	60,000	0.1
12. 交通安全対策特別交付金	8,861	0.0			
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	120,593	0.2			
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	444,845	0.7			
15. 国 庫 支 出 金	19,740,496	30.1			
16. 県 支 出 金	7,259,709	11.1			
17. 財 産 収 入	705,381	1.1			
18. 寄 附 金	120,003	0.2			
19. 繰 入 金	7,508,431	11.4			
20. 繰 越 金	1	0.0			
21. 諸 収 入	692,103	1.1			
22. 市 債	2,918,700	4.5			
歳 入 合 計	65,580,000	100.0	歳 出 合 計	65,580,000	100.0

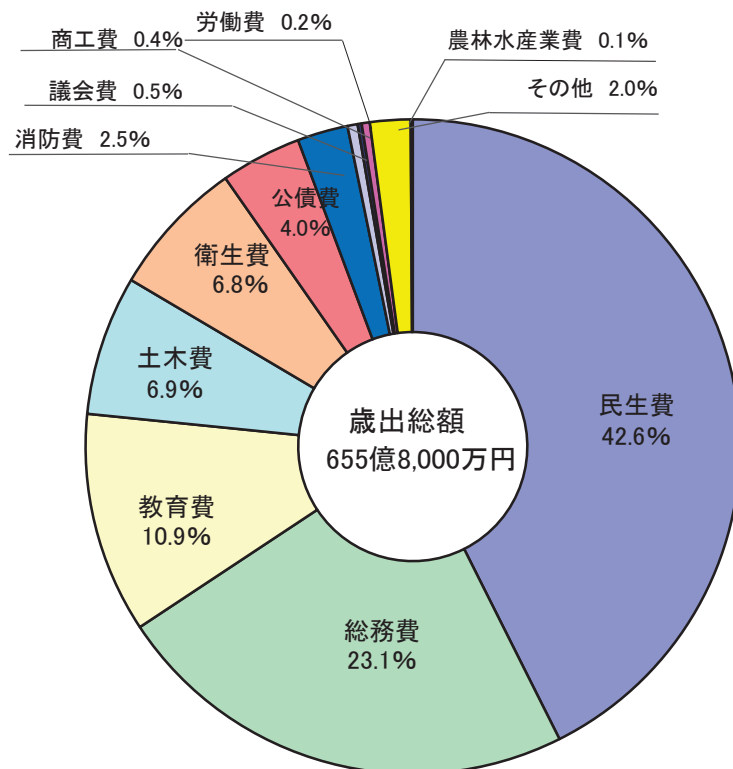
資料：財政課

(2) 令和8年度一般会計当初予算構成図

1 歳入



2 歳出



資料：財政課

(3) 一般会計歳出決算額の推移

単位：千円

項 目	年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%
1 議 会 費		290,728	0.6%	286,464	0.5%	310,294	0.6%	308,694	0.5%	304,679	0.5%
2 総 務 費		7,880,397	15.3%	10,233,555	18.9%	10,280,971	19.2%	10,941,146	18.7%	17,392,355	25.8%
3 民 生 費		25,527,370	49.7%	24,244,496	44.8%	25,966,326	48.5%	26,447,946	45.3%	27,533,341	40.8%
4 衛 生 費		3,666,670	7.1%	3,720,069	6.9%	3,678,662	6.9%	3,668,716	6.3%	3,701,433	5.5%
5 労 働 費		158,126	0.3%	81,910	0.2%	81,301	0.2%	84,211	0.2%	90,432	0.2%
6 農林水産業費		58,056	0.1%	65,876	0.1%	59,208	0.1%	76,565	0.1%	61,839	0.1%
7 商 工 費		768,263	1.5%	1,043,167	1.9%	223,290	0.4%	267,518	0.5%	215,343	0.3%
8 土 木 費		3,816,564	7.4%	4,406,902	8.1%	4,754,132	8.9%	6,947,625	11.9%	6,607,605	9.8%
9 消 防 費		1,199,482	2.3%	879,979	1.6%	881,947	1.7%	1,122,900	1.9%	1,505,275	2.2%
10 教 育 費		5,638,274	11.0%	6,834,367	12.6%	4,786,199	9.0%	5,472,442	9.4%	6,129,697	9.1%
11 災 害 復 興 費		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12 公 債 費		2,405,170	4.7%	2,392,690	4.4%	2,426,799	4.5%	2,382,561	4.1%	2,666,647	4.0%
13 諸 支 出 金		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	650,105	1.1%	1,125,548	1.7%
14 予 備 費		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計		56,332,002	100.0%	54,189,475	100.0%	53,449,129	100.0%	58,370,429	100.0%	67,334,195	100.0%

資料：財政課

6. 令和7年度 一般会計決算

(1) 一般会計決算額

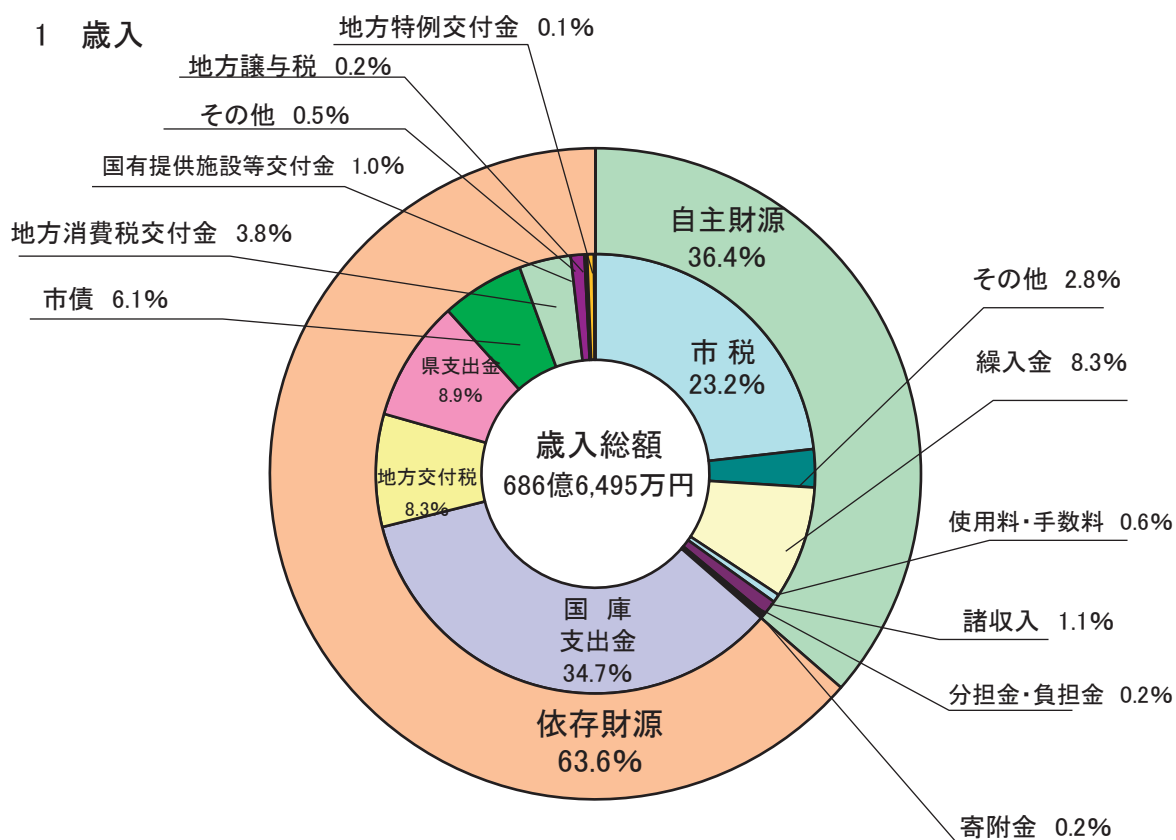
(単位：千円)

歳 入				歳 出		
区 分		金額	構成比	区 分	金額	構成比
1. 市	税	15,943,787	23.2	1. 議 会 費	304,679	0.5
(1) 市 民	税	5,902,477	8.6	2. 総 務 費	17,392,355	25.8
(2) 固 定 資 産	税	6,910,023	10.0	(1) 総 務 管 理 費	16,343,384	24.2
(3) 軽 自 動 車	税	405,420	0.6	(2) 徴 税 費	466,814	0.7
(4) た ば こ	税	2,713,426	4.0	(3) そ の 他	582,158	0.9
(5) 特 別 土 地 保 有	税	0	0.0	3. 民 生 費	27,533,341	40.8
(6) 入 湯	税	12,442	0.0	4. 衛 生 費	3,701,433	5.5
2. 地 方 譲 与 税		163,273	0.2	5. 労 働 費	90,432	0.2
3. 利 子 割 交 付 金		16,852	0.0	6. 農 林 水 産 業 費	61,839	0.1
4. 配 当 割 交 付 金		50,538	0.1	7. 商 工 費	215,343	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金		75,635	0.1	8. 土 木 費	6,607,605	9.8
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		176,499	0.3	9. 消 防 費	1,505,275	2.2
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		2,623,836	3.8	10. 教 育 費	6,129,697	9.1
8. 環 境 性 能 割 交 付 金		19,127	0.0	11. 災 害 復 旧 費	0	0.0
9. 国 有 提 供 施 設 等 交 付 金		703,905	1.0	12. 公 債 費	2,666,647	4.0
10. 地 方 特 例 交 付 金		67,835	0.1	13. 諸 支 出 金	1,125,548	1.7
11. 地 方 交 付 税		5,715,305	8.3	14. 予 備 費	0	0.0
12. 交通安全対策特別交付金		8,933	0.0			
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		122,296	0.2			
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		428,872	0.6			
15. 国 庫 支 出 金		23,848,390	34.7			
16. 県 支 出 金		6,116,556	8.9			
17. 財 産 収 入		570,232	0.8			
18. 寄 附 金		93,410	0.2			
19. 繰 入 金		5,703,667	8.3			
20. 繰 越 金		1,327,300	2.0			
21. 諸 収 入		744,101	1.1			
22. 市 債		4,144,600	6.1			
歳 入 合 計		68,664,950	100.0	歳 出 合 計	67,334,195	100.0

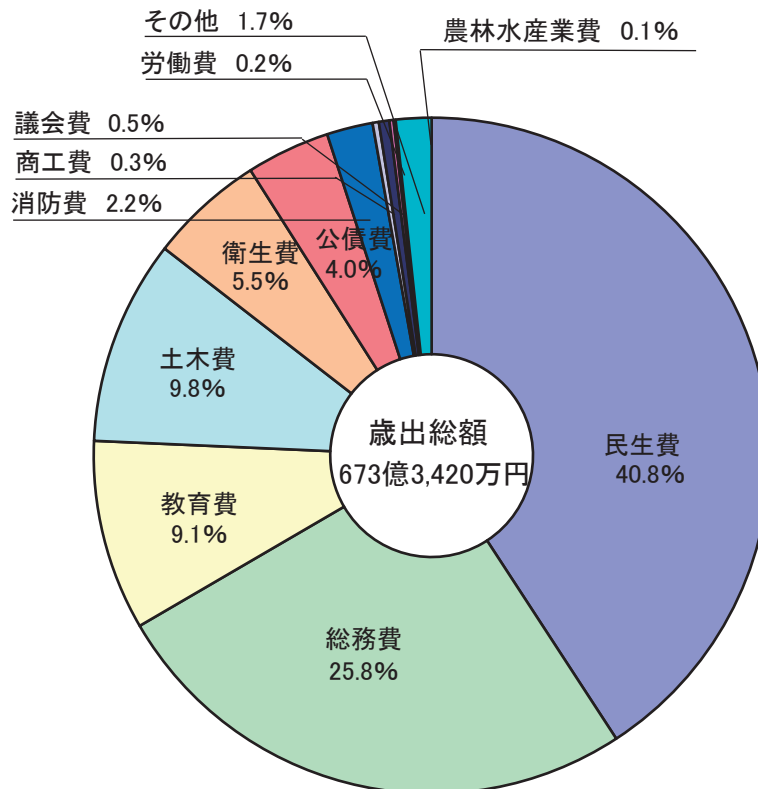
資料：財政課

(2) 令和7年度一般会計決算構成図

1 歳入



2 歳出



資料：財政課

(3) 福祉推進部、こども部、健康推進部関係 歳出決算額の推移

民生費

単位：千円

年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
項目		決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%
社会福祉費	1 社会福祉総務費	4,169,914	16.3	4,559,041	18.8	5,217,995	20.1	4,932,476	18.6	3,690,763	13.4
	2 国民年金事務費	35,536	0.1	43,213	0.2	36,408	0.1	35,705	0.2	36,145	0.2
	3 老人福祉費	119,739	0.5	136,282	0.6	229,873	0.9	181,404	0.7	153,537	0.6
	4 身体障害者福祉費	219,705	0.9	217,615	0.9	227,268	0.9	241,827	0.9	250,735	0.9
	5 知的障害者福祉費	575	0.0	575	0.0	579	0.0	579	0.0	579	0.0
	6 社会福祉施設費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7 精神保健福祉費	78	0.0	6,086	0.0	326	0.0	77	0.0	71	0.0
	8 障害者福祉費	4,282,598	16.8	4,688,549	19.3	5,040,172	19.4	5,731,849	21.7	6,124,652	22.2
児童福祉費	1 児童福祉総務費	237,794	0.9	231,998	1.0	235,734	0.9	245,864	0.9	411,878	1.5
	2 児童措置費	11,041,669	43.2	9,195,408	37.9	9,500,651	36.6	9,727,775	36.8	11,357,005	41.2
	3 児童厚生施設費	631,494	2.5	728,319	3.0	708,082	2.7	773,920	2.9	862,528	3.1
生活保護費	1 生活保護総務費	274,541	1.1	254,442	1.0	308,620	1.2	318,718	1.2	340,846	1.2
	2 扶助費	4,513,727	17.7	4,182,968	17.3	4,457,494	17.2	4,257,753	16.1	4,304,602	15.7
	3 住宅手当緊急特別措置事業費										
災害救助費	1 災害救助費	0	0.0	0	0.0	3,123	0.0	0	0.0	0	0.0
	合計	25,527,370	100.0	24,244,496	100.0	25,966,325	100.0	26,447,947	100.0	27,533,341	100.0

※6 社会福祉施設費については、福寿園の民営化により平成27年度以降は0円となっています。

衛生費

単位：千円

年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
項目		決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%
保健衛生費	1 保健衛生総務費	638,461	25.4	782,113	30.2	1,109,372	43.1	997,104	38.7	973,623	39.3
	2 予防防費	1,872,497	74.6	1,808,160	69.8	1,463,953	56.9	1,576,761	61.3	1,503,490	60.7
合計		2,510,958	100.0	2,590,273	100.0	2,573,325	100.0	2,573,865	100.0	2,477,113	100.0

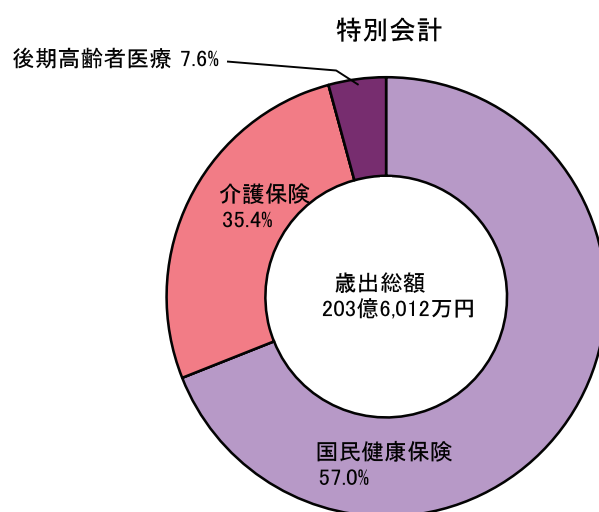
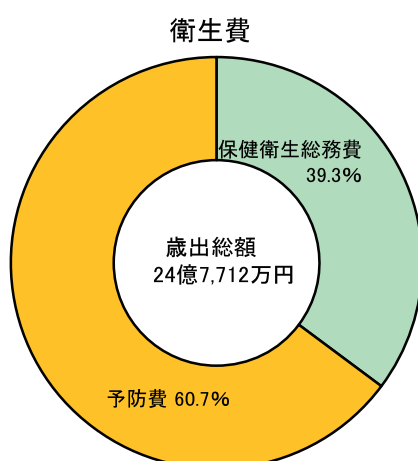
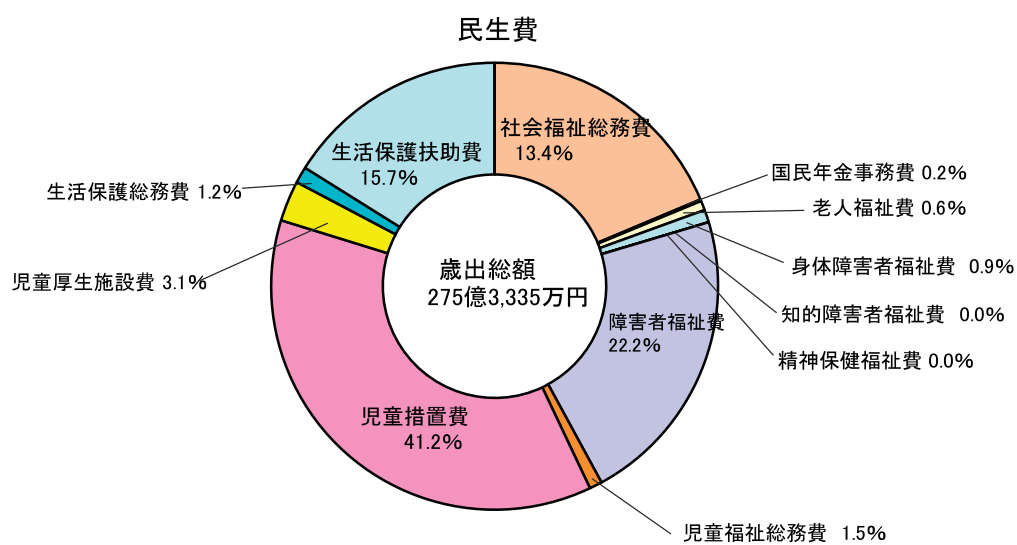
特別会計

単位：千円

年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
項目		決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%
国民健康保険	1 国民健康保険	11,972,610		11,860,933		11,998,426		11,421,431		11,599,596	
	2 介護保険	6,443,866		6,541,610		6,848,525		7,110,616		7,218,330	
後期高齢者医療	1 後期高齢者医療	1,049,705		1,104,023		1,142,862		1,417,547		1,542,194	
	2 後期高齢者医療	19,466,181		19,506,566		19,989,813		19,949,594		20,360,120	
合計		29,932,362		30,013,122		31,979,646		32,899,580		33,460,240	

資料：財政課

(4) 令和6年度 福祉推進部、こども部、健康推進部関係 歳出決算構成図



資料：財政課

第 2 章 生活保護

1. 被保護世帯・被保護者の動向

(1) 生活保護の動向

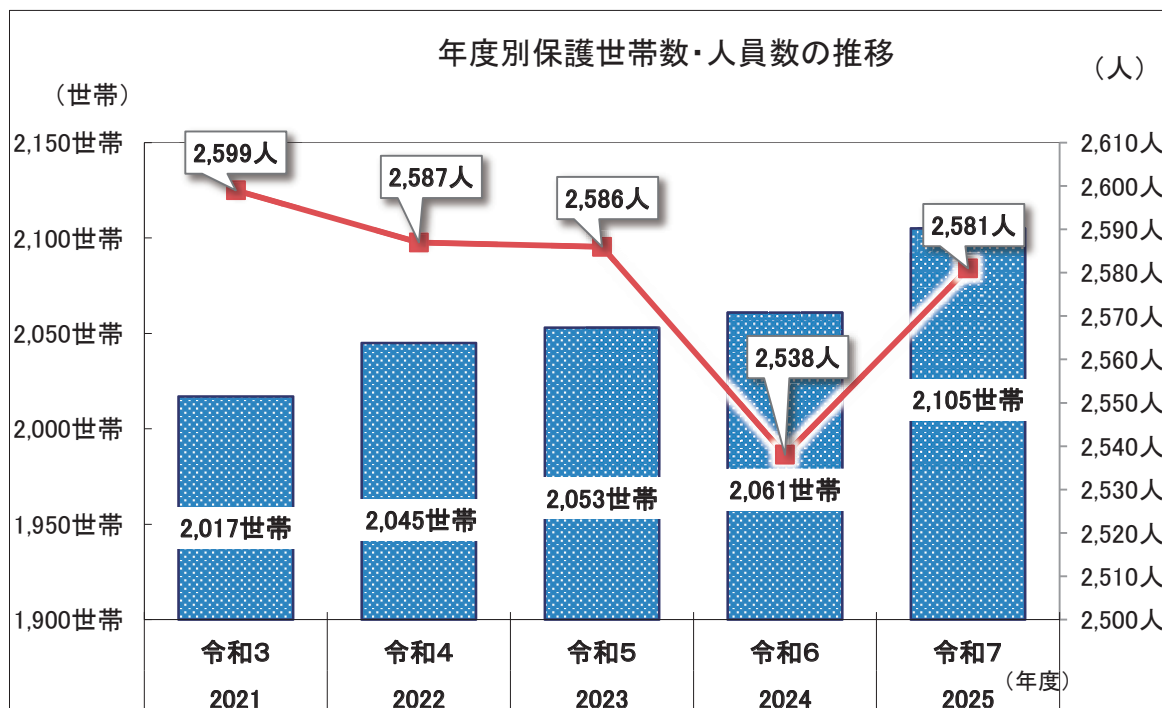
本市における近年の生活保護の動向を保護率の推移で見ると、平成3年度の6.90%を底に、同年のバブル崩壊により増加傾向に転じ年々保護率が増加してきた。令和2年には新型コロナウイルス感染症の蔓延で生活保護申請の増加すると予測されたが、相談件数は増加傾向にあったものの各種給付金、手当等の影響か申請が大幅に増えることはなかった。令和3年以降の保護率は25%から26%弱で推移しており、おおむね横ばいとなっている。世帯類型としては高齢者世帯の比率が最も多く（令和6年度は55.8%）年々増加している。また、世帯類型では8割以上が単身者世帯となっており、その内の6割以上が単身高齢者が占め増加傾向にある。年金や給付金等のみで生計維持が困難であり、扶養義務者からの援助も望めない事例や有料老人ホーム入居者の申請が増加しており、少子高齢化の流れを受けて今後も増加していくことが予想される。

表1 被保護世帯・被保護人員・保護率の推移 (各年度末 単位：人・世帯)

	管内人口		被保護世帯数		被保護者数		保護率 (%)
	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	
令和3年度	99,902	100.5	2,017	99.8	2,599	98.0	26.02
令和4年度	99,757	99.9	2,045	100.5	2,587	99.1	25.93
令和5年度	100,009	100.3	2,053	100.4	2,586	100.0	25.86
令和6年度	100,032	100.0	2,061	100.4	2,538	98.1	25.37
令和7年度	99,691	99.7	2,105	102.1	2,581	101.7	25.89

*保護率とは「被保護人員/管内人口×1,000」で単位はパーミル(‰)という。

*停止世帯及び停止人員も含めて計上しています。



(2) 世帯類型別被保護世帯数

令和7年度の被保護世帯を世帯類型別でみると、高齢者世帯1,171世帯（55.6%）、母子世帯66世帯（3.1%）、障害者世帯331世帯（15.7%）、傷病者世帯316世帯（15.0%）、その他世帯221世帯（10.5%）となっています。

「高齢者世帯」は、平成24年度以降一貫して増加傾向にあり、平成30年度に50%を超え、その後も減少傾向が見られません。

表2 被保護世帯の世帯類型別数 (各年度末 単位：世帯)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者世帯	世帯数	1,068	1,095	1,129	1,154	1,171
	割合 (%)	53.5	54.3	55.0	56.0	55.6
母子世帯	世帯数	108	91	82	73	66
	割合 (%)	5.4	4.5	4.0	3.5	3.1
障害者世帯	世帯数	364	367	348	335	331
	割合 (%)	18.2	18.2	17.0	16.3	15.7
傷病者世帯	世帯数	274	270	282	299	316
	割合 (%)	13.7	13.4	13.7	14.5	15.0
その他世帯	世帯数	203	222	212	200	221
	割合 (%)	10.2	11.0	10.3	9.7	10.5
総 数		1,998	2,017	2,053	2,061	2,105

※停止世帯含む

世帯類型別で単身世帯と2人以上世帯を比較してみると、85.3%を単身者世帯が占めています。そのうちの約61%を単身高齢者世帯が占め、増加傾向にあります。

表3 被保護世帯の単身世帯、2人以上世帯別の推移 (各年度末 単位：世帯)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単身者世帯	高齢者世帯数	992	1,025	1,062	1,070	1,097
	障害者世帯数	319	321	304	301	300
	傷病者世帯数	252	250	265	282	297
	その他世帯数	93	101	88	92	102
	小 計	1,609	1,631	1,656	1,719	1,796
二人以上世帯	高齢者世帯数	76	70	67	84	74
	母子世帯数	108	91	82	73	66
	障害者世帯数	45	46	44	34	31
	傷病者世帯数	22	20	17	17	19
	その他世帯数	110	121	124	108	119
	小 計	367	361	348	334	309
合 計		1,999	1,998	2,017	2,053	2,105

※停止世帯は除く（令和3年度以降、停止世帯含む）

2. 保護の相談・申請・開始・廃止の動向

(1) 生活保護の相談・申請

令和7年度は631件の相談があり、申請受理371件、保護開始が304件となっています。

表4 保護申請等の推移 相談件数、申請受理件数は、延べ数ではなく世帯主の実人数です)

	面接相談件数	申請受理件数	却下件数	取下げ件数	保護の開始		保護の廃止		保護率 (%)	面接相談件数 前年度比
					世帯数	人員	世帯数	人員		
令和3年度	634	311	31	35	238	294	240	287	26.02	102.25%
令和4年度	684	342	33	17	282	352	245	294	25.93	107.89%
令和5年度	677	347	36	29	299	382	304	374	25.86	98.98%
令和6年度	672	340	36	27	289	349	272	338	25.37	99.26%
令和7年度	631	371	58	9	304	393	253	290	25.89	93.90%

相談内容について、世帯類型別にみると「高齢者世帯」が239件、「傷病者世帯」（世帯主が病気や怪我により働けないなど）90件、「その他世帯」が225件となっています。

働いているが収入が少ない、病気や怪我のため収入が途絶えたなど、傷病のために働くことができないという相談がある一方で、高齢化の進行もあり高齢者世帯の相談も増加傾向にあります。相談内容によって、他法他施策（生活保護法以外の制度や施策）の活用や相談者の資力・能力を活用することで最低生活が維持できる場合には、申請に至らない場合や申請しても却下や取り下げになる場合もあります。

表5 面接相談の推移 (各年度末 単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比
高齢者世帯	223	226	243	261	239	91.57%
母子世帯	23	31	24	36	19	52.78%
障害者世帯	67	75	43	63	58	92.06%
傷病者世帯	140	113	117	129	90	69.77%
その他世帯	181	239	250	183	225	122.95%
合 計	634	684	677	672	631	93.90%

(2) 保護申請取下げ状況及び保護申請却下状況

表6-1 申請取下げの主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
他法活用	6	4	7	6	0
資産・貯金の活用	9	5	6	7	3
稼働能力の活用	3	3	4	5	0
扶養義務者の援助	11	0	5	4	1
生命保険等の活用	0	1	0	0	0
その他	6	4	7	5	5
合計	35	17	29	27	9

その他：車両保有希望、資産活用拒否など

表6-2 申請却下の主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
他法活用	6	3	4	6	8
資産・貯金の不活用	6	17	11	9	11
稼働能力の不活用	1	0	14	15	1
扶養義務者の援助可	0	0	1	1	0
生命保険等の不活用	0	5	2	2	1
その他	18	8	4	3	37
合計	31	33	36	36	58

その他：収入が最低生活費を上回るものが30件、ほか、調査拒否、居住実態無しなど

(3) 生活保護の開始

生活保護の開始理由についてみますと、令和2年度以降は一貫して傷病が最多であり、その他、貯金等の減少がこれに続いております。加齢に伴う傷病とこれに伴う稼働能力の喪失、貯金の減少といった、高齢化に伴う課題が保護の場面でも顕在化しています。

なお、R6年の法改正により、生活保護の居住地特例の対象施設が拡大されました。令和7年度からは、一定の施設は入所前の住所地の生活保護実施機関が引き続き保護を行うこととなりますので、その動向に注視していく必要があります。

表7 保護開始の理由別状況

(各年度末 単位：世帯・人)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
傷病によるもの	世帯主	59	68	87	105	100	129	82	101	88	113	
	世帯員	5	7	0	0	5	12	3	4	3	8	
傷病によらないもの	働いていた者の死別	0	0	0	0	1	2	1	1	1	1	
	働いていた者の離別	10	20	13	24	9	13	7	8	12	23	
	働きによる収入の減少・喪失	定年・失業	0	0	4	4	4	5	9	9	6	9
		老齢による	16	20	11	12	12	14	11	14	19	25
		事業不振・倒産	3	3	3	3	4	6	0	0	4	9
		その他	9	11	8	13	2	5	9	11	8	16
	要介護状態	13	13	9	9	17	17	16	19	14	14	
	社会保険給付金減少・喪失	2	2	3	5	1	2	2	2	5	5	
	仕送りの減少・喪失	13	16	20	24	20	22	22	26	13	15	
	貯金等の減少・喪失	36	42	47	53	54	65	50	61	71	92	
	その他	33	51	35	48	33	44	58	70	32	34	
転入		39	41	42	52	37	46	19	23	28	29	
交通事故（再掲）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		238	294	282	352	299	382	289	349	304	393	

(4) 生活保護の廃止

生活保護の廃止理由についてみると、令和7年度は253世帯の廃止がありました。その主な理由は「死亡」95世帯、「転出」48件となっています。

高齢者世帯が多いことから、死亡による廃止が多くなっています。身寄り等なく親類等からの支援を得られない状況にある保護世帯については、葬祭扶助の申請に繋がる場合もあります。

「その他」による廃止54件には、保護の辞退や資産活用によるもののほか、葬祭扶助のみ受給するケースなどが含まれています。

「働きによる収入の増・取得」、「働き手の転入」、「仕送りの増加」及び「社会保障給付金の増加」による廃止、いわゆる経済的自立で廃止となった世帯は46件で、全体の18.18%となっています。

表8 保護廃止の理由別状況

(単位：世帯・人)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
傷病の治癒	世帯主	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	世帯員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡		103	103	99	99	108	108	92	111	95	95
失踪		5	5	3	3	2	2	3	3	0	0
働きによる収入の増・取得		18	27	19	27	26	37	38	47	33	48
働き手の転入		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
仕送りの増加		0	0	1	1	0	0	1	1	1	1
社会保障給付金の増加		8	14	4	6	12	13	5	6	11	12
親類・縁者等の引き取り		8	12	7	8	8	10	10	12	8	8
施設入所		1	1	2	2	8	12	2	2	1	1
医療費の他法負担		3	3	3	3	4	4	0	0	1	1
その他		33	55	50	66	80	109	81	100	54	64
転出		61	67	57	79	56	79	40	56	48	59
合 計		240	287	245	294	304	374	272	338	253	290

3. 生活保護の扶助別推移

(生活保護法 国負担：3/4、市負担：1/4)

生活保護は、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助、就労自立給付金と救護施設等に支払われる施設事務費などからなっています。平成20年4月1日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を生活保護法の規定等により支援給付が実施されることになりました。生活保護費や支援給付費は、国が3/4、市が1/4の負担で賄われています。

本市の生活保護費等は平成29年度以降40億円超で推移しております。

表9 生活保護費等の扶助別比率の推移

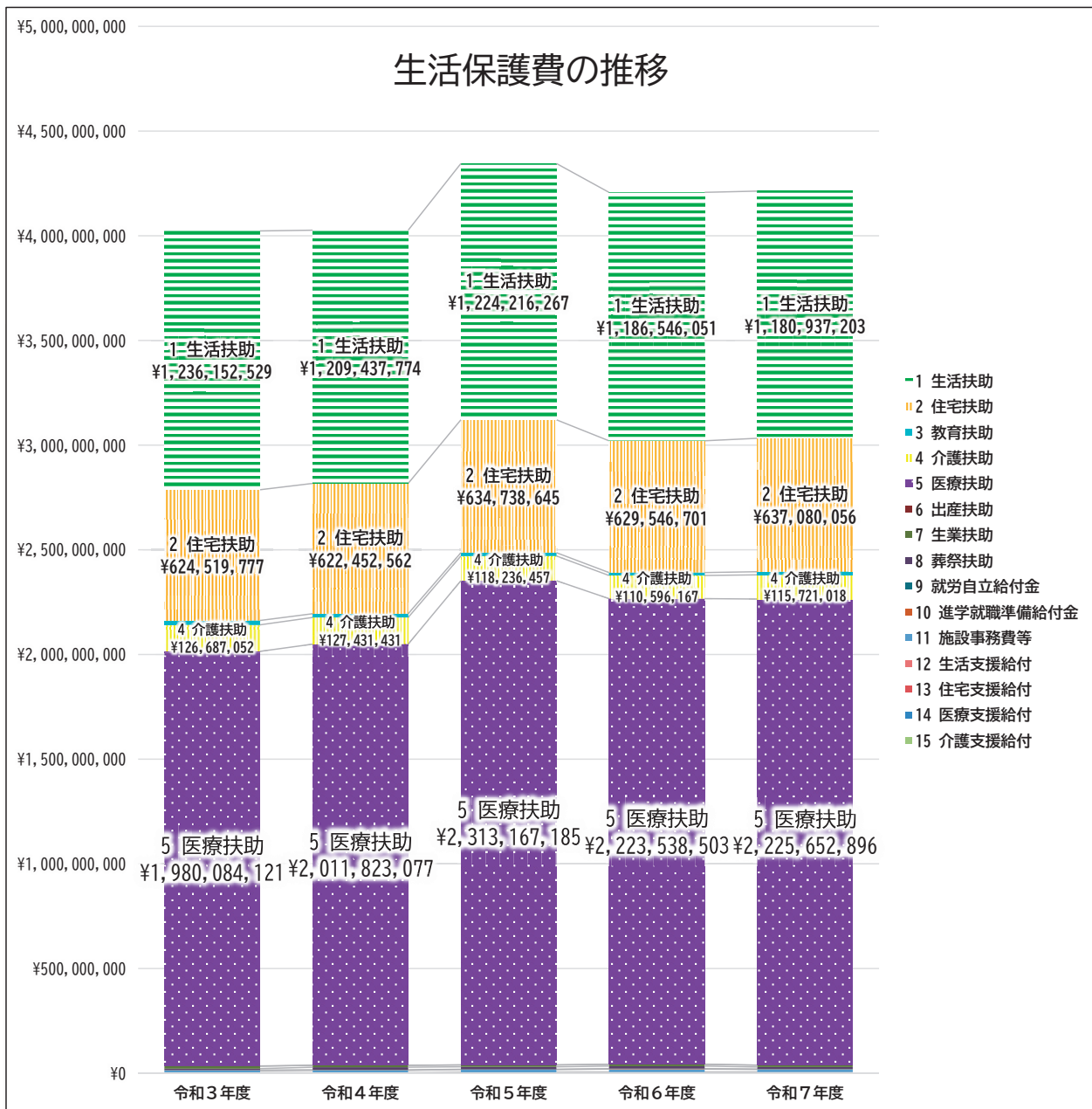
(各年度末 単位：円・％)

		令和3年度	比率	令和4年度	比率	令和5年度	比率	令和6年度	比率	令和7年度	比率
保 護 費	生活	1,236,152,529	30.73	1,209,437,774	30.04	1,224,216,267	28.17	1,186,546,051	28.20	1,180,937,203	28.03
	住宅	624,519,777	15.52	622,452,562	15.46	634,738,645	14.61	629,546,701	14.96	637,080,056	15.12
	教育	20,795,664	0.52	17,408,249	0.43	15,668,282	0.36	13,966,350	0.33	14,900,625	0.35
	介護	126,687,052	3.15	127,431,431	3.17	118,236,457	2.72	110,596,167	2.63	115,721,018	2.75
	医療	1,980,084,121	49.22	2,011,823,077	49.97	2,313,167,185	53.24	2,223,538,503	52.85	2,225,652,896	52.82
	出産	1,267,450	0.03	237,355	0.01	0	0.00	773,280	0.02	929,262	0.02
	生業	11,528,932	0.29	8,876,850	0.22	8,915,704	0.21	8,166,044	0.19	8,517,537	0.20
	葬祭	7,236,933	0.18	12,538,178	0.31	11,210,155	0.26	12,191,783	0.29	9,652,694	0.23
	就労自立給付金	778,361	0.02	607,434	0.02	928,068	0.02	1,448,487	0.03	1,062,351	0.03
	進学準備給付金	1,400,000	0.03	800,000	0.02	1,900,000	0.05	500,000	0.01	900,000	0.02
	計	4,028,772,108	99.67	4,009,850,819	99.67	4,012,712,910	99.67	4,327,580,763	99.60	4,195,353,642	99.57
	施設事務費等	10,586,679	0.26	11,019,610	0.27	13,715,828	0.32	14,224,860	0.34	12,969,357	0.31
	小計	4,039,393,198	99.93	4,020,437,498	99.94	4,023,732,520	99.94	4,341,296,591	99.91	4,208,322,999	99.88
支 援 給 付 費	生活	1,422,546	0.04	1,378,176	0.03	1,363,520	0.03	1,341,982	28.70	1,191,277	0.03
	住宅	595,000	0.01	456,000	0.01	672,000	0.02	476,000	10.18	476,000	0.01
	医療	472,800	0.01	537,930	0.01	1,754,872	0.04	2,823,122	60.37	3,185,748	0.08
	介護	0	0.00	0	0.00	0	0.00	35,503	0.76	128,369	0.00
	小計	2,724,696	0.07	2,490,346	0.06	2,372,106	0.06	3,790,392	0.09	4,981,394	0.12
	合 計	4,042,117,894	100.00	4,022,927,844	100.00	4,026,104,626	100.00	4,345,086,983	100.00	4,213,304,393	100.00

医療扶助費が占める割合は平成29年度以降ほぼ毎年20億円超で推移しております。

本市の医療扶助では、入院費に窮して保護申請に至るなど病状が重症化した段階で保護開始となるケースも多くみられます。

生活保護における医療扶助の適正化は全国的な課題であり、本市では「被保護者への受診勧奨」「電子レセプトを活用して重複受診・重複処方の対象者への指導」「自立支援医療等の申請に係る指導・補助」「社会的入院患者の退院促進」など、医療扶助適正化に係る事業を展開しています。



4. その他

本市の生活保護について、地域別にはどうなっているかを示したのが、次の表10です。各地域の被保護世帯、被保護人員を世帯類型別に示しています。

表10 宜野湾市地域別被保護世帯数・人員・保護率（令和8年3月31日現在）

（単位：世帯・人・‰）

	世帯数	人口	被保護 世帯数	被保護世帯の内訳										被保 護人 員	保護率
				高齢世帯		母子世帯		傷病世帯		障害世帯		その他世帯			
				世	人	世	人	世	人	世	人	世	人		
野嵩 1 区	2668	5812	68	32	34	4	13	10	10	11	13	11	18	88	15.14
野嵩 2 区	423	755	28	20	23	0	0	3	3	3	3	2	3	32	42.38
野嵩 3 区	549	1042	39	27	28	1	5	4	4	1	1	6	13	51	48.94
普天間 1 区	526	930	30	15	16	1	3	6	8	3	4	5	12	43	46.24
普天間 2 区	289	530	36	20	20	1	2	6	6	6	7	3	6	41	77.36
普天間 3 区	983	1848	81	48	50	2	6	17	17	9	11	5	16	100	54.11
新城	1844	3703	82	42	45	3	8	12	13	11	11	14	42	119	32.14
喜友名	1685	3459	27	14	16	1	3	2	2	6	6	4	4	31	8.96
伊佐	2237	4137	88	50	57	5	14	11	11	8	10	14	24	116	28.04
大山	3778	7803	66	33	37	3	8	14	14	7	8	9	19	86	11.02
真志喜	3508	7677	30	8	9	3	10	8	9	5	7	6	13	48	6.25
宇地泊	2187	4562	48	18	20	6	15	12	12	8	8	4	5	60	13.15
大謝名	2895	5620	99	55	62	5	19	14	20	11	18	14	21	140	24.91
嘉数	2514	5263	31	23	26	0	0	1	1	2	2	5	7	36	6.84
真栄原	4634	9802	171	83	89	11	28	29	34	24	32	24	55	238	24.28
我如古	4497	8766	224	116	127	5	14	48	51	37	38	18	40	270	30.80
長田	4904	10117	61	29	30	2	7	10	10	15	17	5	6	70	6.92
宜野湾	3232	6222	254	119	128	3	7	46	46	55	60	31	50	291	46.77
愛知	2852	6288	110	62	71	6	15	14	24	12	14	16	35	159	25.29
中原	2556	5355	56	34	35	4	15	5	5	2	2	11	27	84	15.69
※法第73条			49	23	23	0	0	8	8	18	18	0	0	49	
施設入所			10	1	1	0	0	1	1	2	2	6	6	10	
宅老所			268	259	259	0	0	0	0	9	9	0	0	268	
長期入院			8	3	3	0	0	1	1	4	5	0	0	9	
グループホーム等			141	37	37	0	0	34	34	62	63	8	8	142	
合 計	48,761	99,691	2,105	1,171	1,246	66	192	316	344	331	369	221	430	2,581	25.89

※法第73条とは、居住地がないか、明らかでない被保護者。宅老所とは有料老人ホームを含めた高齢者が入居する住宅。

※保護率の地域ごとの偏りは複雑な要因で生じますため、原因や傾向は一概には判断できません。

例えば、家賃が低廉で住居を確保しやすい地域であれば受給者が多くなる傾向がありますし、その地域の人口が少なげ受給者数が少数でも統計上の受給率は高く算定されます。

5. 生活保護の課題と展望

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており、生活保護の申請は国民の権利です。

本市における令和8年3月末現在の被保護世帯数は2,105世帯2,581人（停止含む）で保護率は25.89%です。

保護開始理由は、「世帯主の傷病によるもの」が最も多く、貯蓄が少なく自力で事態の改善を図ることが困難な状況が窺えます。

また高齢者世帯の場合、年金だけでは生活が出来ず、要介護状態で有料老人ホームやグループホーム入居になり開始となるケースが多いです。

市内には学生向けの低家賃のアパートが点在していることに加え依存症回復施設や更生緊急保護対象の施設があることから、当事者が転入し保護開始となるケースも見られます。

世帯類型別の課題としては、65歳以上の高齢者世帯が55.6%と過半数を占める中、介護を必要とする高齢者の割合はさらに増えることが確実視されています。

母子世帯は3.1%で児童虐待やネグレクト、DV被害相談もあり「母子・要保護児童」への支援の充実が喫緊の課題となっています。

障がい者世帯は15.7%でB型作業所の利用者が多く、傷病世帯は15.0%、その他世帯は10.5%となっており、共働きでも収入が少ない世帯や8050問題、ヤングケアラーの存在など、複合的課題を抱えた世帯が散見され、継続的な支援が求められています。

令和7年度の保護廃止理由として最も多いのは「死亡」によるもので、それに伴い葬祭扶助の適用も増えてきております。

生活保護扶助費については、令和元年度以降、おおむね40億円から43億円で推移しており、その中で医療扶助が約5割を占めていることから、医療扶助適正化の取組みが大変重要となっております。

様々な課題に対応するために、実施体制の強化を図りながら、被保護者への適時適切な支援や関係機関との連携を通じて、生活保護制度が「最後のセーフティネット」としての機能を果たせるよう適正保護の推進に努めていきます。

なお今年度は新たに「最高裁判決による追加給付」業務が加わり、対象となる約4,800世帯に給付金を支給するために取り組んでいるところです。

第3章 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援制度

平成27年度より、生活困窮者自立支援法が施行されました。生活保護に至る前に生活や就労等の支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業・住居確保給付金、任意事業の居住支援事業、こどもの学習・生活支援事業※を実施しています。※についてはこども家庭課にて実施。

(1) 自立相談支援事業（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な生活課題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行い自立した生活を営めるよう支援をしていきます。

新規相談受付及び支援プラン作成、調整会議開催状況

単位：件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談受付件数	1034	353	352	465	451
支援プラン作成数	408	201	94	66	55
支援調整会議検討数	723	393	227	139	95

(2) 住居確保給付金（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

住居確保給付金は、離職等から2年以内で、住居を失った方または失うおそれのある方を対象に、積極的に求職活動を行うことを要件に最大9か月を限度に給付しています。生活の拠点を確保しながら、就労し早期の自立を図ることを目的としています。

住居確保給付金支給状況（家賃補助）

単位：世帯/月/円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（世帯）	167	103	79	36	22
決定件数（世帯）	165	99	71	35	20
支給月数	1798	979	247	108	70
支給額	65,783,400	30,538,000	8,824,800	3,779,800	2,145,500

住居確保給付金支給状況（※転居費用補助）

単位：世帯/月/円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（世帯）	-	-	-	-	0
決定件数（世帯）	-	-	-	-	0
支給月数	-	-	-	-	0
支給額	-	-	-	-	0

※令和7年4月より住居確保給付金の制度が拡充され従来の家賃補助に加え「転居費用補助」が新設されました。

(3) 居住支援事業（旧・一時生活支援事業/任意事業）

財源（国補助：2/3、市負担1/3）

一定の住居を持たない生活困窮者等が対象で、衣食住の提供や就労支援を行いながら自立を図ることを目的としています。

居住支援事業利用状況

単位：世帯/月/円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（世帯）	10	17	13	5	8
利用月数（延べ）	31	36	35	13	18
支給額	1,954,072	1,790,977	2,635,433	923,420	943,822

(4) 就労準備支援事業及び家計相談支援事業（任意事業）※令和2年度以降未実施

任意事業である就労準備支援事業並びに家計相談支援事業について本市においては令和2年度以降は実施していませんが、自立相談支援事業の枠組みの中で、個別の相談内容に応じた支援を継続して実施しています。

2. 生活困窮者自立支援の今後の展望

平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至らない生活困窮世帯への支援が本格化しました。本市では、必須事業である自立相談支援や住居確保給付金に加え、居住支援事業や子どもの学習・生活支援事業などの任意事業も展開し、相談者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいます。

生活困窮世帯の背景や課題は多岐にわたります。年金のみでは生活費が不足し就労を希望する高齢者、離職や家庭内不和などにより住まいを失った方、車上生活を余儀なくされた方などが存在します。こうした方々に対しては、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援をはじめ、一時的な住まいの確保や生活安定に向けた包括的な支援を行っています。

現在、住居確保給付金の申請は減少傾向にあるものの、自立相談件数自体は増加しており、抱える課題の多様化・複雑化が進んでいます。困りごとを抱えながらも支援にアクセスできていない方が地域に潜在している可能性も高く、早期発見やアウトリーチによる訪問支援の重要性がより一層高まっています。

特に近年は、ひきこもり状態にある方への支援が重要な課題です。本市では自立相談支援機関内に専門窓口を設置し、電話・来所相談に加え、アウトリーチ支援員による訪問支援を実施しています。相談の多くはご家族から寄せられ、ご本人とつながるまでに時間を要することも多いため、新たな試みとして家族を支える「家族教室」を開催しました。

今後は、世帯ごとに異なる課題を丁寧に把握しながら、就労・住居・子育て・家計・社会的孤立などに対し、関係機関と連携した包括的支援を強化してまいります。「断らない相談」や「支援者を支える体制」を構築し、制度の隙間を埋める実効性のある支援体制を整えることで、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

第4章 障がい者（児）福祉

1. 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害者福祉法第15条）

身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた者を身体障がい者として定義しており、法に基づく各種福祉施策を利用するには身体障害者手帳の交付を受けることが前提となります。

(2) 療育手帳の交付（昭和48年9月27日、厚生省発児第156号「療育手帳制度について」）

知的障がい者（児）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの者に対する各種支援サービスを受けやすくするため、本人又は保護者の申請により、知的障がい者（児）に対し療育手帳を交付します。手帳は知的障がい者（児）の程度に応じて4つに区分されています。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）

知的障がいを除く精神障がい者は、政令に定める症状にあると認められた場合、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳の等級には1～3級の3段階がありますが、国民年金法による障がい者の等級とは異なっているため、精神障害者保健福祉手帳の所持が必ずしも障害年金の受給に繋がるものではありません。

*上記障害者手帳に基づき受けられる福祉サービスや利用できる制度は、障がいの種類や等級等によって異なります。

①障害者手帳交付状況（障がい別）

（各年度末 単位：人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
1	身体障がい者	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	身体障害者手帳交付者
2	知的障がい者	918	966	1,014	1,043	1,080	療育手帳交付者
3	精神障がい者	1,722	1,804	1,824	1,931	2,034	精神障害者保健福祉手帳交付者
合 計		6,121	6,208	6,229	6,330	6,471	

②障害者手帳交付状況（年齢別）

（各年度末 単位：人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
身 体	18歳未満	85	81	81	76	73	身体障害者手帳交付者
	18歳以上	3,396	3,357	3,310	3,280	3,284	
	合 計	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	
知 的	18歳未満	281	290	315	320	324	療育手帳交付者
	18歳以上	637	676	699	723	756	
	合 計	918	966	1,014	1,043	1,080	
精 神	18歳未満	63	69	63	83	96	精神障害者保健福祉手帳交付者
	18歳以上	1,659	1,735	1,761	1,848	1,938	
	合 計	1,722	1,804	1,824	1,931	2,034	

③障害者手帳交付状況（障がい程度別）

（各年度末 単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備 考
身体障がい者	１級	1,224	1,214	1,210	1,212	1,195	身体障害者手帳 交付者
	２級	528	517	496	493	502	
	３級	656	642	623	609	601	
	４級	761	746	741	712	718	
	５・６級	312	319	321	330	341	
	合計	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	
知的障がい者	A１（最重度）	80	85	95	98	103	療育手帳 交付者
	A２（重度）	213	228	220	219	222	
	B１（中度）	243	254	273	289	302	
	B２（軽度）	382	399	426	437	453	
	合計	918	966	1,014	1,043	1,080	
精神障がい者	１級	439	471	459	451	373	精神障害者 保健福祉手帳 交付者
	２級	965	983	1,006	1,086	1,167	
	３級	318	350	359	394	494	
	合計	1,722	1,804	1,824	1,931	2,034	

④障害者手帳交付状況（障がい種別）

（各年度末 単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備 考
身体障がい者	視覚障がい	145	145	139	140	142	身体障害者手帳 交付者
	聴覚障がい	363	362	370	362	380	
	音声・言語	35	34	33	33	33	
	内部疾患	1,619	1,604	1,566	1,534	1,514	
	肢体不自由	1,319	1,293	1,283	1,287	1,288	
	合計	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	

2. 自立支援給付

(1) 介護給付

障害者総合支援法第6条 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院時の介護等を行います。
- ② 重度訪問介護
重度の肢体不自由者又は、重度の知的障がい者もしくは精神障がい者であって常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
- ③ 行動援護
知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時における移動中の介護等を行います。
- ④ 同行援護 ＊平成23年10月より制度開始
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の支援等の外出支援を行います。
- ⑤ 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑥ 生活介護
常に介護を必要とする方に、昼間施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ⑦ 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）
施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑧ 療養介護
医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
- ⑨ 療養介護医療
療養介護のうち、医療に係る部分が療養介護医療として提供されます。
- ⑩ 特定障害者特別給付費（補足給付）
入所施設等における食事の提供や居住に要した費用にかかる低所得者に対する給付。
- ⑪ 特例特定障害者特別給付費
低所得者に対するサービスで、申請をした日から支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により施設入所支援等特定の障害福祉サービスを受けたときに支給されます。
- ⑫ 高額障害福祉サービス費
障害福祉サービスを利用して自己負担額が著しく高額である場合給付されます。平成24年度より補装具費についても対象となりました。

介護給付費の状況

- ・訪問系サービス（①～④）＝国庫負担基準額を上限として国庫負担金・県負担金が算出される。
- ・その他（⑤～⑬）＝給付額に国・県・市それぞれの負担割合を乗じた額が各負担金額となる。

（単位：円・人）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
①居宅介護	210,622,253	2,684	222,234,342	2,881	234,173,313	2,972	252,692,367	3,163	287,595,150	3,404
②重度訪問介護	356,602,568	507	357,806,134	499	395,817,547	507	502,229,197	680	539,358,614	673
③行動援護	353,260	12	518,816	19	2,022,528	45	3,654,470	59	4,654,739	65
④同行援護	20,391,753	359	28,023,087	379	26,496,746	398	26,933,801	408	27,768,605	409
訪問系サービス小計	587,969,834	3,562	608,582,379	3,778	658,510,134	3,922	785,509,835	4,310	859,377,108	4,551
⑤短期入所	25,524,132	493	41,079,221	764	60,035,513	1,113	81,692,290	1,411	88,749,852	1,525
⑥生活介護	513,723,490	2,718	550,600,909	2,967	595,581,572	3,101	622,511,002	3,144	619,461,876	3,109
⑦施設入所支援	138,105,784	1,025	133,410,456	978	136,684,084	961	144,782,728	960	150,612,861	935
旧法施設入所支援	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
⑧療養介護	74,318,500	266	67,696,440	240	64,062,730	221	71,007,682	250	75,000,818	261
⑨療養介護医療	20,890,428	287	19,714,331	268	18,595,113	279	19,178,601	273	19,136,771	261
⑩特定障害者特別給付費	26,240,155	2,588	26,815,564	2,731	28,493,893	2,927	31,306,631	3,060	31,226,752	3,130
⑪特例特定障害者特別給付費	0	0	0	0	0	0	246,380	2	0	0
⑫高額障害福祉サービス費	0	0	567,963	3	726,093	5	685,926	64	530,053	105
⑬やむを得ない措置	6,508,990	36	6,301,320	36	15,897,040	69	16,554,280	83	18,577,080	98
＊特別対策費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他サービス小計	795,618,417	6,973	846,186,204	7,987	919,922,038	8,676	987,965,520	9,247	1,003,296,063	9,424
合 計	1,378,682,323	10,264	1,454,768,583	11,765	1,578,432,172	12,598	1,773,475,355	13,557	1,862,673,171	13,975

＊特別対策費

旧体系施設及び新体系事業における事業運営の安定化のために、従前の報酬額の90%を補償するもの。

(2) 訓練等給付 障害者総合支援法第6条 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 宿泊型自立訓練

知的障がいや精神障がいの方に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言を行います。

③ 自立生活援助（平成30年度新設）

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労定着支援（平成30年度新設）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑦ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

（各年度末 単位：円・人）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
サービス種別	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数
①自立訓練	73,862,280	442	33	58,205,226	329	26	47,682,330	291	28	49,352,607	286	30	48,034,743	249	46
②宿泊型自立訓練	5,045,982	36	3	6,749,690	48	5	11,898,247	78	7	11,947,622	64	6	5,692,650	34	8
③自立生活援助	0	0	0	65,240	3	1	180,720	9	1	0	0	0	16,720	1	1
④就労移行支援	73,792,208	465	37	72,039,242	435	39	52,416,397	348	35	49,999,500	326	33	49,390,054	309	48
⑤就労継続支援	729,755,501	5,740	478	786,407,649	6,061	615	863,530,160	6,630	659	949,860,171	6,870	661	1,087,873,384	7,397	743
（うち継続支援A型）	236,723,480	1,596	129	252,513,350	1,679	171	266,578,735	1,782	183	250,075,359	1,543	140	260,932,714	1,422	162
（うち継続支援B型）	493,032,021	4,144	349	533,894,299	4,382	444	596,951,425	4,848	476	699,784,812	5,327	521	826,940,670	5,975	581
⑥就労定着支援	4,570,658	148	20	5,886,077	181	30	8,313,287	294	33	8,706,873	290	32	6,067,074	195	23
⑦共同生活援助	243,604,462	1,563	144	294,495,673	1,753	167	341,850,509	1,966	191	352,315,346	2,100	197	368,705,613	2,195	212
合 計	1,130,631,091	8,394	715	1,223,848,797	8,810	883	1,325,871,650	9,616	954	1,422,182,119	9,936	959	1,565,780,238	10,380	1,081

* 市内・市外を含めた負担額、延利用者数、実利用者数を計上

(3) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際には「サービス等利用計画」と呼ばれる本人の障害の状況や周囲の環境等を勘案したプランを作成します。（平成24年度より全ての利用者にこのサービス等利用計画を導入することが定められました。）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
計画相談支援給付費	56,196,307	3,609	55,539,470	3,531	58,881,540	3,588	68,776,772	3,888	70,064,632	3,891

(4) 地域相談支援給付

① 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

② 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
地域移行支援給付費	532,750	19	738,990	22	215,720	6	286,860	8	0	0
地域定着支援給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 障がい児に対するサービス

障害児施設・事業体系においてこれまで障害種別で分かれていた障害児施設が、通所支援は「障害児通所支援」へ、入所支援は「障害児入所支援」へとそれぞれが一元化されています。また、「障害児通所支援」の実施主体は市町村へ移行し、障害者総合支援法の居宅サービスと一体的に通所支援を受けられるようになっています（「障害児入所支援」については、都道府県が実施主体。）

◇**障害児通所支援** 児童福祉法第21条の5の2 財源（国負担：1/2 県負担：1/4 市負担：1/4）

① 児童発達支援

未就学の障がい児を児童発達支援センター等に通わせて、「療育」と呼ばれる日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供するサービス（一時的な預かりのサービスとは異なる）。

② 放課後等デイサービス

学校教育法第1条（幼稚園・大学を除く）に就学している障がい児に対して、授業の終了後および休業日に療育を提供するサービス。

③ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、特定の医療機関等において児童発達支援および治療を行います。法改正により令和6年4月より医療型児童発達支援は廃止され、児童発達支援に一元化し令和9年3月31日までは経過措置として設定されています。

④ 肢体不自由児通所医療費

医療型児童発達支援において提供される医療部分のサービス。

◇**障害児通所支援以外のサービス**

⑤ 高額障害児通所給付費

障害児通所支援を利用して自己負担額が著しく高額である場合給付されます。

⑥ 障害児相談支援給付費 *平成24年度より全ての利用者へ導入

障害児通所支援を利用する際に障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、連携調整等を行い、障がいの状況や環境等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成します。

⑦ 保育所等訪問支援費

療育の専門職が保育所や幼稚園等に訪問し個々の発達特性に配慮し必要な助言を行うとともに、個別の支援計画を作成し集団生活への適応を促します。

⑧ 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度新設）

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス。

（単位：円・人）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
①児童発達支援	257,106,444	2,365	307,986,554	2,555	374,677,916	2,769	439,305,961	3,351	461,701,724	3,327
②放課後等デイサービス	936,884,361	8,848	1,066,220,173	9,327	1,134,908,085	9,802	1,276,672,071	10,095	1,429,629,106	10,770
③医療型児童発達支援	4,642,513	54	4,240,224	72	2,048,200	24	1,664,280	13	899,390	12
④肢体不自由児通所医療費	929,570	55	863,591	72	242,864	28	103,619	13	62,563	12
⑤高額障害児通所給付費	387,338	19	169,800	16	45,075	20	362,202	22	441,445	98
⑥障害児相談支援給付費	32,189,240	2,162	40,968,480	2,436	53,704,050	2,584	55,423,280	2,735	43,566,100	2,431
⑦保育所等訪問支援費	3,508,799	134	7,527,771	237	13,404,839	366	27,530,752	776	39,041,239	997
⑧居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,235,648,265	13,637	1,427,976,593	14,715	1,579,338,146	15,579	1,801,062,165	17,005	1,975,341,567	17,647

(6) 自立支援医療（障害者総合支援法第58条） 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

① 更生医療給付事業

更生医療は、身体障がいをもたらしている一定の症状（放置すればその身体障がいの状態が永続する場合）に対し、医学的処置を行うことによって日常生活活動を回復又は向上する可能性の認められる場合に適用される特別の医療で、県医療指定機関のみで受けられます。

なお、これに要する費用は障がい者世帯の所得に応じて、月当たりの自己負担額に上限が設定されています。

満18歳以上が対象で具体的には次のような医療に適用されます。（18歳未満は育成医療）

- （ア）視覚障害・・・網膜剥離手術、角膜移植術、水晶体摘出術等
- （イ）聴覚障害・・・外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳埋込術等
- （ウ）言語障害・・・歯科矯正治療、口唇形成術、人口喉頭等
- （エ）肢体不自由・・・関節形成術、人工関節置換術等
- （オ）内部障害・・・ペースメーカー埋込み術、人工透析療法、中心静脈栄養法、免疫調整療法等

更生医療の状況

（単位：件・円）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数
件数	心臓機能障害	64	58	76	81	72	61	68	66	85	81
	じん臓機能障害	443	5,179	473	5,455	465	5,668	463	5,487	447	5,157
	一般分	87	386	83	383	100	459	118	485	103	496
	合 計	594	5,623	632	5,919	637	6,188	649	6,038	635	5,734
公費負担額合計		222,794,170		244,312,710		259,160,483		261,005,865		249,181,966	

② 育成医療給付事業

平成25年4月より育成医療の支給認定業務は、都道府県から市町村へ権限移譲されました。

育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

育成医療の状況

（単位：件・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付決定件数	92	51	61	55	47
公費負担額合計	3,697,472	2,481,788	2,180,787	2,407,418	1,876,563

③ 精神通院医療

精神障がい者の経済的負担を軽減するための通院医療費公費負担（県）について、申請を受け付け、県に送付します。給付については県が取り扱います。

対象者は統合失調症、うつ病、精神作用物質による依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人で、通院による医療を継続的に要する病状にある方がその治療を指定医療機関で受ける場合、医療保険の自己負担分の一部が給付（助成）されます。原則一割自己負担で所得に応じた月額自己負担上限額を設定しますが、沖縄県は、復帰特別措置により窓口での自己負担がありません。

精神通院医療の状況

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	3,585	3,642	3,734	3,799	4,520

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する方について、更新申請がなくとも有効期間を1年間延長をする自動更新を一部行っています。

(7) 補装具(障害者総合支援法第76条) 財源(国負担金:1/2、県負担:1/4、市負担:1/4)

① 身体障がい者(児)の補装具の交付及び修理

補装具は、身体障がい者の失われた部位や機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる用具で、次のようなものがあります。

なお、これに要する費用は障がい者世帯の所得に応じて、その費用の一部又は全額を公費で負担します。

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、身体障害者手帳を所有していない難病患者等についても補装具の支給対象となりました。

●補装具の交付及び修理状況

(単位:件)

種 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 肢	義手	2	0	0	0	3	1	0	0	2	0
	義足	1	9	2	16	6	9	0	10	5	10
装 具	下肢	41	13	32	18	25	26	34	15	44	11
	靴型	6	4	10	0	12	0	10	2	11	0
	体幹	6	0	4	1	1	0	3	0	3	0
	上肢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
座位保持装置	車いす	5	7	8	6	5	4	13	5	8	3
	電動車いす	2	0	0	1	0	2	1	0	3	3
	その他	2	2	4	3	4	1	6	1	5	0
義 眼	特殊義眼	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	コンタクト義眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ		6	0	1	0	2	0	3	0	3	0
歩行補助つえ		6	0	5	0	3	0	2	0	7	0
歩行器		1	0	5	0	0	0	1	2	1	0
眼 鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	4	0	2	0	2	0
	遮光眼鏡	1	0	1	0	1	0	5	0	1	0
	弱視眼鏡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	高度難聴用耳掛型	34	21	26	14	34	23	21	21	32	25
	重度難聴用ポケット型	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	重度難聴用耳掛型	20	10	17	21	13	14	22	16	17	24
	耳あな型(レディメイド)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	耳あな型(オーダーメイド)	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0
	その他	2	7	2	7	0	13	1	7	0	13
車いす	普通	5	18	3	23	1	29	2	31	8	23
	リクライニング普通	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1
	手押し型	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	リクライニング手押し型	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	リクライニングティルト普通型	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	片手駆動型	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	リクライニングティルト手押し型	2	4	0	3	1	2	1	4	1	2
	ティルト式手押し型	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
電動車いす	その他	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1
	普通4.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	普通6.0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0
	手動兼リフト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクライニング普通	0	1	0	4	0	4	0	3	0	2
	電動リクライニング普通型	2	0	0	1	0	2	0	1	0	1
	電動リフト式手押し型	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	電動リクライニングティルト普通型	0	3	0	3	1	2	0	5	1	0
座位保持いす	その他	2	10	2	12	0	12	1	16	2	16
	起立保持具	2	0	1	0	1	0	3	0	—	—
起立保持具		2	0	2	0	0	0	0	0	1	0
頭部保持具		0	0	1	0	1	0	3	0	—	—
排便補助具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置		1	1	0	1	0	0	1	0	0	0
合計件数		157	112	128	141	121	149	139	140	157	138
		269		269		270		279		295	
公費負担額合計(円)		24,998,161		27,404,613		30,136,903		32,547,965		37,164,294	

3. 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条 財源（国補助：1/2、県補助：1/4、市負担：1/4）
障がい者等がその有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、平成18年10月1日から市町村事業として創設されました。

（１）相談支援事業
障がいのある方、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために援助を行います。令和5年度より集計方法の見直しを実施したため数値の変動が生じています。

相談件数																(単位：件)				
実施事業所	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他
障がい福祉課	545	1,529	158	1,157	774	1,792	143	661	327	788	79	243	194	622	54	152	204	621	86	147
	3,389				3,370				1,437				1,022				1,058			
自立生活センター・イルカ	9	325	51	524	13	224	88	495	67	330	82	339	123	273	42	180	126	263	51	174
	909				820				818				618				614			
ケアステーションpont	15	154	51	865	25	231	82	769	91	245	58	337	73	95	26	160	62	104	35	116
	1,085				1,107				731				354				317			
相談支援事業所はびわん	207	681	104	212	123	615	149	212												
	1,204				1,099															
相談支援事業所TAPiC													92	190	54	55	149	207	47	78
													391				481			
合計	776	2,689	364	2,758	935	2,862	462	2,137	485	1,363	219	919	482	1,180	176	547	541	1,195	219	515
	6,587				6,396				2,986				2,385				2,470			

（２）意思疎通支援事業
① 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳等の派遣を行います。（単位：件・人）

派遣実施者	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)
沖縄県聴覚障害者情報センター	28	50	27	41	31	39	20	24	17	17
市設置手話通訳者	1,380	1,380	1,409	1,410	1,586	1,600	1,295	1,297	1,477	1,477
うち庁舎外	50	51	73	74	204	218	124	126	144	144
うち庁舎内	1,329	1,329	1,336	1,336	1,382	1,382	1,171	1,171	1,333	1,333
登録手話通訳派遣	363	369	290	309	430	448	443	462	533	558
要約筆記派遣 H26より沖縄県聴覚障害者 情報センターに委託	7	8	5	5	3	3	3	4	3	3
合計	1,778	1,807	1,731	1,765	2,050	2,090	1,761	1,787	2,030	2,055

※市設置手話通訳者の派遣延件数について、令和3年度及び令和4年度は集計方法（メール依頼受付分）が異なります。

② 入院時コミュニケーション支援事業（平成28年度開始）
意思の疎通が困難な障がい者が医療機関に入院したときに、本人との意思疎通を十分に行うことのできる支援員を派遣し、円滑な医療行為等を受けることができるよう支援します。（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣延件数	0	0	0	0	0

（３）移動支援事業
屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。（単位：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延人数	1,369	1,426	1,441	1,546	1,518
公費負担額	33,061,537	35,316,283	40,188,196	40,824,354	44,553,705

（４）日中一時支援事業
障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図ります。（単位：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延人数	187	202	185	167	189
公費負担額	1,658,006	1,415,232	1,221,268	887,354	1,246,604

(5) 日常生活用具の給付

①日常生活用具給付状況（者・児）

重度の心身障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするため特殊ベッド、手すり、入浴補助用具等の給付又は貸与を行う事業です。大別して6種の用具に分けられていますが、いずれの種目も障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので実用性があり、自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものと定義付けられています。

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されたことにより、身体障害者手帳を所持していない難病患者等も日常生活用具の支給対象となりました。

●日常生活用具給付状況 (単位:件・円) ※[]は実人数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
種 目		件 数	件 数	件 数	件 数	件 数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	5	2	2	1	2
	特殊マット	2	3	3	3	3
	入浴担架	0	0	0	0	1
	体位変換器	1	0	1	1	1
	訓練いす(児のみ)	0	1	0	0	0
	訓練用ベット(児のみ)	1	0	0	2	2
	移動用リフト	0	1	2	1	0
	小 計	9	7	8	8	9
自立生活 支援用具	入浴補助用具	7	3	6	7	3
	便器	0	0	0	0	0
	T字状・棒状のつえ	1	0	0	2	1
	歩行支援用具	0	0	0	0	0
	頭部保護帽	5	9	1	2	4
	特殊便器	2	0	2	0	1
	火災警報器	0	0	0	0	0
	自動消火器	0	0	0	0	0
	電磁調理器	1	0	0	0	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	3	6	0	0
	移動・移乗支援用具	3	3	5	3	1
	小 計	20	18	20	14	10
在宅療養等 支援用具	ネブライザー(吸引器)	3	3	2	1	1
	電気式たん吸引器	5	19	9	8	11
	足踏式・手動式たん吸引器	—	—	—	2	3
	パルスオキシメーター	2	2	0	0	0
	透析液加温器	2	1	2	1	2
	視覚障害者用体温計(音声式)	1	1	0	2	0
	視覚障害者用体重計	2	2	2	0	0
	視覚障害者用血圧計	2	0	0	0	1
	小 計	17	28	15	14	18
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0
	情報・通信支援用具	0	3	1	0	1
	点字器	1	0	0	0	0
	点字タイプライター	1	0	0	0	0
	点字図書	0	0	0	0	0
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	2	4	1	0	0
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0	0	0	0
	視覚障害者用読書器	2	1	4	2	3
	視覚障害者用時計	0	3	0	1	1
	聴覚障害者用通信装置	2	1	2	1	0
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
	人工喉頭	14	7	2	0	2
	地デジ対応ラジオ	0	0	0	1	0
	小 計	22	19	10	5	7
排泄管理 支援用具	ストマ装具	889	805	1001	831[83]	916[92]
	紙おむつ等	646	611	610	739[71]	780[73]
	収尿器	7	6	4	4	4[2]
	洗腸用具	5	6	13	42[4]	36[3]
	小 計	1547	1428	1628	1616	1736
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	2	1	0	1	2
	小 計	2	1	0	1	2
合 計		1,617	1,501	1,681	1,658	1,782
公 費 負 担 合 計		19,302,537	18,105,453	20,183,958	20,722,980	22,788,662

(6) 障害者社会参加促進等事業（宜野湾市社会福祉協議会に委託して実施）

障がい者が地域社会の一員として社会に参加し安心して地域生活が送れるよう、点字・声の広報発行事業、奉仕員養成事業、重度身体障害者移動支援事業、地域生活アシスタント事業、自動車運転免許取得・改造費助成事業等を実施します。

① 点字・声の広報発行事業

（単位：人）

サービス 種別	対象者（人）					事業内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
点訳 サービス	6	5	5	4	4	市報、市議会だより、社協便り、ボランティア便り、身障協总会資料、専門書等の点訳・発送
朗読 サービス	3	4	3	3	3	市報、社協便り、ボランティア便り等の音訳・発送

② 奉仕員養成事業

（単位：人）

講座名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
手話奉仕員 養成講座 (入門課程70 時間)	23	8	—	—	23	13	—	—	30	20
手話奉仕員 養成講座 (基礎課程 Ⅰ・Ⅱ)	—	—	10	10	—	—	10	9	—	—
手話奉仕員 養成講座(ス キルアップ講座)	—	—	10	10	—	—	9	9	—	—
点字講習会	9	9	—	—	6	4	—	—	10	8
音訳ボランティア 養成講座	—	—	13	10	—	—	23	17	—	—

③ 重度身体障害者移動支援事業

事業内容	延べ利用件数				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
リフト付き 車両貸し出し	99	79	72	69	84

⑤ 地域アシスタント事業

(単位：人)

事業内容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
ふれあいサポーター養成講座	13	9	18	10	18	12	15	10	10	6

⑥ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

(単位：人)

事業内容	決定者数（助成者数）				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自動車運転免許取得事業	4（3）	4（3）	3（0）	7（4）	9（8）
自動車改造費助成事業	3（3）	2（2）	2（2）	4（4）	0（0）

（7）地域活動支援センター

障がい者等が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進等の提供を行う場として、平成27年8月3日に「宜野湾市障害者地域活動支援センターⅠ型 はぴわん」が開所。令和5年度からは「宜野湾市地域活動支援センターTAPIC」が事業を実施しています。

(各年度末)

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(延べ人数)	2,645人	2,764人	2,488人	3,461人	3820人
障害者相談支援	385回	432回	350回	797回	552回
社会基盤との連携強化	50回	106回	159回	167回	143回
ボランティア育成	158回	153回	39回	39回	62回
地域啓発普及活動	78回	103回	113回	203回	172回
医療・福祉との連携強化	24回	27回	45回	13回	21回

(1) 特別障害者手当等給付事業

特別児童扶養手当等の支給に関する法律 財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

特別障害者手当は、昭和61年の障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の支給額、支給要件等を改善し、重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として支給されるものです。

①特別障害者手当（法第26条の2）

身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に対して手当を支給※1します。ただし、社会福祉施設等に入所しているとき又は病院に3ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。

②障害児福祉手当（法第17条）

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい児（20歳未満）に対して手当を支給※1します。ただし、障がいを給付事由とする年金の給付を受けることができるとき、又は児童福祉施設等に入所しているときは支給されません。

③福祉手当（経過措置分）

昭和61年4月末現在、福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に対する経過措置として支給されています。

※1 上記手当の支給とは、「特別障害者手当等支給事務の手引」に基づいて審査認定後、該当者に対して行う。

（各年度末：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別障害者手当	135	140	164	183	183
給付額	46,932,600	44,730,900	50,370,140	61,035,154	64,439,580
障害児福祉手当	109	114	104	104	110
給付額	20,370,720	19,727,250	19,824,510	19,907,460	20,892,200
福祉手当	0	0	0	0	0
給付額	0	0	0	0	0
合計受給者数	244	254	268	287	293
合計給付額	67,303,320	64,458,150	70,194,650	80,942,614	85,331,780

各種手当単価表（月額）

	令和3年4月改正	令和4年4月改正	令和5年4月改正	令和6年4月改正	令和7年4月改正
特別障害者手当	27,350	27,300	27,980	28,840	29,590
障害児福祉手当	14,880	14,850	15,220	15,690	16,100
福祉手当	14,880	14,850	15,220	15,690	16,100

5. 福祉関連団体への支援

障がい者が住み慣れた地域で社会の一員としての社会参加を実現するために、関係団体の支援及び支援センター等の地域生活支援を行います。

(1) 障がい福祉関係団体の支援

宜野湾市内の社会福祉活動又は更生活動を目的とする団体に補助金を交付することで、宜野湾市の障がい者福祉行政の推進を図るとともに県内関係団体について、市負担金を交付して沖縄県の障がい者福祉の向上を図ります。

(単位：円)

団体負担金・補助金		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金 (沖縄県身体障害者福祉協会)	72,900	72,900	72,900	72,900	72,900
2	沖縄県視覚障害者福祉協会負担金	—	—	—	—	—
3	沖縄県肢体不自由児協会負担金	—	—	—	—	—
4	沖縄県手をつなぐ育成会補助金	83,000	83,000	87,000	87,000	87,000
5	沖縄県精神保健福祉協会負担金	41,580	41,580	43,257	43,257	43,258
6	中部地区精神療養者家族会負担金	36,800	36,800	—	—	—
7	宜野湾市身体障がい者福祉協会育成補助金	532,800	532,800	772,800	772,800	772,800
8	沖縄県身体障がい者スポーツ大会補助金 (宜野湾市身体障がい者福祉協会)	146,960	325,564	402,124	403,200	390,104
9	宜野湾市手をつなぐ親の会育成補助金	491,520	491,520	491,520	491,520	491,520

※8について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により大会中止。

令和7年度は台風接近により陸上競技中止。

(2) 地域活動支援センターへの支援

宜野湾市障害者地域活動支援センター補助金交付要綱 障害者総合支援法第77条
財源（機能強化分 国補助：1/2 県補助：1/4 市負担：1/4）

障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるように、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、障がい者の社会参加を促進するために社会と交流を図ることを目的とする、市内の地域活動支援センター(Ⅲ型) に対して補助金を交付します。

(単位：千円)

事業所名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	宜野湾市ひまわり共同作業所	9,506	9,506	9,506	9,506	9,506

6. その他

(1) 重度心身障害者（児）医療費助成給付事業

宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例 財源（県補助：1/2、市負担：1/2）

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級、2級及び療育手帳A1、A2該当者）の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分を補助する制度です。

●重度心身障害者（児）医療費助成給付状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延受給者(人)	11,732	11,815	12,155	12,294	12,102
総医療費(円)	149,942,853	150,306,294	154,487,436	157,385,727	161,935,371

(2) 重度身体障害者住宅改造費助成事業

宜野湾市重度身体障害者住宅改造費助成事業実施要綱（市単独事業）

重度身体障がい者の日常生活を容易にし、在宅での生活を支援するため、居室、浴室、台所等の住宅改造に必要な経費を助成する制度です。対象者は身体障害者手帳1級、2級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）又は視力障害を有する者です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整備件数	1	1	0	2	0
支給額(円)	270,000	450,000	0	645,000	0

(3) 身体障害者福祉電話設置事業

宜野湾市福祉電話設置事業運営要綱（市単独事業）

外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保として福祉電話を設置します。対象は低所得世帯に限られます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新設台数（台）	0	0	0	0	0
新設置費用（円）	0	0	0	0	0
年度末設置数（台）	5	5	5	5	5
電話料給付額（円）	126,387	126,053	126,352	126,076	126,392
給付額合計（円）	126,387	126,053	126,352	126,076	126,392

(4) ちゅらパーキング利用証制度（令和4年度開始）

公共施設や病院、商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正に利用いただくために、障がいのある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。

利用証は、車いす使用者(赤)、その他の障害者・難病・高齢者など(緑)、妊産婦・一時的なケガ人など(オレンジ)の3種類あります。

新規交付件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
赤	—	49	17	14	23
緑	—	147	72	60	98
オレンジ	—	20	44	43	93
合計	—	216	133	117	214

*申請窓口：障害者・難病・一時的なケガ人など(障がい福祉課)、高齢者(介護長寿課)、妊産婦(健康増進課)

(5) 障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
加入者数	8	8	8	9	9
年金受給者	4	4	4	4	3

(6) NHK受信料免除申請の認証

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯で、世帯全員が非課税の場合は、全額免除申請ができ、福祉事務所の認証を行います。
- ②障がい者本人が世帯主であり、身体障害者手帳所持者（視覚障害又は聴覚障害、1級・2級）、療育手帳所持者（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）は、半額免除申請ができ、福祉事務所の認証を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	70	85	81	86	103

(7) 有料道路料金割引申請の認証

- ①身体障がい者本人が、自己又は生計を一にしている者の所有する自動車を運転する場合
- ②介護者が第一種身体障害者及び第一種知的障害者を同乗させ、障がい者もしくは障がい者と生計を一にする者の所有する自動車を運転する場合に申請書に福祉事務所の認証をします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	322	295	382	350	359

(8) 生計同一証明書の発行（自動車税及び自動車取得税の減免申請用）

- ①身体障がい者の通院・通学・仕事等を目的とする身体障がい者等が取得、又は所有する自動車（当該身体障がい者等と生計を一にする者が取得、又は所有する自動車）を当該身体障がい者のために、当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転する場合に証明書を発行します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	53	48	64	59	57

(9) 緊急通報システム

市内に住所があるひとり暮らしの重度身体障がい者（65歳未満）で、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方が、緊急時に専用機器のボタンを押すと緊急通報受信センターに通報することができるシステムを貸与します。

※R7年度版より掲載

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	6	6	6	4	4

(10) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

宜野湾市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱 財源（県補助：1/2、市負担：1/2）
在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的としています。

●給付状況

種 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電気式たん吸引器	2	0	0	0	0
パルスオキシメーター	0	1	0	0	0
ネブライザー	2	0	0	1	0
特殊寝台	0	1	0	0	0
特殊マット	0	0	0	0	0
入浴補助用具	0	0	0	0	0
車いす（電動以外）	0	0	0	0	0
人工鼻	2	3	3	2	3
その他	1	1	3	2	2
合 計	7	6	6	5	5
公 費 負 担 合 計	411,213	712,034	351,340	287,320	321,150

(11) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく差別相談

（平成26年4月1日施行）

「障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会」の実現を目指し、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」が平成26年4月1日に施行されました。

障害を理由とする差別や虐待の禁止、障害のある人に対し必要かつ合理的な配慮を提供する義務等が定められています。障害のある人と障害のない人の間にあつれきが生じないように、本条例では罰則を設けず、市や県の相談員を交えた話し合いや、第三者的な立場の調整委員会による助言・あっせんに基づき、当事者間の自主的な解決を図ることとしています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	0件	0件	0件	0件	0件

(12) 宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（平成28年度開始）

宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

財源（県補助：1/2、市負担：1/2）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援することを目的として、補聴器購入費等の一部を助成する。（単位：件・円）

補聴器種目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
高度難聴用耳掛型	6	0	0	6	3	4	2	2	4	8
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
公費負担額合計	260,148		43,080		403,080		86,000		272,508	

(13) 併行通園事業（令和6年度開始）

宜野湾市併行通園事業実施要綱

財源（国補助：1/2、県補助：1/4、市負担：1/4）

障害児通所支援事業所に通所する（過去に通所していた場合を含む。）医療的ケアを必要とする児童等が保育所等に通園する際に、児童が通所している事業所の職員が保育所等へ訪問し、保育所等の職員に対し当該医療的ケアを必要とする児童等に関する助言等を行うことで環境調整の支援を行う。

（単位：人・件・円）

	令和6年度	令和7年度
実利用人数	0	2
延利用件数	0	10
公費負担額合計	0	102,370

※令和6年12月から事業を開始したため、令和6年度は利用実績なし。

7. 障がい者（児）福祉の現状と今後の展望

平成25年4月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正されました。障害者総合支援法では新たに基本理念の規定、障害福祉サービスの対象者に難病患者等も含め、また区分の見直しを行う等、新たな障害者福祉施策が講じられることになりました。

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者に対する虐待の防止をはじめ早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、虐待養護者への支援も併せて行うこととされています。

また、平成28年4月1日には、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての人が分け隔てなく人格と個性を尊重し合いながら共存するために、「障害者差別解消法」が施行されましたが、令和6年4月1日より改正障害者差別解消法が施行されたことにより国の行政機関や地方公共団体のみならず民間事業者にも「障害を理由とする差別」を禁止することが定められました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国、地方公共団体等においては、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明示されました。支援施策の一環として、令和8年度より家族の介護負担の軽減を目的とした「宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業」を開始いたします。

本市におきましては、これまでの事業を評価・点検、市民アンケート調査等を実施した上で、障害者の日常生活や社会生活を支援する取組を総合的に示した

「第5次障がい者基本計画」（令和6年度～令和11年度）及び、各種サービス・相談支援・生活支援等の各年度利用見込みや提供量の確保策等を定めた「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、『チュイシーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち』づくりに取り組むこととしております。

(1) 自立支援給付について

介護給付については、自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う訪問系サービス及び施設において日常生活動作の訓練・指導、入浴・食事サービス等を行う通所系サービス、さらに障がい者の生活の場となる施設入所サービス等を実施し、障がい者や児童又はその家族が、サービスを受けることにより、日常生活の利便の向上及び介護負担の軽減が図られました。また児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達障がい児等を中心に利用が大幅に増加しており、その傾向は今後も続くと思われます。

訓練等給付については、一般企業への就労を希望する方に対し必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労が困難な方に対しては働く場の提供を行い、その利用者は大幅に増加しています。今後もより利用者のニーズにあった訓練等の提供により、障がい者の自立を促進します。

(2) 地域生活支援事業について

令和6年12月に障がい児通所支援事業所に通所する医療的ケアを必要とする児童等（以下、医療的ケア児等）が保育所等に通園する際に、当該障がい児通所支援事業所の職員が保育所等へ訪問し、保育所等の職員に対し当該医療的ケア児等に関する事前準備や環境調整、医療的ケアの手技、留意事項等の助言、情報共有の支援を行うことを目的に宜野湾市併行通園事業（医療的ケア児等総合支援事業）として新たに実施しました。

相談支援事業については、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制として、令和4年度に基幹相談支援センターを設置し、令和5年度より地域自立支援協議会や関係機関と連携し、引続き基幹相談支援センター機能の充実に向けて取り組んでいます。

(3) その他

地域自立支援協議会において、福祉計画の推進をはじめ地域の実情に応じた支援体制整備や障がい福祉関係団体、地域活動支援センターなど関係機関等と連携して障がい児・者の社会参加促進を図り福祉の向上に努めます。

第 5 章 地域福祉・援護

1. 宜野湾市の民生委員児童委員

民生委員は、障害のある方・こども・高齢者・ひとり親家庭・生活に困っている方など悩みを抱えている市民の相談相手となるほか、関係行政機関・専門機関を結び、地域住民の福祉の向上に努める役割があり、児童委員も兼ねています。

区域担当の民生委員・児童委員と子どもに関する事項を担当する主任児童委員がいます。

(1) 資格要件（民生委員法第6条）

市議会議員の選挙権を有する人のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある人であって、児童委員としても適当である人を、市の民生委員推薦会の推薦に基づき、沖縄県知事が県の社会福祉審議会民生委員児童委員審査専門分科会の意見を聞いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

(2) 活動内容

地域の見守り活動、地域住民の相談対応・助言、福祉サービス等の情報提供を行うほか、福祉事務所の業務に協力しています。

①民生委員児童委員の活動

・生活状況の把握

住民に対して、適切に相談・援助が行えるよう担当区域内の実情の把握に努めます。

・相談・援助活動

援助を必要とする人が、福祉関係法の公的サービスや制度を利用して自立した日常生活が送れるよう相談、助言等の支援を行います。

・福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用している人や利用を希望する人の意向に沿うサービス利用ができるよう情報提供を行います。

・福祉事業者、福祉活動団体との協力、連携

地域福祉の推進役として、社会福祉施設、社会福祉サービス提供事業者、ボランティア活動団体との密接な連携を図り活動支援を行います。

・住民の福祉の増進を図るための活動

福祉事務所や児童相談所、婦人相談所など、関係行政機関に協力して住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

②主任児童委員の活動

児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

(3) 任期

3年（補欠の委員は、前任者の残任期間）

(4) 定数

県内市町村の民生委員の定数は「沖縄県民生委員の定数を定める条例」に定められており、宜野湾市の民生委員の定数は141名となっています。

（令和8年5月1日現在）

民児協	普天間中学校区	真志喜中学校区	嘉数中学校区	宜野湾中学校区	合計
定数	33(2)	43(3)	38(2)	27(2)	141(9)
現員数	27(2)	28(1)	27(1)	22(2)	104(6)

※（ ）内は主任児童委員数を表しています。

(5) 民生委員児童委員の活動状況

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	28	1	14	0	22	0	13	11	15	2
	介護保険	19	0	8	0	26	0	5	0	10	0
	健康・保健医療	8	0	11	0	19	0	6	1	25	0
	子育て・母子保健	9	1	4	0	15	0	2	1	1	0
	こどもの地域生活	12	0	38	2	20	0	67	1	8	0
	こどもの教育・学校生活	12	3	22	7	14	3	69	4	18	10
	生活費	12	2	21	0	24	0	18	0	5	0
	年金・保険	0	0	4	0	0	0	2	1	3	0
	仕事	1	0	5	3	2	0	5	4	0	0
	家族関係	8	2	6	0	13	3	17	0	3	0
	住居	7	0	9	0	12	0	2	0	3	0
	生活環境	51	1	25	2	30	0	21	3	13	2
	日常的な支援	112	45	240	30	239	8	156	29	40	29
	その他	337	3	340	1	515	2	238	4	236	5
	計	616	58	747	45	951	16	621	59	380	48
分類支援別相談・支援件数	高齢者に関すること	172	10	291	10	302	2	215	2	125	18
	障がい者に関すること	60	38	55	20	108	3	68	45	31	14
	子どもに関すること	49	5	102	9	72	4	109	6	30	0
	その他	335	5	299	6	459	7	229	5	184	16
	計	616	58	747	45	941	16	621	58	370	48
その他の活動件数	調査・実態把握	121	0	109	3	168	0	143	0	91	5
	行事・事業・会議への参加協力	1,770	99	3,507	211	2,627	45	4,112	149	4,009	175
	地域福祉活動・自主活動	5,022	515	6,751	519	6,978	326	6,795	147	6,238	378
	民児協運営・研修	1,670	95	3,231	290	2,299	80	3,286	353	3,058	302
	証明事務	521	0	523	0	624	0	426	1	209	0
	要保護児童の発見・通告・仲介	27	0	3	0	29	0	30	0	8	0
回訪数	訪問・連絡活動	2,707	108	3,513	179	4,181	115	2,804	273	2,117	192
	その他	1,105	15	1,130	31	1,640	12	1,504	70	1,064	77
整連 回 絡 数 調	委員相互	5,522	414	7,594	381	6,883	180	6,642	387	5,882	452
	その他の関係機関	1,226	164	1,577	178	1,779	47	1,247	210	874	172
活動日数		9,857	771	13,853	918	13,238	520	14,449	946	9,937	893

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

普天間中学校区民児協

令和8年5月1日時点

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
野嵩一区	1	大 川 実 おおかわ みのる	野嵩1丁目5～20番 ※野嵩1丁目2番～4番(中原区対応)
	2	欠 員 —	野嵩1丁目21～34番
	3	大 屋 孝 夫 おおや たかお	野嵩1丁目35～50番
	4	金 城 友 紀 きんじょう ゆき	野嵩2丁目1～11番,野嵩2丁目25～29番
	5	糸 数 美 智 子 いとかず みちこ	野嵩2丁目12～24番
	6	中 村 順 子 なかむら じゅんこ	野嵩3丁目17～30番,32～35番
〃二区	1	伊 佐 京 子 い さ きょうこ	野嵩2丁目32～34番,3丁目1～3番,3丁目6～7番
	2	屋 良 朝 得 やら とも のり	野嵩3丁目4～5番,3丁目8～16番,3丁目31番
〃三区	1	仲 松 通 恵 なかまつ みちえ	野嵩4丁目6～8番
	2	大 城 洋 子 おおしろ ようこ	野嵩4丁目1～5番, 19～23番1～2
	3	安 座 間 湖 帆 あざま みずほ	野嵩4丁目15～19番, 23番3～16
	4	上 間 京 子 うえま きょうこ	野嵩4丁目9～14番, 普天間1丁目21番1～20
普天間一区	1	仲 地 正 仁 な か ち ま さ と	普天間1丁目15～20番,1丁目22～25番
	2	欠 員 —	—
	3	欠 員 —	普天間1丁目26～34番
〃二区	1	長 嶺 喜 美 子 な が み ね き み こ	普天間1丁目1～3番,8番～10番,野嵩2丁目35番
	2	欠 員 —	普天間1丁目4～7番,1丁目11～14番
〃三区	1	仲 松 佐 苗 な か ま つ さ な え	普天間2丁目1,2,8～10番,2丁目16～21番
	2	高 江 洲 善 勝 た か え す よ し か つ	普天間2丁目3～7番,2丁目11番～15番
	3	欠 員 —	普天間2丁目22番～35番,2丁目38番～39番
	4	安 里 晴 美 あ さ と は る み	普天間2丁目36～37番,2丁目40～50番
新城区	1	大 倉 信 彦 おおくら のぶひこ	新城1丁目1～5番,2丁目1～8番
	2	花 城 清 人 は な し ろ き よ ひ と	新城1丁目6～19番
	3	平 良 弘 子 た い ら ひ ろ こ	新城1丁目20～36番
	4	新 城 節 子 しんじょう せつこ	新城2丁目9～19番,41番
	5	山 城 百 合 子 や ま し ろ ゆ り こ	新城2丁目20～25番,28番～31番,33～38番
	6	當 山 直 美 と う や ま な お み	新城2丁目26番～27番,32番,39番,40番,43～45番9～14号
喜友名区	1	具志堅 美智子 ぐしけん みちこ	喜友名1丁目1～18番, 新城2丁目45番1～8号 喜友名2丁目1番,2番,15～17番
	2	伊 藤 隆 司 い と う り ゅ う じ	喜友名1丁目19～31番,喜友名2丁目3～5番,13番,14番
	3	欠 員 —	—
	4	我如古 留美子 が ね こ る み こ	喜友名2丁目6～12番,18～28番,伊佐1丁目1～3番
童主 委員 見児	1	末 吉 齊 す え よ し ひ と し	普天間中学校区 普天間第二小学校
	2	仲 地 真 由 美 ま か ち ま ゆ み	普天間中学校区 普天間第小学校

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

真志喜中学校区民児協

令和8年5月1日現在

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
伊佐区	1	欠 員	伊佐1丁目, 3丁目9～16番
	2	伊 佐 幸 枝	伊佐2丁目, 3丁目1～4番 大山3丁目18番1号～24番5号
	3	伊 佐 悦 子	伊佐3丁目5～8番, 27～30番 大山3丁目1番2号～12番, 23番1号
	4	欠 員	伊佐3丁目17～26番
	5	伊 佐 恵 子	伊佐4丁目
大山区	1	伊 佐 あゆみ	大山1丁目, 伊佐1丁目8～10番
	2	仲 宗 根 香	大山2丁目
	3	名 城 克 己	大山3丁目3～14番(10番、11番を除く)
	4	欠 員	大山3丁目15～32番
	5	宮 城 千 恵	大山4丁目
	6	欠 員	大山5丁目
	7	慶 田 直 美	大山6丁目1～28番
	8	末 吉 芳 枝	大山6丁目33～47番, 大山7丁目
真志喜区	1	野 國 純 子	真志喜1丁目, 真志喜5丁目1～7番
	2	仲 松 典 子	真志喜2丁目, 真志喜5丁目8～14番
	3	又 吉 律 子	真志喜3丁目, 真志喜5丁目15～21番
	4	欠 員	—
	5	欠 員	—
	6	欠 員	—
	7	欠 員	—
宇地泊区	1	天 久 辰 雄	宇地泊1丁目1番～15番
	2	高 良 謙 二	宇地泊1丁目16番～27番
	3	欠 員	宇地泊2丁目1番
	4	下 地 啓 子	—
	5	上 原 朝 光	宇地泊3丁目
大謝名区	1	欠 員	大謝名1丁目1～14番
	2	仲 順 悦 子	大謝名1丁目16～24番 大謝名2丁目6～10番
	3	古 謝 愛 子	大謝名4丁目7,9,10番,12～18番,21～23番
	4	小 湾 節 子	大謝名4丁目1～4番,8番,11番1号～21号,24番
	5	松 川 章	大謝名5丁目1～4番 11,13,15番
	6	欠 員	大謝名5丁目5～10番
大謝名 団地	1	外 間 晴 美	大謝名団地1号棟,3号棟 大謝名5丁目25番15号(コーポ仲村)
	2	欠 員	大謝名団地2号棟,大謝名5丁目24番13号(天住マンション)
嘉数 ハイッ	1	友 寄 登 喜子	嘉数4丁目13～17番,19～22番(1班,2班1～23班,24班,7班)
	2	欠 員	嘉数4丁目4～8番,10～12番(5,6班1～2,9班1～2,10班)
	3	松 山 貞 子	嘉数4丁目9番,23～29番(8班、11班1～3)
上大謝名区	1	金 良 侑 子	大謝名2丁目13～17番,19番、20番
	2	大 城 哲 夫	大謝名2丁目1～5番,21番,23番～29番
	3	天 久 静 子	大謝名3丁目1～14番
	4	桃 原 秀 明	大謝名4丁目5番,6番,18～21番
主任 委員 児童	1	山 城 美 奈子	真志喜中学校区、大山小学校
	2	欠 員	真志喜中学校区、はごろも小学校
	3	欠 員	真志喜中学校区、大謝名小学校

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

嘉数中学校区民児協

令和8年5月1日現在

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
嘉数区	1	桂 浩 史	かつら ひろし
	2	山 田 ユミ子	やまだ ゆみこ
	3	伊 佐 美 枝 子	い さ み え こ
	4	池 田 悦 子	い け だ え つ こ
真栄原区	1	仲 宗 根 清 茂	なかそね きよしげ
	2	外 間 和 美	ほかま かずみ
	3	新 垣 則 子	あらかき のりこ
	4	知 念 幸 智	ちねん ゆきとも
	5	欠 員	—
	6	新 里 真 和	しんざと まさかず
	7	新 盛 光 一	しんもり こういち
	8	真栄田 盛夫	ま え だ も り お
	9	玉 寄 香 織 里	たまよせ かおり
	10	新 垣 善 輝	あらかき ぜんき
	11	欠 員	—
我如古区	1	邊土名 千恵子	へんとなちえこ
	2	嘉 川 チエ子	よしかわちえこ
	3	欠 員	—
	4	仲 本 ルリ子	なかもとるりこ
	5	欠 員	—
	6	當 山 靖 博	とうやま やすひろ
	7	欠 員	—
	8	大 城 隆 史	おおしろ たかし
	9	安 里 純 子	あさと じゅんこ
	10	又 吉 雅 則	またよしまさのり
	11	欠 員	—
宜野湾区	1	平 良 忍	たいらしのぶ
	2	上 地 律 子	うえちりつこ
	3	欠 員	—
	4	宮 城 邦 子	みやぎくにこ
	5	宮 城 豊 信	みやぎとよのぶ
	6	欠 員	—
	7	安 里 秀 子	あさとひでこ
	8	新 垣 直 美	あらかきなおみ
	9	欠 員	—
	10	欠 員	—
主 委 任 児 童	1	新 垣 真 弓	あらかきまゆみ
	2	欠 員	—

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

宜野湾中学校区民児協

令和8年5月1日現在

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
長田区	1	欠 員 一	長田1丁目
	2	欠 員 一	長田2丁目
	3	具 志 堅 毅 ぐしけん たけし	長田3丁目
	4	大 山 一 信 おおやま かずのぶ	長田4丁目
	5	普 天 間 メイ子 ふてんまめいこ	志真志1丁目
	6	久 保 田 尚子 くぼ たしょうこ	志真志2丁目
	7	友 寄 春 美 ともよせ はるみ	志真志3丁目
	8	欠 員 一	志真志4丁目1番～14番
	9	當 山 千 賀子 どうやまちかこ	志真志4丁目15番～36番
愛知区	1	比 嘉 秋 子 ひ が あ き こ	愛知1丁目2番～6番,10～11番
	2	安 昌 子 や す ま さ こ	愛知2丁目3番～12番 (14号～36号)
	3	崎 山 和 子 さきやま よりこ	愛知2丁目1番31号、33,34,36,37,39,40,41,44 愛知2丁目12番2号～11号、13番～14番、16番～18番
	4	具 志 堅 重 光 ぐしけん しげみつ	愛知3丁目11番～18番
	5	金 城 明 美 きんじょう あけみ	愛知3丁目2番,3番,9番,10番
	6	仲 本 光 子 なかもと みつこ	愛知3丁目1番,4番～8番
	7	欠 員 一	神山1丁目3番～5番,7番～11番,17番～21番
	8	宮 城 盛 茂 みやぎ もりしげ	神山1丁目1番・2番,12番～16番 愛知1丁目1番～3番
	9	金 城 一 枝 きんじょうかずえ	愛知2丁目2番(県営高層住宅)
中原区	1	喜 久 川 京 子 きくかわきょうこ	赤道1丁目1番～19番 愛知1丁目7番,8番
	2	桃 原 隆 とうばる たかし	赤道2丁目1番～2番,11番～21番
	3	宮 本 恵 子 みやもと けいこ	上原1丁目1番～13番
	4	欠 員 一	赤道2丁目3番～10番 愛知2丁目1番(5～6,11,14,16～21,25,27号),15番
	5	高 嶺 克 子 たかみねかつこ	上原1丁目14番～26番
	6	仲 村 乙 枝 なかむら おとえ	上原2丁目1番～4番,17番～26番
	7	仲 里 幸 雄 なかざと さちお	野嵩1丁目2番～4番、上原2丁目5番～16番
童主 委任 員児	1	山 里 和 代 やまざとかずよ	宜野湾中学校区、宜野湾小学校
	2	我 如 古 怜 子 がねこ れいこ	宜野湾中学校区、長田小学校

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

2. 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、民間の社会福祉活動を推進するため、営利を目的としない民間組織として、各都道府県・市区町村で設置されています。

地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」を目指し活動を行っています。

(1) 見守り活動助成事業

ひとり暮らし高齢者など、地域において定期的な見守りが必要な世帯へ、自治会や地域支え合い活動委員会での見守り活動に助成し取り組んでいます。

食事宅配による見守り活動は平成25年モデル事業として開始、平成28年度より事業化。

助成の種類は、日常の見守り活動、食事宅配による見守り活動の2種類です。

令和5年度より、見守り活動実施の項目を下記の通り変更し実施しています。

① 日常の見守り活動			(単位：件・人・回・人)		(単位：カ所・円・人・回)	
	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	6	6	助成地域	5	6	6
対象者数	126	141	助成金額	184,000	133,000	128,000
延べ訪問数	2,408	3,558	対象者数	12名	128名	130名
延べ支援者数	1,992	1,011	延べ訪問数	3,167	2,634	2,397

※令和5年度より集計方法を変更しています。

②食事宅配による見守り活動（単位：件・回・件）			（単位：カ所・円・人・回）			
	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	10	10	助成地域	13	12	15
実施数	1,492	1,733	助成金額	806,765	952,000	1,159,000
延べ件数	1,710	1,446	対象者数	45	46	54
			延べ訪問数	1,879	1,955	2,477

※令和5年度より集計方法を変更しています。

(2) 重度身体障害者移動支援事業（市委託事業：一般会計3款1項8目）

高齢者や体の不自由な方が、車いすのまま乗車することが出来る車輛を貸し出しています。

(3) 車いすの貸し出し

在宅での介護負担軽減や快適な療養生活で利用できる、車いすの貸し出しを行っています。

(4) ふれあい相談所

①一般相談

生活や家族、経済的な問題や福祉サービスに関する相談を行っています。

対応時間：月～金 午前9時～午後4時まで。電話相談：896-2020

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来所	308	924	979	1,011	754
電話	862	1,462	2,037	1,822	1,783
訪問	7	33	65	661	136
合計	1,177	2,419	3,081	3,494	2,673

②無料法律相談

平成28年度より、月に2回弁護士による無料法律相談を行っています。

第2月曜日午前10時～11時/第4月曜日午後3時～4時（要予約）

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談数	30	38	29	40	39

(5) 生活福祉資金貸付制度

必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるように支援することを目的としています。

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金などの種類があります。

(単位：件・円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付件数	3,925	560	36	25	32
貸付金額	1,707,080,503	190,936,000	10,917,050	6,218,200	7,984,400

※新型コロナウイルス感染拡大による特例貸付含（令和4年度までの貸付）

(6) 福祉金庫貸付事業

緊急に資金が必要な世帯に対し貸付を行い支援します。

(単位：件・円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付件数	31	76	74	51	54
貸付金額	372,600	1,354,550	1,380,550	776,500	925,000

(7) 調査・広報活動

社協だより、ホームページ、ライン・Xを活用し、福祉情報の提供を行います。

(8) ボランティア活動

ボランティアコーディネーターと一緒に希望する市民に合った活動を探します。

(9) 福祉活動推進校の指定

市内の保育園（所）・幼稚園・小・中学校及び高等学校を福祉活動推進校として指定し、地域の基盤としたボランティア活動の場や機会を提供し、子ども達が高齢者・障がい者など様々な人々とふれあい、自主性や思いやりの心を育みながら、地域福祉への関心を高めることを目的に実施しています。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施校	6	7	11	11	11

(11) はごろもチャレンジ隊・キッズ隊

学校教育でも、児童・生徒が自ら学び、自ら考える「生きる力」の形成を課題とし教育が展開されている中、本事業では児童・生徒に対し福祉教育を強力に普及、浸透を図るため、福祉施設内でのボランティア体験学習を通し、福祉の心や思いやりの心を培っていくことを目的に実施しています。

①チャレンジ隊（中・高校生対象） (単位：施設・人・校)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施施設	3	—	18	13	1
参加人数	12	31	56	24	35
参加校	2	—	7	6	9

※令和4年度は新型コロナ感染症拡大により動画配信。

※令和7年度は災害ボランティア体験を社会福祉センターにて開催。

②キッズ隊（小学生対象） (単位：施設・人・校)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受入公民館数	—	—	18	5	—
受入人数	—	—	24	6	—
参加校	—	—	7	4	—

※新型コロナ感染拡大により、体験学習を中止。

※令和7年度開催なし。

(12) 高齢者地域生活支援事業（市補助事業：一般会計3款1項3目）

平成24年度からは、高齢者地域生活支援事業として、生きがい対応型デイサービス事業、軽度生活援助事業、ひとり暮らし老人等保健飲料給付事業、在宅高齢者寝具丸洗い仕上げ事業を、社会福祉協議会の補助事業として実施しています。

その後、在宅高齢者寝具丸洗い仕上げ事業は令和2年度に事業廃止となり、生きがい対応型デイサービス事業は一般介護予防事業に移行しています。

令和7年度末時点で、高齢者地域生活支援事業補助金は、一人暮らし高齢者等保健飲料給付事業にかかる経費と、生きがい対応型デイサービスの食事の一部に充てられています。

高齢者地域支援事業補助金額の推移（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助金額	12,814	23,835	26,286	11,577	13,462

① 生きがい対応型デイサービス事業

家にとじこもりがちなおおむね65歳以上の高齢者を対象に、地域公民館に集まっていただき、生きがい活動を行うことにより、社会的孤独感を解消し、自立生活の助長を図ることを目的としています。

（単位：人・カ所）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者	登録者	333	616	606	520	480
	参加者(延べ)	4,984	14,452	16,642	17,230	18,054
ボランティア	登録者	585	553	449	464	429
	参加者(延べ)	3,751	11,097	12,182	12,218	12,323
実施施設		23	23	24	24	24

※令和6年度より一般介護予防事業へ移行

② 軽度生活援助事業

日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の介護保険認定を受けていない高齢者ひとり暮らし及び夫婦世帯に対して、人材を派遣し高齢者の生活を援助する事業です。

（単位：人、回）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	2	2	—	—	—
派遣回数	391	5	—	—	—

※令和5年度事業廃止

③ 一人暮らし高齢者等保健飲料給付事業

一人暮らし高齢者等孤独な者に対し、個別訪問により保健飲料（ヤクルト）を給付し、常に安否を確認することを目的としています。

（単位：人、回）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録数	37	31	25	26	31
利用回数	1,765	1,454	1,128	1,037	1,347

(13) 地域支え合い活動の推進（市委託事業：3款1項1目）

市と社会福祉協議会が地域福祉推進を協働・連携しながら進めています。

「チュイシージーの心で創る人と人がつながるやさしい都市ぎのわん」を基本理念とし、地域課題を住民が主体的に解決していくことが出来る地域コミュニティの仕組みをつくり、一人ひとりが安心して暮らすことが出来る地域社会の実現を目指しています。

地域福祉コーディネーター等配置し、地域ネットワークの組織化を行い、住民主体による地域福祉の向上を図っていきます。

①住民のニーズや生活課題の把握

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問	1,480	60	224	394	330
来所	328	27	19	32	24
電話	—	341	373	784	621
その他	48	22	34	66	89
合計	1,856	450	650	1,276	1,064

※集計方法の違いにより令和3年度は、訪問件数に電話件数も含む。

②地域支え合い活動委員会の運営支援

自治会を単位として地域づくりを推進するための、地域支え合い活動委員会の運営支援を行っています。

（単位：回・人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定例会	126	269	257	157	260
延べ参加者	1,202	2,453	2,337	2,253	2,097

(14) 第2層生活支援体制整備事業の充実（市委託事業：介護保険特別会計3款2項8目）

市より市社会福祉協議会へ委託し実施しています。

地域包括ケアシステムの構築に向け、住民が主体となる助け合いや支え合える地域づくりの推進を行います。

この地域づくりに向け、日常生活圏域（各中学校区域）へ協議体を設置し、地域課題及び情報を共有し、問題解決に向け住民主体での話し合いを行います。地域住民と企業・団体及び専門機関と連携をすることにより、地域住民が安心して、自分らしく暮らせる“地域づくり”を目指します。

3. 福祉サービス利用援助事業

(市委託事業：一般会計3款1項1目、県社協委託事業：日常生活自立支援事業)

宜野湾市及び県社会福祉協議会の委託を受け、市社会福祉協議会に設置されている宜野湾市権利擁護支援センターうるで、一体的に利用者支援を行っています。

利用者の福祉サービスの利用手続きや、金銭管理の支援を行います。利用者・家族などから相談を受けた後、専門員が訪問・面談をし、契約を行います。

契約後は生活支援員が、支援計画に沿って支援をしていきます。

(1) 対象

- ①認知症の高齢者の方、精神障がいのある方、知的障がいのある方など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方。
- ②日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方。
(認知症と診断されていない方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていない方。)

(2) 業務内容

①福祉サービス利用援助事業

福祉サービスについての説明、利用、更新、終了手続き

福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

②日常的な金銭管理

家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い、年金、手当などの受取り、預貯金の出し入れ

③書類等預かりサービス

通帳や印鑑、その他重要な書類を保管

(3) 相談援助件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
問い合わせ	5	3	3	7	4
初回相談	38	32	34	54	28
相談援助	2,046	2,069	2,023	1,842	1,626
合計	2,089	2,104	2,060	1,903	1,658

※問い合わせ、初回相談は日常生活自立支援事業にて対応

(4) 契約締結件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約者数	9	5	7	16	5
自 契 約 外 時	施設	0	3	2	0
	病院	0	0	0	0
	グループホーム	2	0	4	2

※契約は、日常生活自立支援事業にて締結

(5) 実利用人数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用人数	56	52	54	48	38

4. 災害時要支援者避難支援（宜野湾市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱）

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、令和3年5月には避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が、市町村の努力義務に位置付けられました。

（1）避難行動要支援者名簿

①対象となる方

災害時に自ら避難することが困難な方で、迅速に避難するために特に支援を要する方のことです。

- ア 要介護認定3～5
- イ 身体障害手帳1級・2級（内部障害のみの方は除く）
- ウ 療育手帳A1・A2
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級
- オ 難病患者・小児慢性特定疾病患者
- カ その他市長が認める者

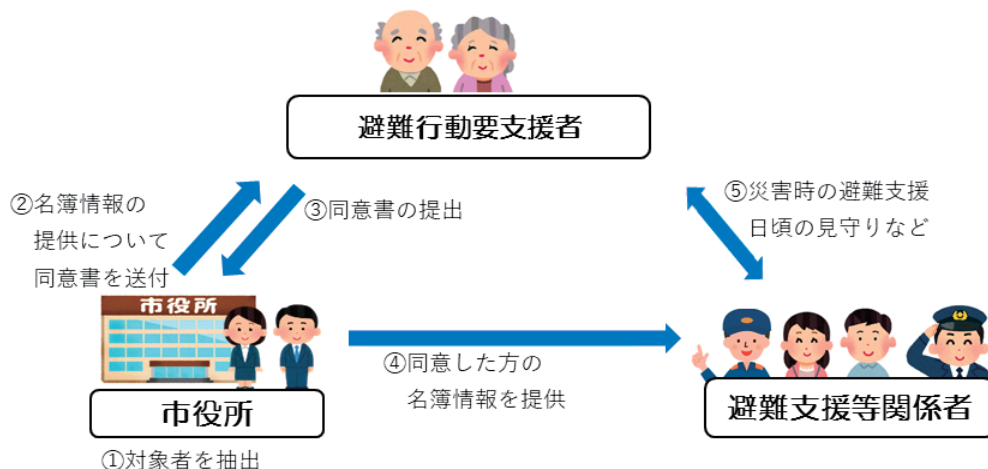
②対象者数

令和8年3月末時点で、避難行動要支援者は1,900名となっています。

③名簿の使われ方について

ア) 普段の生活の時

災害に備えるために、消防・警察・社会福祉協議会ほか、避難支援等関係者に情報を共有します。但し、ご本人の同意が無い場合は情報共有はしません。



イ) 災害がおきたとき

緊急に支援が必要な場合は、ご本人の同意がなくても、消防・警察・社会福祉協議会ほか、避難支援等関係者に情報共有します。

（2）個別避難計画

①個別避難計画とは、名簿に掲載されている、お一人ひとりの状況に合わせた計画です。ご家族の連絡先や、かかりつけの病院、ご病気、避難場所などをあらかじめ書いておき、災害の時に支援者が対応出来るようにするために作成します。

②作成者数

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	188	150	161	204	188

5. 被災者支援制度

宜野湾市死亡弔慰金・災害見舞金（宜野湾市災害見舞金品等給付条例）

自然災害、その他火災で被害を受けた死亡者の遺族、住居が全壊もしくは半壊、床上浸水した世帯に対し、見舞金品等を給付し、災害を受けた者の復興の一助とし、市民の福祉を図るもの。申請は宜野湾市に行う。

市災害見舞金支給状況

（単位：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	5	2	4	0	6
金額	80,000	45,000	45,000	0	80,000

6. 福祉施設の苦情解決（宜野湾市が提供する福祉サービスに係わる苦情への対応に関する実施要綱）

社会福祉法に基づき、市が提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに提供者の信頼及び適正性の確保を図ることを目的に設置されています。

具体的には、当該福祉サービス施設に苦情解決責任者を置き、利用者、事業所双方にとって意義のあるものとなるように積極的に「解決」するという前向きな姿勢で取り組んでいます。

また、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決委員（5名以内で構成）を設けており、利用者からの苦情や、施設に寄せられた苦情に対しての解決を行います。

【苦情解決の対象範囲】各施設には、苦情受付け担当者と苦情解決責任者を設置しています。

うなばら保育所※、宜野湾保育所

新城児童センター、大山児童センター、大謝名児童センター

赤道児童センター、我如古児童センター、長田児童館

赤道老人福祉センター、伊利原老人福祉センター

※うなばら保育所は令和8年3月31日をもって閉所となりました。

7. 宜野湾市福祉振興基金事業 （宜野湾市福祉振興基金事業補助金交付要綱）

高齢者等の保健福祉の向上を図るため、市内で社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、地域の特性を活かした在宅福祉の向上、健康、生きがいきづくり、民間活動の活性化等を図る事業に対して、宜野湾市福祉振興基金を活用し補助をしています。

（1）補助団体一覧

団体名	事業名
野嵩一区自治会	健康生きがいきづくり推進事業
野嵩二区自治会	三世代交流健康づくり事業
野嵩三区自治会	三世代交流健康生きがいきづくり事業
普天間一区自治会	三世代交流による地域力向上
普天間二区自治会	区民ピクニック美化活動地域交流等
新城区自治会	老人屋外活動事業
喜友名区自治会	健康生きがいきづくり推進事業
伊佐区自治会	自彊術体操自治会ピクニック
真志喜区自治会	「健康・生きがい」推進事業
宇地泊区自治会	親睦ボウリング大会
大謝名区自治会	区民ピクニック
嘉数区自治会	健康生きがいきづくり推進事業
真栄原区自治会	健康ふれあい事業
我如古区自治会	ふれあい健康づくり推進事業
長田区自治会	第16回長田区レクスポーツ大会
中原区自治会	健康、ふれあい事業
大謝名団地自治会	健康生きがいきづくり推進事業
上大謝名区自治会	交流ピクニック
市老人クラブ連合会	ボウリング大会グラウンドゴルフ大会

（2）年度別補助状況

（単位：カ所・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
団体数	13	16	21	19	20
金額	1,378	1,791	2,591	2,591	2,729

（3）宜野湾市福祉振興基金残高

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金額	101,819,689	20,474,951	18,806,804	16,219,889	11,016,024

8. 戦傷病者戦没者援護

戦傷病者戦没者等援護法に基づく軍人軍属および準軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡等に関し、本人及びその遺族に援護を行っています。援護法による給付の他に特別給付金支給法、特別弔慰金支給法による給付がありますが、いずれも請求手続きが必要となります。

(1) 年金・給付金等の種類

【援護法による支給】

① 障害年金

軍人、軍属、又は準軍属であったものが公務上の傷病により一定以上の障害を有するに至った場合に年金として支給されます。

② 遺族年金

軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または障害年金受給者が死亡した場合にその遺族に年金として支給されます。

③ 遺族給与金

準軍属の遺族、または準軍属であった障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

④ 弔慰金

軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合、死亡当時の3親等内の親族のうち最先順位者に、一時金として1度のみ支給されます。

【援護以外の支給】

⑤ 戦没者の遺族等に対する特別弔慰金

戦没者等の死亡に関し、基準日において公務扶助料・遺族年金等の受給権者がいない場合で「戦没者の遺族等に対する特別弔慰金支給法」上の遺族のうち先順位1名に記名国債にて支給されます。申請時期は、5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

⑥ 戦傷病者の妻、戦没者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により特別給付金が支給されます。

記名国債をもって支給され、10年又は5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

(2) 宜野湾市における給付金等の受付状況(単位:件)

給付金等の名称	件数
障害年金	0
遺族年金	0
遺族給与金	0
弔慰金	0
第十二回特別弔慰金（受付期間：R7.4.1～R10.3.31）	1,988
戦没者の妻に対する特別給付金	0
戦傷病者の妻に対する特別給付金	0
戦没者の父母に対する特別給付金	0

(3) 慰霊・平和に関する事業への参加

① 慰霊の日「沖縄全戦没者追悼式」への参加

② 沖縄京都の塔慰霊追悼式への参加

9. 地域福祉の現状と今後の展望

近年少子高齢化や高齢者世帯や単身世帯の増加などにより、生活様式の変化や価値観の多様化が進み、地域の繋がりが少なくなってきました。

本市の地域福祉は「第四次宜野湾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、行政と社協が連携・協働しながら進めています。特に、市社会福祉協議会は「地域支え合い活動委員会」の支援など、地域課題の解消に向けた取り組みや繋がりづくりなどに長年取り組み、地域福祉推進の要となっています。福祉に関する諸制度の運用に取り組む行政と住民や地域の関係団体との関係構築を担う社協が、それぞれの役割を活かして、地域の支え合い体制づくりを進めていく必要があります。

また、本市においても地域住民の相談対応には民生委員が活躍しています。令和7年12月1日の一斉改選では市民生委員児童委員は定数141名に対し104名されており、委嘱率73.75%となっております。地域福祉の推進や児童福祉の推進に重要な役割を果たしている民生委員の担い手の確保が、今後も課題となっています。

避難行動要支援者支援制度については、令和5年度より西海岸地域に居住する対象者向けに、避難行動要支援者名簿提供に関する同意書・個別避難計画様式を送付し制度の周知と個別避難計画作成の推進を図っています。令和7年度の個別避難計画合計は188件の作成がありました。

要支援者やその家族が、普段から災害に対する意識を持ち、災害の際に要支援者が取り残されることがないように、普段から地域の支え合いの体制づくりを構築する目的となっています。

引き続き、これらの地域課題の行政と市社会福祉協議会、関係機関等を連携をしながら、地域福祉の推進に努めてまいります。

第6章 ひとり親支援
児童福祉
こどもの貧困対策
母子保健

1. ひとり親家庭の支援施策

(1) 母子・父子自立支援員の業務について

母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援の充実を図るため、平成21年度より母子自立支援員を1名配置しています。（法改正を受け、平成26年10月より「母子・父子自立支援員」へ改称）

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務としています。

相談受付件数（母子）

（各年度末現在 単位：件）

相談区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活一般	就労	556	258	386	390	225
	その他	97	0	41	33	66
	小 計	653	258	427	423	291
児童	養育	28	7	46	34	24
	その他	23	4	13	10	2
	小 計	51	11	59	44	26
経済的 支援・ 生活 援護	母子福祉資金	209	47	151	141	65
	寡婦福祉資金	0	0	1	0	1
	その他	134	108	103	68	77
	小 計	343	155	255	209	143
その他	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭生活支援事業	－	－	－	－	－
	その他	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
合 計		1047	424	741	676	460

相談受付件数（父子）

（各年度末現在 単位：件）

相談区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活一般		4	4	16	11	2
児童		3	2	3	1	4
経済的支援・生活援護		18	10	4	5	7
その他		0	0	0	0	0
合 計		25	16	23	17	13

- 1 指導を必要としない軽微な事項については計上していません。
- 2 一世帯の相談であっても、2種以上の事項を含んでいる場合はそれぞれの欄に件数を計上しています。
- 3 各年度内に取り扱ったケースに対し接した延べ回数を計上しています。

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

資格や技能を身に付けて就職をめざすひとり親家庭の母又は父に対して、厚生労働大臣指定対象教育講座を受講し修了した場合の教育訓練にかかった経費の一部を給付する制度です。

自立支援教育訓練給付金の実施状況 (各年度末現在 単位：人・円)

年度	人数	金額	教育訓練（資格）内容
令和3年度	4	249,868	介護職員初任者研修＋介護福祉士実務者研修1人 介護福祉士実務者研修1人 宅地建物取引士1人、医療事務1人
令和4年度	2	84,620	医療事務1人、介護福祉士実務者研修1人
令和5年度	3	1,254,576	看護師1人、医療事務1人 介護職員初任者研修1人
令和6年度	4	190,894	移動式クレーン運転士1人 介護福祉士実務者研修3人
令和7年度	3	176,440	宅地建物取引士1人、介護職員初任者研修1人、 介護福祉士1人

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

ひとり親家庭の母又は父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格（看護師、保育士、介護福祉士等）を取得するために養成機関に通う場合で、仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる者に対し、訓練促進給付金（月額10万円（最終学年は14万円）を限度）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的にした制度です。

高等職業訓練促進給付金の実施状況（※修了支援金含む） (各年度末現在 単位：人・円)

年度	人数	金額	資格内容
令和3年度	14	15,711,500	看護師4人、保育士7人、歯科衛生士1人、 小学校教諭1人、美容師1人
令和4年度	17	20,011,500	看護師5人、保育士6人、小学校教諭1人、介護 福祉士1人、社会福祉士1人、作業療法士1人、 理学療法士1人、調理師1人
令和5年度	14	15,371,000	看護師3人、保育士3人、社会福祉士2人、作業 療法士1人、理学療法士1人、調理師1人、言語 聴覚士1人、美容師1人、鍼灸師1人
令和6年度	12	13,229,500	看護師2人、保育士2人、社会福祉士1人、作業 療法士1人、理学療法士1人、介護福祉士1人、 介護実務者研修1人、美容師1人、言語聴覚士1 人、宅地建物取引士1人
令和7年度	7	7,690,000	看護師2人、言語聴覚士1人、宅地建物取引士1 人、鍼灸師1人、デジタル分野等の民間資格2人

(4) 養育費に関する公正証書等作成費補助金(離婚前後家庭支援事業補助金)

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源 (国1/2 : 市1/2)

ひとり親に対し、ひとり親世帯で育つ子どもの生活の安定を図り、養育費の安定した確保を図ることを目的に養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用の補助を行います。

※令和7年4月施行

(各年度末現在 単位：人)

令和7年度
2

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (県事業)

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子世帯の母、寡婦及び父子世帯の父が、技能習得のため通学するなど、自立促進のために必要な事由や冠婚葬祭、疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な世帯に、ヘルパーを派遣します。

日常生活支援事業申請受付状況

(各年度末現在 単位：人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
12	25	36	25	12

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (県事業)

母子及び父子並びに寡婦福祉法

児童（ここでは20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭及び寡婦（子が20歳に達した者や子のいない寡婦で40歳以上）に対して資金の貸付を行うことにより、児童の福祉の増進や経済的自立の助成、生活意欲の助長などを図ることが目的です。

母子父子寡婦福祉資金 貸付決定状況

(各年度末現在 単位：人・円)

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
区分	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	9	24,912,000	3	8,308,800	4	13,752,000	5	13,992,000	4	7,729,500
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	816,000	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	10	2,088,000	2	720,000	4	453,000	4	686,000	2	551,000
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	1	163,000	0	0	0	0	1	80,000	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21	27,979,000	5	9,028,800	8	14,205,000	10	14,758,000	6	8,280,500

※各年度における貸付決定者数と貸付決定の総額であり、貸付継続者を含みません。

(7) 児童扶養手当

児童扶養手当法 財源（国1/3：市2/3）

①父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童を養育する母や父、②父又は母が身体などに重度の障がいがある児童の母や父、③母や父に代わってその児童を養育している方に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。外国人の方についても支給の対象となります。

また、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童についても児童扶養手当の支給対象となります。

令和元年11月から、支払回数が年3回から年6回になりました。

令和3年3月から、児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当月額

（単位：円）

		令和2年4月改定（令和3年改定なし）	令和4年4月改定	令和5年4月改定	令和6年4月改定	令和7年4月改定
対象児童数	全部支給者	43,160	43,070	44,140	45,500	46,690
	一部支給者	43,150～10,180	43,060～10,160	44,130～10,410	45,490～10,740	46,680～11,010
	2人目	上記に10,190～5,100加算	上記に10,170～5,090加算	上記に10,420～5,210加算	上記に10,750～5,380加算	上記に11,020～5,520加算
	3人以上	上記に1人につき6,110～3,060加算	上記に1人につき6,100～3,050加算	上記に1人につき6,250～3,130加算	上記に1人につき6,450～3,230加算	※令和6年11月より3人以上の加算額が2人目加算額と同額。

※所得により額が決まり、限度額を超えると支給されません。

※手当受給開始から5年が経過した時点において、特別な理由なく就業していない場合は手当が減額されます。

児童扶養手当支給状況

（各年度末現在）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数（人）		1,611	1,573	1,548	1,528	1,463
再掲	母子世帯（養育者世帯含む）	1,496	1,458	1,435	1,432	1,381
	父子世帯	115	115	113	96	82
支給額（円）		861,370,760	846,244,530	859,828,530	878,234,640	883,844,580
再掲	母子世帯（養育者世帯含む）	805,905,290	792,056,820	802,699,800	825,501,390	836,466,930
	父子世帯	55,465,470	54,187,710	57,128,730	52,733,250	47,377,650

(8) 母子及び父子家庭等医療費助成制度

宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 財源（県1/2：市1/2）

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

受給者数および支給状況

(各年度末現在)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数 (人)	母子家庭	母	1,795	1,492	1,482	1,493	1,440
		児童	2,869	569	581	522	1
	父子家庭	父	158	140	135	115	100
		児童	265	65	70	56	0
	養育者家庭	養育者	—	—	—	10	10
		児童	17	2	4	5	0
	合 計	父母等	1,953	1,632	1,617	1,618	1,550
		児童	3,151	636	655	583	1
支給状況	件数(月)※		16,086	12,263	12,036	12,239	11,655
	金 額(円)		50,772,981	42,387,741	39,264,146	40,627,687	40,193,461

※「件数」は、1回の申請あたりの対象者ごとの診療月数の合計です。

※令和3年度の受給者数は、年度末に18歳到達した人も含む。

※令和4年度以降の児童数は、こども医療費助成事業の年齢拡大に伴い、16歳から18歳のみの数となっています。

※令和6年度より、養育者本人へ助成対象を拡大しています。

※令和7年10月より、こども医療費助成事業の年齢拡大に伴い、16歳から18歳までの児童はこども医療費へ移動しています。

(9) ひとり親家庭こどもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）

財源（県3/4：市1/4）

大学生ボランティア団体との協働により、ひとり親家庭の中学生を対象に学習習慣の定着と安心できる居場所づくりを目的として実施しています。

開催回数及び参加延べ児童数

(各年度末現在 単位：回・人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	52	92	102	96	91
参加延べ児童数	234	590	660	626	747

2. 女性の福祉

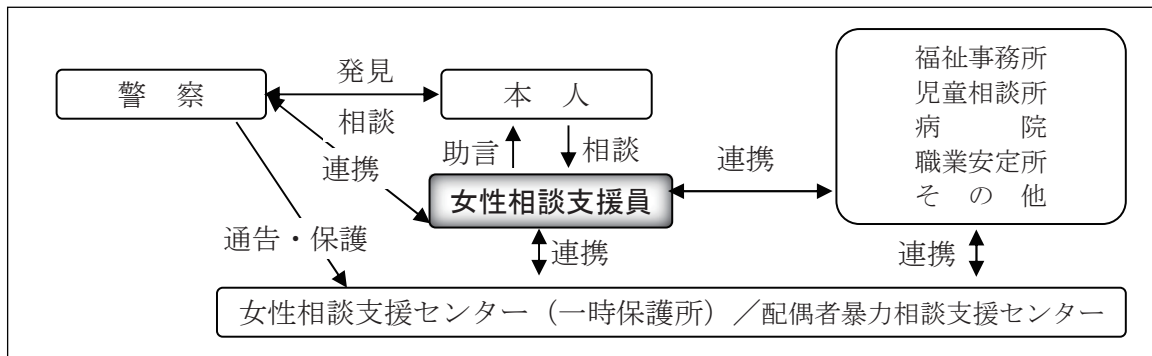
女性相談事業

根拠法令：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第11条

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第8条の3

財源：困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金（国1/2・市1/2）

県の関係機関と連携を密にとりながら困難な問題を抱える女性の早期発見、調査、支援等を行います。また、DV被害者の自立支援を図り、福祉の向上に努めます。



宜野湾市における女性相談件数

（各年度末現在 単位：件）

相談の種類		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
DV被害	新規		66	81	55	84	54
	再来		101	114	88	122	72
	合計		167	195	143	206	126
離婚問題	新規		17	14	14	16	18
	再来		7	6	16	5	19
	合計		24	20	30	21	37
生活困窮	新規		2	0	1	2	5
	再来		2	1	3	1	1
	合計		4	1	4	3	6
その他	新規		45	34	36	19	33
	再来		50	41	42	26	48
	合計		95	75	78	45	81
合計	新規		130	129	106	121	110
	再来		160	162	149	154	140
	合計		290	291	255	275	250
相談 延べ件数	新規		131	129	106	121	112
	再来		807	751	696	960	938
	合計		938	880	802	1081	1050

宜野湾市における女性相談件数（年代別）

（各年度末現在 単位：件）

年代		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20代未満			9 3%	3 1%	6 2%	3 1%	9 4%
20代			48 16%	49 17%	51 20%	57 20%	51 20%
30代			90 31%	98 33%	79 31%	81 29%	66 26%
40代			75 26%	82 28%	65 25%	73 27%	63 25%
50代			28 10%	34 12%	34 13%	35 13%	32 13%
60代以上			21 7%	14 5%	15 6%	13 5%	17 7%
不 明			19 7%	11 4%	5 2%	13 5%	12 5%
合 計			290 100%	291 100%	255 100%	275 100%	250 100%

3. 児童の福祉

児童（18歳未満）が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう次の事業を実施しています。

(1) 家庭児童相談室の設置 宜野湾市家庭児童相談室設置運営要綱

昭和49年11月5日訓令第23号

財源：児童虐待防止対策等総合支援事業：国1/2・市1/2

子ども・子育て支援交付金：国2/3・県1/6・市1/6

近年の社会情勢の変動に伴う家庭生活の変化は家庭における児童養育にも大きく影響し、児童虐待や児童の非行等、種々の社会問題の要因となっています。

児童の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼす家庭生活が円滑に維持できるよう家庭児童相談室を設置し、家庭の諸問題から発生する児童の福祉に関する相談に応じ、児童相談所及び学校など関係機関との連携をとり、家庭児童の福祉の向上に努めています。

児童相談経路別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児 童 相 談 所	183	162	141	183	213
都道府県の福祉機関・その他	6	1	13	12	4
市町村の福祉機関・その他	225	313	307	237	173
保育所・児童福祉施設	16	18	31	19	23
警 察 等	238	246	280	228	185
医 療 機 関	16	16	21	4	19
教育委員会・学校関係	88	76	142	94	128
家 族 ・ 親 戚	95	72	98	109	86
近 隣 ・ 知 人	11	13	6	5	4
そ の 他	16	14	26	35	74
合 計	894	931	1065	926	909

児童相談種類別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児 童 虐 待	113	114	135	190	152
そ の 他 の 養 護 相 談	165	211	241	256	201
保 健 相 談	0	0	2	0	2
* 障 が い 相 談	6	2	7	12	5
非 行 相 談	5	5	8	12	9
* 育 成 相 談	53	36	80	50	24
そ の 他 の 相 談	552	563	592	406	516
合 計	894	931	1065	926	909

*上記の件数は、当該年度の相談実数です。

障がい・育成相談の内容

*障がい相談

- ①肢体不自由相談 ②視聴覚障がい相談 ③言語発達障がい等相談
④重症心身障がい相談 ⑤知的障がい相談 ⑥発達障がい相談

*育成相談

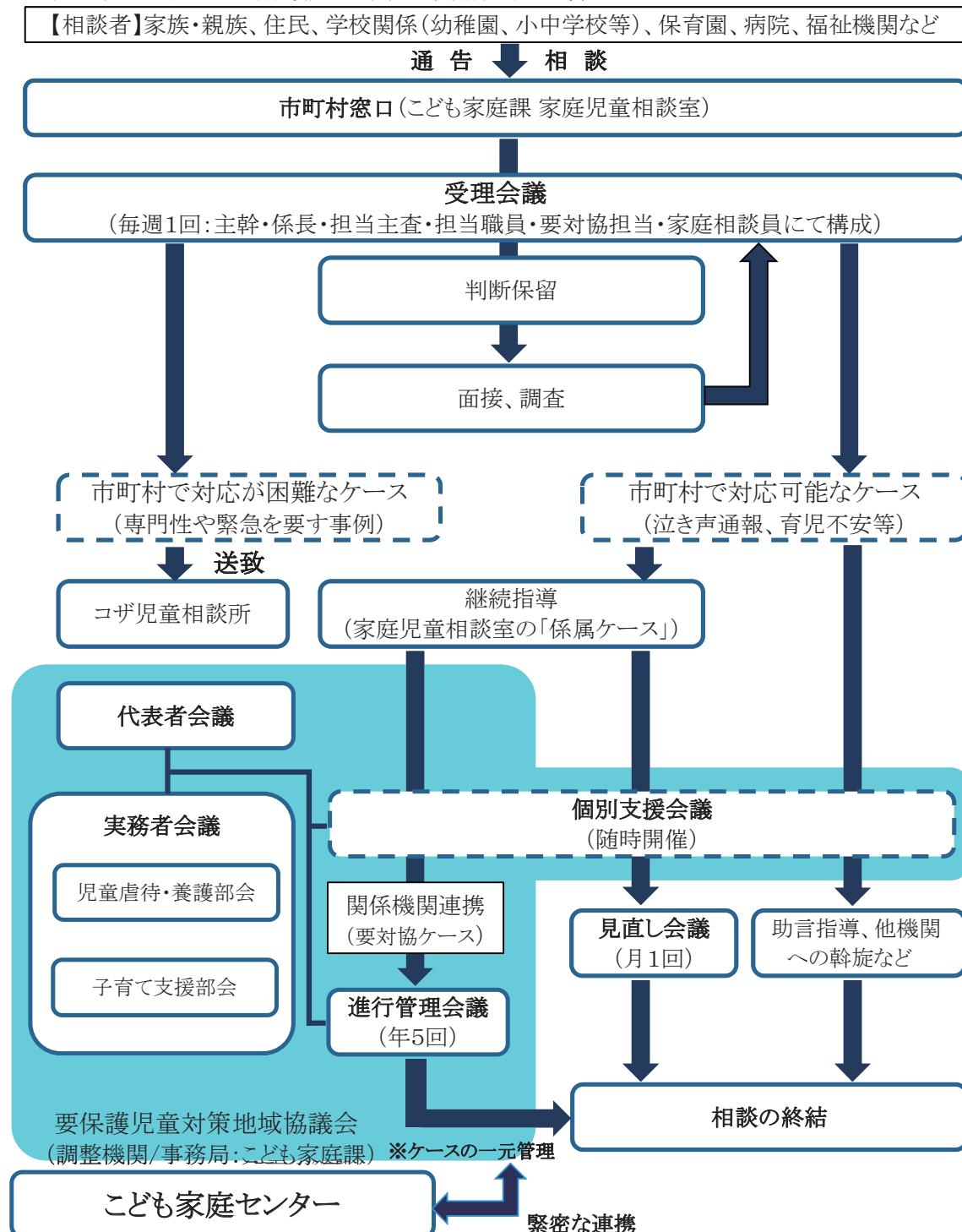
- ①性格行動相談 ②不登校相談 ③適正相談 ④育児・しつけ相談

(2) 要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)の設置(平成19年5月30日設置)

根拠法令等: 児童福祉法第25条の2 / 宜野湾市要保護児童対策地域協議会運営要綱
財源: 子ども・子育て支援交付金: 国1/3・県1/3・市1/3

深刻な社会問題となっている児童虐待やいじめ、不登校、非行などで悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークで児童虐待はもとより、非行や不登校、障害等の相談を包括し、関係機関の円滑な連携・協力のもと適切な支援が行えることを目的としています。また、同協議会は代表者会議、実務者会議(児童虐待・養護部会、子育て支援部会)及び個別支援会議と役割別の会議を置き、情報交換や実態把握、啓蒙活動などを行うとともに、支援を要する児童の進行管理会議を実施し、進捗確認や援助方針の見直しを定期的に行います。

※児童相談の流れと要保護児童対策地域協議会の連携



宜野湾市における児童虐待相談件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

年度 虐待の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	36	48	52	106	71
ネグレクト	8	28	22	15	67
性的虐待	0	2	0	3	1
心理的虐待	69	36	61	66	13
合計	113	114	135	190	152

*当該年度の新規相談受付のみの件数となっています。

（３）養育支援訪問事業

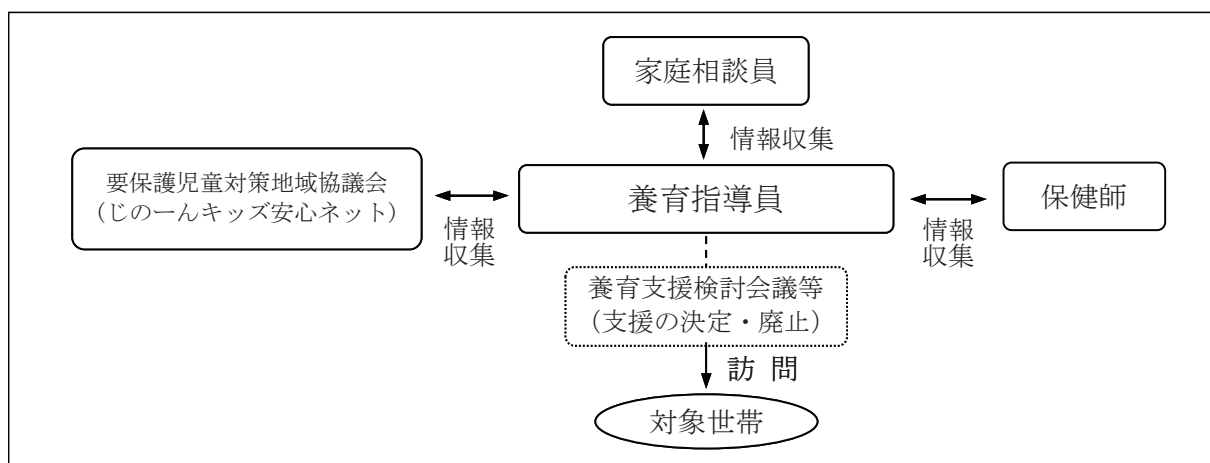
事業開始：平成17年4月1日

根拠法令等：児童福祉法第6条の3第5項

宜野湾市養育支援訪問事業実施要綱

財源：子ども・子育て支援交付金（国1/3・県1/3・市1/3）

本来、児童の養育について支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施します。その支援を経て、当該家庭において安定した児童の養育が可能になるよう、また、育児不安への早期対応に努めていきます。養育支援をすることによって、育児の負担軽減、児童虐待の未然防止を図ります。



養育支援訪問事業における家庭訪問件数（世帯実数）

（各年度末現在）

世帯の種類	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
産褥期不安を抱える世帯		16	13	10	8	14
児童虐待リスクを抱える世帯		10	5	5	5	4
家庭養育上の問題を抱える世帯		2	7	4	0	3
児童養育施設退所後の支援世帯		0	0	0	0	0
若年母子等		2	3	1	0	1
世帯数合計		28	28	20	13	22
訪問指導延べ件数		339	419	543	753	300
訪問内訳 (再掲)	育児・家事援助	13	60	35	—	—
	専門的相談支援	326	359	508	753	300

※法改正により、令和6年度から育児・家事援助は養育支援訪問事業から除かれています。

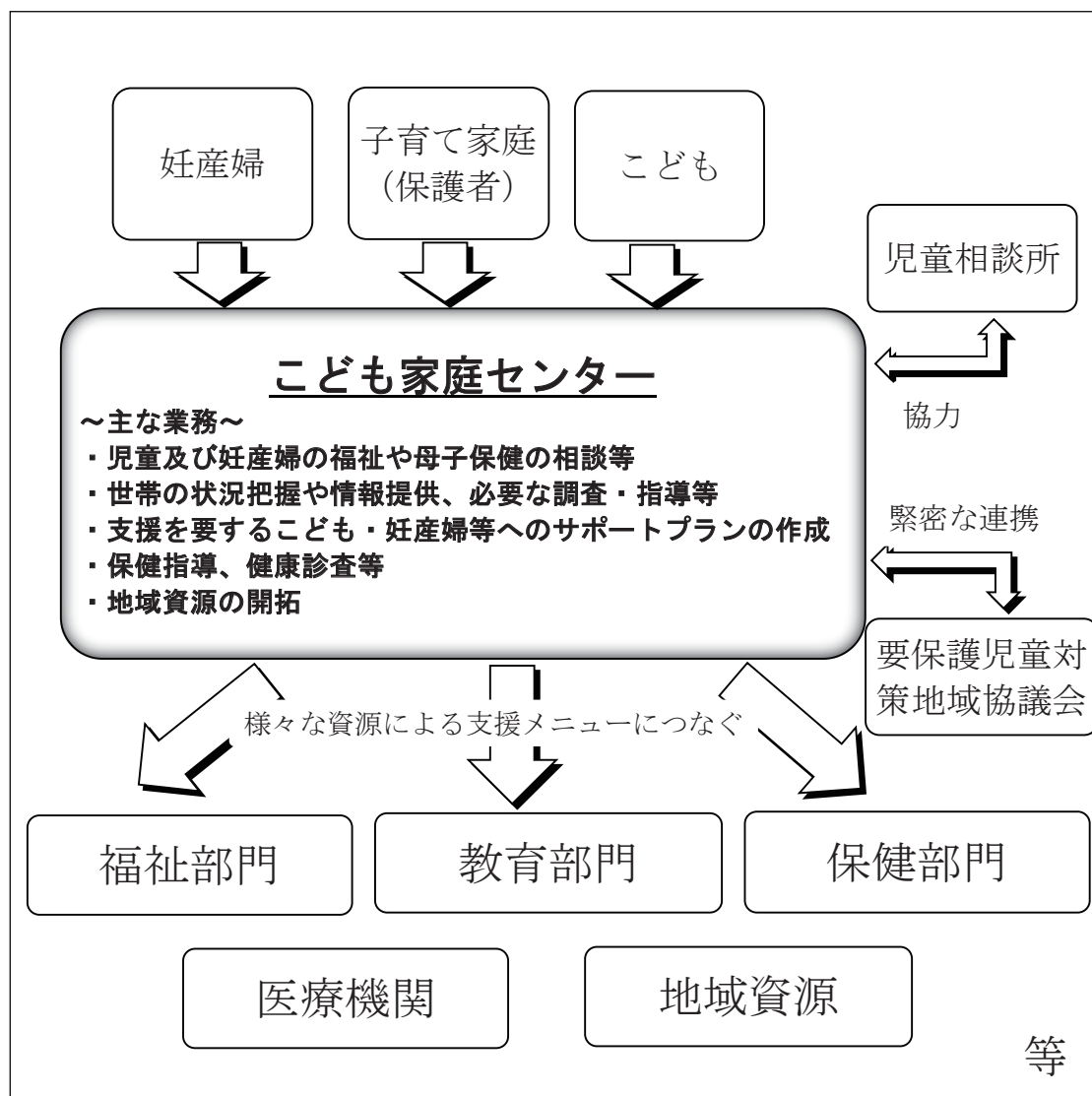
(4) こども家庭センター

宜野湾市こども家庭センター設置要綱

令和6年3月29日告示第38号

財源：子ども・子育て支援交付金：国2/3・県1/6・市1/6

「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。宜野湾市では令和6年度より市役所本庁舎2階に開設しています。



※サポートプランとは・・・

支援が必要な妊産婦、子ども及び子育て家庭に対して、母子保健と児童福祉の両面からその家庭の状況やニーズを丁寧に把握し、支援が必要な方と一緒に作成する個別の支援計画になります。

年 度	令和6年度	令和7年度
作成件数	12件	6件

(5) 助産の実施について 児童福祉法第22条 (財源：国1/2：県1/4：市1/4)

保健上必要があるのにも関わらず、経済的理由（原則として市町村民税非課税世帯）により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせる制度です。市町村民税の課税状況によって費用徴収(自己負担)があります。

助産の実施状況（県立病院の入所者は除く） (各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施件数	4	4	5	9	6
措置費	1,350,435	1,226,205	1,828,185	2,535,195	2,460,237

※県立病院に入所の場合は市の措置費の負担がありません。（財源：国1/2：県1/2）

※県内の助産利用可能な私立病院等は、沖縄赤十字病院、那覇市立病院、沖縄協同病院、南部徳洲会病院、琉球大学病院の5病院です。（令和7年度末時点）

(6) 特別児童扶養手当（国事業）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

特別児童扶養手当月額 (単位：円)

	令和2年4月改定 (令和3年改定なし)	令和4年4月改定	令和5年4月改定	令和6年4月改定	令和7年4月改定
1級該当の児童1人につき	52,500	52,400	53,700	55,350	56,800
2級該当の児童1人につき	34,970	34,900	35,760	36,860	37,830

※所得による支給の制限があります。

受給者数 (各年度12月末現在 単位：人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	654	712	746	833	890

※支給は国が行います。

(7) 宜野湾市短期入所生活援助（ショートステイ）事業

児童福祉法第6条の3第3項 財源（国1/3：県1/3：市1/3）

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合又は経済的な理由等により緊急一時的に児童を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において養育及び保護を行います。

利用実施状況

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延べ日数	14日	12日	10日

(8) 宜野湾市子育て世帯訪問支援事業

児童福祉法第6条の3第19項 財源(国1/3:県1/3:市1/3)

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等
がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、これらの家庭
の家事・子育て等を支援します。(令和7年10月より実施)

利用実施状況

年 度	令和7年度
利用延べ人数	42

(9) 児童手当

児童手当法 財源(国2/3 県1/6 市1/6) : 県1/6 市1/6)

※3歳未満被用者は国37/45 県4/45 市4/45

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

■支給対象 : 15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

児童の年齢	児童手当月額 (児童1人当たり)
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
所得制限限度額以上世帯	一律 5,000円 (R4年度より上限限度額未満の世帯のみ)

↓ (令和6年10月分より制度改正)

児童手当法 財源(国7/9 県1/9 市1/9)

※3歳未満被用者は国 1 県 0 市 0

※3歳未満非被用者は国13/15 県1/15 市1/15

■支給対象 : 18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳～高校生年代	10,000円 (第3子以降は30,000円)

児童手当支給状況

(年度末現在)

		令和3年度 (令和3年2月分 ～令和4年1月分)		令和4年度 (令和4年2月分 ～令和5年1月分)		令和5年度 (令和5年2月分 ～令和6年1月分)		令和6年度 旧(令和6年2月分 ～令和6年9月分)		新(令和6年10月分 ～令和7年1月分)		令和7年度 旧(令和6年9月 以前の分)		新(令和7年2月分 ～令和8年1月分)		
		延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	
児童手当	3歳未満															
	被用者	第1・2子	27,384	410,760	26,694	400,410	25,557	383,355	16,440	246,600	6,044	90,660	0	0	17,245	258,675
		第3子以降									2,086	62,580			5,971	179,130
		計	27,384	410,760	26,694	400,410	25,557	383,355	16,440	246,600	8,130	153,240	0	0	23,216	437,805
	非被用者	第1・2子	7,554	113,310	7,117	106,755	6,519	97,785	3,939	59,085	1,264	18,960	8	120	3,575	53,625
		第3子以降									629	18,870			1,829	54,870
		計	7,554	113,310	7,117	106,755	6,519	97,785	3,939	59,085	1,893	37,830	8	120	5,404	108,495
	小計	34,938	524,070	33,811	507,165	32,076	481,140	20,379	305,685	10,023	191,070	8	120	28,620	546,300	
	3歳～小学校修了前															
	被用者	第1・2子	68,317	683,170	67,934	679,340	66,153	661,530	42,957	429,570	22,654	226,540	0	0	65,607	656,070
		第3子以降	17,227	258,405	17,239	258,585	17,302	259,530	11,478	172,170	6,551	196,530	0	0	19,651	589,530
		計	85,544	941,575	85,173	937,925	83,455	921,060	54,435	601,740	29,205	423,070	0	0	85,258	1,245,600
	非被用者	第1・2子	21,545	215,450	20,794	207,940	20,336	203,360	13,251	132,510	6,739	67,390	20	200	19,108	191,080
		第3子以降	6,831	102,465	7,027	105,405	6,932	103,980	4,370	65,550	2,367	71,010	0	0	7,254	217,620
		計	28,376	317,915	27,821	313,345	27,268	307,340	17,621	198,060	9,106	138,400	20	200	26,362	408,700
	小計	113,920	1,259,490	112,994	1,251,270	110,723	1,228,400	72,056	799,800	38,311	561,470	20	200	111,620	1,654,300	
	中学生										中学生～ 高校生年代		中学生		中学生～ 高校生年代	
	被用者	第1・2子	24,975	249,750	25,559	255,590	26,107	261,070	17,380	173,800	16,452	164,520	0	0	49,150	491,500
		第3子以降									1,704	51,120			6,184	185,520
		計	24,975	249,750	25,559	255,590	26,107	261,070	17,380	173,800	18,156	215,640	0	0	55,334	677,020
	非被用者	第1・2子	9,840	98,400	9,434	94,340	9,543	95,430	6,440	64,400	5,794	57,940	0	0	17,110	171,100
		第3子以降									641	19,230			2,266	67,980
		計	9,840	98,400	9,434	94,340	9,543	95,430	6,440	64,400	6,435	77,170	0	0	19,376	239,080
	小計	34,815	348,150	34,993	349,930	35,650	356,500	23,820	238,200	24,591	292,810	0	0	74,710	916,100	
	合計	183,673	2,131,710	181,798	2,108,365	178,449	2,066,040	116,255	1,343,685	72,925	1,045,350	28	320	214,950	3,116,700	
特例給付（令和6年10月分より所得制限撤廃）	3歳未満															
	被用者		686	3,430	422	2,110	290	1,450	187	935	—	—	7	35	—	—
	非被用者		115	575	124	620	75	375	29	145	—	—	0	0	—	—
	小計		801	4,005	546	2,730	365	1,825	216	1,080	—	—	7	35	—	—
	3歳～小学校修了前															
	被用者	第1・2子	2,918	14,590	1,826	9,130	1,368	6,840	878	4,390	—	—	4	20	—	—
		第3子以降	868	4,340	485	2,425	307	1,535	221	1,105	—	—	0	0	—	—
		計	3,786	18,930	2,311	11,555	1,675	8,375	1,099	5,495	—	—	4	20	—	—
	非被用者	第1・2子	492	2,460	354	1,770	180	900	99	495	—	—	0	0	—	—
		第3子以降	204	1,020	144	720	46	230	19	95	—	—	0	0	—	—
		計	696	3,480	498	2,490	226	1,130	118	590	—	—	0	0	—	—
	小計	4,482	22,410	2,809	14,045	1,901	9,505	1,217	6,085	—	—	4	20	—	—	
	中学生															
	被用者		1,634	8,170	1,117	5,585	940	4,700	637	3,185	—	—	0	0	—	—
	非被用者		265	1,325	234	1,170	120	600	71	355	—	—	0	0	—	—
	小計		1,899	9,495	1,351	6,755	1,060	5,300	708	3,540	—	—	0	0	—	—
	合計	7,182	35,910	4,706	23,530	3,326	16,630	2,141	10,705	令和6年度計		11	55	令和7年度計		
	総合計		190,855	2,167,620	186,504	2,131,895	181,775	2,082,670	118,396	1,354,390	191,321	2,399,740	39	375	214,989	3,117,075

（１０）こども医療費助成事業（宜野湾市こども医療費助成に関する条例）

次代を担うこどもたちが発育・発達をめざましい大切な時期に安心して必要な医療が受けられるよう医療費を助成します。

※こども医療費助成対象年齢 財源（県補助1/2・市負担1/2） 令和元年度より特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用
令和7年度の高校生年代分は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

	県補助対象	市
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで（～令和7年9月） 高校生年代まで（令和7年10月～）
通院	就学前児まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～）	小学校卒業まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～） 高校生年代まで（令和7年10月～）
1,000円一部負担金	無	無
所得制限	無	無

（各年度末 単位：人・円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
0歳～中学生 入通院 （補助事業）	助成延べ人数	70,805	94,091	103,403	103,300	助成件数	220,128
	支給額	247,757,679	374,912,041	457,192,545	475,148,712	支給額	456,934,824
高校生年代 入通院 （政策事業）	助成延べ人数	—	—	—	—	助成件数	7,089
	支給額	—	—	—	—	支給額	20,175,519
合計						受給者数 （1月末現在）	19,590
	助成延べ人数	70,805	94,091	103,403	103,300	助成件数	227,217
	支給額	247,757,679	374,912,041	457,192,545	475,148,712	支給額	477,110,343

※1 助成延べ人数 1人1月毎の、通院、入院の合計

※2 助成件数 1人1月毎の、医療機関・調剤薬局毎の、通院、入院の合計

（１１）こども医療費助成等貸付事業（宜野湾市こども医療費助成等貸付事業要綱）

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こども（中学生まで）の健全な育成を図るため、医療費の支払いが困難な者に対し、医療費の貸付を行います。

※こども医療費助成等貸付事業対象者及び対象年齢

- ・宜野湾市こども医療費助成事業による助成が受けられる者
- ・宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成事業による助成が受けられる者（令和3年度まで）
- ・宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成事業による助成が受けられる者

（各年度末 単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	0	0	0	0	0

4. こどもの貧困緊急対策事業

平成27年度に沖縄県が行った「子どもの貧困実態調査」において、沖縄県内のこどもの貧困率が全国平均の約2倍にあたる29.9%と発表され、貧困がこどもの成長に及ぼす影響や貧困の連鎖を防ぐ取り組みが急務となりました。

平成28年度から、この深刻な沖縄の現状に対応するために打ち出された内閣府の「沖縄こどもの貧困緊急対策事業補助金」を受け、沖縄県や各市町村において、こどもの貧困対策支援員配置事業やこどもの居場所の運営支援事業など、様々な事業が実施されています。

本市では、こどもの貧困対策は世帯全体への支援も必要であるとの考えから生活困窮者自立支援制度と連携し取り組んでおりましたが、令和7年度のこども部創設に伴いこども家庭課へ業務再編が行われ、こども支援の連携体制をより一層強化し、切れ目のない支援に取り組みます。

(1) こどもの貧困対策支援員（こども支援員）配置事業

こども支援員は、こどもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校やこども支援関係機関との情報共有や、こども及び世帯を適切な行政支援につなげるための調整を行うことを目的として配置されています。

本市においては、4中学校圏域に各1名ずつこども支援員を配置し、こどもの居場所や児童センター、学校等を巡回しながらのこどもの現状把握や、こどもの居場所の運営支援、制服・式服等リサイクルシステム作りなど、地域でこども支援体制を作る取組みを実施しています。

また、令和6年度まで実施していた青少年の自立支援事業「出前こどもの居場所」は、令和7年度より新たに開始した「宜野湾市学習・就労支援体制強化事業（就労支援）」へ移行しました。

利用延べ人数（人）

出前こどもの居場所 （青少年の自立支援）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	※令和7年度より 「学習・就労支援 体制強化事業（就 労支援）」へ移行。
	75	521	195	242	

(2) 拠点型こどもの居場所運営事業（委託事業）

拠点型こどもの居場所は、地域の一般的な居場所では対応が困難なこどもおよびその保護者を対象にした居場所です。福祉的な相談援助をはじめ、家庭的な雰囲気のもとで食事支援や衛生保持等の生活支援、学習支援、キャリア形成支援等を提供し、こどもの将来の自立を促すことを目的としています。

本事業は令和6年度より民間団体へ委託して実施しており、地域の実情に即した柔軟かつきめ細やかな支援を可能とし、支援者との信頼関係の構築や継続的な関わりを通じて、こども一人ひとりに寄り添った支援が展開されており、民間団体の専門性や地域との連携を活かすことで、こどもと保護者にとって安心できる居場所を提供しています。

(3) ボランティア団体が運営するこどもの居場所運営支援補助金事業

市内のこどもの居場所を運営するボランティア団体等に対して補助金を交付し、「地域のこどもは地域で育てる」をコンセプトに、安心安全な居場所の提供、宿題等の学習支援、食事の提供などの活動を行い、生活困窮世帯に限らず地域のこどもが誰でも自由に入出りできる居場所づくりを行っています。

補助金交付団体数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	3団体	7団体	9団体	16団体	17団体

令和7年度こどもの居場所運営支援補助金を活用することの居場所

	団体名	居場所名
1	困窮サポートゆくる	こどもカフェくちやぐわーハウス
2	野嵩3区がじゅまる子ども食堂	野嵩3区がじゅまる子ども食堂
3	普天間一区自治会	普天間一区子どもの居場所
4	こども食堂だんらん	こども食堂だんらん
5	普天間三区自治会	普天間三区子ども居場所
6	子ども食堂かなとん家	子ども食堂かなとん家
7	こどもカフェひかり	こどもカフェひかり
8	一般社団法人じのん子どもの家	じのん子どもの家
9	真志喜区地域支え合い活動委員会	ましき寺小屋
10	にじいろかかず	にじいろかかず
11	一般社団法人ほしおかプロジェクト	みんなの居場所～Love my self～
12	我如古区青少年育成塾「ゆ～でいき家～」	我如古区青少年育成塾「ゆ～でいき家～」
13	子ども食堂なかよし	子ども食堂なかよし
14	NPO法人沖縄社会教育サポート	子ども食堂M
15	神塾宜野湾	神塾宜野湾
16	中原区自治会	中原区子ども居場所
17	株式会社スマイルホーム	夢の箱こどもカフェ

(4) こどもの居場所連絡会運営事業

市内で活動することの居場所やこども支援団体等でネットワークを形成し、個々の居場所における課題の共有や解決に向けた意見交換等を行う居場所の連絡会を開催します。また、地域の企業等からの寄附寄贈やボランティア等の支援の申し出に対する窓口機能を担うとともに、支援を希望することの居場所とのマッチングを行い、地域社会とのつながりの促進と居場所の機能強化を図ります。

(5) こどもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度任意事業）

財源（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：国補助1/2、市負担1/2）

※沖縄県子どもの貧困対策推進交付金（～R3） ※普天間未来基金を活用（R5～）

通塾事業は、教育環境に課題を抱える生活困窮世帯等のこどもを対象に、貧困の連鎖防止のため、一般塾への通塾で学習支援を通じた基礎学力の向上、学校長期休み等に様々な体験ができる場の提供、高校進学に向けた情報提供等を行うことで、こどもたちの健全な育ちを支援することを目的に実施しています。

利用生徒の状況

単位：人

	令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					令和7年度				
利用者数	総数					総数					総数					総数					総数				
	内訳					内訳					内訳					内訳					内訳				
	中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒	
	49	3	7	39	0	32	0	4	28	0	37	4	4	29	0	45	2	8	35	0	60	1	5	53	1
高校合格者数	39					28					29					35					54				
合格率	100%					100%					100%					100%					100%				

※合格率＝高校合格者数／（中3＋過卒）×100

(6) 宜野湾市学習・就労支援体制強化事業（就労支援）

財源（沖縄こどもの貧困緊急対策事業：国補助10/10）

中学卒業後進路未決定となる可能性のある不登校等の中学生や、概ね18歳までの無業等のこどもを対象に、個々の状況に応じた体験活動や就労体験等の伴走支援を行うことにより、就労等の自立支援を実施しています。

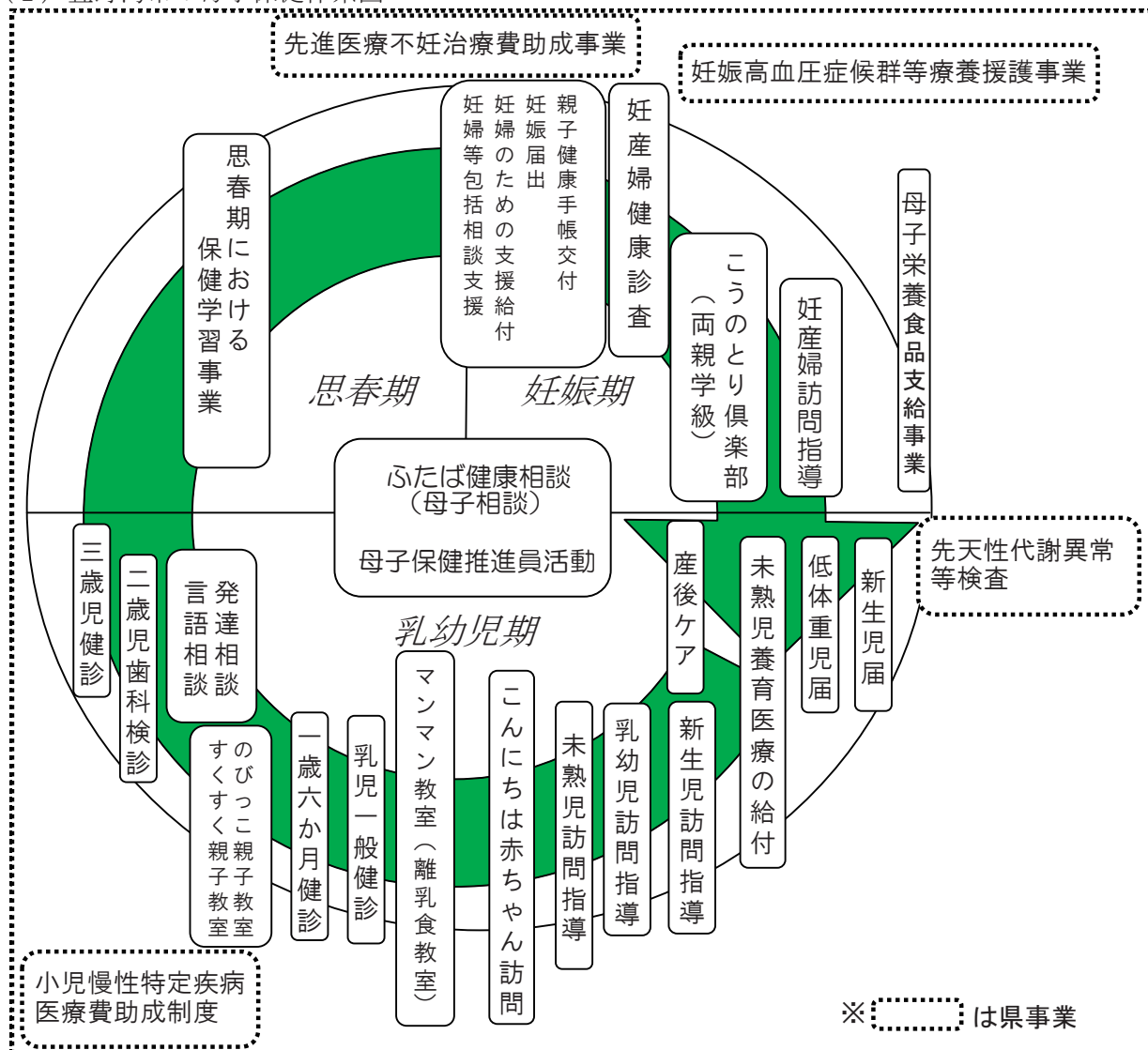
支援児童数（実人数）

	令和7年度
中学生	19
高校生（中退含む）	9
過卒	7
合計	35

5. 母子保健事業

本市は、母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進、食育の推進、思春期保健対策の充実等、すべての親子がいきいきと安心して暮らせるよう数々の事業を展開しています。

(1) 宜野湾市の母子保健体系図



(2) 人口動態 資料：沖縄県衛生統計年報 令和8年5月発行

(各年末 単位：人・%・%)

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		県	本市	県	本市	県	本市	県	本市	県	本市
出生	数	14,943	1,183	14,535	1,157	13,594	1,029	12,549	969	11,753	893
	率	10.3‰	12.1‰	10.0‰	11.7‰	9.4‰	10.4‰	8.7‰	9.9‰	8.2‰	9.1‰
乳児死亡	数	39	1	23	2	23	2	22	0	23	2
	率	2.6‰	0.8‰	1.6‰	1.7‰	1.7‰	1.9‰	1.8‰	0‰	2.0‰	2.2‰
新生児死亡	数	19	1	12	1	7	0	9	0	12	0
	率	1.3‰	0.8‰	0.8‰	0.9‰	0.5‰	0‰	0.7‰	0‰	1.0‰	0‰
周産期死亡	数	52	2	46	4	42	4	29	0	30	4
	率	3.5‰	1.7‰	3.2‰	3.4‰	3.1‰	3.9‰	2.3‰	0‰	2.5‰	4.5‰
死産	数	323	23	367	25	299	21	312	26	283	22
	率	21.2‰	19.1‰	24.6‰	21.2‰	21.5‰	20.0‰	24.3‰	26.1‰	23.5‰	24.0‰
低体重児 (2,500g未満)	数	1,628	122	1,615	138	1,535	107	1,518	117	1,363	118
	率	11.2%	10.5%	11.1%	11.9%	11.3%	10.4%	12.1%	12.1%	11.6%	13.2%

(3) 親子健康手帳（母子保健法第16条）・妊産婦健康診査（母子保健法第13条）状況

平成21年度から、沖縄県では、母子健康手帳の名称を親子健康手帳としています。妊娠の届出後、親子健康手帳の交付を受け、別冊の妊婦健康診査受診票で健診を公費で受けることができます。平成20年4月から公費負担による健診回数が2回から5回に拡充され、平成21年4月からは更に14回に増えました。検査項目も増え充実した内容になっています。また、令和3年度より産婦健康診査も公費で受けられるようになりました。

①親子健康手帳交付状況

	親子健康手帳の交付	総数	妊娠週数					出産後交付	再交付数	双胎以上の数(再掲)	外国人への交付
			満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳				
令和3年度	交付	1,116	996	108	6	2	0	4	5	15	13
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	24	19	3	2	0	0	0		0	0
令和4年度	35歳以上	264	232	32	0	0	0	0		4	1
	交付	1,043	928	102	7	2	0	4	11	14	17
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	20	13	6	1	0	0	0		0	1
令和5年度	35歳以上	305	276	27	1	1	0	0		5	5
	交付	956	784	152	9	1	0	10	13	12	24
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	17	7	9	1	0	0	0		0	0
令和6年度	35歳以上	257	218	35	4	0	0	0		7	6
	交付	890	760	122	5	3	0	0	18	12	22
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	18	17	1	0	0	0	0		0	0
令和7年度	35歳以上	245	211	32	1	1	0	0		2	3
	交付	940	810	121	6	3	0	0	6	12	17
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	22	19	3	0	0	0	0		0	0
	35歳以上	275	240	33	1	1	0	0		5	4

※再掲の35歳以上は、高年産婦の定義集計から県統計集計方法（単純に35歳以上）で集計しています。

②-1 妊婦健康診査等実施状況

(各年度末 単位：人)

		受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者内訳(延数)					
					妊娠高血圧症	糖尿	糖負荷	貧血	尿所見有	その他
令和3年度	第1回目	1,127	763	364	2	13	4	57	246	70
	第2回目	1,070	790	280	0	7	6	44	191	62
	第3回目	1,099	508	591	0	81	25	379	126	103
	第4回目	1,070	468	602	0	26	21	414	139	143
	第5回目	1,060	504	556	5	9	7	340	105	235
令和4年度	第1回目	1,007	650	357	2	32	2	62	241	73
	第2回目	944	702	242	2	6	5	38	153	56
	第3回目	998	460	538	4	78	31	358	116	108
	第4回目	979	434	545	0	43	42	374	112	123
	第5回目	939	410	529	1	19	19	320	116	197
令和5年度	第1回目	929	620	309	2	40	8	48	222	51
	第2回目	920	664	256	1	9	9	41	162	56
	第3回目	951	423	528	4	91	22	360	92	98
	第4回目	950	421	529	1	48	42	368	92	131
	第5回目	928	419	509	3	23	23	278	113	220
令和6年度	第1回目	872	554	318	2	16	4	49	222	60
	第2回目	800	560	240	5	8	6	20	174	57
	第3回目	828	358	470	1	48	21	322	102	101
	第4回目	823	330	493	1	37	35	360	84	128
	第5回目	785	350	435	5	17	15	250	101	176
令和7年度	第1回目	913	569	344	4	31	11	58	244	55
	第2回目	860	617	243	1	10	9	26	178	47
	第3回目	876	414	462	2	68	25	308	84	90
	第4回目	863	425	438	4	33	31	301	88	116
	第5回目	829	425	404	6	17	15	248	84	157

②－ 2 妊婦健康診査等実施状況

(単位：人)

令和3年度	受診者数	9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
		1,110	1,097	1,037	1,074	955	1,043	807	600	405	8,128
令和4年度	受診者数	9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
		970	986	920	1,005	858	944	741	551	359	7,334
令和5年度	受診者数	9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
		930	929	916	941	885	898	731	560	358	7,148
令和6年度	受診者数	9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
		868	826	835	798	767	769	647	478	308	6,296
令和7年度	受診者数	9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
		881	929	855	881	785	813	664	499	322	6,629

資料：国保連合会資料

※妊婦健診の9-1回～9-9回については当初、沖縄県妊婦健康診査支援基金事業補助金（補助率1/2以内）の平成21～22年度の2年間の補助事業とし、平成23年度、24年度にそれぞれ1年間、延長実施されました。平成25年度からは14回の健診すべてが一般財源化され、安定的に実施できるようになりました。

③産婦健康診査実施状況

宜野湾市産婦健康診査実施要綱
母子保健衛生費国庫補助金（国1/2）

(年度末 単位：人)

受診者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1回目	1,019	974	932	845	857
2回目		839	908	818	815

資料：国保連合会資料（令和7年度より）

(4) 乳幼児健康診査の状況（母子保健法第12条、第13条）

①乳児一般健康診査の状況

乳児期の疾病等を早期に発見し、適切な措置を講じて、乳児の保健管理の向上を図ることを目的としています。生後3～5か月（前期）と9～11か月（後期）の1歳までに2回の健診を受けます。

（各年度末 単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	2,343	2,169	1,962	1,854	1,725
受診者数	2,040	1,981	1,759	1,714	1,557
受診率	87.1%	91.3%	89.7%	92.4%	90.3%
有所見者数	510	531	459	467	326
有所見率	25.0%	26.8%	26.1%	27.2%	20.9%

②1歳6か月児健康診査の状況

幼児期初期で歩行や言語等の運動機能・精神発達・むし歯等の異常を早期に発見し適切な措置を講じることにより、幼児の保健管理の向上を図ることを目的として年間31回開催しています。

（各年度末 単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,192	1,011	1,032	973	963
受診者数	1,004	949	921	915	900
受診率	84.2%	93.9%	89.2%	94.0%	93.5%
有所見者数	281	299	244	265	243
有所見率	28.0%	31.5%	26.5%	29.0%	27.0%

③3歳児健康診査の状況

発育状態・栄養状態及び精神発達等の検査、諸習癖の相談指導、予防接種実施の確認等、多角的な健診を行い、心身の異常を早期に発見し、適切な措置を講じ幼児の保健管理の向上を図ることを目的としています。年間30回開催しています。

（各年度末 単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,216	1,083	953	1,031	1,047
受診者数	961	938	860	931	900
受診率	79.0%	86.6%	90.2%	90.3%	86.0%
有所見者数	182	217	230	345	275
有所見率	18.9%	23.1%	26.7%	37.1%	30.6%

④歯科検診

乳歯が生えそろう、むし歯の初発する時期に、歯磨きの仕方・おやつ・飲み物の与え方等子供のむし歯予防および衛生指導を行っています。市では1歳6か月児健康診査時、3歳児健康診査時、2歳児歯科検診時に希望者にはフッ素塗布を行い、乳児一般健診（後期）には歯みがきスタートも実施しています。

（ア）1歳6か月児健康診査（歯科）

（単位：人・％・本）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,192	1,011	1,032	973	963
受診者数	1,003	948	921	915	900
受診率	84.1%	93.8%	89.2%	94.0%	93.5%
う蝕有病者数	19	7	15	4	11
（率）	1.9%	0.7%	1.6%	0.4%	1.2%
1人平均むし歯数	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0

※小児保健協会による集計データ

（イ）2歳児歯科検診

（単位：人・％・本）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	859	1,311	1,109	1,090	924
受診者数	484	784	690	665	587
受診率	56.3%	59.8%	62.2%	61.0%	63.5%
う蝕有病者数	18	35	22	18	15
（率）	3.7%	4.5%	3.2%	2.7%	2.6%
1人平均むし歯数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

*検診データを集計

（ウ）3歳児健康診査（歯科）

（単位：人・％・本）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	1,216	1,083	953	1,031	1,047
受診者数	958	938	860	931	900
受診率	78.8%	86.6%	90.2%	90.3%	86.0%
う蝕有病者数	162	105	108	91	108
（率）	16.9%	11.2%	12.6%	9.8%	12.0%
1人平均むし歯数	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4

※小児保健協会による集計データ

（エ）令和7年度3歳児健診（歯科）受診者における2歳児歯科検診の受診状況

3歳児健診を受診した者のうち、過去に2歳児歯科検診を受診したの方が、3歳児健診でのう蝕（むし歯）有病率及び1人平均むし歯数が低い結果となりました。

（単位：人・％・本）

		受診者数	う蝕（むし歯）有病者		1人平均むし歯数
			数	率	
3歳児健康診査受診者総数		900	108	12.0%	0.4
2歳児歯科検診受診 （上記3歳児健康診査を受診した者で、過去に2歳児歯科検診を受診した者と受診していない者を比較）	有	582	61	10.5%	0.1
	無	318	47	14.8%	0.5

(5) 発達相談実施状況

(各年度末 単位：回・人)

発達相談		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数		70	69	198	103	162
相談者	実人数	69	69	97	93	94
	延人数	70	69	198	103	162
相談のきっかけ	1歳半健診	17	12	6	8	6
	3歳児健診	11	17	23	24	19
	来所・電話	29	22	40	46	32
	保健事業より	8	16	19	10	26
	関係機関の紹介	1	2	9	5	11
	その他	3	0	0	0	0
相談結果	助言し終了	20	12	17	50	37
	経観後終了	0	1	0	2	3
	要経過観察	8	12	8	1	17
	のびっこ紹介	10	5	0	0	5
	すくすく紹介					5
	加配保育	0	3	9	3	0
	巡回相談	9	2	2	8	0
	教育員会	0	2	0	0	2
	医療機関紹介	4	7	1	2	1
	療育	16	20	48	24	19
	他機関（言語相談等）	2	5	3	3	5
	継続相談			9	0	0

言語相談	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	開催数	28	32	38	44	41
	実人数	18	21	28	37	35
	延人数	28	32	38	44	41

(6) 各種健康教室（母子保健法第3条、第9条、発達障害者支援法第5条）

保健上の問題に対する健康教育だけでなく、情報や悩み等を共有することで、お互いに支えあえる仲間づくりも目的にしています。

(各年度末 単位：人・%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
このとり 倶楽部 (両親学級)	対象者	450	359	396	368	390
	参加実人数	77	81	92	97	105
	参加率	17%	23%	23%	26%	27%
マンマン教室 (離乳食教室)	対象者	502	457	349	420	344
	参加世帯数	98	105	125	167	142
	参加率	20%	23%	36%	39.8%	41.3%
思春期講演会	実人数	811	742	751	832	787
のびっこ 親子教室	実人数	16	35	36	34	37
	延人数	21	56	66	56	53
すくすく 親子教室	実人数					11
	延人数					13
未熟児学級	対象者	0	0	185	196	171
	参加実人数	0	0	20	23	10
	参加率	0%	0%	11%	12%	5.6%

※令和6年度よりマンマン教室「参加実人数」は、「参加世帯数」の掲載に変更しました。

※令和7年12月より「すくすく親子教室（3歳児健診事後教室）」を新規に開始しました。

(7) 母子健康相談（ふたば健康相談室）（母子保健法第9条）

妊娠出産から子育て、思春期にいたるまでのさまざまな相談に保健師・助産師・栄養士が個別に対応することで育児不安などを解消することを目的とし、毎月第1・第3火曜日の午前中実施しています。

継続的に利用する方も多く、月齢や年齢に応じた心配や不安を解消する場となっています。

		(各年度末 単位：人)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数		23	21	22	24	23
種別	妊婦	2	3	4	0	0
	産婦	37	30	39	42	40
	乳児	285	282	323	345	305
	幼児	50	68	61	54	50
	思春期	0	0	0	0	0
	その他	0	0	2	5	2
合計		374	383	429	441	397

(8) 妊産婦・新生児訪問指導事業(母子保健法第10条、第11条)

保健指導を受けることが必要、または訪問希望のある妊産婦・新生児に対して、不安を解消し、必要時には病院受診へとつなげることを目的としています。助産師等が訪問し、妊娠・出産等に関する育児支援を行っています。

		(各年度末 単位：人)									
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊婦		0	0	1	1	2	2	1	1	3	3
産婦		317	322	262	266	284	286	297	303	283	291
新生児		202	205	150	153	186	187	204	205	150	156
乳児		117	119	114	115	101	102	98	99	132	134

※こどもの福祉と保健に関する状況報告より

(9) 未熟児養育医療給付事業(母子保健法第20条)

財源（国：1/2 県1/4）

出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担する制度です。世帯の市民税に応じて一部自己負担金があります。

		(各年度末 単位：人・円)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診券交付人数		27	27	27	35	35
給付	人数	41	30	27	35	37
	金額	10,782,501	10,041,176	6,513,457	9,885,129	9,259,464

(10) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

児童福祉法第21条の10の2 財源（国1/3・県1/3・市1/3）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。そして、子育てに関する助言や情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることで、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施しています。

訪問等謝礼金支出状況

（各年度末 単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	777,200	708,800	658,000	577,600	576,400

※母子保健推進員謝礼金 ①訪問単価400円／件、②訪問アンケート回収単価400円／件

(11) 母子保健推進員設置状況

宜野湾市母子保健推進員設置要綱

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、乳幼児健診の受診勧奨や各種健診・教室等への協力、母子保健に関する啓蒙啓発のための活動等を行っています。

（各年度末 単位：人）

自治会	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 野嵩1区	2	2	2	2	2
2 野嵩2区	1	1	1	1	1
3 野嵩3区	1	1	1	1	1
4 普天間1区	1	1	1	1	1
5 普天間2区	0	0	0	0	1
6 普天間3区	1	1	1	1	1
7 新城区	1	1	1	1	1
8 喜友名区	1	1	1	1	1
9 伊佐区	1	0	0	0	0
10 大山区	2	2	2	2	1
11 真志喜区	2	2	1	1	1
12 宇地泊区	2	1	1	1	1
13 大謝名区	1	0	0	0	1
14 上大謝名	1	0	1	1	1
15 嘉数区	1	1	1	1	1
16 嘉数ハイツ	0	0	0	0	0
17 真栄原区	3	3	3	3	3
18 我如古区	2	2	2	1	2
19 宜野湾区	1	2	2	2	2
20 長田区	2	2	2	2	2
21 愛知区	1	1	2	2	2
22 中原区	2	2	2	2	2
合 計	29	26	27	26	28

(12) 産後ケア事業

宜野湾市産後ケア事業実施要綱

子ども・子育て支援交付金（国1/2、県1/4）

令和3年度より産後1年未満の母子等に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう宿泊、デイサービス、訪問による産後ケアによる支援を実施しています。

産後ケア委託料支出状況

（各年度末 単位：円）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約施設数	8施設	9施設	6施設	6施設	8施設
決算額	1,117,000	3,328,380	9,815,400	25,439,300	29,128,600

(13) 宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業

宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業実施要綱

出産・子育て応援交付金（国2/3 県1/6 市1/6）

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできることを目的とし、令和5年4月1日より事業を開始しました。

親子支援ギフトとして下記のギフトを給付。

出産準備ギフト（給付対象者の妊娠1回につき5万円）

子育て応援ギフト（対象のこども1人につき5万円）

※令和5年度は令和4年4月1日～事業開始前に出生届を出した産婦等及び妊娠届を出した妊婦（遡及対象者）についても支給対象となります。

※令和7年度から法律（子ども・子育て支援法）に基づく制度となり、本市では下記（14）妊婦のための支援給付事業として実施しています。

（各年度末 単位：人・円）

	令和4年度 (遡及対象)	令和5年度	令和6年度
出産準備ギフト申請者数	1,541	913	905
給付額	77,050,000	45,650,000	45,250,000
子育て応援ギフト申請者数	993	833	919
給付額	49,650,000	41,650,000	45,950,000

(14) 妊婦のための支援給付事業

子ども・子育て支援法

妊婦のための支援給付交付金（国10/10）

「妊婦のための支援給付金（妊娠50,000円、産後50,000円×子の人数）」を給付しています。すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期までの相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

国の令和4年度補正予算から始まった「出産・子育て応援交付金事業」（本市では上記（13）宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業）を、令和7年度から法律（子ども・子育て支援法）に基づく制度として実施するものです。

妊婦のための支援給付金 支給状況 （単位：円）

年度	令和7年度
支給者数	1,913件
決算額	95,650,000

6. 現状と今後の展望

(1) ひとり親家庭支援について

ひとり親家庭において直面する問題は多岐にわたっております。保護者の負担を軽減していくとともに、ひとり親家庭のこどもが生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長していく事ができるよう応援する必要があります。これまでは「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」に基づいた各種支援を実施しておりましたが、令和7年3月に「宜野湾市こども計画」を策定しました。これまで同様、ひとり親家庭の生活の安定や向上、自立を目指した取り組みを進めてまいります。

令和7年度から、ひとり親に対し、ひとり親世帯で育つこどもの生活の安定を図り、養育費の安定した確保を図ることを目的に養育費の取決めに係る公正証書等作成費補助事業が始まりました。ひとり親世帯のこどもの心身の健やかな育ちのため、各種支援制度により親自身の自立促進も図り経済的負担を軽減しながら、ひとり親世帯の生活支援に取り組んでまいります。

(2) 要保護児童対策について

「家庭」は子育てにおいて最も重要な単位ですが、家庭を構成する形態は「祖父母も含めた三世同居型」から「夫婦とこどもの核家族」へ変化してきました。さらに結婚や家庭に関する意識の変化から、未婚やステップファミリーなど家族形態は多様化しています。このような変化は、かつて親族や近隣から得られていた子育ての知識や経験が得られにくく子育てに不安を感じる「育児の孤立化」の要因にもなっています。

雇用という側面では、非正規雇用や収入が安定しない世帯が増加し経済格差の広がり、さらにここ数年は物価高騰により経済的困窮世帯は増加傾向にあります。経済的困窮で日々の生活に追われてしまうことは、保護者がこどもに対して気持ちの余裕をもって接することが難しくなってしまう、児童虐待の要因の一つとして挙げられます。

本市では平成19年度より要保護児童に関わる福祉事務所を軸に、児童相談所、警察、教育委員会、保育園等の様々な関係機関や団体との連携強化を図るための「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）」を設置しています。この協議会では児童虐待防止や子育てに関する講演会等を開催し、市民への周知および関係機関職員の資質向上など、虐待の未然防止に重点を置き「地域全体で子育てを支える地域づくり」を進めています。

さらに令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、本市は令和6年4月に設置となりました。これはすべての妊産婦、子育て世帯、児童に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うものであり、乳幼児期から学齢期以降まで切れ目なく支援が継続することが期待されています。先の宜野湾市要保護児童対策地域協議会も含め、こども支援の中核としての体制および機能強化を図り、児童虐待死亡事例が起きないように取り組んで参ります。

(3) こどもの貧困対策について

平成27年度、沖縄県の「子どもの貧困実態調査」で県内のこどもの貧困率が29.9%と全国平均の約2倍であることが明らかになり、これを受け平成28年度から内閣府「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」が開始され、県内市町村では支援員の配置や居場所の運営支援が展開されています。

本市では4中学校区に1名ずつ「こども支援員」を配置し、各校区の特徴やこども達の背景を鑑みながら、地域の自治会やボランティア団体と連携した居場所づくりに取り組んでいます。

また、各居場所のノウハウ共有やネットワーク形成、企業等からの寄附寄贈受け入れを促進する「居場所の連絡会」を開催し、居場所機能の強化を図っています。

さらに、福祉的な相談援助や学習、生活、食事、キャリア支援等を包括的に行う「拠点型こどもの居場所」を民間団体へ委託し、複雑な課題を抱えるこどもと家庭への支援を行っています。

経済的に厳しい家庭の青少年への支援としては、基礎学力向上や高校進学支援を目的とした「こどもの学習・生活支援事業」の実施の他、中学卒業後進路未決定の青少年を対象に自立に向けた個別支援を行う「出前こどもの居場所」を令和7年度より「宜野湾市学習・就労支援事業」として拡充し実施しています。

（４）母子保健の充実・強化

本市においては、「健康ぎのわん２１」や「宜野湾市こども計画」等に沿って母子保健事業を展開しており、乳幼児健診、両親学級、訪問指導、離乳食実習、母子保健相談、健診事後教室、発達及び言語相談、思春期保健学習を実施しています。

「子育て応援本ばけっと」を毎年発刊しておりましたが、令和４年度配布をもって終了し、令和５年９月より電子母子手帳アプリによる情報発信を開始しました。

また上記各種教室のテキスト本を保健師や栄養士の視点を踏まえ作成し、活用しています。今後も各教室に参加する方々へ子育て等に関する情報の場を提供し、得られた知識等が活かせるよう努めていきます。

健康診査事業においては、乳児一般健康診査（前期・後期）、一歳六か月児健康診査、二歳児歯科検診、三歳児健康診査、妊産婦健康診査の健康診査事業を実施しています。

国や県と比較すると受診率が低いため、受診率向上の取り組みとして、三歳児健康診査の再通知に加え、平成30年度から一歳六か月児健康診査でも再通知を開始しました。

妊婦健康診査においては、平成21年度より国の補助を得て、これまで公費負担５回だった健康診査回数が９回拡充され、14回公費での受診が可能となっています。さらに令和３年度より産婦健康診査１回分の公費助成を開始し、令和４年度には２回分に増やしました。

今後も安心して妊娠出産ができるよう努めてまいります。

平成25年度に、県からの権限移譲により未熟児養育医療給付事業も実施し、保健師による訪問等や未熟児学級の開催も行っています。

平成21年度より育児支援として、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しております。

平成29年６月より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制構築を目的に利用者支援事業（母子保健型）をスタートさせ、令和３年４月に「子育て世代包括支援センター」の設置、令和５年４月に、親子伴走型相談・経済的支援事業を開始しました。

その後、児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法に基づき、令和６年度より「こども家庭センター」を設置し、母子保健並びに児童福祉両機能の一体的な相談支援を実施しています。

令和７年度からは「妊婦のための支援給付事業」が制度化され、出産・子育ての経済的支援と包括的相談を一体的に実施しています。

第7章 保育所・児童センター等

1. 保育施設

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく施設で、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的としています。

女性の社会進出が進むとともに就労の形態・時間も多様化しており、子育てと就労の両立を支援するため、多様な保育サービス（小規模保育事業、延長・長時間延長保育、一時保育、障がい児保育）を行っています。また、子育て親子の交流等を促進するため子育て支援センターを設置しています。

※【一時保育】

保護者の疾病・災害・事故・育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急的・一時的な保育が必要な場合。

※【子育て支援センター】

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場所。

※【こども誰でも通園制度】

全ての子育て家庭に対して、ライフスタイルに関わらず支援を行うため、就労要件を問わず利用できる通園制度。

(1) 公立保育所・法人保育園の一覧表

令和8年4月1日現在

区分	No.	保育所（園）名	定員 (人)	所在地	電話番号	特別 支援 保育	一時	長時間 延長	子育て 支援 センター	誰通	備 考
公立	1	宜野湾保育所	140	宜野湾3-13-10	892-5365	○			○		
法人	2	きゆな保育園	90	喜友名1-13-9	893-3974	○					
	3	マーシー保育園	100	宇地泊3-9-16	897-3532	○			○		
	4	花の子保育園	80	大謝名1-18-21	897-6610	○					
	5	こがねの森保育園	100	大謝名3-10-1	897-3983	○					
	6	可愛保育園	150	我如古4-16-31	897-7157	○					
	7	ポケット保育園	90	我如古3-18-17	898-7713	○					
	8	志真志まごころ保育園	80	志真志1-3-10	927-1181	○					
	9	どんぐりの里保育園	90	長田3-27-9	988-1521	○					
	10	秋津保育園	100	長田3-32-5	892-5068	○			○		
	11	あいのもり保育園	70	愛知1-10-40	893-4455	○					
		あいのもり保育園(分園)	25	愛知1-10-35	893-4455	○					
	12	赤道あおぞら保育園	70	赤道2-9-11	893-5381	○					
	13	大山せせらぎ保育園	110	大山3-18-49	963-8217	○					
	14	あっふる保育園	100	大山5-13-10	917-0590	○					
	15	ぴっころ保育園	60	大謝名4-24-7	897-9360	○					
計			1,455								

(2) 認定こども園の一覧表

令和8年4月1日現在

※【認定こども園】

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

区分	No.	保育所（園）名	定員 (人)	所在地	電話番号	特別 支援 保育	一時	長時間 延長	子育て 支援 センター	誰通	備考
公立	1	はごろもねたてこども園	120	大山6-23-1	942-2050	○					
法人	2	しのめこども園	150	新城2-43-1	893-3806	○	○		○	○	
	3	さつき認定こども園	240	真栄原3-24-13	898-5435	○			○		
	4	認定こども園森川保育園	135	真志喜5-6-14	943-5318	○			○		
	5	第2さつき認定こども園	238	真栄原3-37-25	870-9218	○					
	6	第2さつき認定こども園（分園）	63	大謝名2-27-15	975-7707	○					
	7	ゆうわ認定こども園	150	野嵩4-22-1	893-2705	○	○				
	8	認定こども園はごろも保育園	143	大山2-11-12	890-6511	○					
	9	認定こども園はごろも保育園（分園）	33	野嵩2-27-2	892-5088	○					
	10	認定こども園まなぶ保育園	135	真志喜5-13-2	897-1022	○					
	11	ピノキオ認定こども園	96	嘉数1-4-50	988-8622	○					
	12	ここわ認定こども園	92	野嵩2-22-12	892-2261	○					
	13	認定こども園ミライエ	92	赤道1-16-11	892-6509	○		○			
	14	認定こども園ミライエ（分園）	63	上原1-25-15	892-3013	○		○			
	15	認定こども園ミライエ（第二分園）	50	上原1-9-1 2F	917-2300	○		○	○		
	16	認定こども園ちやいどはうすエンジェル	88	上原2-14-11	893-3342	○					
	17	ラボール育成こども園	95	宇地泊1-19-13	943-0081	○					
	18	認定きららこども園	125	真栄原1-7-14	943-6539	○					
	19	認定こども園しいの実保育園	135	我如古2-26-2	898-7070	○					
	20	認定こども園しいの実保育園（分園）	36	我如古2-20-5	987-7077	○					
	21	愛善認定こども園	132	愛知2-16-49	892-1605	○					
	22	おひさま認定こども園	126	佐真下59-1	943-0485	○				○	誰通の実施場所 は別 P7-8参照
	23	おひさま認定こども園（分園）	34	佐真下57-6	090-1947-2942	○	○				
	24	公私連携大山こども園	95	大山5-16-1	988-6312	○					
	25	公私連携嘉数こども園	120	真栄原1-13-1	988-8870	○					
	26	公私連携ととのこ普天間第二こども園	120	新城2-8-19	894-7368	○					
計			2,906								

※ 上記No. 2～17は、認可保育園からの移行となります。

※ No. 1及び18～20は、市立幼稚園からの移行となります。

(3) 地域型保育事業の一覧表

令和8年4月1日現在

※【小規模保育事業】

主に0歳～2歳児を対象とした定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育事業です。保育を担当する職員が全て保育士であるA型、半数以上が保育士であるB型に分類されます。

※【事業所内保育事業】

事業主等が事業主体となり、従業員のこども及び地域の保育を必要とするこども（地域枠）を預かる保育事業です。

区分	No.	保育所（園）名	分類	定員 (人)	所在地	電話番号	延長	誰通	備考
小規模	1	ちきーと保育園	A型	19	大謝名5-21-24 201	898-2611	○		
	2	ちゅらさん保育園	A型	19	字佐真下57	988-4228	○		
	3	つみき保育園	A型	19	愛知2-7-6	927-8644	○		
	4	キュート・チャイルド・ ケア宜野湾保育園	A型	17	伊佐2-10-5	963-9024	○		
	5	ちきーと保育園真志喜園	A型	19	真志喜2-11-15	975-5010	○		
	6	もりのなかも保育園宇地泊園	A型	19	宇地泊3-13-17	897-1220	○		
	7	らいむ保育園	A型	19	志真志1-4-1	894-8311	○		
	8	ねたて保育園	A型	19	嘉数3-4-13 1F	975-7857	○		
	9	リトルマーシー	A型	19	伊佐2-1-6-202	917-2280	○		
	10	うさぎ保育園	A型	19	真志喜5-13-8	894-8930	○		
	11	そらうみ保育園	A型	19	宇地泊3-3-17	897-8003	○		
	12	クッピー乳児園	A型	19	我如古1-55-13 2F	898-5657	○		
	13	ばいかじ保育園	A型	19	真志喜2-5-22	960-3081	○		
	14	大謝名小規模保育園	A型	19	大謝名5-25-12	988-1400	○	○	
事業所内	15	ほいくえん そーれ！		19 (13)	新城2-43-1	893-3806	○		
	16	ヤクルトわくわく大山保育園		19 (10)	大山7-13-2	975-5365	○		
	17	琉球大学病院保育園ミライエ		70 (24)	喜友名1129番地	894-3830	○		
計				372					

※ 事業所内保育所定員（ ）内の数字は地域枠（従業員以外のこどもに関する定員）です。

(4) 宜野湾市内保育所(園)等の状況

(各年度4月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	48カ所	48カ所	48カ所	50カ所	52カ所
保育所(公立)	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	1カ所
保育園(法人)	21カ所	18カ所	14カ所	14カ所	14カ所
認定こども園(公立)	—	—	—	—	1カ所
認定こども園(法人)	9カ所	12カ所	16カ所	17カ所	19カ所
小規模・事業所内	16カ所	16カ所	16カ所	17カ所	17カ所
入所定員数	4,072人	4,112人	4,106人	4,246人	4,355人
保育所(公立)	260人	260人	260人	260人	140人
保育園(法人)	2,165人	1,850人	1,315人	1,315人	1,315人
認定こども園(公立)	—	—	—	—	75人
認定こども園(法人)	1,349人	1,704人	2,233人	2,303人	2,453人
小規模・事業所内	298人	298人	298人	368人	372人
入所児童数	3,815人	3,796人	3,782人	3,834人	3,837人
保育所(公立)	195人	171人	184人	180人	115人
保育園(法人)	2,150人	1,809人	1,269人	1,223人	1,169人
認定こども園(公立)	—	—	—	—	72人
認定こども園(法人)	1,230人	1,547人	2,075人	2,134人	2,182人
小規模・事業所内	240人	269人	254人	297人	299人
入所率	95.8%	93.7%	92.1%	90.3%	88.1%
保育所(公立)	73.5%	75.0%	70.8%	69.2%	82.1%
保育園(法人)	101.4%	99.3%	96.5%	93.0%	88.9%
認定こども園(公立)	—	—	—	—	96.0%
認定こども園(法人)	93.1%	91.2%	92.9%	92.7%	89.0%
小規模・事業所内	85.6%	80.5%	85.2%	80.7%	80.4%

※上記入所率は、市内施設のみのものになります。

※上記認定こども園の数値は、2・3号部分のみのものとなります。

(5) 宜野湾市在住児童の保育サービス利用状況

(各年度4月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所(園)	2,357人	1,998人	1,467人	1,414人	1,289人
認定こども園	1,284人	1,618人	2,123人	2,164人	2,288人
小規模保育事業	217人	242人	233人	225人	214人
事業所内保育事業	35人	41人	33人	85人	93人
合計	3,893人	3,899人	3,856人	3,888人	3,884人
待機児童数	33人	32人	35人	19人	10人

※上記人数は、市内・市外在の施設及びサービスの利用児童数。

※上記待機児童数は、国の定義による待機児童数となります。

※上記認定こども園の数値は、2・3号部分のみのものとなります。

(6) 公立保育所・こども園施設概要

(令和8年4月1日現在)

施設名	宜野湾保育所	はごろもねたてこども園	計
① 開所年月日	昭和48年8月1日	令和8年4月1日※	
② 建替年月日	平成20年2月12日(開所)	平成26年3月27日(建築)	
③ 所在地	宜野湾3-13-10	大山6-23-1	
④ 施設面積	1535.00 m ²	2489.72 m ²	4024.72 m ²
うち、園庭面積	482.00 m ²	1365.96 m ²	1847.96 m ²
⑤ 延床面積	1069.19 m ²	962.40 m ²	2031.59 m ²
ア. 乳児室	37.50 m ²	0.00 m ²	37.50 m ²
イ. 幼児室	355.49 m ²	291.20 m ²	646.69 m ²
ウ. 屋内遊戯室	148.12 m ²	204.61 m ²	352.73 m ²
エ. その他	528.08 m ²	466.59 m ²	994.67 m ²

※市立はごろも幼稚園から移行

(7) 認可保育所等運営費給付状況

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育所	2,620,441,370	2,536,700,660	2,182,730,500	1,742,318,540	1,723,081,830
認定こども園	1,307,111,560	1,413,654,160	1,951,040,900	2,780,198,890	3,063,834,580
地域型保育事業	676,293,330	684,189,110	794,872,620	803,499,080	899,851,410
計	4,603,846,260	4,634,543,930	4,928,644,020	5,326,016,510	5,686,767,820

※負担率は、国：1/2、県：1/4、市：1/4

(8) 認可外保育所保育助成金交付状況

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康診断料（円）	1,169,000	1,058,000	1,047,000	894,000	691,000
賠償責任保険料（円）	121,000	111,000	120,000	98,000	70,000
給食費（円）	4,132,000	3,532,000	5,313,000	4,791,000	2,210,000
教材費（円）	3,186,000	2,714,000	2,778,000	2,238,450	1,962,000
行事費（円）	939,000	925,000	945,000	777,850	652,000
運営費（円）	3,348,000	2,838,000	2,886,000	2,380,200	1,962,000
調理員検便費（円）	389,000	372,000	316,000	265,000	216,000
職員健康診断費（円）	451,000	383,000	417,000	329,000	304,000
合 計（円）	13,735,000	11,933,000	13,822,000	11,773,500	8,067,000

(9) 宜野湾市内認可外保育施設の状況

(各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数（ヵ所）	32	33	32	33	28
在園児数（人） （市内）	614 (468)	603 (452)	531 (390)	449 (340)	366 (252)

※企業主導型保育事業所及び居宅訪問型保育施設（ベビーシッター）含む

(10-1) 認可外保育施設一覧表 (令和8年6月末日現在)

番号	施設名	施設所在地	電話番号	定員(人)	保育時間(平日)	保育時間(土曜)
1	緑ヶ丘保育園	野嵩2-23-1	892-2087	80	AM7:30～PM6:00	-
2	ムーミン保育園	伊佐3-14-12	898-3031	60	AM7:30～PM6:30	AM7:30～PM2:00
3	わんぱくしーさー保育園	真志喜2-4-3 2F	890-5930	55	AM7:30～PM6:00	AM7:30～PM6:00
4	Little Star Montessori School	真志喜2-13-20	959-4612	29	AM7:45～PM5:00	-
5	アイリー保育園	大謝名5-6-7	898-2525	48	AM7:30～PM6:00	AM8:00～PM5:00
6	サムエル学園	嘉数4-22-5	897-3918	18	AM7:30～PM6:30	AM7:30～PM5:30
7	沖縄病院あゆみ保育園	我如古3-10-22	942-8039	55	AM7:30～PM6:30	AM8:00～PM6:00
8	ホサナメロディほいくえん	我如古1-47-2	090-1942-3715	27	AM8:30～PM2:00	-
9	クローバーモンテッソーリ インターナショナル	愛知1-5-45 1F	892-2168	133	AM7:30～PM4:00	-
10	わらびの森幼児学園	上原1-10-5	894-1053	45	AM7:30～PM5:30	-
11	助産院パピヨン	真栄原3-13-21	090-1949-4113	3	AM9:00～PM6:00	-
12	セイントジョセフィンモン テッソーリスクールぎのわん	伊佐3-22-17	098-943-4099	53	AM6:00～PM6:00	-
13	CIRCULO201	大山2-14-8 201	080-6482-3223	5	AM9:00～PM6:00	AM9:00～PM6:00
計				611		

(10-2) 企業主導型保育事業所一覧表 (令和8年6月末日現在)

番号	施設名	施設所在地	電話番号	定員(人)	保育時間(平日)	保育時間(土曜)
1	ばすてる保育園ましき園	真志喜2-13-10 1F	988-3797	19	AM7:00～PM6:00	AM7:00～PM6:00
2	もりのなかま保育園 真志喜園	真志喜3-15-24 1F	975-5513	19	AM7:30～PM6:30	AM7:30～PM6:30
3	キラキラすまいる保育園	真志喜3-16-10 102	988-8086	12	AM7:15～PM6:15	AM7:15～PM5:00
4	さつき企業内保育園	真栄原3-37-25 3階	870-9219	19	AM7:00～PM6:00	AM7:00～PM6:00
5	我如古さつき企業内保育園	我如古1-44-2	898-1100	19	AM7:00～PM6:00	AM7:00～PM6:00
6	もりのなかま保育園 佐真下園	佐真下57-5	975-9048	40	AM7:30～PM6:30	AM7:30～PM6:30
7	シシィ保育園	我如古1-3-2 101	890-3567	19	AM7:00～PM6:00	AM7:00～PM6:00
8	ママサポート	長田1-27-26 1階	943-8282	19	AM7:00～PM6:00	AM7:00～PM6:00
9	第2マリア園	真栄原3-16-1	897-3393	30	AM7:00～PM6:00	AM7:00～PM6:00
計				196		

2. 児童センター

児童センターは、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。専任の児童厚生員が児童に遊び方や遊具の使い方を集団、個別に指導します。また、ゲームや映画会をしたり、文化活動や体育活動を通じて情操豊かな児童育成や、児童の体力増進に努めています。

(1) 児童センター利用状況

(各年度末現在 単位：人)

施設名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 大謝名児童センター	個人利用	4,247	6,122	6,681	10,993	10,094
	集団利用	2,170	3,819	3,855	4,902	4,810
	計	6,417	9,941	10,536	15,895	14,904
2 赤道児童センター	個人利用	9,525	14,637	17,746	18,586	17,778
	集団利用	3,380	7,209	9,091	9,795	10,455
	計	12,905	21,846	26,837	28,381	28,233
3 大山児童センター	個人利用	2,980	4,945	10,047	9,566	8,449
	集団利用	1,468	3,125	3,901	3,025	3,680
	計	4,448	8,070	13,948	12,591	12,129
4 新城児童センター	個人利用	8,120	12,588	13,754	18,410	17,213
	集団利用	2,874	4,578	4,716	5,139	5,226
	計	10,994	17,166	18,470	23,549	22,439
5 我如古児童センター	個人利用	3,431	7,029	7,078	9,334	8,933
	集団利用	2,409	4,453	4,367	4,707	3,936
	計	5,840	11,482	11,445	14,041	12,869
6 長田児童館	個人利用	4,263	6,874	7,722	8,395	9,496
	集団利用	1,419	3,094	3,256	2,796	2,756
	計	5,682	9,968	10,978	11,191	12,252

(2) 児童センター施設概要

(令和8年4月1日現在)

施設名	大謝名児童センター	赤道児童センター	大山児童センター	新城児童センター	我如古児童センター	長田児童館
所在地	大謝名5-25-13	赤道1-5-16	大山4-14-3	新城2-4-11	我如古2-5-1	長田3-28-1
電話番号	897-4117	892-3397	890-0015	892-8888	897-6767	892-3330
開館年月日	昭和58年8月15日	平成2年4月1日	平成5年4月1日	平成7年4月1日	平成22年6月1日	平成29年3月12日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 1階	鉄筋コンクリート造 1階	鉄筋コンクリート造 1階	鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階	鉄筋コンクリート造 2階	鉄筋コンクリート造 2階
延床面積	563.80㎡	502.73㎡	517.96㎡	646.17㎡	430.651㎡	324.039㎡
敷地面積	2,013.19㎡	1,492.00㎡	2,011.03㎡	2308.88㎡	902.421㎡	1422.88㎡
集会室	228.00㎡	230.00㎡	230.00㎡	230.00㎡	157.75㎡	79.834㎡
遊戯室	35.10㎡	42.50㎡	28.00㎡	36.90㎡	10.02㎡	-
図書室	35.10㎡	40.80㎡	49.00㎡	41.20㎡	42.75㎡	30.00㎡
学童クラブ室	48㎡	-	34.48㎡	52.01㎡	44.25㎡	49.50㎡

※大謝名児童センターは令和元年11月改築移転

3. 児童健全育成巡回事業(移動児童館 じゃんけんぽん)

市内児童センターの利用が困難な地域の児童に対し、児童厚生員を自治公民館等に派遣し、遊びの指導や支援を行います。また、地域のつながりを築きながらこどもの居場所づくりを目的に実施しています。

主な活動内容としては、むかしあそびや季節の行事を取り入れたゲーム活動、制作活動、健康・体力づくりを目的とした体育的活動などのプログラムを展開していきます。*実施時間：午後2時～5時

(1) 児童健全育成巡回事業利用状況

(各年度末現在 単位：人)

自治会名	令和7年度開催日	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
野嵩1区自治会	第1・2木曜日	91	202	102	111	111
野嵩3区自治会	第3月曜日	16		20		29
普天間1区自治会	第3金曜日	52	127	70	64	61
普天間3区自治会	第2・4水曜日	88	83	329	432	266
真志喜区自治会	第1～4月曜日	125	462	214	445	586
嘉数区自治会	第2・4金曜日	67	361	232	274	334
真栄原区自治会	第1水曜日	124	490	50	107	296
我如古区自治会	第3水曜日・第4木曜日	55	162	182	238	286
宜野湾区自治会	第1金曜日・その他	19	97	44	74	44
嘉数ハイツ自治会	第3木曜日	3	19	42	44	81
大謝名区自治会	-	44	56			
伊佐区自治会	-		15			
宇地泊区自治会	-			5		
はごろも小学校	火曜日・月1回					108
合計		684	2,074	1,290	1,789	2,202

4. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

「小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象とし、学校の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る目的としています。

宜野湾市内放課後児童クラブ施設（学童）

※1～5は公立

令和8年5月1日現在

	クラブ名	住 所	電 話	平日の開所時間 (延長時間含む)	利用定員
1	大山児童センター放課後児童クラブ	大山4丁目14番3号	890-0015	学校終了時～18：00	22
2	新城児童センター放課後児童クラブ	新城2丁目4番11号	892-8888	学校終了時～18：00	22
3	我如古児童センター放課後児童クラブ	我如古2丁目5番1号	897-6767	学校終了時～18：00	23
4	長田児童館放課後児童クラブ	長田3丁目28番1号	892-3330	学校終了時～18：00	25
5	大謝名児童センター放課後児童クラブ	大謝名5丁目25番13号	897-4117	学校終了時～18：00	25
6	みらい学童クラブ	愛知3丁目6番25号 2F	943-5391	学校終了時～19：00	44
7	学童クラブ きらきら	野嵩3丁目7番21号	892-0125	学校終了時～19：30	45
8	愛星ネットワーク学童クラブ	普天間1丁目9番15号	893-3345	学校終了時～19：00	45
9	ふてんま青空学童クラブ	普天間1丁目10番8号	893-1517	学校終了時～19：00	60
10	ふてんま青空学童クラブB	普天間1丁目11番14号	963-7971	学校終了時～19：00	40
11	あらぐすく青空学童クラブ	新城1丁目4番15号	892-0033	学校終了時～19：00	40
12	第二青空学童クラブ	新城2丁目6番8-2号	893-6471	学校終了時～19：00	42
13	ハッピー学童クラブ	大山1丁目9番17号	898-0601	学校終了時～20：00	41
14	あっぷる学童クラブ	大山6丁目213	090-6856-4287	学校終了時～19：00	46
15	むーS” こどもクラブ 2	大山6丁目38番2号	090-7163-0808	学校終了時～20：00	20
16	むーS” こどもクラブ	大山6丁目39番3号	897-3990	学校終了時～20：00	36
17	わんぱくしーさー第1学童クラブ	大山6丁目47番7号 1F	943-5929	学校終了時～19：00	32
18	わんぱくしーさー第2学童クラブ	真志喜1丁目11番12号 4F	963-5344	学校終了時～19：00	35
19	はにんすキッズ学童 真志喜クラブ	真志喜2丁目22番10号 1F	070-5534-0883	学校終了時～19：00	45
20	はにんすキッズ学童 はごろもクラブ	大山6丁目24番2号 2・3階	070-5534-0883	学校終了時～19：00	43
21	はぐくみ学童クラブ	真志喜3丁目13番5号 2F	070-5417-3660	学校終了時～19：00	45
22	ぴっころ学童くらぶ	大謝名5丁目11番18号天久アパート2F	890-5073	学校終了時～19：00	44
23	ぴっころ第2学童くらぶ	大謝名1丁目19番3号	890-3303	学校終了時～19：00	34
24	さつき学童クラブ嘉数校	大謝名2丁目27番15号	070-5816-1869	学校終了時～19：00	45
25	さくら学童クラブ	大謝名4丁目23番17号	897-3975	学校終了時～19：00	45
26	学童クラブ アスリート工房	大謝名5丁目6番1号 1-5号室	960-3553	学校終了時～19：00	45
27	かがやき学童クラブ	嘉数1丁目4番41号 1F	955-8709	学校終了時～19：00	45
28	青空学童クラブ	真栄原1丁目13番3号	897-2051	学校終了時～19：00	60
29	太陽の子学童クラブ	真栄原1丁目20番48号-2	090-7586-8297	学校終了時～19：00	50
30	はぐくみ真栄原学童クラブ	真栄原3丁目14番15号 コーポヘルシー102	080-3983-3660	学校終了時～19：00	28
31	ここまる学童	我如古1丁目48番5号	090-4923-0449	学校終了時～19：00	40
32	さつき学童クラブ志真志校	我如古1丁目44番2号	070-5812-7269	学校終了時～19：00	40
33	しいの実学童クラブ	我如古2丁目26番2号	898-7070	学校終了時～19：00	29
34	日翔 ながた学童	志真志1丁目9番9号	927-8566	学校終了時～19：00	38
35	日翔 にらい学童	志真志1丁目9番9号	927-8566	学校終了時～19：00	39
36	日翔 どうむ学童	志真志1丁目9番9号	927-8566	学校終了時～19：00	38
37	日翔 ぎのわん学童	神山1丁目5番5号	917-5517	学校終了時～19：00	36
38	日翔 かみやま学童	神山1丁目5番5号	917-5517	学校終了時～19：00	40
39	日翔 すばる学童	神山1丁目5番5号	917-5517	学校終了時～19：00	40
40	日翔 しまし学童	志真志3丁目6番18号	897-5508	学校終了時～19：00	40
41	学童クラブ ぬくぬくの木長田第一	長田3丁目22番7号 101	892-0900	学校終了時～19：30	40
42	学童クラブ ぬくぬくの木長田第二	長田3丁目22番7号 105	892-0900	学校終了時～19：30	40
43	学童クラブ ぬくぬくの木	志真志2丁目16番8号	892-0900	学校終了時～19：30	37
44	ぎのわん青空学童クラブ	愛知1丁目6番22号 みどり荘1F	893-8191	学校終了時～19：00	48
45	はにんすキッズ学童 宜野湾クラブ	宜野湾3丁目23番17号	070-5278-1318	学校終了時～19：00	30
46	わらびの森ちやいるどクラブ	上原1丁目10番9号	892-3531	学校終了時～19：00	35
47	そらまめキッズ	宜野湾1丁目17番8号	917-2727	学校終了時～19：00	40

※学校長期休業（春・夏・冬休み）時の開所時間については各施設へお問い合わせください。

5. 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

児童福祉法第6条の3第6項の規定に基づき、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設です。

（令和8年4月1日現在）

	名 称	公・法	実施保育園・住所	曜日	開所時間
1	子育て支援ひろばHAPPY	公立	宜野湾保育所内 宜野湾3-13-10	月～金	10：00～12：00 13：00～16：00
2	そよかぜひろば	法人	しのめこども園内 新城2-43-1	月～水・ 金・土 木	9：00～14：00 土曜日は園庭開放のみ 相談日（要予約）
3	子育て支援センターなんくる	法人	認定こども園森川保育園内 真志喜5-6-14	月～金	10：00～12：00 13：00～16：00
4	子育て支援センターいるかくらぶ	法人	マーシー保育園内 宇地泊3-9-16	月～金	8：00～13：00
5	子育て支援センターゆいゆい	法人	さつき認定こども園内 真栄原3-24-13	月～金	9：00～12：00 13：30～16：00
6	子育て支援センターあつぷるランド	法人	秋津保育園内 長田3-32-5	月～金	9：00～12：00 14：00～16：00
7	子育て支援センターパビヨンくらぶ	法人	認定こども園ミライエ第2分園内 上原1-9-1 2F	月～金	9：30～12：00 14：00～16：30

6. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭に対して、ライフスタイルに関わらず支援を行うため、就労要件を問わず利用できる通園制度です。

（令和8年4月1日現在）

	名 称	公・法	実施保育園・住所	曜日	開所時間
	おひさまにこにこ園	法人	真栄原2-19-25	月～金	9：00～12：00 13：30～16：30
2	しのめおはな園	法人	しのめこども園内 新城2-43-1	火～金	9：00～16：00
3	大謝名小規模保育園	法人	大謝名小規模保育園内 大謝名5-25-12	月～金	8：30～16：30

7. 病児・病後児保育事業

病気や病後のこどもを家庭や保育所等での集団保育ができない場合に、病院・保育所などに付設された専用のスペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

（令和8年4月1日現在）

	実施施設	住所	電話
1	海邦病院 小児デイケア（3階）	宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2133 （内線327）
2	まちなと小児クリニック 病児保育室lala	浦添市牧港2-46-12 メディカルプラザ5階	070-8417-5894

病児・病後児保育事業利用状況

（各年度末現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用者数	44 人	104人	69人	55人	205人
延べ免除者数	0 人	3人	0人	0人	10人

8. ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と、援助を受けたい者（おねがい会員）が行う会員制相互援助活動を支援する事業を実施しております。子育てを行っている家庭が安心して生活できる社会を構築し、仕事と育児を両立できる環境を整備することにより、児童福祉の向上及び労働者福祉の増進に資することを目的としています。

（１）会員数

（各年度末現在 単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
おねがい会員	1,355	1,366	1,350	1,349	1,378
まかせて会員	78	79	80	89	103
どっちも会員	41	41	41	39	46
合 計	1,474	1,486	1,471	1,477	1,527

（２）活動内容・活動件数

（各年度末現在 単位：人）

活動内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
保育施設・学校の開始前や終了後の預かり	62	15	7	0	2
保育施設・学校の開始前や終了後の預かり及び送迎	232	96	188	301	211
保育施設・学校の送迎	398	249	274	583	554
放課後児童クラブ開始前、終了後の預かり及び送迎	141	122	146	94	178
放課後児童クラブの送迎	30	148	171	257	314
保育施設・学校休みの時の預かり	85	39	15	6	1
こどもの習い事等の送迎	124	151	274	268	214
産前・産後の預かり及び養育支援	2	23	4	1	0
講座の時の預かり	0	0	0	0	0
保護者の短時間・臨時的（入所前含む）就労の時の預かり	211	369	333	419	259
保護者の短時間・臨時的（入所前含む）就労の時の預かり及び送迎	12	14	11	6	19
保護者の外出・リフレッシュの時の預かり	194	277	163	156	149
保護者の外出・リフレッシュの時の預かり及び送迎	24	37	20	13	12
保護者の病気、急用の時の預かり	8	1	0	1	1
保護者の病気、急用の時の預かり及び送迎	8	0	0	0	0
病児・病後児の預かり	0	0	4	2	0
病児・病後児の預かり及び送迎	0	0	0	1	1
宿泊を伴う預かり	8	0	0	0	1
宿泊を伴う預かり及び送迎	0	0	0	0	0
早朝・夜間、緊急時の預かり	4	0	0	2	2
早朝・夜間、緊急時の預かり及び送迎	3	0	0	2	0
お願い会員宅での訪問預かり（※1）			126	389	197
合 計	1,546	1,541	1,736	2,501	2,115

※1 令和５年度から活動内容を分けて記載

9. 保育所・児童センター等の現状と今後の展望

(1) 保育所等

令和8年4月1日現在、本市には公立の保育所が1園、公立の認定こども園が1園、認可保育園が14園、認定こども園が19園、小規模保育施設が14園、事業所内保育施設が3園の合計52園が設置され、総数4,355人の定員に対して3,837人の児童が在籍しております。

令和7年度から令和8年度にかけては、公立幼稚園から認定こども園への移行、保育園の新設等により合計109人の定員増となりましたが、国の定義による待機児童数は10人（令和8年4月1日現在）となっております。

令和8年度においても、保育所（園）の入所率は100%を下回り、依然として保育士不足が深刻化している状況にあるため、引き続き保育士確保に向けての取り組みが喫緊の課題となっております。県との連携・補助事業の活用等にて、保育士確保対策の取り組みを一層強化してまいります。

令和6年2月、子育て家庭が求める教育・保育機能両方のニーズに対する課題解決のため、市立幼稚園全てを幼保連携型認定こども園へ移行し、うなばら保育所を令和8年3月31日閉所する「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する計画」を策定し、令和7年度より順次移行しております。本市の未来を担うこども達の健全な成長を支援するため、幼児期の教育・保育の総合的な提供と質的改善及び向上を図ってまいります。

また、令和8年4月より、働いていなくても月10時間まで保育施設に預けられる新制度「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が始まりました。制度開始に伴い本市でも受け入れ体制を整備し、子育て家庭の多様なニーズに対応してまいります。

事業計画に関しては、こども大綱、県こども計画を勘案した「宜野湾市こども計画(令和7年度～令和11年度)」を令和7年3月に策定いたしました。子ども・子育て支援の推進を図るため、延長保育や特別支援（障がい児）保育の実施、一時預かり事業や病児・病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施、認可外保育施設への支援の充実等、引き続き本市の実情に応じた各施策を取り組んでまいります。

(2) 児童センター

児童センターは、児童福祉法第40条に規定された児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されており、地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担っています。

対象者は市内に居住する0歳から18歳未満の児童としていることから、地域の異年齢交流の場としての機能も有しており、多くの仲間と触れ合う中で、自己を伸ばし楽しく過ごせる貴重な経験のできる場所となっています。

本市では大謝名、赤道、大山、新城、我如古、長田の地域に、合わせて6つの児童センターが整備されており、また、児童センターの利用が困難な地域については、移動児童館「じゃんけんぽん」が地域へ巡回し児童厚生員が遊びの指導や支援を行っております。

今後とも地域と密接な連携を図り、児童の健全育成に積極的に取り組んでまいります。

第8章 高齢者福祉

1. 高齢者福祉政策について

老人福祉法第2条に「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」とうたわれ、その心身の健康の保持及び日常生活の安定のための施策を推進することにより、老人福祉を図ることを目的としています。

平成12年度施行の介護保険制度と、平成18年度の改正介護保険法により、高齢者の健康の保持及び生活の安定を図るための多様な支援を継続的・包括的に提供する仕組みへと変化し、高齢者福祉政策の推進に努めています。

(1) 国勢調査による年齢別老人人口の推移

(単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上	計
昭和45年	647	433	327	196	84	36	13	1,736
昭和50年	809	656	427	279	134	46	7	2,358
昭和55年	1,063	763	627	359	205	69	18	3,104
昭和60年	1,360	979	701	522	259	110	24	3,955
平成2年	1,726	1,246	923	610	389	170	55	5,119
平成7年	2,374	1,609	1,119	783	423	226	66	6,600
平成12年	3,494	2,218	1,423	930	532	248	95	8,940
平成17年	4,052	3,248	1,934	1,191	683	366	115	11,589
平成22年	3,708	3,748	2,879	1,661	860	391	181	13,428
平成27年	4,663	3,457	3,419	2,410	1,269	537	195	15,950
令和2年	5,581	4,375	3,097	2,921	1,868	794	289	18,925

(2) 宜野湾市の老人人口推移

(各年3月31日現在 単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
60歳～64歳	5,382	5,415	5,444	5,493	5,611
65歳～69歳	5,556	5,410	5,322	5,242	5,179
70歳～74歳	5,365	5,399	5,530	5,487	5,315
75歳～79歳	2,885	3,199	3,462	3,950	4,554
80歳～89歳	5,164	5,244	5,304	5,154	4,894
90歳～99歳	1,194	1,227	1,298	1,382	1,526
100歳以上	61	54	50	59	64
65歳以上人口	20,225	20,533	20,966	21,274	21,532
総人口	99,902	99,757	100,009	100,032	99,691
高齢化率(%)	20.24	20.58	20.96	21.27	21.60

2. 高齢者福祉在宅事業

(1) シルバーパスポート事業（市単独事業）

健康づくりやスポーツ、趣味及び文化活動等で高齢者が外出する機会を増やし閉じこもりを防止するとともに、生きがいづくりを応援する事業として、平成19年度から実施しています。

市内公共施設等の利用料が免除になるパスポート（カード）を発行する事業です。

カード協力事業所数を増やす為、市商工会員へのチラシ配布や市報掲載等、広報活動を積極的に展開しています。

シルバーパスポートカードの実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付対象者数（65歳以上）	20,225	20,533	20,966	21,274	21,532
協力事業所数	17	17	19	22	22

※シルバーパスポートクーポン券は、「宜野湾市行財政改革・集中改革方針2019」に基づき、令和2年度より事業休止

(2) 敬老祝金支給事業（宜野湾市敬老祝金支給条例、市単独事業）

高齢者の長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会に貢献してきた功績への感謝と敬老の普及を図るため祝金と記念品を支給する事業です。

祝金の名称	対象年齢	支給内容	
		現金	記念品
高齢祝金	百歳以上	15,000円	5,000円の範囲内の品
カジマヤー祝金	旧暦の数えで97歳	15,000円	5,000円の範囲内の品
米寿祝金	旧暦の数えで88歳	10,000円	5,000円の範囲内の品

敬老祝金支給事業の実施状況

(単位：人・千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢祝金	支給人数	73	76	60	64	69
	支給額	1,295	1,140	900	960	1,035
カジマヤー祝金	支給人数	79	74	87	86	73
	支給額	1,401	1,110	1,305	1,290	1,095
トーカチ(米寿)祝金	支給人数	389	481	468	421	510
	支給額	4,999	4,810	4,680	4,210	5,100
合計	支給人数	541	631	615	571	652
	支給額	7,695	7,060	6,885	6,460	7,230

※支給額：祝金および記念品に係る額

(3) 緊急通報システム事業(宜野湾市緊急通報システム事業運営要綱、平成17年度より市単独事業)

在宅のひとり暮らしの高齢者の急病、事故等の緊急時に迅速な救急体制を整備し、日常生活の安全確保と不安を解消することを目的としています。

緊急通報システム事業の実施状況

(各年度末 単位：台・千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者人数	63	56	50	41	38
決 算 額	2,382	2,842	1,919	1,605	1,402

(4) 老人福祉電話設置事業(宜野湾市福祉電話設置事業運営要綱、市単独事業)

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等の家庭に対し福祉電話を設置することにより、高齢者の日常生活における孤独感と不安感を緩和する事業です。

福祉電話設置事業の実施状況

(各年度末 単位：台・千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(A) 年度当初設置台数	25	23	22	20	19
(B) 年度間設置台数	1	2	1	3	2
(C) 年度間廃止台数	3	3	3	4	5
(A+B-C) 年度末設置台数	23	22	20	19	16
決算額	615	594	572	589	448

平成24年度から「生きがい対応型デイサービス事業（平成23年度まで「あしび村やーデイサービス事業」の名称で実施）」、「軽度生活援助事業」、「ひとり暮らし老人等保健飲料給付事業」の3事業は、宜野湾市社会福祉協議会が補助事業「高齢者地域生活支援事業」として実施しています。（「軽度生活援助事業」は令和4年度で事業終了。）

この3事業の実績については第5章「社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会」を参照下さい。

3. 老人福祉施設への入所措置

（1）老人保護措置

環境上の理由又は経済的理由によって、家庭内における養護、介護を受けることが困難なおおむね65歳以上の高齢者を養護老人ホームへ入所させることにより、高齢者の福祉の向上を図ることを目的としています。

本人及び扶養義務者の所得税等の額により費用徴収（被措置者負担金、扶養義務者負担金）がなされます。

老人ホーム措置の状況

（各年度末 現在 単位：人）

種 別	施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養護老人ホーム	首里偕生園	5	4	4	4	3
	具志川厚生園	4	3	3	3	4

（2）緊急やむを得ない保護措置

65歳以上の高齢者が家族等の虐待、または認知症等その他の理由により意思能力が乏しく、かつ家族等がない場合、緊急やむを得ない場合のみ保護措置をとることができる制度です。

4. 老人クラブ助成事業

老人クラブ等の活動に対し補助金を交付し、高齢者自身が老後の生活を健全で豊かなものにできるよう助成しています。

老人クラブ補助金

(各年度末 単位：円・クラブ数)

補助金名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市老人クラブ連合会育成補助金	4,180,800	4,180,800	4,180,800	4,180,800	4,180,800
宜野湾市単位老人クラブ助成金	1,216,512	1,216,512	1,216,512	1,216,512	1,216,512
単位老人クラブ数	22	22	22	22	22

※助成金1単位老人クラブあたり55,296円

5. 老人福祉センターについて

(1) 設置目的

老人福祉センターは、高齢者をはじめ、市民の健康づくり、生きがいくりの場として設置しました。機能回復訓練室、生活相談室、作業室、集会室、教養娯楽室、図書室、浴室などを備え高齢者がともに集い、講座やサークル活動を楽しめる施設です。

地域性の偏りを解消するため、平成28年度より西海岸地区に伊利原老人福祉センターを開所しました。

また、平成28年度より指定管理者制度を導入しており、2施設あわせて指定管理者による管理運営を実施しています。令和8年度から、株式会社フォスタが第3期指定管理者となっております。

(2) 施設概要

① 施設名	赤道老人福祉センター	伊利原老人福祉センター
② 愛称	ガンジュウ 願寿ひろば アカミ 赤道	ガンジュウ 願寿ひろば イリハル 伊利原
③ 所在地	赤道1-5-17	伊佐4-3-17
④ 開所年月日	平成元年4月1日	平28年4月1日
⑤ 敷地面積	4,800㎡	1,124.21㎡
⑥ 延べ床面積	1,641.60㎡	957.55㎡
ア. 集会室・教養娯楽室	180㎡	集会室89㎡ 教養娯楽室34㎡
イ. 健康相談室	38.4㎡	18㎡
ウ. 生活相談室	15㎡	11㎡
エ. 機能回復室	154㎡	75㎡
オ. 作業室	102㎡	
カ. 図書室	37.8㎡	17㎡
キ. 浴室	57.4㎡	65.36㎡
⑦ 利用時間	平日 午前9時～午後9時 土日祝祭日 午前9時～午後5時 ※平日（午前9時～午後5時）は、60歳以上の高齢者福祉サービスを主とする。	
⑧ 入浴	毎週月・木 午前10時～午後4時（伊利原は午後3時まで） 入浴料：1回につき100円	

(3) 室別利用者状況（年度別）

新型コロナウイルス感染症対策が実施された令和2年度から令和4年度においては、各老人センターの長期間閉館や一部利用制限のため、利用者数が減になっています。

①赤道老人福祉センター

	集会室 教養 娯楽室	健康 相談室	生活 相談室	機能 回復室	作業室	図書室	浴室			ゲート ボール場	その他 (ホール等)	計
							男	女	合計			
令和3年度	4,367	1,371	0	3,350	2,985	446	279	516	795	5,504	1,635	20,453
(月平均)	364	114	0	279	249	37	23	43	66	459	136	1,704
令和4年度	7,365	1,864	0	4,831	4,132	323	44	95	139	5,705	258	24,617
(月平均)	614	155	0	403	344	27	4	8	12	475	22	2,051
令和5年度	10,773	2,452	1	6,024	4,580	1,035	435	757	1,192	5,451	3,146	34,654
(月平均)	898	204	0	502	382	86	36	63	99	454	262	2,888
令和6年度	12,319	2,622	15	8,984	4,652	1,664	498	898	1,396	4,659	4,626	40,937
(月平均)	1,027	219	1	749	388	139	42	75	116	388	386	3,411
令和7年度	13,464	2,782	31	9,497	5,267	2,517	492	951	1,443	2,424	5,790	43,215
(月平均)	1,122	232	3	791	439	210	41	79	120	202	483	3,601
(年平均)	9,658	2,218	9	6,537	4,323	1,197	350	643	993	4,749	3,091	32,775

②伊利原老人福祉センター

	集会室 教養 娯楽室	健康 相談室	生活 相談室	機能 回復室	作業室	図書室	浴室			ゲート ボール場	その他 (ホール等)	計
							男	女	合計			
令和3年度	3,423	0	0	2,339	0	0	240	361	601	0	47	6,410
(月平均)	285	0	0	195	—	—	20	30	50	—	4	534
令和4年度	6,183	0	0	3,538	0	0	37	63	100	0	0	9,821
(月平均)	515	0	0	295	—	—	3	5	8	—	0	818
令和5年度	12,524	0	95	4,270	0	0	483	741	1,224	0	2	18,115
(月平均)	1,044	0	8	356	—	—	40	62	102	—	0	1,510
令和6年度	13,052	0	22	4,617	0	0	540	631	1,171	0	78	18,940
(月平均)	1,088	0	2	385	—	—	45	53	98	—	7	1,578
令和7年度	12,361	0	19	4,930	0	0	639	719	1,358	0	4	18,672
(月平均)	1,030	0	2	411	—	—	53	60	113	—	0	1,556
(年平均)	9,509	0	27	3,939	0	0	388	503	891	0	26	14,392

(4) 健康相談実施状況

(単位：回・人)

老人福祉センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
赤道	実施回数	0	0	0	22	24
	参加者延人数	0	0	0	31	27
伊利原	実施回数	0	0	0	0	23
	参加者延人数	0	0	0	0	19

(5) 各老人福祉センター 教養講座一覧

①赤道老人福祉センター

1	ス マ ホ 講 座	3	健 康 麻 雀
2	健 康 講 座	4	水 彩 画 講 座

②伊利原老人福祉センター

1	ボ イ ス ト レ ニ ン グ	3	太 極 拳 中 国 式 健 康 法	5	クラフトバンド
2	スマホの使い方	4	囲 碁		

(6) 各老人福祉センター 活動サークル一覧

① 赤道老人福祉センター

1	囲 碁 サ ー ク ル	16	放 松 会 (太 極 拳)	31	歌 声 サ ー ク ル 「 コ ー ル 宜 野 湾 」
2	市 老 連 民 踊	17	八 重 山 古 典 音 楽 サ ー ク ル 「 赤 馬 会 」	32	歌 謡 カ ラ オ ケ サ ー ク ル
3	社 交 ダ ン ス サ ー ク ル 月 曜 会	18	大 正 琴 サ ー ク ル 「 サ ン ダ ン カ 」	33	し げ る 体 操
4	レ ク ダ ン ス ぎ の わ ん	19	サ ン ・ ニ ッ ト 編 み 物 サ ー ク ル	34	太 扇 会 (太 極 拳)
5	書 道 サ ー ク ル 和 会	20	絵 手 紙 サ ー ク ル 「 サ ン ダ ン カ 」	35	市 老 連 三 線 サ ー ク ル
6	な か よ し 民 謡 三 線 サ ー ク ル	21	月 桃 の 会 (水 彩 画)	36	ち ぎ り 絵 サ ー ク ル (金 曜 ク ラ ス)
7	絵 画 (油 彩) サ ー ク ル	22	オ カ リ ナ サ ー ク ル 「 う ら ら 」	37	パ ッ チ ワ ー ク サ ー ク ル
8	琉 球 古 典 音 楽 サ ー ク ル 響 き の 会	23	水 曜 体 操 サ ー ク ル	38	か り ゆ し 民 謡 サ ー ク ル
9	琉 舞 サ ー ク ル	24	民 謡 カ ラ オ ケ	39	三 木 会 (囲 碁)
10	ウ ク レ レ サ ー ク ル 「 マ ハ ロ 」	25	陶 芸 サ ー ク ル ボ ノ ー ル 会	40	ハ ッ ス ル ・ マ ッ ス ル 筋 ト レ ク ラ ブ
11	生 け 花	26	健 康 体 操 サ ー ク ル	41	レ ク リ ー ダ ー 研 修 会 (市 老 連)
12	書 道 サ ー ク ル 青 雲 会	27	フ ラ サ ー ク ル	42	な か よ し カ ラ オ ケ サ ー ク ル
13	琉 球 の 歴 史 く が に 会	28	赤 道 ヨ ー ガ 療 法	43	ぎ の わ ん レ デ ィ ー ス F ・ D ・ C (フ ラ ダ ン ス)
14	日 舞 サ ー ク ル 水 曜 会	29	ち ぎ り 絵 サ ー ク ル (木 曜 ク ラ ス)		
15	大 正 琴 サ ー ク ル (市 老 連)	30	陶 芸 サ ー ク ル		

② 伊利原老人福祉センター

1	自 彊 術 体 操	15	空 を 飛 び た い ペ ン ギ ン (カ ラ オ ケ)	29	令 和 の 会 (琉 舞)
2	マ ヒ ナ イ リ バ ル (フ ラ)	16	ラ キ フ ラ サ ー ク ル	30	お り ひ め (琉 舞 サ ー ク ル)
3	ヨ ガ フ ィ ッ ト ネ ス	17	元 気 会 (書 道)	31	島 唄 三 線
4	ち ぎ り 絵	18	ひ ま わ り (大 正 琴)	32	ア ン サ ン ブ ル 23
5	生 け 花	19	月 桃 (折 り 紙)	33	ギ タ ー 六 弦 大
6	水 彩 画 イ ン デ ィ ゴ	20	水 彩 画 そ ら	34	琉 球 か れ ん
7	ダ ン ス 普 及 会	21	羽 衣 ウ ク レ レ		
8	ぎ の わ ん 吟 友 会 (詩 吟)	22	伊 利 原 絵 て が み		
9	日 舞	23	え い ち ゃ ん 体 操		
10	歌 王 会 (カ ラ オ ケ)	24	レ ク ダ ン ス 同 好 会		
11	さ わ ふ じ (絵 画)	25	う ぐ い す 会 (カ ラ オ ケ)		
12	遊 友 コ ス モ ス (パ ッ チ ワ ー ク)	26	EIEC (日 英 会 話)		
13	り ん 三 線	27	健 康 ハ ー モ ニ カ ・ ア ン サ ン ブ ル 倶 楽 部		
14	コ ー ラ ス こ ば と	28	ぬ ち ど う Yoga		

6. 高齢者福祉の現状と今後の展望

我が国全体における平均寿命の伸長と少子化傾向に伴う超高齢社会の到来と同様に、本市においても高齢者人口は著しい増加傾向で推移しています。高齢化の波は確実に進行しており、これに伴い介護や福祉サービスを必要とする高齢者数も増加し続けています。

このような背景の中、本市では老人福祉法や介護保険法に基づき「宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「地域の支えあいで、高齢者の健康・安心を築く」という具体的指針のもと、介護及び福祉等の各種サービスに関する施策を推進することによって、その実現に努めています。

高齢者の健康づくり・生きがいづくりを支えるため、平成24年度より名称変更した「生きがい対応型デイサービス事業」について、今後も社会福祉協議会と連携して運営し、事業の充実を図ります。

また、指定管理者制度を導入している赤道老人福祉センター（願寿ひろば 赤道）および伊利原老人福祉センター（願寿ひろば 伊利原）の2拠点を中心に、各種講座やサークル活動のさらなる利用促進に努めます。

さらに、健康づくり・生きがいづくり・仲間づくり、友愛・奉仕活動等に取り組んでいる宜野湾市老人クラブ連合会と連携を取りながら、新たな会員の増強活動を支援してまいります。

高齢者が「支えられる側」としてだけでなく、豊富な知識と経験を活かして「地域を支える側」としても活躍できる社会の実現を目指し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる宜野湾市の構築に邁進してまいります。

第 9 章 介護保険

1. 介護保険制度

介護保険制度は、加齢による病気等で介護を要する状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理が必要な方に対して、要介護状態または要支援状態の軽減又は悪化の防止に役立つとともに、可能な限り、自分の住まいで、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービスを総合的かつ効率的に提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されました。

2. 第1号被保険者の現状

介護保険制度における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）に区分けされ、第1号被保険者で要介護認定を受けた方や、特定疾病が原因で介護が必要であると認定された第2号被保険者が、介護サービスを利用できます。

本市の第1号被保険者は、対前年比で約1.2%の伸び率、うち75歳以上の被保険者は約4.7%の伸び率を示し高齢化が進行しています。

第1号被保険者数等

各年度3月末日現在（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1号被保険者数	20,270	20,585	21,029	21,352	21,617
65歳～74歳	10,930	10,822	10,861	10,742	10,506
75歳～	9,340	9,763	10,168	10,610	11,111
（再掲）外国人被保険者	140	143	145	158	162
（再掲）住所地特例者	165	169	170	193	201

所得段階別第1号被保険者数（各年度3月末現在）（単位：人）

所得段階	令和3年度 被保険者数	令和4年度 被保険者数	令和5年度 被保険者数	令和6年度 被保険者数	令和7年度 被保険者数
第1段階	4,852	4,993	5,181	5,129	5,059
第2段階	1,358	1,392	1,433	1,477	1,457
第3段階	1,187	1,189	1,211	1,209	1,201
第4段階	2,590	2,513	2,512	2,464	2,355
第5段階 （基準額）	1,676	1,663	1,679	1,659	1,716
第6段階	2,987	3,054	3,147	2,835	2,864
第7段階	2,614	2,634	2,659	3,060	3,204
第8段階	1,180	1,173	1,274	1,447	1,544
第9段階	496	488	510	684	733
第10段階	347	385	390	374	407
第11段階	212	243	265	229	238
第12段階	262	295	254	155	170
第13段階	151	180	135	102	119
第14段階	358	383	379	137	148
第15段階	—	—	—	391	402
合 計	20,270	20,585	21,029	21,352	21,617

※令和6年度以降、国が定める保険料の所得段階は13段階ですが、本市では市町村民税が課税されている方（第6段階以降）について、さらに細かく区分を分けることで、より実態に即した保険料を設定しています。

3. 要介護認定者の現状

(1) 要介護・要支援認定 --- 1款3項1目・2目

介護サービスの要介護・要支援認定は、一次判定（認定調査、主治医意見書）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が「介護認定審査会」で審査を行い介護度が認定されます。

①認定者数(3月末)

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	総数	209	215	243	204	179
	1号被保険者	204	212	236	196	173
	2号被保険者	5	3	7	8	6
要支援2	総数	452	443	472	471	517
	1号被保険者	426	418	440	441	489
	2号被保険者	26	25	32	30	28
要介護1	総数	606	600	637	654	683
	1号被保険者	596	594	624	644	672
	2号被保険者	10	6	13	10	11
要介護2	総数	564	618	635	668	682
	1号被保険者	551	599	622	648	662
	2号被保険者	13	19	13	20	20
要介護3	総数	515	500	518	571	568
	1号被保険者	492	478	503	557	558
	2号被保険者	23	22	15	14	10
要介護4	総数	620	596	555	638	697
	1号被保険者	611	587	541	623	686
	2号被保険者	9	9	14	15	11
要介護5	総数	367	354	355	381	367
	1号被保険者	351	338	341	366	351
	2号被保険者	16	16	14	15	16
合 計	総数	3,333	3,326	3,415	3,587	3,693
	1号被保険者	3,231	3,226	3,307	3,475	3,591
	2号被保険者	102	100	108	112	102
認定率	1号被保険者	15.9%	15.7%	15.7%	16.3%	16.6%

※平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施。詳細は、6. 地域支援事業のページを参照下さい。

②訪問調査状況

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委託	3	6	12	4	5
市	1,903	2,027	3,158	2,743	2,961
合計	1,906	2,033	3,170	2,747	2,966

③認定審査会開催状況

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	61	65	90	81	88
件数	1,939	1,892	3,210	2,637	2,924

※令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護認定調査が困難な場合において、認定有効期間を従来の期間に12ヶ月延長の臨時的な取扱いが適用されたことで、訪問調査及び認定審査会の開催が減になっています。

(2) 在宅サービス

要支援・要介護に認定されると、介護サービスを利用することができますが、利用する前に介護支援専門員による介護（介護予防）サービスケアプランを作成する必要があります。

居宅サービス利用者数は、次のとおりです。

①居宅介護（介護予防）サービス延べ受給者数					(単位：人)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	980	955	1,272	1,315	1,014
要支援2	3,200	3,363	3,499	3,632	3,739
要介護1	5,674	5,647	5,945	6,128	6,289
要介護2	5,611	5,865	6,272	6,442	6,664
要介護3	4,494	4,441	4,319	4,673	5,407
要介護4	4,140	4,341	4,341	4,601	5,263
要介護5	2,670	2,567	2,580	2,688	2,739
合 計	26,769	27,179	28,228	29,479	31,115

在宅の生活をしながら受けられるサービスには下記のサービスがあり、利用件数は次のとおりです。

②居宅介護（介護予防）サービス利用延べ件数――2款1項1目・2款2項1目（単位：件）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問介護	4,040	4,635	4,706	4,859	5,259
訪問入浴介護	175	221	244	223	260
訪問看護	2,262	2,369	3,049	3,744	4,914
訪問リハビリテーション	1,125	1,121	1,115	1,203	1,160
通所介護	14,193	14,196	14,457	14,356	14,905
通所リハビリテーション	3,860	4,033	4,464	4,725	5,007
福祉用具貸与	18,917	19,408	19,950	20,500	21,768
居宅療養管理指導	3,808	4,632	5,511	6,464	8,461
短期入所	753	673	845	823	841
特定施設入居者生活介護	667	679	634	638	696
合 計	49,800	51,967	54,975	57,535	63,271

③福祉用具購入（介護保険法第44条及び第56条）――2款1項3目・2款2項2目

排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。要介護度にかかわらず、利用できる上限額は年間10万円です。

					(単位：件・円)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数	235	200	212	207	249
支給額	5,312,991	4,950,638	5,773,879	6,172,835	8,295,392
1件当り支給額	22,608	24,753	27,235	29,820	33,315

④住宅改修（介護保険法第45条及び第57条）――2款1項4目・2款2項3目

家庭で手すりの取り付けや段差解消などの小規模な改修を行なった場合、その改修費用が支給されます。要介護度にかかわらず、利用できる上限額は20万円です。

					(単位：件・円)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数	117	131	140	183	180
支給額	13,312,554	13,942,789	15,999,870	20,369,432	20,070,850
1件当り支給額	113,783	106,434	114,285	111,308	111,505

⑤高額介護サービス費 （介護保険法第51条及び第61条） --- 2款4項1目・2款4項3目

利用者が同月内に受けたサービスの利用者負担の合計（同世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が利用者負担の上限額を超えた分につき、申請をして払い戻しを受けることができます。

（単位：件・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数	13,400	12,855	12,829	13,200	13,774
支給額	170,552,483	158,856,390	165,045,326	172,299,058	184,268,443
1件当り支給額	12,728	12,358	12,865	13,053	13,378

⑥高額医療合算介護サービス費 （介護保険法第51条の2及び第61条の2） --- 2款5項1目・2目

世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。）を合計し、基準額を超えた分につき、申請により支給します。（平成20年4月1日開始、平成21年8月支給申請開始）

（単位：件・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数	506	506	440	546	497
支給額	17,680,141	15,955,262	14,435,662	18,015,583	17,146,403
1件当り支給額	34,941	31,532	32,808	32,996	34,500

（3）施設サービス （介護保険法第48条） --- 2款1項2目

要介護と認定された者のみが施設サービスを利用できます。リハビリテーション中心か、介護が中心か、または医療上のケアがどの程度必要かによって入所する施設を選択します。

平成30年4月より創設されることとなった「介護医療院」は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

施設介護サービス延べ受給者数

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉施設	2,791	2,787	2,907	2,890	2,919
老健施設	2,628	2,568	2,498	2,395	2,449
療養型施設	3	0	0	0	0
介護医療院	340	298	255	342	337
合 計	5,762	5,653	5,653	5,627	5,705
月平均	480	471	471	469	475

(4) 地域密着型サービス --- 2款1項6目・2款2項5目

(介護保険法第42条の2及び54条の2)

平成18年4月、介護保険制度の改正により、高齢者が要介護（支援）状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から地域密着型サービスが創設されました。この制度は、原則として本市の被保険者のみが宜野湾市在事業所のサービスを受けられることや、市が事業所の指定及び指導監督権限を有し、主体となってサービスの適切な運営を確保できることが挙げられます。

本市においては、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「認知症対応型通所介護（デイサービス）」、「小規模多機能型居宅介護（通い・訪問介護・泊まる）」、「地域密着型通所介護（デイサービス）」、「地域密着型特定施設入居者生活介護（老人ホーム）」の5つのサービスを提供しています。

※事業所一覧は巻末、資料「宜野湾市内社会福祉施設等一覧表」を参照。

①地域密着型（介護予防）サービス延べ受給者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	19	7	11	26	4
要支援2	35	50	36	32	53
要介護1	994	872	921	1,057	1,101
要介護2	818	850	1,100	1,289	1,194
要介護3	971	843	746	842	976
要介護4	558	542	553	615	714
要介護5	339	305	214	378	342
合 計	3,734	3,469	3,581	4,239	4,384

②地域密着型サービス利用延べ件数

(単位：件)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症対応型共同生活介護	849	831	861	949	970
認知症対応型通所介護	545	592	517	616	492
小規模多機能型居宅介護	835	752	724	729	704
地域密着型通所介護	1,539	1,380	1,583	1,907	2,144
地域密着型特定施設入居者生活介護			25	173	159
合 計	3,768	3,555	3,710	4,374	4,469

※地域密着型通所介護は、県からの権限移譲により、平成28年4月から定員18名以下の通所介護事業として新たに指定され、サービスを提供しています。

(5) 保険給付の状況

サービス名（款項目）	令和3年度	
	件数	支給額
①介護サービス等諸費（2-1）（要介護1～5）	75,336	5,381,639,107
居宅介護サービス給付費（2-1-1）	44,818	2,862,269,270
訪問サービス	10,819	381,925,154
訪問介護	4,040	244,507,968
訪問入浴介護	175	11,178,316
訪問看護	2,029	73,798,019
訪問リハビリテーション	868	33,567,438
居宅療養管理指導	3,707	18,873,413
通所サービス	17,028	2,134,206,857
通所介護	14,193	1,893,624,713
通所リハビリテーション	2,835	240,582,144
短期入所サービス	752	53,702,008
短期入所生活介護	576	39,660,315
短期入所療養介護（療養型）	0	0
短期入所療養介護（老健）	176	14,041,693
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
特別診療費・特別療養費・特定診療	0	0
福祉用具貸与	15,596	171,242,891
特定施設入居者生活介護	623	121,192,360
施設介護サービス給付費（2-1-2）	6,114	1,596,870,172
介護老人福祉施設サービス	2,791	732,618,306
介護老人保健施設サービス	2,628	744,042,540
介護療養型医療施設	3	707,616
介護医療院	340	111,677,630
特定診療費	3	6,156
特別療養費	0	0
特別診療費	340	7,644,674
緊急時施設診療費	9	173,250
居宅介護福祉用具購入費（2-1-3）	180	4,161,622
居宅介護住宅改修費（2-1-4）	81	8,975,234
居宅介護サービス計画給付費（2-1-5）	20,428	320,166,460
地域密着型介護サービス給付費（2-1-6）	3,715	589,196,349
認知症対応型通所介護	543	75,808,834
小規模多機能型居宅介護	784	162,627,255
認知症対応型共同生活介護	849	215,819,861
地域密着型通所介護	1,539	134,940,399
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-
地域密着型特定施設入所者生活介護（短期利用型）	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-

(単位：円・件)

令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
77,189	5,346,326,545	80,358	5,475,678,457	83,949	5,739,134,227	91,215	6,046,063,973
46,698	2,874,540,201	49,233	2,990,550,637	51,492	3,077,472,099	57,130	3,303,322,349
12,365	439,010,578	13,895	484,410,425	15,546	525,642,336	18,943	624,567,864
4,635	288,734,235	4,706	305,921,540	4,859	313,625,329	5,259	359,242,673
221	12,883,718	242	15,383,408	213	12,080,344	259	16,406,968
2,119	79,246,888	2,683	98,471,961	3,258	129,069,099	4,268	166,447,565
885	35,452,813	856	36,286,137	923	36,897,146	910	36,131,133
4,505	22,692,924	5,408	28,347,379	6,293	33,970,418	8,247	46,339,525
16,997	2,092,484,180	17,492	2,162,679,483	17,796	2,202,602,536	18,667	2,297,237,136
14,196	1,860,623,292	14,458	1,921,530,536	14,366	1,918,645,132	14,905	1,989,764,227
2,801	231,860,888	3,034	241,148,947	3,430	283,957,404	3,762	307,472,909
671	45,856,810	821	52,112,977	810	51,923,971	823	50,407,272
516	32,884,412	657	40,374,529	630	41,410,899	609	38,153,815
0	0	0	0	0	0	0	0
148	12,615,584	164	11,738,448	180	10,513,072	214	12,253,457
4	354,330	0	0	0	0	0	0
3	2,484	0	0	0	0	0	0
16,039	175,746,988	16,449	178,469,964	16,754	184,220,059	18,047	203,722,267
626	121,441,645	576	112,877,788	586	113,083,197	650	127,387,810
5,951	1,572,486,454	5,915	1,572,295,661	5,972	1,643,233,448	6,044	1,685,580,680
2,787	732,766,924	2,907	762,653,611	2,890	787,133,319	2,919	808,160,050
2,568	733,481,923	2,498	717,344,044	2,396	730,097,690	2,450	752,086,639
0	0	0	0	0	0	0	0
298	99,260,907	255	86,185,108	343	118,828,924	337	117,382,177
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	432
298	6,976,700	255	6,112,898	343	7,173,515	337	7,951,382
0	0	0	0	0	0	0	0
148	3,915,484	152	4,191,875	146	4,435,891	184	6,254,258
69	7,293,550	85	9,217,790	115	12,575,852	137	14,760,330
20,825	326,871,872	21,310	335,630,500	21,908	352,528,835	23,305	378,491,783
3,498	561,218,984	3,663	563,791,994	4,316	648,888,102	4,415	657,654,573
592	75,559,439	511	63,669,837	607	74,572,485	492	56,452,544
695	143,053,317	683	140,380,787	686	141,467,664	655	136,093,378
831	213,827,819	861	222,712,019	943	249,114,071	960	258,316,798
1,380	128,778,409	1,583	133,601,914	1,907	156,058,969	2,144	174,091,538
-	-	25	3,427,437	143	26,554,983	143	30,600,840
-	-	-	-	30	1,119,930	16	1,370,754
-	-	-	-	-	-	5	728,721

(5) 保険給付の状況

サービス名（款項目）	令和3年度	
	件数	支給額
②介護予防サービス等諸費（2-2）（要支援1・2）	9,117	104,881,603
介護予防サービス給付費（2-2-1）	4,982	77,370,901
訪問サービス	591	16,181,929
訪問介護	0	0
訪問入浴介護	0	0
訪問看護	233	7,471,020
訪問リハビリテーション	257	8,123,666
居宅療養管理指導	101	587,243
通所サービス	1,025	37,325,907
通所介護	0	0
通所リハビリテーション	1,025	37,325,907
短期入所サービス	1	54,405
短期入所生活介護	0	0
短期入所療養介護（療養型）	0	0
短期入所療養介護（老健）	1	54,405
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	3,321	20,174,976
特定施設入居者生活介護	44	3,633,684
介護予防福祉用具購入費（2-2-2）	55	1,151,369
介護予防住宅改修費（2-2-3）	36	4,337,320
介護予防サービス計画給付費（2-2-4）	3,990	17,956,110
地域密着型介護予防サービス給付費（2-2-5）	54	4,065,903
認知症対応型通所介護	2	34,407
小規模多機能型居宅介護	52	4,031,496
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0
③その他諸費（2-3）	82,858	6,726,586
審査支払手数料（2-3-1）	82,858	6,726,586
④高額介護サービス等費（2-4）	13,400	170,552,483
高額介護サービス費（2-4-1）（要介護1～5）	13,362	170,539,586
高額介護予防サービス費（2-4-3）（要支援1・2）	38	12,897
⑤高額医療合算介護サービス等費（2-5）	506	17,680,141
高額医療合算介護サービス費（2-5-1）（要介護1～5）	501	17,588,669
高額医療合算介護予防サービス費（2-5-2）（要支援1・2）	5	91,472
⑥特定入所者介護サービス等費（2-6）	4,249	144,426,920
特定入所者介護サービス費（2-6-1）（要介護1～5）	4,248	144,425,140
特定入所者介護予防サービス費（2-6-2）（要支援1・2）	1	1,780
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥（件数は③を除く）	102,608	5,825,906,840

(単位：円・件)

令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
9,590	118,617,846	10,417	130,895,951	10,958	135,403,337	10,821	138,001,108
5,272	87,192,311	5,742	98,696,822	6,043	99,257,762	6,141	103,372,447
613	15,825,323	730	19,318,534	947	23,557,009	1,111	26,896,498
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	14,245	10	283,770	1	23,832
250	8,057,348	366	10,879,564	486	14,361,138	646	19,285,021
236	7,123,376	259	7,805,522	280	7,922,607	250	6,418,792
127	644,599	103	619,203	171	989,494	214	1,168,853
1,232	44,745,836	1,429	51,118,481	1,285	45,756,667	1,245	46,903,407
0	0	-1	-38,565	-10	-388,161	0	0
1,232	44,745,836	1,430	51,157,046	1,295	46,144,828	1,245	46,903,407
5	206,334	24	536,245	13	486,675	18	844,902
3	161,316	12	474,561	12	457,920	17	743,166
0	0	0	0	0	0	0	0
2	45,018	12	61,684	1	28,755	1	101,736
0	0	0	0	0	0	0	0
3,369	21,362,311	3,501	22,939,756	3,746	25,279,764	3,721	24,573,465
53	5,052,507	58	4,783,806	52	4,177,647	46	4,154,175
52	1,035,154	60	1,582,004	61	1,736,944	65	2,041,134
62	6,649,239	55	6,782,080	68	7,793,580	43	5,310,520
4,146	18,864,654	4,513	20,524,998	4,728	21,627,422	4,513	20,678,360
58	4,876,488	47	3,310,047	58	4,987,629	59	6,598,647
0	0	6	139,734	9	364,482	0	0
58	4,876,488	41	3,170,313	42	3,162,609	49	4,184,604
0	0	0	0	1	5,751	0	0
0	0	0	0	6	1,454,787	10	2,414,043
85,415	6,787,125	89,692	7,444,436	93,858	7,790,214	100,875	5,722,471
85,415	6,787,125	89,692	7,444,436	93,858	7,790,214	100,875	5,722,471
12,855	158,856,390	12,829	165,045,326	13,200	172,299,058	13,774	184,268,443
12,835	158,851,590	12,812	165,039,010	13,150	172,204,217	13,737	184,132,112
20	4,800	17	6,316	50	94,841	37	136,331
506	15,955,262	440	14,435,662	546	18,015,583	497	17,146,403
496	15,923,197	435	14,419,360	539	17,972,349	492	17,064,280
10	32,065	5	16,302	7	43,234	5	82,123
4,036	131,239,994	4,072	130,801,454	4,050	131,462,785	3,978	133,690,562
4,034	131,235,455	4,070	130,790,904	4,049	131,460,018	3,977	133,685,590
2	4,539	2	10,550	1	2,767	1	4,972
104,176	5,777,783,162	108,116	5,924,301,286	112,703	6,204,105,204	120,285	6,524,892,960

4. 介護保険料

介護保険制度では、3年間の介護給付費の見込量等を基に介護保険料を見直しすることになっています。

本市では、第9期の介護保険事業計画の策定に当たり、第8期の介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)中に積み立てをしていた介護給付費準備基金を取崩すことにより、保険料基準額を第8期の据え置きとなる月額6,500円と設定しました。

○保険料は、今後3年間(令和6～令和8年度)の介護給付費の見込量等によって基準額が決まります。その上で、負担が重くなりすぎないように所得段階に応じて調整されます。

第9期所得段階別保険料(令和8年度) 保険料基準額(月額) 6,500円(年額) 78,000円

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護の受給者 ●高齢福祉年金の受給者で、 本人及び世帯全員が市民税非課税の方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下の方	基準額×0.455 ※(0.285)	35,490円 (22,230円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円を超え、 かつ120万円以下の方	基準額×0.6 ※(0.4)	46,800円 (31,200円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.69 ※(0.685)	53,820円 (53,430円)
第4段階	本人は市民税非課税だが世帯内に課税者がいる場合で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下の方	基準額×0.9	70,200円
第5段階	本人は市民税非課税だが世帯内に課税者がいる場合で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円を超える方	基準額	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満の方	基準額×1.3	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満の方	基準額×1.5	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上かつ420万円未満の方	基準額×1.65	128,700円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上かつ520万円未満の方	基準額×1.9	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上かつ620万円未満の方	基準額×2.1	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上かつ720万円未満の方	基準額×2.3	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上かつ820万円未満の方	基準額×2.4	187,200円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が820万円以上かつ1,000万円未満の方	基準額×2.45	191,100円
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.75	214,500円

※第1～第3段階の()内の乗率は国・県・市からの公費投入による保険料軽減分を加味した割合です。

・保険料算出例 第4段階： $6,500円(月額基準額) \times 0.9 \times 12か月 = 70,200円$

〈所得段階別保険料の推移〉

	第4期保険料	第5期保険料	第6期保険料	第7・8期保険料	第9期保険料
所得段階	平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～令和2年度 令和3～令和5年度	令和6～令和8年度
第1段階	29,700円	34,500円	36,300円	39,000円	35,490円
第2段階	29,700円	34,500円	47,190円	50,700円	46,800円
第3段階	44,600円	44,900円	54,450円	58,500円	53,820円
第4段階	53,500円	51,800円	65,340円	70,200円	70,200円
第5段階	59,400円	62,100円	72,600円	78,000円	78,000円
第6段階	74,300円	69,000円	90,750円	97,500円	93,600円
第7段階	89,100円	86,300円	94,380円	101,400円	101,400円
第8段階	98,100円	103,500円	112,530円	120,900円	117,000円
第9段階	107,000円	113,900円	116,160円	124,800円	128,700円
第10段階	—	124,200円	130,680円	140,400円	148,200円
第11段階	—	138,000円	134,310円	144,300円	163,800円
第12段階	—	—	145,200円	156,000円	179,400円
第13段階	—	—	148,830円	159,900円	187,200円
第14段階	—	—	166,980円	179,400円	191,100円
第15段階	—	—	—	—	214,500円

※第7期～第9期保険料においては、第1段階～3段階について、国・県・市からの公費投入による保険料軽減があります。

(1) 宜野湾市（単独）の保険料減額

第2、3段階介護保険料は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。

- ①非課税世帯で、前年中の世帯収入金額（預貯金を含む）が120万円以下（本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える）である者。
- ②資産を活用しても、なお生活が困窮していると認められる世帯に属する者。
- ③市町村民税課税者と生計を共にしていない者。
- ④市町村民税課税者に扶養されていない者。

介護保険料減額実績（宜野湾市介護保険条例第13条及び規則第19条の2）

減免区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A. 災害等による収入減等	件数	8件	3件	2件	6件	11件
	金額	269,700円	95,500円	75,900円	151,200円	382,900円
B. 宜野湾市の独自減免等	件数	2件	2件	2件	2件	1件
	金額	31,200円	31,200円	31,200円	18,000円	3,700円
合計	件数	10件	5件	4件	8件	12件
	金額	300,900円	126,700円	107,100円	169,200円	386,600円

※令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関わる減免を除く。

障害者控除対象者認定申請及び認定件数（宜野湾市障害者控除対象者認定実施要綱）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	94	113	81	95	108
認定件数	94	113	81	95	108

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害者に準ずるものとして市長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となり、市県民税や所得税の控除が受けられます。

要支援・要介護の認定を受けている被保険者が申請対象となります。

(2) 介護保険料の調定・収納状況

現年分の調定・収納状況について

介護保険財政は、介護保険財源の50%を保険料とし、その内の23%を65歳以上（第1号被保険者）の方が納める保険料でまかないます。介護保険制度における第1号被保険者の保険料は、基本的には負担能力に応じた13段階の所得段階別の保険料設定ですが、宜野湾市は令和6年度より15段階にし、より個々の所得に応じた保険料設定としています。年金収入が年額18万円以上であれば特別徴収（年金天引）、18万円未満であれば普通徴収（納付書払い）となります。

① 現年度分の調定・収納状況（各年度5月31日現在）

（単位：円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調定	特別徴収	1,255,370,000	1,287,780,600	1,313,195,000	1,358,738,870	1,397,764,720
	普通徴収	217,528,250	227,695,100	219,492,000	230,724,200	239,180,000
	合 計	1,472,898,250	1,515,475,700	1,532,687,000	1,589,463,070	1,636,944,720
収納済	特別徴収	1,257,273,900	1,290,262,600	1,315,761,100	1,361,097,680	1,424,244,140
	普通徴収	193,926,625	202,128,140	200,346,387	212,981,560	224,366,050
	合 計	1,451,200,525	1,492,390,740	1,516,107,487	1,574,079,240	1,648,610,190
還付 (還付未済含む)	特別徴収	1,903,900	2,482,000	2,566,100	2,358,810	26,479,420
	普通徴収	344,500	190,300	261,000	245,770	899,160
	合 計	2,248,400	2,672,300	2,827,100	2,604,580	27,378,580
収入未済	特別徴収	0	0	0	0	0
	普通徴収	23,946,125	25,757,260	19,406,613	17,988,410	15,713,110
	合 計	23,946,125	25,757,260	19,406,613	17,988,410	15,713,110

※収納済額には還付額を含む

② 滞納分の調定・収納状況について（各年度3月31日現在）

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調定	69,738,720	60,855,875	57,516,760	48,714,403	43,007,063
収納済	13,156,030	10,319,445	11,104,070	8,880,800	9,542,514
還付(還付未済含む)	49,700	0	23,400	17,400	23,000
収入未済	56,632,390	50,536,430	46,436,090	39,851,003	33,487,549

※収入未済額は不納欠損額を含む

③ 年度別収納率の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現年度分	特別徴収	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	普通徴収	88.99%	88.69%	91.16%	92.20%	93.43%
	合 計	98.37%	98.30%	98.73%	98.87%	99.04%
滞納分		18.79%	16.96%	19.27%	18.19%	22.13%

※「収納率」＝（「収納済額」－「還付額」）÷「調定額」

5. 介護保険特別会計経理状況

本市の介護保険制度の運営は、第1号被保険者・第2号被保険者の納めていただく保険料で50%、市負担が12.5%、県負担12.5%、国負担が25%（5%程度は調整交付金として市区町村の格差を是正）の割合でまかなわれています。

令和7年度介護保険特別会計経理状況

(単位：円)

歳 入			歳 出		
科 目		決算額	科 目		決算額
保険料	介護保険料	1,633,769,044	総務費		217,180,048
分担金及び負担金	負担金	378,200	保険給付費	介護サービス等諸費	6,046,063,973
使用料及び手数料	手数料	646,000		介護予防サービス等諸費	138,001,108
国庫支出金	介護給付費負担金	1,263,307,862		その他諸費（審査支払手数料）	5,722,471
	調整交付金	220,834,000		高額介護サービス等費	184,268,443
	事務費補助金	2,055,000		高額医療合算介護サービス等費	17,146,403
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	52,800,725	地域支援事業	特定入所者介護サービス等費	133,690,562
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	54,366,572		介護予防・日常生活支援総合事業費	227,793,811
	保険者機能強化推進交付金	4,738,000		包括的支援事業・任意事業費	155,180,568
	介護保険保険者努力支援交付金	10,401,000	保健福祉事業費	その他諸費（審査支払手数料）	723,013
	介護保険災害等臨時特例補助金	0			5,696,928
支払基金交付金	介護給付費交付金	1,793,594,498	財政安定化基金拠出金		0
	地域支援事業交付金	68,317,000	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	23,707,000
都道府県支出金	介護給付費負担金	927,418,810	公債費	財政安定化基金償還金	0
	財政安定化基金支出金	0		その他	0
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	31,628,375	諸支出金	その他（保険料還付金・償還金）	45,146,470
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	31,066,612		一般会計繰出金	18,008,754
財産収入		2,479,017	予備費		0
繰入金	介護給付費繰入金 12.5%	823,777,000			
	総務費に係る一般会計繰入金	218,356,000			
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	30,177,000			
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	31,636,000			
	低所得者保険料軽減繰入金	93,278,250			
	介護給付費準備基金繰入金	733,000			
繰越金		88,598,819			
諸収入		1,320,719			
市債		0			
合 計		7,385,677,503	合 計		7,218,329,552

歳入歳出差引残額 167,347,951 円

年度別介護保険経理状況

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護保険特別会計歳入	6,663,787,703	6,877,556,709	7,135,809,680	7,199,214,372	7,385,677,503
介護保険特別会計歳出	6,443,865,767	6,541,609,506	6,848,524,900	7,110,615,553	7,218,329,552
歳入歳出差引額	219,921,936	335,947,203	287,284,780	88,598,819	167,347,951
財政安定化基金借入金	0	0	0	0	0

6. 地域支援事業

平成26年の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直されました。これまでの介護予防事業が「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に再編され、包括的支援事業に在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策推進事業等の新たな事業が社会保障充実分として追加されました。

「地域支援事業」は「（１）介護予防・日常生活支援総合事業」、「（２）包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）」、「（３）包括的支援事業（社会保障充実分）」、「（４）その他の任意事業」で構成されています。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項） --- 3款1項1目 財源（国負担：25.0%、県負担12.5%、市負担12.5%、その他50.0%）

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・２の介護認定を受けた方もしくは基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方を対象に実施します。

ア. 事業対象者数

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、事業対象者として決定した方

(単位：人)

事業対象者数	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
かいほう	49	49	49	59	55
ぎのわん	63	67	69	46	47
ふてんま	53	58	39	56	33
ふれあい	53	49	42	69	27
合計	218	223	199	230	162

イ. 通所型サービス実施状況

要支援１・２の介護認定を受けた方または事業対象者の方に対し、「通所型現行相当サービス」「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」を実施し、介護予防と日常生活の自立の支援を行います。

a. 通所型現行相当サービス

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年３月より総合事業へ移行。

(単位：件・千円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件 数	4,071	4,127	4,158	4,532	4,575
支給額	87,222	88,357	88,455	94,427	98,438

b. 基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）

(単位：人・千円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
参加者人数	9	10	4	6	10
参加延人数	200	155	72	92	216
決算額	710	551	263	381	896

c. 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な方を対象に、運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6ヶ月の短期間で集中的に実施します。

c-1. 疼痛改善教室：委託

（単位：回・人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	28	22	36	32	32
参加者人数	20	9	16	13	14
参加延人数	154	84	211	158	159
決 算 額	1,347	1,026	1,901	1,689	1,659

●令和7年度で事業終了

c-2. 筋力向上トレーニング教室：委託

（単位：回・人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	95	174	208	208	175
参加者人数	43	60	70	62	54
参加延人数	683	1,062	1,373	1,163	942
決 算 額	6,043	9,311	11,264	11,022	9,359

●令和7年度で事業終了

c-3. 認知機能低下予防教室：委託

（単位：回・人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	31	35	58	31	24
参加者人数	4	7	17	12	9
参加延人数	104	223	270	191	88
決 算 額	1,600	1,806	2,677	1,295	813

※令和5年度は、脳活クラブを追加した2教室での実施。

●令和7年度で事業終了

c-4. 複合型（運動・栄養・口腔）教室：介護長寿課

（単位：回・人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	22	46	45	46	47
参加者人数	4	11	7	7	9
参加延人数	68	194	133	124	186

●令和7年度で事業終了

c-5. シニアチャレンジプログラム（リエイブルメント型介護予防教室）：委託

（単位：回・人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数					25
参加者人数					11
参加延人数					117
決 算 額					1,464

●令和7年度より開始

ウ. 訪問型サービス実施状況

要支援１・２の介護認定を受けた方または事業対象者の方に対し、「訪問型現行相当サービス」や「口腔機能向上プログラム」や「栄養改善プログラム」を実施し、介護予防と日常生活の自立支援を行います。

a. 訪問型現行相当サービス

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年度より総合事業として実施。

(単位：件・千円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件 数	2,383	2,236	2,460	2,539	2,153
支給額	41,219	40,710	43,351	47,592	39,607

エ. その他の生活支援サービス実施状況

a. 配食サービス

調理が困難な、要支援認定を受けた方または事業対象者で、かつ独居又は高齢者世帯に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、高齢者が安心して健康で自立した生活を継続できるよう支援する事業です。

(単位：人・千円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（月平均）	77	86	85	78	67
実 施 数	13,728	14,974	15,210	14,837	13,197
決 算 額	9,210	4,641	4,865	5,276	5,326

● 一食あたり料金

令和６年１月以降：普通食700円（自己負担金350円）／特別食800円（自己負担金400円）

令和７年度以降：普通食800円（自己負担金400円）／特別食900円（自己負担金450円）

令和８年度以降：普通食850円（自己負担金400円）／特別食950円（自己負担金450円）

● 令和４年度より、委託料を市負担分のみ清算する方法へ変更。

② 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に、下記の介護予防事業を実施します。

ア. 筋力向上トレーニング事業（いきいき筋力アップ教室）：委託（単位：回・人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	43	72	82	84	107
参加者人数	37	73	87	106	112
参加延人数	293	766	890	1,061	1,189
決 算 額	1,803	2,759	4,040	4,569	5,763

イ. 運動器の機能向上事業（がんじゅ〜広場）：委託（単位：回・人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	60	88	82	92	92
参加者人数	64	64	56	55	58
参加延人数	544	696	757	922	1,023
決 算 額	2,376	3,485	3,355	3,484	3,115

ウ. はごろも長寿大学：委託（単位：回・人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	9	12	12	12	12
参加者人数	24	21	17	23	21
参加延人数	181	192	177	242	235
決 算 額	466	621	621	620	620

※ 介護予防講座（元気はつらつシニア塾）の開始に伴い令和7年度で事業終了。

エ. 栄養・お口の健康教室：介護長寿課（単位：箇所・回・人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施箇所数	6	13	5	6	4
実施回数	6	20	6	7	5
参加者人数	79	204	89	127	115
参加延人数	79	336	100	150	147

※令和2年度より出張健康講話へ（ミニデイ・通いの場など）

オ. 認知機能低下予防教室（わくわく脳力アップ教室）：委託（単位：回・人）

					令和7年度
実施回数	-	-	-	-	24
参加者人数	-	-	-	-	15
参加延人数	-	-	-	-	155
決 算 額	-	-	-	-	910

※令和7年度開始

カ. 介護予防講座（元気はつらつシニア塾）：介護長寿課（単位：回・人）

					令和7年度
実施回数	-	-	-	-	12
参加者人数	-	-	-	-	95
参加延人数	-	-	-	-	270

※令和7年度開始

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（介護保険法第115条の45第2項/第115条の46第1項） ― 3款2項4目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、高齢者の状態の変化やニーズに応じて、介護サービスをはじめさまざまなサービス等が切れ目なく提供される必要があります。

こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が日常生活圏域ごとに4ヶ所設置されています。

地域包括支援センターが管轄する日常生活圏域の区分と基本情報

（令和8年3月末時点）

地域包括支援センター	管轄地区	人口	高齢者数	高齢化率	高齢独居世帯	高齢者世帯
ふてんま	野嵩1区・2区・3区、普天間1区・2区・3区、新城、喜友名、キャンプフォスター	18,079	4,376	24.2%	1,782	664
かいほう	伊佐、大山、真志喜、宇地泊、大謝名、大謝名団地、嘉数ハイツ	29,555	6,085	20.6%	2,170	1,108
ふれあい	真栄原（佐真下）、嘉数、我如古、上大謝名	24,075	5,008	20.8%	1,856	885
ぎのわん	中原（赤道・上原）、愛知、宜野湾、長田	27,982	6,063	21.7%	2,094	1,156
	宜野湾市全体	99,691	21,532	21.6%	7,902	3,813

※高齢世帯は共に65歳以上の世帯

地域包括支援センターは、地域支援事業のうち主に包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を行っています。さらに包括的支援事業（社会保障充実分）が、平成28年度より新たに加われました。また、指定介護予防支援業務（介護予防サービス計画）も実施しています。

① 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）に対し、介護予防・生活支援を目的に、対象者の心身の状況等に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

相談件数等（延べ）

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護保険その他保健福祉サービスに関すること	8,848	8,619	6,129	6,907	9,067
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	388	420	412	240	547

③ 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない等困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳ある生活を営むことができるよう専門的・継続的視点からの支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築、支援困難事例等への指導・助言を行うものです。

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）（介護保険法第115条の45第2項） --- 3款2項6・7・8・9目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

平成27年度の制度改正では包括的支援事業へ新たに、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「在宅医療・介護連携の推進」に係る事業が位置づけられました。これらの事業を充実させ、それぞれの地域にあった地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。

①認知症施策推進事業

ア．認知症初期集中支援推進事業

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、市や地域包括支援センターの複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数(回)	10	11	4	0	2

イ．認知症地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るものです。

表1．要介護（要支援）認定を受けている65歳以上高齢者の「認知症高齢者の日常生活自立度」調査結果（沖縄県実施）

（令和8年3月31日現在）

		要介護（要支援）認定者数	自立	ランクⅠ	ランクⅡa	ランクⅡb	ランクⅢa	ランクⅢb	ランクⅣ	ランクⅤ	前年度との増減 (R7-R6) Ⅱa以上
宜野湾市	人数(人)	3,619	189	722	689	938	779	172	127	3	...
	割合(%)	100.0%	5.2%	20.0%	19.0%	25.9%	21.5%	4.8%	3.5%	0.1%	...
	人数(再掲)	3,619	911	ランクⅡa以上 2,708							180
	割合(再掲)	100.0%	25.2%	74.8%							+4.6ポイント
沖縄県	人数(人)	64,927	7,713	12,145	11,271	16,959	12,315	1,658	2,744	122	...
	割合(%)	100.0%	11.9%	18.7%	17.4%	26.1%	19.0%	2.6%	4.2%	0.2%	...
	人数(再掲)	64,927	19,858	ランクⅡa以上 45,069							965
	割合(再掲)	100.0%	30.6%	69.4%							+0.9ポイント

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

（平成15年3月24日 老老発第0324001号から抜粋）

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが日常生活は家庭内及び社会にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態がみられる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
Ⅴ	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

②地域ケア会議推進事業（自立支援型地域ケア会議）

法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントとなっているか、他職種協働による個別事例の検討等を行い、介護支援専門員または地域包括支援センターの資質向上に努めています。

（単位：回・ケース）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	13	12	11	5	6
検討ケース数	40	36	27	24	33

③生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実の推進を図ります。

第1層の市町村区域の協議体を市、第2層の中学校区域の協議体を宜野湾市社会福祉協議会が主体となって平成28年度より実施しているところです。

④在宅医療・介護連携の推進

高齢化が進む中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが送れるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係間の連携を推進することを目的に下記の8つの事業を平成29年度より取り組んでいます。

- ア. 地域の医療・介護の資源の把握 イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ. 医療・介護関係者の研修 キ. 地域住民への普及啓発
- ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

（4）その他の任意事業（介護保険法第115条の44第2項）――3款2項5目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

①家族介護用品支給事業

要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している非課税世帯の家族の方へ、紙おむつ等が購入できる介護用品支給証を交付し、家族の負担軽減を図ることを目的としています。

家族介護用品支給事業実績

（単位：人・枚・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数	30	28	30	33	32
支給枚数	235	283	269	325	306
決 算 額	1,431	1,405	1,184	1,622	1,620

② 成年後見制度利用支援事業

判断能力が欠ける者や判断能力が不十分な者（認知症高齢者等）が、在宅や施設入所等の契約による福祉サービスの利用が必要であるが、配偶者や四親等内の親族がいない、若しくは申し立てを拒否している場合、市長が本人の保護を図るために家庭裁判所に対し申し立てを行い福祉のサービス等が受けられるようにすることを目的としています。その際の申し立て費用や後見人への報酬の助成を行う事業です。

成年後見制度利用支援事業実績

（単位：人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市長申し立て件数	7	2	3	6	4
後見開始件数	7	1	1	4	2
報酬助成利用件数	22	22	24	23	29
決 算 額	3,666	3,720	4,365	3,883	5,419

※ 平成30年度から支払年度を変更し、次年度支払いとした。

④「食」の自立支援事業

要介護認定を受けている、おおむね65歳以上の独居又は高齢者世帯で、かつ市内に支援者のいない非課税世帯を対象とし、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、高齢者が安心して健康で自立した生活を営むことができるよう支援する事業です。

【食の自立支援】配食サービス事業実績

(単位：人・回数・千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者人数(月平均)	25	23	30	39	43
実施数	3,960	3,778	4,487	6,211	6,902
決算額	2,601	1,154	1,445	2,228	2,829

●一食あたり料金

令和6年1月より、普通食700円(自己負担金350円)／特別食800円(自己負担400円)

令和7年度より、普通食800円(自己負担400円)／特別食900円(自己負担金450円)

令和8年度より、普通食850円(自己負担400円)／特別食950円(自己負担金450円)

●令和4年度より、委託料を市負担分のみ清算する方法へ変更。

⑤認知症サポーター等養成講座

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。

(単位：人・回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
キャラバンメイト登録人数 (累計)(宜野湾市)	134	149	151	155	158
認知症サポーター 講座開催数	19	26	16	12	19
サポーター養成数	187	582	263	249	590
ステップアップ講座 開催数	—	1	1	1	3
ステップアップ講座 受講者数	—	14	26	12	25

⑥認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業

宜野湾市社会福祉協議会、宜野湾警察署、宜野湾市が相互に連携して、「認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク」を構築することにより、高齢者や障がい者等の日頃の見守りや認知症高齢者等が道迷いで行方不明になった際にいち早く発見・保護するネットワークの充実・強化を図り地域の見守り体制や安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域を目指します。

また、見守りおかえりサポーターとは、日頃地域で活動している団体・企業などで本活動の趣旨に賛同し、通常業務や活動の中で見守りや認知症高齢者等の捜索に協力を行う団体・企業のことです。

見守りおかえりサポーター：64か所(令和8年6月末)

7. 保健福祉事業

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制が「地域包括ケアシステム」です。

市町村は「地域包括ケアシステム」の構築に向けて地域支援事業に加えて、介護者支援、介護予防等、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断した場合、保健福祉事業を行うことができます。

(1) 高齢者住宅改修費助成事業（介護保険法115条の49）--- 4 款 1 項 1 目

財源（第1号被保険者保険料）

高齢者の安心・安全な生活を支援するため、住宅改修に必要な経費を一部助成することにより高齢者の介護予防及び自立支援の促進を図ることを目的とする事業で、令和3年10月から開始しています。

※事業対象者かつ市が定める要件に合致した者に、上限7万5千円の助成を行っています。

（単位：人・千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	12	22	21	23	23
支 給 額	578	1,075	1,009	1,115	1,649

8. 介護保険の現状と今後の展望

平成12年度より開始された介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として定着しているところです。その一方で年々増加する高齢者人口に伴い要介護認定者数の増加、介護給付費の増加へとつながっています。令和7年度末の要介護（要支援）認定者数は3,693人で、令和6年度より106人の増となっています。また、令和7年度の介護給付費は、約65億2千400万円と、令和6年度に比べて約3億2千780万円の増額となっています。

本市において、令和3年度末と令和7年度末の総人口推移と高齢者人口の伸びを比較すると、令和3年度は、人口99,902人に対し、65歳以上の人口20,225人で高齢化率20.24%でありましたが、令和7年度は、人口99,691人、65歳以上の人口21,532人で高齢化率21.60%と増加の一途をたどっています。市総人口は微減ですが、高齢者人口は約6.5%増と人口の伸びに比較し高齢者率が着実に伸びているという状況がうかがえます。

令和6年3月に策定しました「第9期 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の状態を客観的な視点でよりの確に把握するため、第8期計画に引き続き、国から示された調査票に準じ、日常生活圏域高齢者ニーズ調査を実施しました。高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営むための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組み、介護予防や認知症施策の推進などについて策定しております。また、地域密着型サービス事業所の施設整備といった介護給付の増大が見込まれるサービスを勘案しながら、第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料基準額におきましては、所得段階の設定をこれまでの14段階から15段階に引き上げ、さらなる細分化により低所得層への負担軽減を図りつつ、介護給付費準備基金を取崩して繰入することで、介護給付にかかる必要額を確保し、第8期保険料月額基準額の据え置きとなる月額6,500円（年額78,000円）としております。

高齢者人口の増加にともなう介護サービス給付費の上昇を緩和するため、市では平成18年度に地域包括支援センターを設置し、要介護（要支援）状態への移行を防ぐ介護予防事業の充実・強化に取り組んできました。平成23年度には日常生活圏域ごとに1か所のセンター整備を完了しています。

今後は、施設志向から「住み慣れた地域で充実したサービスを受けられる在宅ケア主体」への移行を目指し、「第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、住み慣れた地域で、最後まで自分らしく暮らすための仕組みのさらなる充実を図ります。同時に、次期「第10期計画」の策定を見据え、中長期的な視点から高齢者福祉施策の持続可能な推進に努めてまいります。

平成28年3月には「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）を開始。要支援認定を受けた「要支援者」や基本チェックリストに該当した「事業対象者」に対し、自立支援を目的に提供する「サービス・活動事業」と、65歳以上の全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」を実施しています。

令和7年度からは「サービス・活動事業」について「リエイブルメント＝再び元に戻る」の考えに基づき事業を見直し、自立支援の取組をさらに強化しています。

本市の高齢化率は県内・全国と比較すると低いものの、今後上昇することが見込まれることや、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も予測されることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け今後も取り組んでいきます。

第10章 健康増進

1. 健康増進事業

(健康増進法 平成14年8月2日法律第103号)

本市では健康な老後を過ごせるよう各種保健事業を実施しています。壮年期からの健康相談や運動指導などを40歳以上の方を対象に実施しています。なお、平成19年度末に老人保健事業が廃止され、平成20年度からは健康増進法に基づく、新たな健康増進事業（がん検診を含む）が実施されています。

事業内容

- (1) 健康教育事業
- (2) 健康手帳の交付事業
- (3) 健康相談事業
- (4) 健康診査事業
- (5) 訪問指導事業

＊(1)～(5)健康増進事業費補助金 (交付基準額の県2/3補助金)

(1) 健康教育事業

健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

①健康教育 教室・講話等実施状況

平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康増進法第17条」を根拠法とし、集団健康教育と個別健康教育の2つに大別して実施しておりましたが、一次予防として運動の必要性が求められているため、集団健康教育の各種健康教室に重点を置いて健康づくり事業を一体化し、個別健康教育は二次予防として健康相談等に対応することとしています。

表1. 教室・講話等実施状況

(単位：回・人)

教室名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員
出前講座 (ミニデイ他健康講話)	9	128	24	336	11	178	11	235	8	137
HELIMAS教室	6	25	10	79	11	59	11	73	7	91
フィットネス教室	10	108	24	288	23	276	23	296	24	351
合 計	25	261	58	703	45	513	45	604	39	579

＊令和2年度より、健康ステップアップ教室（委託）をHELIMAS教室（自前）へ、また、メタボ運動教室をフィットネス教室へ名称変更しました。

②食生活改善推進員養成・育成事業

本市では、栄養及び食生活改善の活動を推進し、市民の健康福祉の向上の為、食生活改善推進協議会活動・運営を支援しています。

毎月1回の全体での定例会・各グループでの定例会を設け、おやこの食育事業・ヘルシーメニューの紹介・食に関する勉強会・男性料理教室・自主活動・食改菜園・市が主催する各種健康教室へ協力などを行っています。

表2. 宜野湾市食生活改善推進員

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
養成講座修了者	2	0	12	0	14
推進員	57	58	47	48	40

表3. 自治会別人数 (令和7年度)

(単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩1区	6	伊佐区	1	長田区	3
野嵩2区	0	大山区	4	宜野湾区	0
野嵩3区	1	真志喜区	0	愛知区	5
普天間1区	0	宇地泊区	3	中原区	5
普天間2区	0	大謝名区	3	大謝名団地	1
普天間3区	1	嘉数区	2	嘉数ハイツ	0
新城区	2	真栄原区	2	上大謝名	0
喜友名区	0	我如古区	1	合 計	40

③健康づくり推進員養成・育成事業

平成20年度から健康づくり推進員養成講座を開催し、地域における健康づくりのリーダーを養成しています。

健康教育事業や健康づくり事業への協力、美らがんじゅう体操の普及など、市民の健康保持・増進を地域と密着し推進するために活動しています。また、自主活動として、毎週ウォーキングdayやディスコーステップといった運動する機会づくりに取り組んでいます。

表4. 宜野湾市健康づくり推進員

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養成講座修了者	—	3	4	2	4
推進員	19	18	18	17	20

表5. 自治会別人数 (令和7年度)

(単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩1区	1	伊佐区	1	長田区	3
野嵩2区	0	大山区	0	宜野湾区	2
野嵩3区	0	真志喜区	1	愛知区	3
普天間1区	0	宇地泊区	0	中原区	3
普天間2区	1	大謝名区	2	大謝名団地	0
普天間3区	0	嘉数区	0	嘉数ハイツ	0
新城区	0	真栄原区	0	上大謝名	0
喜友名区	1	我如古区	2	合 計	20

健康づくり推進員が配置されていない自治会もあるため、今後、全自治会への健康づくり推進員配置に取り組んでまいります。

(2) 健康手帳の交付事業 --- 健康増進法

健康手帳は健診結果の記録のほか、健康相談時に活用するなど市民の健康管理に役立てています。平成29年度より補助対象外となり事業を廃止しましたが、市独自で健診結果・体重・血圧測定記録票用紙を作成し、検査数値の変化・食事等に関する資料を綴るファイルを配布しています。

(3) 健康相談事業 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

市民の心身の健康に関する相談に応じ、個々に応じた必要な指導及び助言を行っています。総合健康相談は、40～64歳を計上しており、一般健康相談は、40歳未満と65歳以上を計上しています。

重点健康相談（糖尿病、病態別相談）は、総合健康相談と併行して実施しています。

表6－1．健康相談実施状況

（単位：回・人）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員
総合健康相談		2	2	3	3	0	0	0	0	0	0
重点 健康 相談	糖尿病	57	74	58	69	61	69	35	40	57	69
	病態別相談	162	313	175	346	183	436	160	308	195	451
	小計	219	387	233	415	244	505	195	348	252	520
合計		221	389	236	418	244	505	195	348	252	520

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

表6－2．一般健康相談実施状況

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般健康相談	293	444	407	409	386

※一般健康相談は、保健相談センターでの自発等来所により実施した相談件数を計上しています。

(4) 健康診査事業

市民の健やかな生活並びに生活習慣病の予防および介護を要する状態などの予防の一環として健診を実施しています。健診は市民が近医で受診できる個別健診と保健相談センターや市役所、市立体育館等で実施する集団健診のいずれかを受診する事ができます。

① 健康診査の受診状況

表 7. 40歳未満の受診状況 --- 国保加入者外 財源（市10/10）

--- 国保加入者 財源（国10/10 平成27年度より）（単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	28,436	27,986	27,843	27,796	27,580
受診者数	635	693	589	768	699
受診率	2.2%	2.5%	2.1%	2.8%	2.5%

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

事業所や職場などで受診する機会がない市民がいることから、平成25年度より40歳未満の全市民へ通知対象を拡大しています。

表 8. 40歳以上の受診状況 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

（単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	2,077	2,123	2,253	2,092	2,386
受診者数	144	162	170	192	185
受診率	6.9%	7.6%	7.5%	9.2%	7.8%

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

平成20年度に老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事により、40歳以上の住民基本健診は生活保護受給者の方のみの受診となりました。

② 骨粗鬆症検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

早期に骨量減少者を発見し、適切な保健指導や栄養指導等または早期治療へつなげ、寝たきりの原因となる骨折を予防することを目的として実施します。
対象者は、40～70歳までの5歳節目年齢の女性に限定しています。

表9. 骨粗鬆症検診の受診状況

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診者数		24	47	46	55	43
結果	要精密検査	2	2	4	4	6
	要指導	8	13	14	23	10

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

③ 肝炎ウイルス検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

肝炎ウイルス感染を発見し、必要に応じ医療機関へつなげるにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、肝炎の進行を遅延させることを目的として実施します。
満40歳以上の市民で過去に当該検査を受けたことがない方を対象としています。

表10. 肝炎ウイルス検査の受診状況

(単位：人)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診者数	C型		445	651	568	664	559
	B型		434	646	570	663	554
結果	C型	感染の可能性が高い	0	0	1	2	2
	B型	陽性	4	10	4	10	7
		陰性	430	636	566	653	547

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

④ がん検診 --- 健康増進法 財源（地方交付税措置）

肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を受診することにより、異常の早期発見、早期治療につなげます。国の指針を参考に、令和4年度より胃がん、大腸がん検診対象者の見直しを行いました。

ア. 40歳以上のがん検診

表11-1. 胃・肺・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
胃がん		対象者数	46,276	53,737	52,457	53,172	55,254
		受診者数	2,538	3,193	2,198	2,768	2,063
		受診率	5.5%	5.9%	4.2%	5.2%	3.7%
	精密検査	対象者数	109	106	113	151	127
		受診者数	42	20	38	62	54
		受診率	38.5%	18.9%	33.6%	41.1%	42.5%
	がん発見者数		1	0	1	0	0
肺がん		対象者数	46,276	53,737	54,369	54,859	56,372
		受診者数	3,883	4,899	4,889	5,121	4,707
		受診率	8.4%	9.1%	9.0%	9.3%	8.3%
	精密検査	対象者数	185	228	183	195	130
		受診者数	87	98	100	111	107
		受診率	47.0%	43.0%	54.6%	56.9%	82.3%
	がん発見者数		1	0	1	2	2
大腸がん		対象者数	46,276	53,737	54,369	54,859	56,372
		受診者数	3,912	4,918	5,057	5,103	5,123
		受診率	8.5%	9.2%	9.3%	9.3%	9.1%
	精密検査	対象者数	317	382	392	415	444
		受診者数	83	87	102	142	158
		受診率	26.2%	22.8%	26.0%	34.2%	35.6%
	がん発見者数		3	1	6	1	2

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

- ・胃がん検診は、平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査および胃カメラ検査を含めた受診者数となっています。（平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正）
- ・職場や事業所などで受診する機会がない市民がいることから、平成25年度より40歳以上の全市民へ通知対象を拡大しています。
- ・令和4年度より、胃がん・大腸がん検診対象者年齢を16歳以上から40歳以上へ変更しています。特に胃カメラ検査は2年に1回の受診となります。

表11-2. 乳がん・子宮頸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
乳がん		対象者数	28,106	28,448	28,719	29,000	29,258
		受診者数	1,952	2,069	2,036	2,057	1,980
		受診率	13.2%	14.1%	14.3%	14.1%	13.8%
	精密検査	対象者数	198	135	182	159	159
		受診者数	147	99	108	102	103
		受診率	74.2%	73.3%	65.4%	64.2%	64.8%
	がん発見者数		7	2	5	3	4
子宮がん		対象者数	40,292	40,348	40,487	40,731	40,778
		受診者数	3,219	3,108	3,257	3,111	3,003
		受診率	15.7%	15.7%	15.7%	15.6%	15.0%
	精密検査	対象者数	137	86	118	102	102
		受診者数	47	36	49	68	63
		受診率	34.3%	41.9%	41.5%	66.7%	61.8%
	がん発見者数		2	0	0	0	5

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

乳がん・子宮がん検診の対象者は、前年度未受診者で、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の方です。受診率の算出方法は、以下に示す通りです。

乳がん・子宮頸がんの受診率

$$= ([\text{前年度受診者数} + \text{当該年度受診者数}] - 2 \text{年連続受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数})$$

イ. 39歳以下のがん検診

表12. 胃・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

		令和3年度	令和4年度
胃がん	対象者数	28,436	R4より対象外 (国の指針に対応)
	受診者数	154	
	受診率	0.5%	
大腸がん	対象者数	28,436	R4より対象外 (国の指針に対応)
	受診者数	232	
	受診率	0.8%	

胃がん検診は、平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査及び胃カメラ検査を含めた受診者数となっています。(平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正)

尚、国の指針を参考に、令和4年度より胃がん・大腸がん検診対象者を16歳以上から40歳以上へ見直ししています。

(5) 訪問指導事業 --- 健康増進法 財源(県2/3：市1/3)

表13. 成人訪問指導

(単位：件数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問件数	28	56	47	55	40

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和7年度分)

訪問指導が必要な方やそのご家族へ、訪問による指導助言を行ないます。成人訪問指導では特定保健指導以外の40歳から64歳の訪問件数(地域保健・健康増進法による)を計上しています。主に健診結果から生活習慣改善が必要な方、再検査や精密検査、治療が必要な方、ご本人やご家族より訪問指導の希望があった方を訪問しています。

保健師による家庭訪問活動 --- 地域保健法

11人（母子地区担当6人、成人地区担当3人）の保健師が地区担当として家庭訪問を実施し、対象者と家族を含めた保健指導を行っています。

表14. 地区担当保健師の訪問指導

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問指導種別	感染症	0	0	0	0	0
	結核	0	0	0	0	0
	精神	16	21	50	2	2
	心身障害	14	0	0	0	0
	成人	20	29	12	24	24
	妊産婦	198	309	333	363	363
	未熟児	29	41	53	40	40
	乳児	161	249	253	315	221
	幼児	37	54	77	51	51
	特定疾患	1	0	1	0	0
	他の疾患	0	0	0	0	0
	その他	11	21	11	12	13
訪問指導延件数		487	724	790	807	714

参考：「令和7年度家庭訪問年報」集計結果

2. がん患者アピアランスケア支援事業

がん治療の副作用で脱毛や乳房切除などの外見変化を補完する補整具（ウィッグまたは乳房補整具）の購入費の一部を助成しています。がん患者の心理的・経済的負担軽減（アピアランスケア）を図り、社会参加の促進、生活の質の向上を目的として令和7年度より実施しています。

助成額：1人当たり次に掲げる額の合計額（1人当たりそれぞれ1回）

①ウィッグ 20,000円

②乳房補整具（左側）20,000円

③乳房補整具（右側）20,000円

県補助率：補助対象の実支出額と基準額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額以内

がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付状況

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ウィッグ	-	-	-	-	18
乳房補整具（左側）	-	-	-	-	16
乳房補整具（右側）	-	-	-	-	2
合計	-	-	-	-	26

※合計件数は実件数（重複は含まない）

3. 特定健診・保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年第80号）財源（国負担1/3、県負担1/3、市負担1/3）

40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を行います。

（1）特定健康診査受診状況

表17. 特定健診の受診状況 対象者：40歳～74歳の国民健康保険加入者 （単位：人・％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】令和7年度
	法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和8年5月末現在
対象者数	14,336	14,018	13,628	12,960	12,922
集団健診	891	1,305	1,552	1,357	
個別健診	3,252	3,737	3,677	3,523	
合計	4,143	5,042	5,229	4,880	4,371
受診率	28.9%	36.0%	38.4%	37.7%	33.8%

老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事に伴い、平成20年度から保険者（市町村国民健康保険）に、特定健康診査・特定保健指導が義務づけられました。

令和3年度～令和6年度は法定報告、令和7年度は令和8年5月末現在のデータとなっています。令和7年度の受診状況は令和8年10月に確定予定です。

※「法定報告」とは、保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健診等の実施に関する結果報告のこと。保険者は、支払い基金に対し毎年度、当該年度の末日における特定健診等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を当該年度の翌年度の11月1日までに報告しなければならず、特定健診等の実施年度途中における国保加入者及び脱退等の異動者は、報告対象より除外となります。

表18. 国保人間ドック受診者数 （単位：人）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診者数	1,557	1,668	1,540	1,673	1,516

※表17. の個別健診の数に含まれます。

(2) 特定健康診査受診率向上取組

表19. 特定健康診査受診率向上事業

平成20年度より特定健診・特定保健指導が導入されましたが、本市の健診受診率は県平均と比較して低く推移しています。市民への事業周知及び健康意識向上のため、効果的に特定健診受診率向上に取り組めるよう、事業見直しを行いながら事業を実施しています。

取組1 「宜野湾市特定健康診査に関する自治会表彰制度」

○内容：受診率向上に取り組んだ自治体を表彰し、受診率が高い自治会及び受診者数に応じて報奨金を授与する。

○実施期間：平成25年度～令和元年度

年度	平成30年度	令和元年度
受診率上位自治会	3	3
受診者増加自治会	9	10
執行額(円)	280,000	280,000

取組2 「宜野湾市特定健康診査等受診促進に関する報奨金交付事業」

○内容：子どもの活動団体を対象とし、特定健診・がん検診受診率向上に寄与した団体へ報奨金交付。

○報奨金基準：①特定健診受診者700円/1人

②健康診査受診者300円/1人

③がん検診受診者300円/1人

○実施期間：令和3年度

年度	令和3年度
参加団体	6団体
特定健診受診者数(国保)	17人
がん検診受診者数(全対象)	34人

取組3 「宜野湾市特定健康診査受診促進に関する受診者への特典交付事業」

○名称：GO! GO! とくとか特定健診キャンペーン

○内容：特定健診受診者全員に商品券3,000円分を交付を行う。

○対象者：国民健康保険加入者40歳～74歳(年度末年齢)のうち、特定健診受診者

○交付方法：①集団健診受診者→会場にて商品券直接交付

②個別健診受診者(病院受診)→受診月の約3か月後以降に商品券郵送

○実施期間：令和4年度～令和6年度

年度	対象者数	交付者数	交付総額(円)
令和4年度	15,706	5,431	16,293,000
令和5年度	15,554	5,635	16,905,000
令和6年度	15,250	5,702	17,106,000

(3) 特定保健指導等実施状況

表20. 特定保健指導の実施状況

(単位：人・%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】令和7年度
		法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和8年5月末現在
動機付け支援	対象者	406	486	482	456	381
	終了者	264	303	331	310	97
	実施率	65.0%	65.0%	68.7%	68.0%	25.5%
積極的支援	対象者	217	241	253	202	194
	終了者	117	113	112	92	15
	実施率	53.9%	46.9%	44.3%	45.5%	7.7%
合 計	対象者	623	727	735	658	575
	終了者	381	416	443	402	112
	実施率	61.2%	57.2%	60.3%	61.1%	19.5%

特定健診の結果は一律の基準で3段階（情報提供・動機付け支援・積極的支援）に階層化され、メタボリックシンドロームを予防、または、改善するため、専門スタッフによる生活習慣改善のためのサポートが無料で受けられます。

令和6年度より第4期特定健診・特定保健指導となり、成果を重視したアウトカム評価する体系へ見直しされています。

令和2年度～令和5年度は法定報告、令和6年度は令和7年5月末現在のデータとなっています。

表21. 二次健診実施状況

(単位：人)

検査案内対象群		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保健指導対象者	受診者	46	38	38	31	29
生活習慣病予備軍	受診者	6	13	8	13	17

平成20年度より、特定健診受診者のうち特定保健指導対象者及び生活習慣病予備軍を対象に、生活習慣改善及び心血管疾患・糖尿病による重症化予防への早期介入の手段として二次健診（詳細健診）を案内しています。

【補足】二次健診：動脈硬化による血管の状態や、糖代謝及び腎臓の障害などについて詳しく知ることができる検査です。（検査項目：①75g糖負荷試験 ②頸動脈エコー検査 ③微量アルブミン検査）

表22. 運動指導業務委託実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数（件）	29	50	49	30	16
利用者実人数（人）	15	19	21	13	7

平成23年度より、特定保健指導の対象となった方で運動習慣がない者に対し、スポーツクラブ等での運動指導を実施することで、運動の動機付けと運動習慣を定着することを目的として実施している。 ※施設利用は3月上限とし、利用した月数を件数とする。

表23. 糖尿病性腎症重症化予防事業実施状況

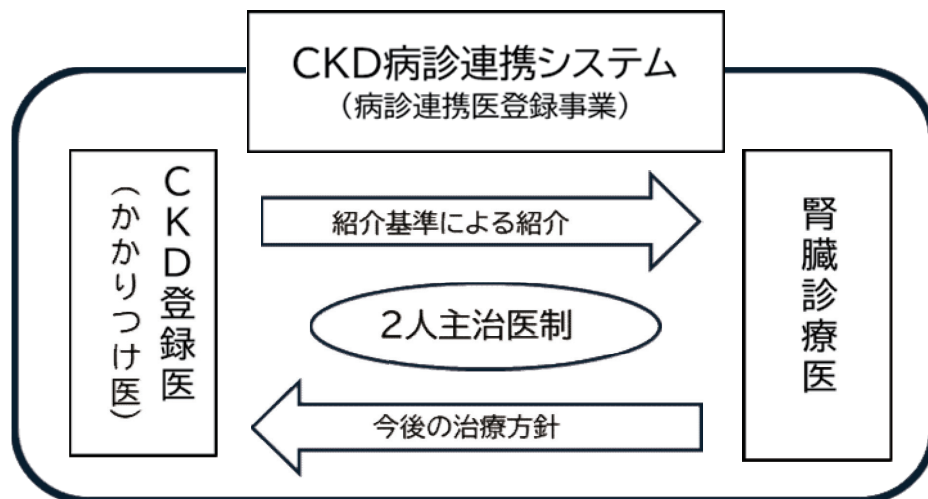
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(R8.5月末現在)
事業該当者数（人）	173	281	366	308	300
支援実施人数（人）	108	203	262	225	174
対象者基準（HbA1c）	7.0以上	7.0以上	6.5以上	6.5以上	6.5以上

平成30年度より糖尿病の重症化予防と人工透析への移行防止を目的とし開始いたしました。

市内糖尿病専門医やかかりつけ医と連携し、専門スタッフが個人に合わせた食事療法、運動療法のサポートを行い、糖尿病や腎機能重症化予防に取り組みます。

(4) CKD（慢性腎臓病）・糖尿病性腎臓病対策 <じのーん腎プロジェクト>

令和6年度より、CKD（慢性腎臓病）並びに糖尿病性腎臓病の発症及び重症化を予防し、新規人工透析患者数の減少を図ることを目的に「CKD登録医（かかりつけ医）」と「腎臓専門医（腎臓を専門に診ている医師）」が連携してCKD・糖尿病性腎臓病の患者を支える病診連携システム「じのーん腎プロジェクト」を開始し、CKD（慢性腎臓病）・糖尿病性腎臓病対策に取り組んでいます。



4. 健康・食育ぎのわん21について

根拠法（健康増進法 第8条第2項、食育基本法 第18 条）

（１）「健康・食育ぎのわん21」計画の概要

本市の健康増進計画として、平成16年度から「健康ぎのわん21」が開始されました。その後平成26年度に「健康ぎのわん21（第2次）」を策定し各種施策を展開してきました。

令和6年度、令和7年度には「健康ぎのわん21（第2次）」の評価・総括を行い、健康づくり施策を効果的に推進するため、「健康ぎのわん21」と「食育推進計画」を一体化した計画「健康・食育ぎのわん21」を策定しました。

本計画では、「いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち」の実現を目指し、市民、関係団体、大学、企業等のさまざまな主体と連携・協働し、健康づくり施策を効果的に推進します。

（２）「健康ぎのわん21」の部会別推進状況

部会	主な事業内容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
食生活	1) 食生活改善推進員育成事業										
	* 主体活動	60	366	97	652	118	773	81	466	75	496
	* ①主体事業	5	152	13	564	12	221	6	168	14	252
	* ②受託事業	10	139	9	298	4	50	6	81	4	55
	* ③協力事業	12	411	27	1,190	22	1,461	21	1,126	26	913
運動	1) 美らがんじゅう体操 DVD・CD配布	-	205	-	272	-	245	-	392	-	327
	2) 美らがんじゅう体操 活動普及	152	3,247	292	5,823	323	9,333	364	9,111	404	9,547
	3) はごろもウォーキング大会 ※令和4年度よりはごろもウォークに変更	中止		1	416	1	405	1	685	1	385
	4) ウォーキングマップの作成、配布	-	274	-	600	-	446	-	468	-	276
休養・心・飲酒	・市民や職員を対象に、メンタルヘルスの講演会、研修会の実施 ・こころの健康に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・アルコール依存症に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・集団健康教育等で、休養及び心の健康に関する講話を実施 ・親子健康手帳交付時、飲酒ありの妊婦に対し保健指導を実施										
たばこ	・たばこの害に対するポスターや禁煙方法等についてのポスター展示やチラシの配布 ・ホームページによる禁煙及び禁煙外来の普及啓発、健診会場においてパネルの展示 ・親子健康手帳交付時、禁煙、受動喫煙に対する個別指導 ・特定保健指導実施時、禁煙のすすめや相談を実施、必要時禁煙外来を紹介										
歯	・歯周病予防に関するパネル及びポスターの掲示 ・妊産婦の歯周病予防等のリーフレットを親子健康手帳交付時に配布										

* 「主体活動」は定例会や理事会の開催、部会活動、研修会への参加。

* ①「主体事業」は男性料理教室、ママの料理教室等。

* ②「受託事業」は財団法人日本食生活協会・沖縄県食生活改善推進員連絡協議会・沖縄県保健医療福祉事業団からの受託を受けて、食生活改善推進員が牽引するヘルスサポーター養成事業、食育教室、生涯骨太クッキング、食育活動事業を実施。

* ③「協力事業」は、集団健診、介護予防事業等及び市の事業に協力。

5. 地域健康づくり支援事業

(1) オリジナル健康体操の普及事業

①事業の目的

肥満に起因する生活習慣病を予防するために、子供から高齢者まで実施可能かつ肥満解消に有効な筋肉運動を取り入れた体操プログラムを開発し、オリジナル健康体操を制作しました。

また、『早寝早起き 朝ごはん食べて』や『ちょっと待ってメタボリック気をつけて』など、生活習慣や健康を意識した歌詞を盛り込んでおり、家庭や地域で楽しくからだを動かしながら健康へ関心を高められるよう市民へ普及しています。

②事業の内容

平成19年度に開発・制作した宜野湾市オリジナル健康体操「美らがんじゅう体操～ちょっと待って！メタボリック！気をつけ隊～」を地域や様々なイベント、健康教育事業等で健康増進課の職員や健康づくり推進員が体操を指導し、その他普及PR用のDVD・CDを作成・配布するなどの普及活動を展開しています。

*平成21年度には、「第63回全国レクリエーション大会INながさき」ご当地体操コンテストにエントリーし、『メタボにさよならで賞』を受賞しました。

*平成22年度には、低体力者や生活活動量の少ない方でも気軽に楽しく取り組める「らくらく編」を考案し、DVDのPart 2（らくらく編&体操普及映像付）と体操リード付CDを制作・普及しています。

*平成24年度には、美らがんじゅう体操の曲のほかにラジオ体操第1・第2も収録したPart3のCDを作成し、市内各所に配布しました。

*平成26年度は健康都市宣言50周年記念として、美らがんじゅう体操コンテストを実施しました。市職員を対象に毎週金曜日の始業前に美らがんじゅう体操を実施しました。

*令和2年度は、NHK沖縄放送局「ちゅらTV」で美らがんじゅう体操やお家でできる筋トレなどを放送しました。

③普及状況

(単位：人)

実施場所		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各種健康教育事業	実施回数	25	36	34	38	33
	参加人数	263	422	335	446	454
老人福祉センター	実施回数	10	22	21	22	42
	参加人数	200	418	504	550	822
自治会（区民運動会等）	実施回数	72	176	174	197	210
	参加人数	1,663	3,851	4,646	4,703	4,800
保育園・幼稚園・小学校	実施回数	1	0	22	24	18
	参加人数	150	0	2,398	1,744	1,116
イベント・その他（通いの場、ウォーキングday）	実施回数	44	58	72	83	101
	参加人数	971	1,132	1,450	1,668	2,355
合 計	実施回数	152	292	323	364	404
	参加人数	3,247	5,823	9,333	9,111	9,547

*市内イベントである、はごろも祭り等での普及活動は、参加人数が不特定多数のため集計には含めておりません。実施回数のみ集計しています。

(2) はごろもウォーキング大会 ※令和4年度よりはごろもウォークに変更

①事業の目的

健康・食育ぎのわん21が目指す「いつもでも健やかに生き生きと暮らせるまち」を目指して、市民に運動習慣を定着させることを目的としています。ウォーキングは、老若男女問わず実施できる運動であり、生活習慣病の予防や体脂肪燃焼など運動効果が期待されます。

また、大会をきっかけに多くの市民が身体を動かす楽しみを実感し、健康への認識を高め、運動の継続を推進します。

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大会場所	中止	-	-	-	-
参加人数		416	405	685	385

*令和3年度はコロナ感染拡大により開催を中止しました。

*令和4年度より健康アプリを使ったウォーキングイベントを実施しています。

6. 予防接種事業

予防接種事業は、予防接種法第5条第1項及び宜野湾市任意予防接種実施要綱に基づき、伝染のおそれがある下記の疾病の発生及びまん延を予防する為に予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として実施しています。

◆法律の定めるところにより予防接種を行う疾病 ―― 予防接種法（昭和23年法律第68号）

A 類 疾 病	目的：発生及びまん延を予防すること
	1. 急性灰白髄炎 2. 結核 3. ジフテリア 4. 百日せき 5. 破傷風 6. 日本脳炎 7. 麻しん 8. 風しん 9. 水痘 10. Hib感染症 11. 小児肺炎球菌感染症 12. B型肝炎 13. ロタウイルス感染症 14. ヒトパピローマウイルス感染症 15. その他発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病
B 類 疾 病	目的：個人の発病及び重症化を防止し、そのまん延の予防に資すること
	1. インフルエンザ 2. 新型コロナウイルス感染症 3. 高齢者肺炎球菌感染症 4. 帯状疱疹

◆法定外（任意）予防接種の対象となる疾病 ―― 宜野湾市任意予防接種実施要綱（市単独事業）

・おたふくかぜ

平成24年3月より市が行政措置としての予防接種（以下「任意予防接種」という。）を開始しました。

◆実施方法：個別接種

【A類疾病】

（令和8年度）

ワクチン名		対 象 年 齢	接種回数
定 期	①不活化ポリオワクチン （急性灰白髄炎）	・生後2か月から7歳6か月の前日まで	4回
	②BCGワクチン （結核）	・1歳誕生日の前日まで	1回
	③DPT （ジフテリア・百日せき・破傷風）	・生後2か月から7歳6か月の前日まで	4回
	④DPT-IPV-Hib （ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）		
	⑤DT（ジフテリア・破傷風） ※平成28年4月に集団接種から 個別接種へと移行	・11歳以上13歳未満の方（標準年齢：小学校6年生）	1回
	⑥日本脳炎ワクチン	・生後6か月から7歳6か月の前日まで（1期） ・9歳以上13歳未満の方（2期） ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで20歳未満の方	3回 1回 4回
	⑦MRワクチン （麻しん風しん）	・1歳から2歳誕生日の前日まで（1期） ・小学校入学前の1年間にある子（2期）	1回 1回
	⑧水痘ワクチン （みずぼうそう） ※平成26年10月1日より 任意接種から定期接種	・生後12か月から36か月の前日まで	2回
	⑨小児の肺炎球菌ワクチン（15価・20価）	・生後2か月から5歳未満の方 （接種回数は開始月齢により異なる）	1～4回
	⑩B型肝炎ワクチン ※平成28年10月1日より定期接種	・生後2か月から1歳誕生日前日まで	3回
	⑪ロタウイルスワクチン ※令和2年10月1日より定期接種	・ロタリックス（1価）生後6週～24週 ・ロタテック（5価）生後6週～32週	2回 3回
	⑫HPVワクチン（9価） （子宮頸がん）	・小学校6年生～高校1年生相当	1回目15歳未満 2回
			1回目15歳以上 3回

【B類疾病】

ワクチン名		対 象 年 齢	接種回数
定期	⑭インフルエンザワクチン	・ 65歳以上 ・ 60歳から64歳で対象となる方（※1）	毎年 1 回
	⑮新型コロナワクチン	・ 65歳以上 ・ 60歳から64歳で対象となる方（※1）	毎年 1 回
	⑯高齢者の肺炎球菌ワクチン	・ 65歳以上 ・ 60歳から64歳で対象となる方（※1） （過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1度でも接種したことがある者は除く）	1 回
	⑰帯状疱疹ワクチン	・ 年度内に65歳を迎える方 ・ 60歳から64歳で対象となる方（※2、※3）	生ワクチン 1 回 不活化ワクチン 2 回

【任意接種】（行政措置）

ワクチン名		対 象 年 齢	接種回数
任意	⑱おたふくかぜワクチン	・ 生後12か月から24か月未満の方（1 歳児）	1 回

※1 心臓、じん臓、呼吸器の呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に重い障害がある方。
（身体障害者手帳 1 級程度）

※2 ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方。

※3 令和7年度から令和11年度までの5年間経過措置として、その年度内に70・75・80・85・90・95・100歳となる方も対象。

【定期接種実施状況】

各年度末（単位：延べ人数・％）

予防接種名		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
不活化ポリオ（※１）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	2	1	0	1	3
	接種率	—	—	—	—	—
ＢＣＧ	対象者	1,152	1,061	934	894	860
	接種者	1,085	1,016	888	883	748
	接種率	94.2	95.8	95.1	98.8	87.0
ＤＰＴ（３種混合）（※１）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	0	0	0	1	1
	接種率	—	—	—	—	—
ＤＰＴ－ＩＰＶ（４種混合）（※２）	対象者	4,939	4,687	4,534	1,809	1,050
	接種者	4,439	3,992	3,902	1,240	218
	接種率	89.9	85.2	86.1	68.5	20.8
ＤＰＴ－ＩＰＶ－Ｈｉｂ（５種混合）（※２）	対象者	—	—	—	3,171	3,671
	接種者	—	—	—	2,408	3,046
	接種率	—	—	—	75.9	83.0
ＤＴ	対象者	1,223	1,229	1,196	1,212	1,192
	接種者	787	722	805	742	761
	接種率	64.3	58.7	67.3	61.2	63.8
日本脳炎（※５）	対象者	3,805	5,594	5,182	4,818	3,786
	接種者	2,759	4,159	3,891	4,015	4,563
	接種率	72.5	74.3	75.1	83.3	120.5
麻疹風しんMR１期	対象者	1,164	1,092	1,036	1,043	848
	接種者	1,071	974	931	814	818
	接種率	92.0	89.2	89.9	78.0	96.5
麻疹風しんMR２期	対象者	1,166	1,172	1,132	1,096	1,056
	接種者	1,033	1,002	980	941	914
	接種率	88.6	85.5	86.6	85.9	86.6
ヒブ	対象者	4,524	3,357	3,913	—	—
	接種者	4,392	3,906	3,596	985	73
	接種率	97.1	116.4	91.9	—	—
小児の肺炎球菌	対象者	4,524	3,278	4,082	4,034	3,739
	接種者	4,394	3,909	3,602	3,450	3,130
	接種率	97.1	119.2	88.2	85.5	83.7
水痘（みずぼうそう）	対象者	2,272	2,234	1,857	1,786	1,562
	接種者	1,994	1,862	1,796	1,637	1,497
	接種率	87.8	83.3	96.7	91.7	95.8
Ｂ型肝炎	対象者	3,393	3,114	2,802	2,682	2,580
	接種者	3,227	2,970	2,635	2,568	2,276
	接種率	95.1	95.4	94.0	95.7	88.2
子宮頸がん（※３）	対象者	—	6290	6,787	5,986	2,591
	接種者	296	562	536	1,706	665
	接種率	—	8.9	7.9	28.5	25.7
ロタウイルス（※４）	対象者	2,604	2,297	2,148	1,982	1,747
	接種者	2,409	2,097	1,910	1,745	1,601
	接種率	92.5	91.3	88.9	88.0	91.6
高齢者の肺炎球菌	対象者	3,240	3,436	3,505	1,056	1,057
	接種者	705	627	632	115	186
	接種率	21.8	18.2	18.0	10.9	17.6
インフルエンザ	対象者	20,452	20,855	21,212	21,600	21,949
	接種者	10,372	11,368	10,555	9,034	9,102
	接種率	50.7	54.5	49.8	41.8	41.5
新型コロナウイルス	対象者	—	—	—	21,600	21,949
	接種者	—	—	—	2,985	2,039
	接種率	—	—	—	13.8	9.3
帯状疱疹（※４）	対象者	—	—	—	—	5,440
	接種者	—	—	—	—	1,039
	接種率	—	—	—	—	19.1

※１ ＤＰＴ（３種混合）及び不活化ポリオは、海外において国内とは異なるスケジュールで接種を受けた方等へ使用しています。国内では、ＤＰＴ－ＩＰＶ－Ｈｉｂ（５種混合）に含まれています。

※２ ＤＰＴ－ＩＰＶ（４種混合）からＤＰＴ－ＩＰＶ－Ｈｉｂ（５種混合）への移行に伴い、現在ヒブの個別通知は行っていません。しかし、ＤＰＴ－ＩＰＶ（４種混合）で接種を行った方は、これまでのワクチンを接種することとなっているため、引き続きヒブ接種者の実績があります。

※３ 子宮頸がん予防ワクチンにおいては、平成25年6月14日付厚生労働省の副反応症例に伴い、積極的接種勧奨の差控えがあり令和３年度まで個別通知は行っておりませんでした。令和３年11月26日の厚生労働省通知により接種勧奨が再開されることとなりました。

※４ 接種するワクチンによって回数（２回又は３回）が異なるため、対象者を接種割合で算出しています。

※５ 日本脳炎については、令和３年に一部のワクチンが製造停止となり、供給量の減少があったため、令和３年度は通知対象者を１期２回接種対象者及び特例対象者へ優先的に通知しております。

【接種率の算出方法について（Ｂ／Ａ×100）】

Ａ：対象者数は通知発送数（MR1期・2期は国へ報告した値）

Ｂ：接種者数は定期接種者数（任意接種・他市町村での接種者は除く）

【予防接種法の法改正の経過について】

平成17年度 (2005年)	日本脳炎ワクチンの副反応症例に伴い、厚生労働省が積極的勧奨（個別通知）を差し控え。
平成20年度 (2008年)	麻しん風しん（MR）３期及び４期の予防接種を実施。（平成24年度まで５年間の特別措置）
平成22年度 (2010年)	日本脳炎ワクチンの接種を順次再開。 平成17年度から平成21年度の間に予防接種の機会を逃した方（H17.4.2～H19.4.1生まれ）も、20歳未満までは定期接種可能となった。
平成23年度 (2011年)	- ヒブ、小児の肺炎球菌、子宮頸がんワクチンが、県のワクチン接種緊急促進基金を活用し、任意接種を開始。（平成24年度まで実施） - 後期高齢者制度の健康増進事業として、高齢者の肺炎球菌ワクチンが実施開始。
平成24年度 (2012年)	- ポリオワクチンが生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチン（IPV）へ変更。（H24.9.1） - DPT（３種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風）が、DPT－IPV（４種混合：：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）へ変更。（H24.11.1） - 麻しん風しん（MR）３期及び４期の予防接種（特別措置）が平成24年度末で終了。
平成25年度 (2013年)	- ヒブ、小児の肺炎球菌、子宮頸がんワクチンが定期接種化。 - 子宮頸がんワクチンの副反応症例に伴い、厚生労働省が積極的勧奨（個別通知）を差し控え。
平成26年度 (2014年)	- 水痘ワクチンが定期接種化。（H26.10.1） - 高齢者の肺炎球菌ワクチンが65歳の者を対象に、一部公費で定期接種化。
平成28年度 (2016年)	- DT（２種混合）の予防接種が、集団接種から個別接種へ移行。 - 日本脳炎２期接種の積極的勧奨を開始（9歳及び18歳に達する者）。令和6年度まで継続。 - B型肝炎ワクチンが定期接種化。（H28.10.1）
令和元年度 (2019年)	風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性における風しん抗体検査を開始。抗体検査にて陰性だった方は公費にて予防接種を受けることが出来る。
令和2年度 (2020年)	ロタウイルスワクチンが定期接種化。（R2.10.1）
令和4年度 (2022年)	子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を再開。また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方へ、キャッチアップ接種を開始。
令和5年度 (2023年)	- 不活化ポリオワクチン（IPV）、DPT－IPV（４種混合）の接種開始時期が、生後３か月から生後２か月へ変更。 - 子宮頸がんワクチン９価が定期接種化。
令和6年度 (2024年)	- DPT－IPV（４種混合）にヒブを加えたDPT－IPV－Hib（５種混合）が定期接種化。（R6.4.1） - 小児肺炎球菌15価ワクチン、20価ワクチンが定期接種化され、13価ワクチンは除外。 - 新型コロナワクチンが65歳以上を対象に、一部公費で定期接種化 - 男性の風しん抗体検査は、令和6年度末で終了。抗体検査にて陰性だった方の予防接種については、令和9年度まで延長。
令和7年度 (2025年)	- 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種が令和7年度末で終了。 - 帯状疱疹ワクチンが65歳の者を対象に、一部公費で定期接種化。また、令和11年度まで5年間の経過措置が設けられ、各年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、100歳を迎える者についても定期接種の対象となる。
令和8年度 (2026年)	妊婦（妊娠28週0日から36週6日）に対するRSウイルスワクチンが定期接種化。

○成人男性風しん抗体検査・予防接種事業（国における風しんの追加的対策）

各年度末（単位：人・％）

予防接種名 成人男性風しん	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種
対象者	9, 277	82	9, 039	30	—	38
受検（接種）者	260	71	137	28	—	1
受検（接種）率	2. 8%	86. 6%	1. 5%	93. 3%	—	2. 6%

抗体検査：国補助 1 / 2

期間：令和元年度～令和 3 年度までの時限措置を令和 6 年度まで延長し、
抗体検査は令和 7 年 3 月 31 日で終了。予防接種は令和 9 年 3 月 31 日まで延長。

概要：

風しんの予防接種は予防接種法に基づき公的に行われていますが、以前に公的な接種を受ける機会のなかった昭和37年 4 月 2 日から昭和54年 4 月 1 日生まれの男性の方については抗体保有率が他の世代に比べ低いことから、無料クーポン券を利用して抗体検査を受けることができます（令和 6 年度末で終了）。また抗体検査の結果、十分な量の抗体がない（免疫がない）方は、定期接種の対象として無料で麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種を受けることができます（令和 9 年度末まで）。

発送対象者：

【令和元年度】昭和47年 4 月 2 日～昭和54年 4 月 1 日生まれの男性と、それ以外の対象者で検査を希望される方へクーポン券発送。

【令和 2 年度】前年度末発送の世代（昭和37年 4 月 2 日から昭和47年 4 月 1 日生まれの男性）へクーポン券発送。

【令和 3 年度】対象者で抗体検査未受検者へ通知。

【令和 4 年度】抗体検査未受検者全員にクーポン券を発送（R4. 4. 1 付と R5. 3. 30 付の 2 回）。

【令和 5 年度】令和 4 年度末に発送済みのため、令和 5 年度は発送なし。

【令和 6 年度】対象者で抗体検査未受診者へ通知。

【令和 7 年度】抗体検査実施者で予防接種未接種の方へ通知。

※令和 4 年度～令和 6 年度の受検（接種）者については、令和元年度以降にクーポンを発送した対象者が含まれています。

【任意予防接種実施状況】

○任意おたふくかぜ予防接種

各年度末（単位：人・％）

予防接種名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	対 象 者 数	1, 201	1, 136	1, 025	1, 043	1, 056
	接 種 者 数	951	964	884	793	750
	接 種 率	79. 2%	84. 9%	86. 2%	76. 0%	71. 0%

平成23年度よりおたふくかぜ任意予防接種について、接種日において 1 歳から 2 歳に至るまでの方を対象に公費助成を行っております。子ども達の健康を守ることを第一義的な目的に掲げ、保護者の看護負担軽減と医療費の抑制のため、ワクチン接種に要する助成を実施しております。

7. 地域保健の現状と今後の展望

本市は、昭和39年に他市町村に先駆けて「健康都市」を宣言し、昭和61年には、行政、医師会及び住民の代表などの構成員となる「宜野湾市健康づくり推進協議会」を立ち上げ、母子保健、成人保健及び予防接種など市民一人ひとりにあった健康づくり事業を実施してきました。「宜野湾市食育推進計画」を策定し、市民が健康で幸せな生活を営めるよう、多方面から健康づくりを推進しています。

（１）感染症予防対策

予防接種事業においては、集団で行ってきた予防接種を平成7年度より順次個別接種へ移行し、平成14年度には予防接種の費用を無料化にすることにより、接種率の向上に努めました。

予防接種の種類が増え、予防接種の方法も変化していく中、今後とも医療機関との連携を密にするとともに、市民に対しては予防接種の意義について理解を深めるよう広報に努め、更なる接種率の向上を目指します。

また、市民の感染防止・発症予防に努め、市民の健康管理の向上を図ることを目的に、平成29年度より防衛省の補助金である「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用し、予防接種事業の安定的な実施を図っております。

その他感染症対策として、新感染症が発生した場合に、住民の生命と健康を守り、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、平成26年2月、宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。その後、新型コロナウイルスへの対応で明らかとなった課題を踏まえて、令和8年4月、宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しております。また、新感染症が発生した場合に、住民生活に必要な行政サービスを継続して提供するために、令和2年3月には「新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）」を策定しております。

今後とも国、県、関係機関等との連携を図りつつ情報収集に努め、新型インフルエンザ等対策にも取り組んでいきます。

（２）成人期以降の健康増進

①健康づくり事業

医療技術の進歩や保健衛生及び生活水準の向上等により、平均寿命が長くなる一方、食生活の欧米化がすすみ、車社会の普及や利便性の向上により生活が豊かになり、それに伴う栄養過多・身体活動の低下などで肥満や生活習慣病が増加している現状にあります。

本市では、子供から高齢者までライフステージに合わせた健康づくりと食育を実践し、諸施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、令和8年3月に「健康ぎのわん21」と「食育推進計画」を一体化した計画「健康・食育ぎのわん21」を策定しました。

健康づくり事業としては、健康教室を継続的な取組とすると共に、健康づくり推進員を中心としたオリジナル健康体操の普及事業を実施しています。また、おやこの食育事業、男性料理教室など、食生活改善推進員による食育事業も実施しています。健康教室に関しては、健診指導係と連携しながら対象者の選定や、市の課題に基づいた肥満の改善等を重視した教室や、市民の希望に応じた「出前講座」を実施しています。また、行政と地域のパイプ役である、食生活改善推進員及び健康づくり推進員の養成講座を定期的に開催し、終了後も、継続的な活動ができるよう育成に努めており、連携しながら効果的な事業を実施していきます。そのほか、市民の健康意識を高めるために、健康に関する啓発活動・SNS等を活用した情報発信強化に努めています。

今後とも、「健康・食育ぎのわん21」の目標達成に向け関係各課と連携を図りながら計画推進に取り組んでいきます。

②沖縄健康医療拠点健康まちづくり推進事業

キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地への琉球大学医学部及び琉球大学病院の移転を契機として、全ての市民が「自然に健康になれるまちづくり」を目指し、2021（令和3）年度に沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針を策定しました。そして、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までは、琉球大学との連携協定に基づき、市内小中学校及び地域を対象とした「ぎのわん健康プロジェクト（健康行動プログラム構築実証事業）」を、2024（令和6）年度からは、沖縄セルラー電話株式会社が加わり産学官連携によるデジタル技術を活用した「ぎのわんスマート健康増進プロジェクト」をそれぞれ進めています。

②健康診査（特定健診・がん検診など）及び健康相談（特定保健指導など）

将来の医療費の増加を抑え、国民皆保険制度を維持可能なものとするためには、肥満の解消や生活習慣病の重症化予防が重要です。平成20年度からは医療制度改革の一環として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられました。

本市では、データ分析に基づき国民健康保険加入者の健康課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、「第3期データヘルス計画」を令和6年度から策定し、PDCAサイクルに沿った事業を推進してまいります。

特定健診後の特定保健指導や、糖尿病など生活習慣病の重症化予防のためには、健診受診率の向上が大きな課題となっています。令和5年度の特定健診実施率は38.4%、令和6年度は37.7%となっており、依然として十分とはいえない状況です。このため、本市では県内医療機関での受診に加え、市役所や保健相談センター、市立体育館、小学校体育館などにおいて集団健診を実施し、市民が受診しやすい環境の整備に努めています。

また、特定健診は生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるだけでなく、自身の健康状態を把握し、生活習慣の改善や健康行動の実践につなげることが重要です。そのため、今後も継続受診の促進および受診後の保健指導を実施してまいります。

さらに、市民への周知方法として、市公式LINEによる情報発信や自治会との連携による健診情報の発信・受診勧奨、医療機関を通じた通院者への受診勧奨を行っています。加えて、令和元年度からはAI分析を活用した個別通知による受診勧奨を実施し、受診率向上対策を強化しています。

また、本市が実施するがん検診については、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの5種類を実施しており、国の指針を参考に令和4年度から対象者の見直しを行い、精度管理の強化に努めています。

第11章 国民健康保険



国保ご当地キャラクター けんこうくんとあんしんちゃん

1. 国民健康保険のしくみ

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療等が受けられるために、加入者が納める保険税と国や県からの負担金・交付金等で医療費負担を支え合う制度です。

後期高齢者医療制度や職場の健康保険などの加入者、生活保護の受給者以外は、すべての方が国民健康保険に加入します。

国民健康保険加入状況

*各年度3月末現在(単位:人・%)

年 度	総人口	世帯数	国民健康保険加入者数				
			被保険者 総数	世帯数	総人口に 占める被 保険者数 の割合	うち前期高齢者数	
						被保険者数	被保険者総 数に占める 割合
令和3年度	99,902	46,340	25,343	15,229	25.37%	7,081	27.94%
令和4年度	99,757	46,798	24,675	15,024	24.74%	6,898	27.96%
令和5年度	100,009	47,497	23,976	14,901	23.97%	6,821	28.45%
令和6年度	100,032	48,271	23,329	14,746	23.32%	6,569	28.16%
令和7年度	99,691	48,761	22,603	14,558	22.67%	6,238	27.60%

宜野湾市においては、後期高齢者医療制度が導入された平成20年以降、国民健康保険加入者数の総人口に占める割合は徐々に減少しています。

2. 国民健康保険給付状況など

(1) 療養給付費（診療費〈入院・入院外・歯科〉、調剤及び食事等に係る分）

国民健康保険加入者は、かかった医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで医療を受けることができます。残りについては国民健康保険が負担します。

*年齢別医療費の自己負担割合

義務教育就学前まで	医療費の2割負担
義務教育就学～69歳	医療費の3割負担
70歳～74歳	医療費の2割負担 ※ただし、現役並み所得者は3割負担

療養給付費

(単位:円・件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国保負担額	6,056,825,151	6,196,838,704	6,239,839,842	6,314,457,643	6,425,804,039
レセプト件数	300,848	314,158	314,446	316,187	304,476

*各年度保険者負担額（医療費の7割又は8割）

(2) 療養費

次のようなときで費用の全額を支払った場合、申請後国保の審査で認められれば、保険給付分を払い戻します。

- ①急病などで、医療機関に(※1)資格確認書等が提示できなかったとき(緊急時、やむを得ない場合)
※1 資格確認書等＝資格確認書又はマイナ保険証
- ②コルセットなどの治療用補装具を購入したとき(医師が必要と認めた場合)
- ③骨折、ねんざ、脱臼などで柔道整復師の施術を受けたとき
- ④はり、きゅう、マッサージなどを受けたとき(医師が必要と認めた場合)
- ⑤輸血のための生血代を負担したとき
- ⑥海外旅行中などに診療を受けたとき(治療目的で渡航した場合は対象外)

療養費支給内訳

(単位：円・件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
診療費	11,068,387	11,098,118	8,778,322	13,682,536	8,251,844
件数	597	592	597	563	321
補装具	5,607,936	5,976,233	6,726,522	6,187,189	6,433,867
件数	250	215	229	202	231
柔道整復師	25,430,612	24,646,095	23,425,364	24,112,567	21,762,823
件数	5,930	5,823	5,763	5,814	5,316
はり・きゅうなど	9,373,852	8,231,575	7,316,494	6,204,264	6,729,444
件数	437	415	396	364	400
合 計	51,146,345	49,952,021	46,246,702	50,186,556	43,177,978
件数	7,145	7,045	6,985	6,943	6,268

*「はり・きゅうなど」にあんま・マッサージ、移送費、その他を含む

(3) 高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担額のうち限度額を超えた分を高額療養費としてあとから支給します。高額療養費の対象となるのは、保険診療によるものに限られ、入院時の食事代や差額ベッド代は対象となりません。

(単位：円・件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給額	1,016,580,207	1,052,863,605	1,089,524,401	1,103,877,359	1,164,246,965
件 数	13,222	14,081	14,334	15,090	15,071
100人当たり件数	51.85	55.81	58.64	63.06	65.28
沖縄県	62.01	65.09	68.61	—	—
全 国	75.82	78.95	82.32	—	—

*100人当たり件数は「国民健康保険の実態」より 「—」は未発表

(4) 出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産した時は、出産育児一時金として48.8万円(産科医療補償制度加入機関で出産の場合は50万円)を申請(出産日の翌日から2年)により支給します。

平成21年10月より出産育児一時金の支払方法の一つとして、妊婦が出産費用を支払うためにあらかじめまとまった現金を用意することなく、出産育児一時金を妊婦に代わって市が医療機関に対して支払う「直接支払制度」が始まりました。

(単位：円・件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付額	63,182,443	63,854,014	63,207,984	61,404,000	59,856,000
件 数	151	152	129	123	120

※事業年報より(決算額は過年度の差額支給分等を含むため、上記の給付額とは異なる。)

(5) 葬祭費

国民健康保険加入者が死亡した時は、申請により葬祭を行った人に2万円を支給します。

(単位:円・件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給額	2,680,000	2,240,000	2,060,000	2,460,000	2,560,000
件数	134	112	103	123	128

(6) 傷病手当金

国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に傷病手当金として支給します。(令和2年度より制度創設)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給額	3,025,004	8,206,006	121,611	0	0
件数	64	204	6	0	0

※令和5年5月8日以降は対象外。(新型コロナウイルスが感染症法上の「2類」から「5類」へ移行による)

※保険給付の権利の時効により令和7年5月7日をもって申請受付を終了する。

(根拠規定:【国民健康保険法第110条】時効)

(7) 医療費の動向

医療費は年齢の上昇にともなって高くなる傾向があります。国保は高齢者が多いため、1人当たりの医療費(11-5参照)が高くなっています。

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保険者	8,380,995,902	8,568,096,626	8,659,613,295	8,747,967,789	8,911,247,755

*医療費=10割分(保険負担分+自己負担分等)で、診療費(入院・外来・歯科)、調剤、療養費等に係る分。医療費には療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費が含まれます。

(8) 国民健康保険事業費納付金

平成30年度から国民健康保険が広域化になったことにより、都道府県は、国民健康保険事業費に要する費用に充てるため、市町村から国保事業費納付金を徴収することになりました。国保事業費納付金は、市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分し、市町村ごとに納付額が決定されます。

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療分	2,397,723,886	2,448,287,462	2,690,003,032	2,372,351,009	2,390,772,825
支援分	596,270,594	685,352,461	814,906,432	785,851,600	766,136,516
介護分	242,591,601	277,072,684	296,613,719	284,927,088	272,269,069
計	3,236,586,081	3,410,712,607	3,801,523,183	3,443,129,697	3,429,178,410

3. 国民健康保険税

(1) 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の医療費の支払いにあてる財源として使われています。

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12ヶ月のうちの国民健康保険に加入する月数で税額を計算し世帯ごとに納めていただきます。年度途中での他市町村への転出や、社会保険等に加入した場合は、保険税が月割（その前月分まで）で計算されることになります。逆に年度途中での他市町村からの転入や、社会保険等の資格を喪失した場合は、保険税は転入した月、または喪失した月から月割で計算されることになります。

(2) 介護保険料

介護保険料は40歳以上のすべての方に納めていただきますが、その中の国民健康保険加入者で40歳から65歳未満の方の介護保険料については、国民健康保険税として納めていただきます。

(3) 国民健康保険税率

国民健康保険税の算出方法は⇒医療分・支援分・介護分・子ども分を合算した額が保険税となります。

①医療分	(所得割+均等割+平等割)	合算 ⇒ 最高限度額 1,130,000円
②支援分	(所得割+均等割+平等割)	
③介護分	(所得割+均等割+平等割)	
④子ども分	(所得割+均等割+平等割)	

医療分	所得割	7.43%	世帯の所得に応じて計算
	均等割	23,000円	世帯の加入者数に応じて計算
	平等割	22,800円	一世帯あたりの計算
最高限度額		670,000円	

支援分	所得割	2.66%	世帯の所得に応じて計算
	均等割	8,300円	世帯の加入者数に応じて計算
	平等割	8,000円	一世帯あたりの計算
最高限度額		260,000円	

40歳以上65歳未満の方には医療分、支援分に介護分を加えます。			
介護分	所得割	2.80%	介護被保険者の所得に応じて計算
	均等割	9,600円	介護被保険者数に応じて計算
	平等割	6,600円	介護被保険者がいる世帯で計算
最高限度額		170,000円	

子ども分	所得割	0.27%	世帯の所得に応じて計算
	均等割	1,200円	世帯の加入者数に応じて計算
	平等割	800円	一世帯あたりの計算
最高限度額		30,000円	

※均等割1,200円には18歳以上均等割100円を含んでいます。

※子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である者。高校生年代）については均等割額が全額軽減されます。

※子ども分については、令和8年度より施行。

(4) 国民健康保険税 現年度分収納状況

(単位：円・%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般被保険者分	調定額	1,950,571,500	2,305,573,500	2,046,891,600	2,089,751,300	2,188,124,900
	収納額	1,861,607,182	2,159,373,500	1,940,776,315	1,964,314,841	2,064,365,217
	収納率	95.44%	93.66%	94.82%	94.00%	94.34%
退職被保険者分	調定額					
	収納額					
	収納率					
計	調定額	1,950,571,500	2,305,573,500	2,046,891,600	2,089,751,300	2,188,124,900
	収納額	1,861,607,182	2,159,373,500	1,940,776,315	1,964,314,841	2,064,365,217
	収納率	95.44%	93.66%	94.82%	94.00%	94.34%
参考	沖縄県	95.20%	94.25%	94.76%	94.51%	—
	全国	94.24%	94.14%	94.20%	—	—

※「—」は未発表。令和6年度沖縄県の数値は速報値

4. 財政状況・1人あたりのデータなど

(1) 財政状況

国保財政は、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加、後期高齢者医療制度や介護保険制度を支えるための負担の増加等の影響により、厳しい状況にあります。令和6年度以降は累積赤字の解消と実質的な単年度収支の赤字幅が縮小するなど、財政状況にはやや改善の兆しが見られます。

国・県の補助金や国保税などの自主財源では賄えないため、不足分の一定額を一般会計からの法定外繰入金で補てんしています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 歳入決算額	113億3,656万円	115億1,769万円	119億7,871万円	114億4,269万円	116億3,558万円
② 歳出決算額	119億7,261万円	118億6,093万円	119億9,842万円	114億2,143万円	115億9,960万円
③ 決算額 ①-②	△6億3,605万円	△3億4,324万円	△1,971万円	2,126万円	3,599万円
④ 法定外繰入金	7億5,000万円	3億5,735万円	10億1,173万円	3億5,459万円	1億820万円
⑤ 繰越金	0	0	0	0	2,126万円
⑥ 前年度繰上充用金	11億3,907万円	6億3,605万円	3億4,324万円	1,971万円	0
⑦ 県支出金等精算額	△549万円	118万円	601万円	△671万円	△186万円
⑧ 実質的な単年度収支 ③-④-⑤+⑥+⑦	△2億5,247万円	△6,336万円	△6億8,219万円	△3億2,031万円	△9,532万円

※⑦は、保険給付費等交付金（普通交付金、特別交付金）に係る前年度精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の普通交付金の精算額を加えた額

(2) 1人当たり調定額と医療費の推移

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保険者数 (年度平均)	25,500	25,229	24,466	23,930	23,084
1人当たり調定額	76,518	91,417	83,689	87,343	94,712
沖縄県	72,667	80,994	74,964	—	—
全 国	97,179	99,378	100,997	—	—
1人当たり医療費	328,667	339,613	353,945	365,565	385,718
沖縄県	350,320	358,503	369,631	377,858	—
全 国	394,729	403,817	418,253	—	—

* 調定額・収納額は現年度分

(3) 診療費の推移など

(単位：円・日)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1件当たり日数	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9
沖縄県	2.0	2.0	1.9	—	—
全 国	1.9	1.8	1.8	—	—
1件当たり診療費	34,029	33,382	33,661	33,887	35,394
沖縄県	35,536	34,883	34,925	—	—
全 国	28,905	28,927	29,229	—	—
1日当たり診療費	17,298	17,509	17,691	18,022	18,936
沖縄県	17,581	17,880	18,030	—	—
全 国	15,495	15,784	16,041	—	—
1人当たり診療費	262,549	270,311	280,087	286,971	300,769
沖縄県	282,444	289,678	296,905	—	—
全 国	310,572	318,289	328,456	—	—
受診率	772	810	832	847	850
沖縄県	795	830	850	—	—
全 国	1,074	1,100	1,124	—	—

* 診療費は診療（入院・入院外・歯科）に要した費用額で、調剤・訪問看護は含まない

* 受診率（100人当たり受診件数）＝件数／被保険者数（年度平均）×100

* 沖縄県・全国は「国民健康保険の実態」より「—」は未発表

(4) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用状況等

	後発医薬品のある 先発医薬品の数量	後発医薬品の数量	計	後発利用率 (%)
令和3年度	1,997,115	14,864,544	16,861,659	88.2%
令和4年度	2,010,615	15,054,933	17,065,548	88.2%
令和5年度	1,786,613	15,068,176	16,854,789	89.4%
令和6年度	1,383,669	14,730,225	16,113,893	91.4%
令和7年度	950,152	13,804,062	14,754,213	93.6%

【後発利用率計算式】 後発医薬品の数量／（後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量）

5. 国民健康保険の現状と今後の展望

国民健康保険は、社会保険等に加入していないすべての市民を被保険者として、病気やけがなどの療養の給付、出産、死亡等その他の保険給付を実施する制度で、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っています。

国民健康保険は、他の職域保険（被用者保険等）と比較すると、年齢構成が高く、平均所得が低い特徴があります。これは、国民健康保険財政を悪化させる最大の要因といわれ、高齢化の進展、医療の高度化などによる医療費の高騰が財政難に拍車をかけています。国保財政は、基本的に保険税と公費で半分ずつ負担し、傷病等の保険給付に合わせて予算を編成します。そのため医療費が増加すると、国・県からの補助金などを差し引いた残りを保険税に求めることから、必然的に保険税率を引き上げなければなりません。高齢者や低所得者の加入率が高い状況の中で、保険税率を急激に見直すことは難しい状況であるため、毎年度、決算補填目的の多額の法定外繰入金に頼らざるを得ないという構造的な課題を抱えています。

このような問題に対応するため、平成27年5月に医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等を目的とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律により、国の財政支援が拡充されるとともに、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となりました。

都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保に中心的な役割を担い、制度の安定化のために主体的な役割を果たし、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っています。

また、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となるにあたり、平成30年3月に「沖縄県国民健康保険運営方針」、令和3年3月に「沖縄県国民健康保険運営方針（第2期）」を定め、令和6年度以降も引き続き、沖縄県国民健康保険の安定的な運営、負担の公平化及び医療費の適正化を目指し、併せて、市町村が担う事務の標準化、効率化、共同処理等を一層推進することを目的に「沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）」を令和6年3月に策定しました。

本市においても、平成30年8月に「宜野湾市国民健康保険財政健全化計画」、令和3年3月に「第2期宜野湾市国民健康保険財政健全化計画」、令和6年3月に「第3期宜野湾市国民健康保険財政健全化計画」を定め、3年計画の最終年度として、赤字解消に取り組んでいるところです。この取り組みの一環として平成8年度以来となる保険税率の改定を令和2年度、令和4年度及び令和7年度に実施しております。収納率については、保険税の徴収強化や納付環境の整備を行いながら収入の確保に努め、沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）で定められた保険者規模別収納率目標94.3%を上回るよう取り組んでおり、現年度分収納率は、令和6年度94.0%、令和7年度94.34%となっております。

本市の国民健康保険財政健全化を達成するためには、国保税の水準を県から示される標準保険税率に近づけていく必要があります。今後も適正な税率の検討や徴収強化等による安定的な収納確保を図り、財政健全化に取り組んでまいります。

加えて、医療費適正化の取り組みとしましては、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を目的として40歳以上の被保険者を対象に特定健診・特定保健指導を実施しております。

今後は、毎年健診を受けるリピーター受診及び40～50代の未受診者対策強化に加え、3年連続未受診者への対策を強化するなど、受診率向上を図ります。

また、生活習慣病対策を効果的に実施するために自治会や医療機関等と連携体制を構築し、市民と共にさらなる疾病予防・健康づくり事業の充実強化などに取り組むほか、糖尿病性腎症重症化予防事業や慢性腎臓病（CKD）対策など重症化予防対策を引き続き推進することで医療費の抑制に取り組めます。

国民健康保険財政健全化に向けた取組

（１）医療費の適正化に向けた取組

被保険者の資格の適正化、レセプト点検の充実強化、第三者求償事務の充実強化、柔道整復療養費の適正化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等の医療費適正化を推進します。また、令和8年度も引き続きジェネリック医薬品の使用割合90%以上を目標として、達成に向け取り組みます。

（２）適正な保険税率の検討、収納率の向上対策等

適正かつ公平な課税に向けて、所得の把握や未申告者への申告勧奨等に取り組むとともに、収納体制の充実・強化及び国保税収納率の安定確保のために、納付の周知や口座振替等の推進、滞納処分の強化に努めます。また、次期、宜野湾市国民健康保険財政健全化計画において保険税率見直しの検討等を図ることにより国民健康保険財政の健全化や事業の安定化に努めます。

（３）保健事業の取組

地域住民の健康保持推進と健康水準の向上を図るため、健康増進課と連携を図りながら、健康づくりの普及活動に取り組みます。また、地域住民の健康意識の向上及び自発的な健康づくりの推進、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に努め、生活習慣病の早期発見や重症化を防ぐことで医療費の抑制につなげます。

第12章 後期高齢者医療制度

1. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、平成18年6月、健康保険法の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成20年4月から新たに創設された制度です。高齢化に伴い増大する医療費を社会全体で支えるため、現役世代と高齢世代の負担を明確化し公平でわかりやすくするためです。制度の運営は、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村と協力して運営します。

後期高齢者医療広域連合の区域内である市町村に住む75歳以上の人及び一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた65歳以上の人が被保険者となります。

後期高齢者医療被保険者数の推移

*各年度3月末現在（単位：人）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口	99,902	99,757	100,009	100,032	99,691
被保険者	8,727	9,117	9,503	9,905	10,329
総人口に占める割合	8.74%	9.14%	9.50%	9.90%	10.36%

※住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年度より総人口に外国人を含みます。

（1）療養給付費（診療費〈入院・入院外・歯科〉、調剤及び食事等に係る分）

後期高齢者医療被保険者の医療機関窓口における自己負担割合は、所得に応じて1割、2割または3割となっており、残りは後期高齢者医療（保険）が負担します。

また、1ヶ月の医療費（入院費を含む）の自己負担限度額が、所得割合に応じた限度額を超えた場合、超えた部分について高額療養費として後期高齢者医療（保険）が負担します。

療養給付費

*各年度末（単位：円・件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保険者負担額	7,684,674,764	7,979,975,212	8,238,869,460	8,891,725,881	9,162,567,755
レセプト件数	224,264	235,246	248,893	259,906	270,110

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より掲載

高額療養費

*各年度末（単位：円・件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保険者負担額	384,500,859	451,386,440	532,759,953	610,727,598	644,380,409
レセプト件数	8,067	10,051	13,086	14,244	13,478

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より掲載

（２）療養費

次のようなときは、いったん全額自己負担になりますが、申請して認められれば後期高齢者医療（保険）から、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- ①急病などで、医療機関に後期高齢者医療被保険者証を提示できなかったとき
- ②コルセットなどの治療用補装具を購入したとき（医師が治療上必要と認めた場合）
- ③骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ④はり、きゅう、マッサージなどを受けたとき（医師の同意書または診断書が必要）
- ⑤輸血のための生血代を負担したとき（医師が治療上必要と認めた場合）
- ⑥海外旅行中などに診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合は対象外）
- ⑦１ヶ月の医療費が高額になり自己負担限度額を超えて支払った場合のその超えた額
（保険診療によるものが対象で、入院時の食事代や差額ベッド代は対象となりません。）

療養費	＊各年度末（単位：円・件）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支給額	116,692,120	110,230,126	131,752,822	149,393,383	161,362,796
件数	12,281	13,388	20,438	22,187	22,042

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より掲載

（３）長寿健診・人間ドック

平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートしたことに伴い、40歳～74歳の方々は特定健康診査・特定保健指導を高齢者医療に関する法律により義務付けられており、後期高齢者（75歳以上）は長寿健診の名称で健康診査を実施することになりました。

長寿健診	＊各年度末（単位：人）				
年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
対象者	8,219	8,313	8,695	9,100	9,495
集団健診	157	281	281	292	319
個別健診	1,543	1,688	1,810	1,775	2,002
合計	1,700	1,969	2,091	2,067	2,321
市受診率％	20.7％	23.7％	24.0％	22.7％	24.4％
県受診率％	25.6％	28.9％	29.1％	27.9％	29.1％

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より掲載

人間ドック受診者数	＊各年度末（単位：人）				
令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
708	789	843	826	880	

※上記、長寿健診の表内の個別健診の数に含まれます。

（４）葬祭費（高齢者の医療の確保に関する法律第86条）

後期高齢者医療被保険者が死亡した時は、申請により葬祭を行った人に2万円を支給します。

後期高齢者医療からの支給額	＊各年度末（単位：円・件）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支給額	8,840,000	10,020,000	10,060,000	10,180,000	9,420,000
件数	442	501	503	509	471

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より掲載

(5) 健康増進事業

高齢者の肺炎を引き起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされ、1回のワクチン接種で通常5年間予防効果が持続し、肺炎にかかった場合でも重症化を防ぐことができます。

平成23年度から平成25年度までの間、後期高齢者医療被保険者を対象に肺炎球菌予防接種費用の助成を行っていましたが、平成26年度から肺炎球菌ワクチンは定期接種となりました。

そのため、国民健康保険課で行っていた任意での接種事業は終了となり、他の予防接種事業を行っている健康増進課に統合されました。

接種者数（単位：人）

平成23年度	平成24年度	平成25年度
1,462	327	387

(6) 医療費等の分析

1人当たりの医療費（入院・外来・その他）

（単位：円）

年度	入院＋外来＋その他		入 院		外 来	
	宜野湾市	沖縄県	宜野湾市	沖縄県	宜野湾市	沖縄県
令和3年度	1,032,472	1,003,154	590,752	563,795	268,239	262,177
令和4年度	1,048,193	1,036,418	589,091	586,263	282,617	273,269
令和5年度	1,046,164	1,059,042	582,800	597,323	286,875	280,234
令和6年度	1,089,709	1,058,043	625,606	590,612	285,324	282,746
令和7年度	1,080,792	1,069,344	610,453	595,109	286,563	284,889

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より掲載（令和8年6月末現在）

※「その他」は、調剤報酬、入院時食事・生活療養費、訪問看護療養費及び現金給付分の合計

1人当たりの医療費（調剤報酬、入院時食事・生活療養費、訪問看護療養費）

年度	調剤報酬		入院時食事・生活療養費		訪問看護療養費	
	宜野湾市	沖縄県	宜野湾市	沖縄県	宜野湾市	沖縄県
令和3年度	130,527	134,943	29,721	29,729	8,301	8,484
令和4年度	130,904	132,142	27,982	29,309	13,430	11,884
令和5年度	132,701	133,590	26,897	29,708	12,676	14,354
令和6年度	130,109	133,099	29,148	30,125	15,016	17,376
令和7年度	129,354	133,526	29,580	31,017	20,231	20,641

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料を基に算出（令和8年6月末現在）

1人当たりの医療費（現金給付、高額療養費）

年度	現金給付		高額療養費	
	宜野湾市	沖縄県	宜野湾市	沖縄県
令和3年度	4,932	4,027	44,497	41,186
令和4年度	4,170	3,551	50,700	46,661
令和5年度	4,214	3,832	57,145	54,120
令和6年度	4,505	4,087	63,196	55,422
令和7年度	4,611	4,161	63,889	57,220

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料を基に算出（令和8年6月末現在）

※「現金給付」は、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、補装具、一般診療、海外診療及び移送費の合計

2. 後期高齢者医療保険料

(1) 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料は公費や現役世代からの支援金とともに制度を運営するための大切な財源となります。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。均等割額と所得割率は制度の運営主体である後期高齢者医療広域連合ごとに定めることとされ、2年ごとに見直しを行います。

(2) 沖縄県の後期高齢者医療保険料率（令和8・9年度）

$$\begin{array}{c}
 \text{一人当たり保険料} \\
 \text{A + B}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{A 医療分（賦課限度額：850,000円）} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{61,000円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{（総所得金額等－基礎控除額）} \\ \hline \text{×10.81\%} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 \text{B 子ども・子育て支援分（賦課限度額：21,000円）※} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{1,290円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{（総所得金額等－基礎控除額）} \\ \hline \text{×0.26\%} \\ \hline \end{array}
 \end{array}$$

※子ども・子育て支援分については、令和8・9年度は1年ごとに設定されます。

保険料率等の推移

年 度		令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度	令和8・9年度
均等割額	医療分	48,440円	48,440円	56,400円	61,000円
	子ども分	—	—	—	1,290円
所得割率	医療分	8.88%	8.88%	11.60%	10.81%
	子ども分	—	—	—	0.26%
賦課限度額	医療分	640,000円	660,000円	800,000円	850,000円
	子ども分	—	—	—	21,000円

(3) 保険料の納め方

後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれる「特別徴収」と納付書等で納める「普通徴収」があります。

年間18万円以上の年金を受け取っている方は原則として特別徴収となりますが、申請により口座振替への切替も可能です。

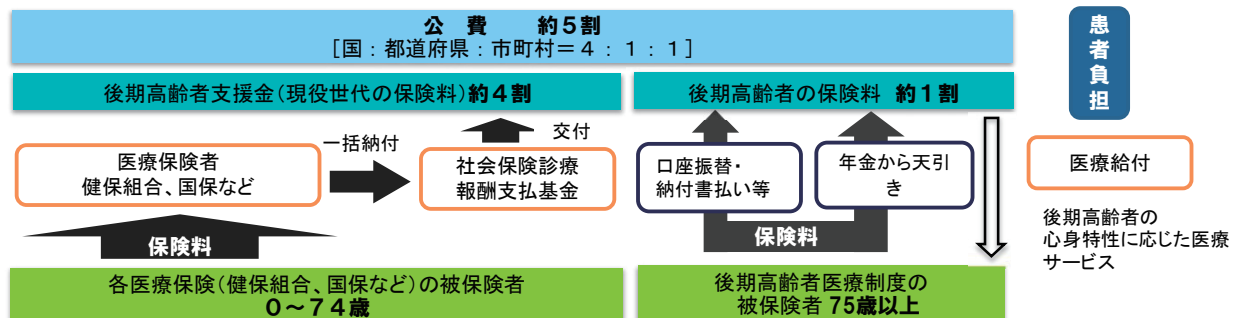
(4) 後期高齢者医療保険料 現年度分収納状況

（単位：円・%）

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別徴収	調定額	367,818,782	371,571,820	388,442,721	443,864,602	466,576,279
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定額	483,982,943	534,968,566	545,365,800	749,651,932	811,213,351
	収納率	98.85%	98.86%	98.95%	99.05%	99.08%
計	調定額	851,801,725	906,540,386	933,808,521	1,193,516,534	1,277,789,630
	収納率	99.19%	99.35%	99.33%	99.40%	99.42%

(5) 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療にかかる費用は、患者負担を除き、75歳以上の後期高齢者の保険料から約1割、国民健康保険や被用者保険等に参加している現役世代の保険料（後期高齢者支援金分）から約4割、公費（国・県・市町村）から約5割の割合でまかなわれています。



3. 後期高齢者医療の現状と今後の展望

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から新たな制度として運用が始まりました。

それまでの高齢者医療は、老人保健法に基づく老人保健制度として実施されてきました。

しかし、高齢化の進展とそれに伴う老人医療費の増大のなかで、老人保健制度は次のような問題点が指摘されました。

- ①老人保健拠出金のなかには、現役世代と高齢者の保険料が含まれており費用負担関係が区分されていないため、現役世代と高齢世代の費用負担が不明確である。
- ②老人保健制度の運営主体は市町村とされ、高齢者に対する医療給付は市町村が行う一方、その財源は公費と保険者（被用者保険、国民健康保険等）の拠出金によりまかなわれ、かかった費用がそのまま保険者の負担として請求されるにもかかわらず、保険者は制度の運営に関与できないなど、制度運営の責任が不明確である。

このような問題点を是正するため、75歳以上の方を対象とする独立した後期高齢者医療制度は以下の内容を趣旨として創設されました。

- ①75歳以上の方の心身の特性に応じた医療サービスを提供すること。
- ②制度の運営を都道府県単位で設置する「後期高齢者医療広域連合」が行うことにより、財政の安定化を図ること。
- ③少子高齢化に伴い、増大する医療費を社会全体で支えるため、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすくすること。

制度実施後も高齢者医療制度の在り方に関する様々な議論が交わされ、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議報告書においては「現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当である。」とされました。

また、政府では令和元年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけでなく、子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、社会保障全般にわたる持続可能な改革が検討されています。

その後、同検討会議での議論等を踏まえ、令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」では、「令和4年には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である。少しでも多くの方に「支える側」として活躍していただき、能力に応じた負担をいただくことが必要である。」とし、後期高齢者の自己負担割合の在り方について、以下のとおり示しています。

- ①後期高齢者（現役並み所得者を除く75歳以上。）であっても課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とすること。
- ②その場合にあっては、何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、自己負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠であること。

この方針を踏まえ、令和3年6月4日、後期高齢者の自己負担割合（2割導入）の改正を盛り込んだ「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が可決、成立。令和4年10月1日から施行することとなりました。

また、令和5年5月にはさらなる改正が行われ、後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法を、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直すことや、出産費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとすることなどが令和6年4月より施行されることとなりました。

制度の見直しにより、令和6・7年度の賦課限度額が80万円に引き上げられたほか、沖縄県後期高齢者医療広域連合では、制度見直し以外の要因（今後の被保険者数や医療給付費の増加及び財政状況等）も総合的に検討した結果、均等割額及び所得割率についてもそれぞれ引き上げられました。

令和8年度からは、こどもや子育て世帯を支援するための財源を確保するため、高齢者を含む全世代が拠出する子ども・子育て支援金制度が導入されました。これにより、後期高齢者も、従来の保険料に子ども・子育て支援金分を上乗せした額を納付することになります。

一方、人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会とするためには、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな保健事業と介護予防を進めることが重要です。

後期高齢者医療制度における保健事業については、保険者である後期高齢者医療広域連合において、健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされてきましたが、以下のような課題を抱えていました。

- ①75歳に到達したことにより、国民健康保険等から後期高齢者医療制度へ移行することになるが、74歳までの健康情報と75歳からの健康情報が適切に継続されないこと。
- ②有病率の高い高齢者は、認知機能の低下や社会的つながりが低下する、いわゆるフレイル状態にもなりやすいことから、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防とフレイル対策等の介護予防の両面にわたる支援を必要とするものの、保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組みは市町村が主体となって取り組んでいるため、高齢者を中心として提供されるよう連携が必要なこと。

このような課題の解消に向け、高齢者の保健事業と市町村が実施する介護保険の地域支援事業等を市町村において一体的に実施する仕組みを構築するため、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、関係法令の法整備がなされました。（令和2年4月1日施行）

これにより、後期高齢者医療広域連合は高齢者保健事業の一部について、その実施を市町村に委託することが可能となりました。本市においても、保険者である沖縄県後期高齢者医療広域連合と委託契約を交わし、令和3年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を実施しています。

保険者である沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携はもとより、国民健康保険の保健事業ならびに介護保険の地域支援事業等との連携をとりながら、高齢者一人ひとりの状況を踏まえた保健事業を実施し、高齢者の健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

資料



1. 宜野湾市社会福祉保健団体及び協力機関名

(1) 宜野湾市社会福祉団体及び協力機関名

令和8年7月1日現在

団 体 名	職名	氏名	住所（事務局）	電話	F A X
宜野湾市社会福祉協議会	会長	富川 盛光	赤道2-7-1	892-6525	892-0843
宜野湾市民生委員児童委員連絡協議会	会長	高良 謙二	赤道2-7-1 社会福祉センター内	892-6525	892-0843
宜野湾市母子寡婦福祉会	会長	安里 都	赤道2-7-1 社会福祉センター内	892-6525	892-0843
宜野湾市身体障がい者福祉協会	理事長	田場 上	赤道2-7-1 社会福祉センター内	917-1242	917-1242
宜野湾市手をつなぐ親の会	会長	金城 智子	赤道2-7-1 社会福祉センター内	892-6525	892-0843
宜野湾市認可保育園園長会	会長	与那覇 峰子	真栄原3-37-25 第2さつき認定こども園	870-9218	988-9238
宜野湾市地域型保育事業所園長会	会長	湾野 政弥	伊佐2-10-5 キュートチャイルド・ケア宜野湾保育園	963-9024	963-9028
宜野湾市赤十字奉仕団	委員長	桃原 美智子	野嵩1-1-1 福祉総務課内	893-4411	893-4490
宜野湾市母子保健推進員連絡会	会長	石原 直美	野嵩1-1-1 こども家庭課内	893-4121	893-4450
宜野湾市食生活改善推進協議会	会長	仲村 操	真栄原1-13-15 保健相談センター内	898-5597	898-5585

(2) その他団体

団 体 名	職名	氏名	住所（事務局）	電話	F A X
宜野湾市自治会長会	会長	知念 桂子	喜友名2丁目16番7号	892-3649	
宜野湾市老人クラブ連合会	会長	宮本 信弘	赤道1-5-17 赤道老人福祉センター内	892-6526	893-6401
宜野湾市女性連合会	会長	天久 静子	野嵩1-1-2（2階）	893-4431 （取次ぎ）	893-4434
宜野湾市子ども会育成者連絡協議会	会長	桃原 隆	野嵩1-1-2（2階）	892-3307	892-3307
宜野湾市青年連合会	会長	比嘉 龍輝	野嵩1-1-2（2階）	893-4411 （取次ぎ）	893-4434
宜野湾市青少年健全育成協議会	会長	又吉 直正	野嵩1-1-2（2階）	892-3307	892-3307
宜野湾市PTA連合会	会長	新屋 心貴	野嵩1-1-2（2階）	892-3307	892-3307

2. 宜野湾市内社会福祉施設等一覧表

(1) 福祉保健関係施設

名称	住所	電話	FAX
保健相談センター(健康増進課)	真栄原1-13-15	898-5583	898-5585
社会福祉センター(社会福祉協議会)	赤道2-7-1	892-6525	892-0843

(2) 高齢者福祉施設・事業所

令和8年4月1日現在

老人福祉センター

赤道老人福祉センター	赤道1-5-17	893-6400	893-6401
伊利原老人福祉センター	伊佐4-3-17	890-7131	943-2728

地域包括支援センター

宜野湾市地域包括支援センター ふてんま	普天間1-9-3	943-4165	943-4067
宜野湾市地域包括支援センター かいほう	真志喜2-22-2(海邦病院駐車場内)	942-8377	898-2174
宜野湾市地域包括支援センター ふれあい	我如古402番地	897-4165	897-4167
宜野湾市地域包括支援センター ぎのわん	宜野湾3-3-13	896-1339	896-1340

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所ぎのわんおもと園	嘉数4-4-10	898-1050	-
かいほう指定居宅介護支援事業所	真志喜2-22-2	898-2172	-
在宅介護サービスきずな	普天間2-31-7	896-1165	-
居宅介護支援事業所ぎのわん	宜野湾3-3-13	896-2552	-
ケアプランサトウ	真志喜2-13-12 2F	870-2772	-
介護支援センター さんだん花	大山7-7-22	890-1255	-
ケアプラン うちどまり	宇地泊2-37-1	943-3089	-
居宅介護支援事業所みらい	野嵩1-44-3 103	892-8762	-
ふれあいケアマネジメント宜野湾事業所	我如古402番地	897-4979	-
福寿園居宅介護支援センター	赤道2-7-2	892-1333	-
ケアプラン あさ	佐真下95番地	943-1760	-
指定居宅介護支援センター彩風の杜	宜野湾市愛知3-18-52	896-1103	-
ケアマネジメント ここ	普天間1丁目25-17 1F	892-8600	-
居宅介護支援センター幸笑	長田3丁目10番7号 2階	975-5373	-
居宅介護支援事業所ケアプランサクセス	普天間1丁目4番13号103号	943-2307	-
ケアプラン Naru	大山3-25-2 101	963-9437	-
ケアプラン ふたふあ	我如古3丁目20番14号	943-6960	-
愛誠園居宅介護支援事業所	伊佐三丁目9番19号	898-1671	-
ケアプランセンター あかまる	上原2-23-13 1階	894-2141	-
居宅介護支援事業所 TAKA	普天間2丁目19番9号	988-3858	-
合同会社居宅介護支援Rとんちやー	新城2丁目39番3号207	963-7213	-
ケアプランパーネル	宜野湾二丁目1番8-C号	050-1724-8888	-
PAIおきなわ	伊佐4-4-1	890-1895	-
ケアプランチューリップ	新城1-19-10-2	892-9331	-

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

グループホームさくら	嘉数4-4-10	898-2280	898-2280
グループホームふれあい	長田1-4-9	896-0247	896-0248
グループホーム若松ぎのわん	上原1丁目5番14号	892-5104	892-5111
グループホームまえはら	真栄原3-6-28	890-1282	890-1283
グループホーム真栄原2丁目	真栄原2-25-10	894-8250	894-8251
グループホームふれあい愛知	愛知3-17-20	892-1201	892-4170
グループホームふれあい我如古	我如古402番地2F	917-5288	917-5299
グループホームさんだん花	大山7-7-22	890-1242	890-7101

認知症対応型通所介護

名称	住所	電話	FAX
ふれあいデイサービス長田	長田1-4-9	896-0247	-
デイサービス2丁目	真栄原2-25-10	894-8250	-
グループホーム若松ぎのわん共用デイサービス	上原1-5-14	892-5104	-
ふれあいデイサービス我如古	我如古402番地2F	917-5288	-

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能きずな	普天間2-31-7	893-5454	-
小規模ホームこすもす	嘉数4-4-10	897-2887	-
小規模多機能ホーム若松ぎのわん	愛知2-3-2	892-1673	-

地域密着型通所介護

デイサービスあすなろ	真志喜3-14-1	927-0174	-
リハビックス宜野湾店	野嵩1-2-15 米須店舗1F	943-0450	-
ふれあいデイサービス 愛知の家	愛知3-17-20	892-1201	-
デイサービスかいほう	真志喜2-22-2	080-6484-5403	-
共生型介護サービス 友結	我如古3-7-5 ハイソ山本101号室	917-1216	-
リハグリット	大山5-1-5	943-2077	-
なないろデイサービス	大山6-24-10 1階	894-7243	-
デイサービス遊がんじゅう	我如古416番地2 102号室	963-6518	-
なないろデイサービス志真志店	志真志3-13-1	917-5428	-

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型老人ホーム むげん	嘉数3-28-7	943-6320	-
----------------	----------	----------	---

介護老人福祉施設

愛誠園	伊佐3-26-8	897-8231	-
白浜の里愛誠園	宇地泊1-19-16	943-1199	-
福寿園	赤道2-7-2	892-1333	-

介護老人保健施設

ぎのわんおもと園	嘉数4-4-10	898-1010	-
----------	----------	----------	---

(3) 障がい者福祉事業所

地域活動支援センター

(Ⅲ型) NPO法人 宜野湾市ひまわり共同作業所	赤道2-7-1 (社会福祉センター内)	892-6878	892-6878
宜野湾市地域活動支援センターTAPIC	野嵩1-12-8	988-8741	988-8742

指定相談支援事業所

ピアセンター イルカ	伊佐4-4-1	890-1896	897-1877
指定相談支援事業所 ささえ	真志喜2-5-14-103 島袋アパート	090-3797-7017	963-9831
楽学喜	宇地泊2-38-7 金盛ビル2F	943-7300	943-7292
imaru plan	喜友名1-11-15-406 コーポラスきゆな	892-2577	892-2577
SOU CONNECT	上原2-1-8	080-6494-6283	
相談支援事業所 みらい	上原1-18-13-301 ハーモニーマンション	090-5945-0245	
相談支援事業所 ふたふあ	我如古3-20-14	943-6960	943-6961
相談支援事業所 INFIT	愛知3-5-21 2階	975-7851	975-7852
space9.	志真志2-17-10-308 ちぶがーらハウジング	080-5539-3550	
COMPASSサポート宜野湾	長田4-4-13	943-3938	943-3943
相談支援事業所みらすくフラワー	野嵩1-43-12 2F	090-3795-5346	963-4022
相談センターすまいるPLUS	普天間1-1-17 メトロシティビル1階	943-1904	943-1905
相談支援事業所 にこ	我如古4-8-31 こーぼぎのわん101	098-943-1707	098-943-1708
アガペー	嘉数2-18-16 ニューバール嘉数505	080-5358-5103	098-963-5410
相談支援事業所プランギア	長田1-13-9	090-7587-9990	
LEAP	喜友名1-11-15-407 コーポラスきゆな	070-1940-7018	

3. 宜野湾市内の相談窓口一覧表

相 談 内 容	電 話	場 所
ふれあい相談（生活全般）	896-2020	社会福祉センター
18歳以下の幼児児童生徒の不登校等教育に関する相談	892-4732	はごろも学習センター （赤道老人福祉センター 2F）
市民相談	893-4136	市役所 生活安全課
不動産相談（第4火曜日）		
人権・困りごと相談（第3木曜日）		
消費生活相談		
無料法律相談		
行政相談（第4木曜日）		
家庭児童相談室	893-4643	市役所 こども家庭課
女性相談（DV・離婚問題等）		
ひとり親家庭に関する相談 （就労・就学資金等）		
全般的な女性問題相談	896-1215	めぶき相談室
健康相談（月・火・水・金曜日）	898-5598（健康増進課）	保健相談センター
ふたば健康相談（毎月第1・3火曜日）	893-4121（こども家庭課）	
障がい者（児）相談（普天間中校区）	917-2678（委託相談事業所）	相談支援事業所ポイント
障がい者（児）相談（真志喜中校区）	988-8214（委託相談事業所）	相談支援センターSOILS
障がい者（児）相談（嘉数中校区）		
障がい者（児）相談（宜野湾中校区）		
地域包括支援センターふてんま	943-4165	普天間1-9-3
地域包括支援センターかいほう	942-8377	真志喜2-22-2（海邦病院駐車場内）
地域包括支援センターふれあい	897-4165	我如古402番地
地域包括支援センターぎのわん	896-1339	宜野湾3-3-13

令和 8 年度版 宜野湾市福祉保健の概要

編 集：宜野湾市福祉推進部・こども部・健康推進部

発行元：宜野湾市福祉推進部福祉総務課

住 所：〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1

電 話：098-893-4411（代表）
